

厚生労働省 平成 29 年度障害者総合福祉推進事業

成年後見制度の利用実態把握及び  
法人後見の活用に関する研究  
報告書

平成 30 年 3 月

社会福祉法人 昴



厚生労働省 平成 29 年度障害者総合福祉推進事業  
成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する研究

報告書目次

|     |                      |       |
|-----|----------------------|-------|
| I   | 事業要旨・・・・・・・・・・・・・・・・ | ( 1 ) |
| II  | 事業目的・・・・・・・・・・・・・・・・ | ( 3 ) |
| III | 事業の実施内容・・・・・・・・・・・・  | ( 4 ) |
| IV  | 調査等の結果・・・・・・・・・・・・   | ( 5 ) |
| V   | 分析・考察・・・・・・・・・・・・    | (134) |
| VI  | 検討委員会等の実施状況・・・・・・・・  | (154) |
| VII | 成果の公表方法・・・・・・・・・・・・  | (155) |

## I 事業要旨

成年後見制度の利用を必要とする障害者を適切に申し立てにつなげるために、現在成年後見制度を利用している障害者が、どのような事情や背景によって成年後見制度の申し立てが必要となったのかについて実態を把握し、成年後見制度の利用に適切に結びつけることができるようになること。成年後見制度利用促進基本計画に示された、利益相反等への対応も含め、社会福祉法人等による法人後見の活用を図るため、地域における公益的な取組みも含めた法人後見のための手引きを作成し、法人後見の普及を図ること。入所施設から地域移行した障害者に関して、後見人等選任されていた場合に果たした役割と、社会福祉法人が果たした役割について比較検討し、法人後見の有用性について検討することを目的として、以下の調査を実施した。

調査 1 市町村及び指定特定相談支援事業所に対する、成年後見制度利用者の実態把握調査

調査対象 市町村 550 (1,718 の中から抽出) 及び、指定特定相談支援事業所 1,500 計 2,050 通 (回答数 988 通・回答率 48.2%)

調査 2 障害者支援施設 (主として知的障害を対象にした施設) 利用者の成年後見制度利用実態把握調査

調査対象 日本知的障害者福祉協会に加盟する全ての入所施設 1,599 通 (回答数 673 通・回答率 42.1%)

調査 3 市町村社会福祉協議会の法人後見実施状況調査

調査対象 市町村社会福祉協議会の内、支部社会福祉協議会を除いた全ての市町村社会福祉協議会計 1,625 通 (回答数 1,092 通・回答率 67.2%)

## 結果

### 1. 成年後見制度の利用に適切に結びつけることができるようになることについて

調査 1 及び調査 2 の結果から、成年後見制度の申立ての背景には、主として知的障害または精神障害がある障害者の「親亡き後」の対応として、障害のある本人の「預貯金等の管理・解約」や、「障害福祉サービスの契約」、「身上監護」を後見人等に期待し、本人が 40 歳程度、親が 60 歳程度以上になって申立てを行う場合が多いことが推測された。

これらのことから、障害のある本人が 40 歳代を迎える頃に、「親亡き後」を考える親や家族を対象にして、基幹相談支援センターや成年後見制度利用促進基本計画により、市町村に設置の努力義務が定められた「中核機関」等が実施主体となり、成年後見制度申立てのための研修会や相談会を行うことにより、成年後見制度の利用に適切に結びつけることができるようになることが考えられる。

### 2. 入所施設からの地域移行に関して後見人等が果たした役割について

調査 1 の問 2⑰「施設入所者の地域移行に対する後見人等の関与」によれば、施設入所している被後見人等の地域移行について、後見人等から相談・提案があったという回答は、4634 人中 223 件であったが、地域移行について反対されたという回答も 280 件あった。

また、調査 2 の 1 (3)「施設からグループホーム等へ地域移行した利用者数」では、「地域移行を主導した人」を聞いている。回答で最も多かったのは、「施設側が中心となって、本人の生活支援の観点から地域移行を行った」で、7368 人中 4432 人 (60.1%) を占めた。次いで、「本人の意思の尊重の観点から地域移行を行った」の 3489 人 (47.4%)、「家族の希望で地域移行を行った」1674 (22.7%) であ

った。「後見人等が中心となって、本人の身上監護の観点から地域移行を行った」は54人であったが、後見人等が選任されている人487人の中の11.0%となっており、他と比較して低い比率となっていた。

これらの調査結果を見る限り、成年後見人等が被後見人の身上監護において、期待された役割を果たせていないように思われた。

調査2の後見人等の身上監護の活動実態の結果から、後見人等の多くは本人への面会は月1回行われておらず、面会した際の時間は30分以下が多くを占めていた。調査1及び調査2から、被後見人等の多くは重度の知的障害をもつ者であることが明らかとなっているが、後見人等のこれらの実態を前提に、後見人等が重度知的障害をもつ被後見人等の生活状況を把握し、本人の意思の尊重や意思決定の支援を行うことが可能であるか、本人の地域移行について、期待される役割を果たすことが可能であるかについて、さらに検討を加えることが必要である。

### 3. 社会福祉法人による法人後見のための手引きの検討について

全国の市町村社会福祉協議会（以下、「社協」という。）に対する法人後見の実施状況調査（以下、「調査3」という。）の結果から、法人後見を行っている288社協が把握され、調査の回答からその実施体制を整理すると次のような結果であった。

- ①受任数 法人後見の受任数は、10人未満が59%を占めた。
- ②障害者・高齢者の比率 法人後見の被後見人等は、障害者36.1%、高齢者63.9%であった。
- ③担当部署 法人後見の担当部署名では、専門の部署名をつけている社協の他、地域福祉課、総務課、事務局等の、既存の社協組織体制の中に法人後見部門を置いているような社協もあった。
- ④責任者 社協の法人後見部署の責任者は、課長級以上の職責の職員が多数を占めていた。
- ⑤担当職員数 法人後見の担当職員は、平均は2.9人、正職員数の平均は2.3人、非正規職員の平均は0.7人であった。
- ⑥市民後見人養成研修修了者の活用 市民後見人養成講座修了生の活用については、法人後見を実施している288社協のうち61.8%が0人と回答した一方、25.2%の社協では活用していた。
- ⑦外部委員の設置 法人後見に関する外部委員がいる社協は76%であった。外部委員の職種の内訳は、専門職では、弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、精神保健福祉士、行政書士、民生委員・児童委員、行政職員では（障害者関係）、（高齢者関係）、（それ以外）であった。当事者・当事者団体を入れている社協もあった。
- ⑧会議 法人後見に関する社協内で行う会議の回数では、年間2～3回が31%で最多であり、次いで年間1回が14%、4～5回が12%であった。0回も11%あった。会議の内容では、法人後見の受任審査、受任したケースに関する検討、法人後見の運営に関する事項などが挙げられた。
- ⑨予算 法人後見を実施している社協の平成29年度予算額は、50万円が22.2%で最多であった。法人後見の後見報酬の収入は、50万円以下が46.6%を占めた。社協の法人後見に対する行政からの委託費は、0円が45.1%であった。一方、1000万円以上の委託費の社協が9.3%あった。法人後見に対する社協の自己資金は、0円が44.4%であった。一方、1000万円という社協も3.7%あった。

これらを踏まえ、社会福祉法人による法人後見の手引きを検討した。また、成年後見制度の実態把握調査から、個人による後見等であれ、法人による後見等であれ、不利益が被後見人に及ばない体制整備が求められることを示した。

## Ⅱ 事業目的

障害者総合支援法施行３年後の見直しに関する報告書及び平成 29 年 3 月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画によって、成年後見制度の利用促進が求められている。

平成 28 年度の障害者総合福祉推進事業、「成年後見制度の理解促進及び適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修の開発及び、法人後見における利益相反に関する研究」においては、成年後見制度の理解を促進し、適切な後見類型の選択につながる研修プログラム及び研修素材を開発し、法人後見の利益相反に関する調査において、法人後見の運営体制の透明性を確保しつつ、本人にとって必要な後見の形態を考えながら、方法を考えていくことが、今後求められる課題であることが明らかにされた。

本事業においては、成年後見制度の利用を必要とする障害者を適切に申し立てにつなげ、成年後見制度の利用促進を図るために、現在成年後見制度を利用している障害者が、どのような事情や背景によって成年後見制度の申し立てが必要となったのかについて実態を把握し、分析する。このことにより、今後、成年後見制度の申し立てが必要な状況に置かれた障害者を把握する参考となり、成年後見制度の利用に適切に結びつけることができるようになることを目的とする。

また、成年後見制度利用促進基本計画に示された、利益相反等への対応も含め、社会福祉法人等による法人後見の活用を図るため、地域における公益的な取組みも含めた法人後見のための手引きを作成し、法人後見の普及を図ることを目的とする。

さらに、成年後見人等の身上監護が重視される中、入所施設から地域移行した障害者に関して、後見人等選任されていた場合に果たした役割と、社会福祉法人が果たした役割について比較検討し、法人後見の有用性について検討することを目的とする。

### Ⅲ 事業の実施内容

成年後見制度の利用実態等を把握するため、以下の３種類のアンケート調査を実施した。

#### 調査 1 市町村及び指定特定相談支援事業所に対する、成年後見制度利用者の実態把握調査

調査対象 市町村 550（1,718の中から抽出）及び、指定特定相談支援事業所 1,500  
平成28年度社会福祉施設等調査の概況によれば指定特定相談支援事業所は全国に8,736事業所あり、これらの事業所から無作為抽出方により抽出した1,500事業所に対して、郵送によるアンケート調査を実施した。なお、指定特定相談支援事業所の所在地等はWAM-NETのデータベースを活用して収集した。

計 2,050 通

回答数 988 通（回答率 48.2%）

実施時期 平成 29 年 11 月 9 日～12 月 4 日

#### 調査 2 障害者支援施設（主として知的障害を対象にした施設）利用者の成年後見制度利用実態把握調査

調査対象 日本知的障害者福祉協会に加盟する全ての入所施設 1,599 通

回答数 673 通（回答率 42.1%）

実施時期 平成 29 年 11 月 14 日～12 月 4 日

#### 調査 3 市町村社会福祉協議会の法人後見実施状況調査

調査対象 都道府県社会福祉協議会のホームページに掲載されている市町村社会福祉協議会一覧の内、支部社会福祉協議会を除いた全ての市町村社会福祉協議会

計 1,625 通

回答数 1,092 通（回答率 67.2%）

実施時期 平成 30 年 1 月 18 日～2 月 5 日

#### Ⅳ 調査等の結果

##### 調査１ 市町村及び指定特定相談支援事業所に対する成年後見制度利用者の実態把握調査

###### 問１． 成年後見制度を利用している障害者の人数

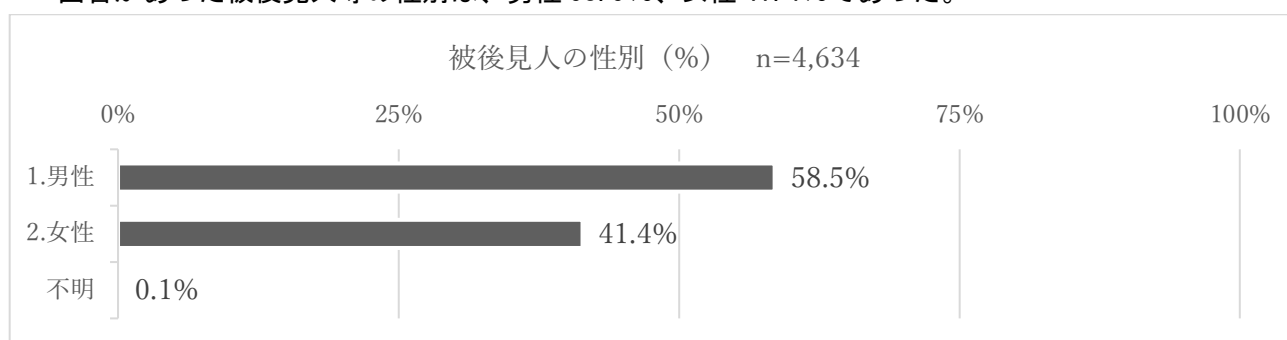
回答があった市町村が把握している成年後見制度の利用者（以下、「被後見人等」という。）及び指定特定相談支援事業所の利用者で被後見人等は、4,634 人であった。

※回答は無記名かつ被後見人等の氏名は調査対象としていないため、市町村と指定特定相談支援事業所が回答した被後見人等の中の一部に、重複した被後見人等が含まれている可能性がある。

###### 問２． 成年後見制度を利用している被後見人等について

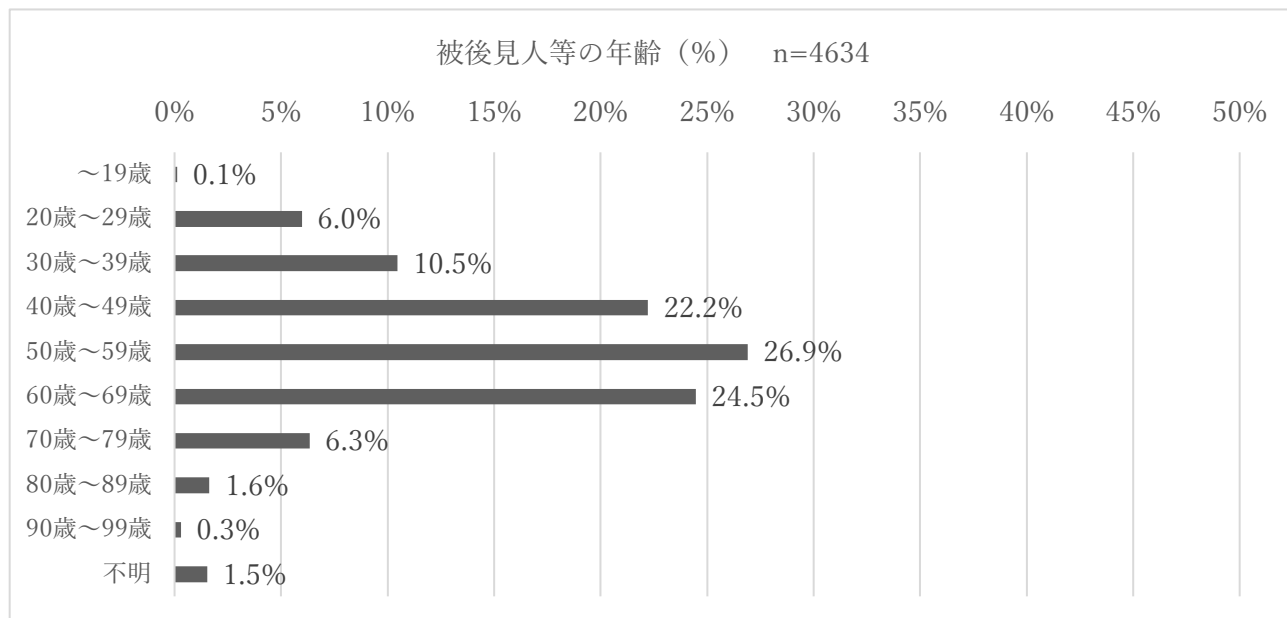
###### ① 性別

回答があった被後見人等の性別は、男性 58.5%、女性 41.4%であった。



###### ② 年齢

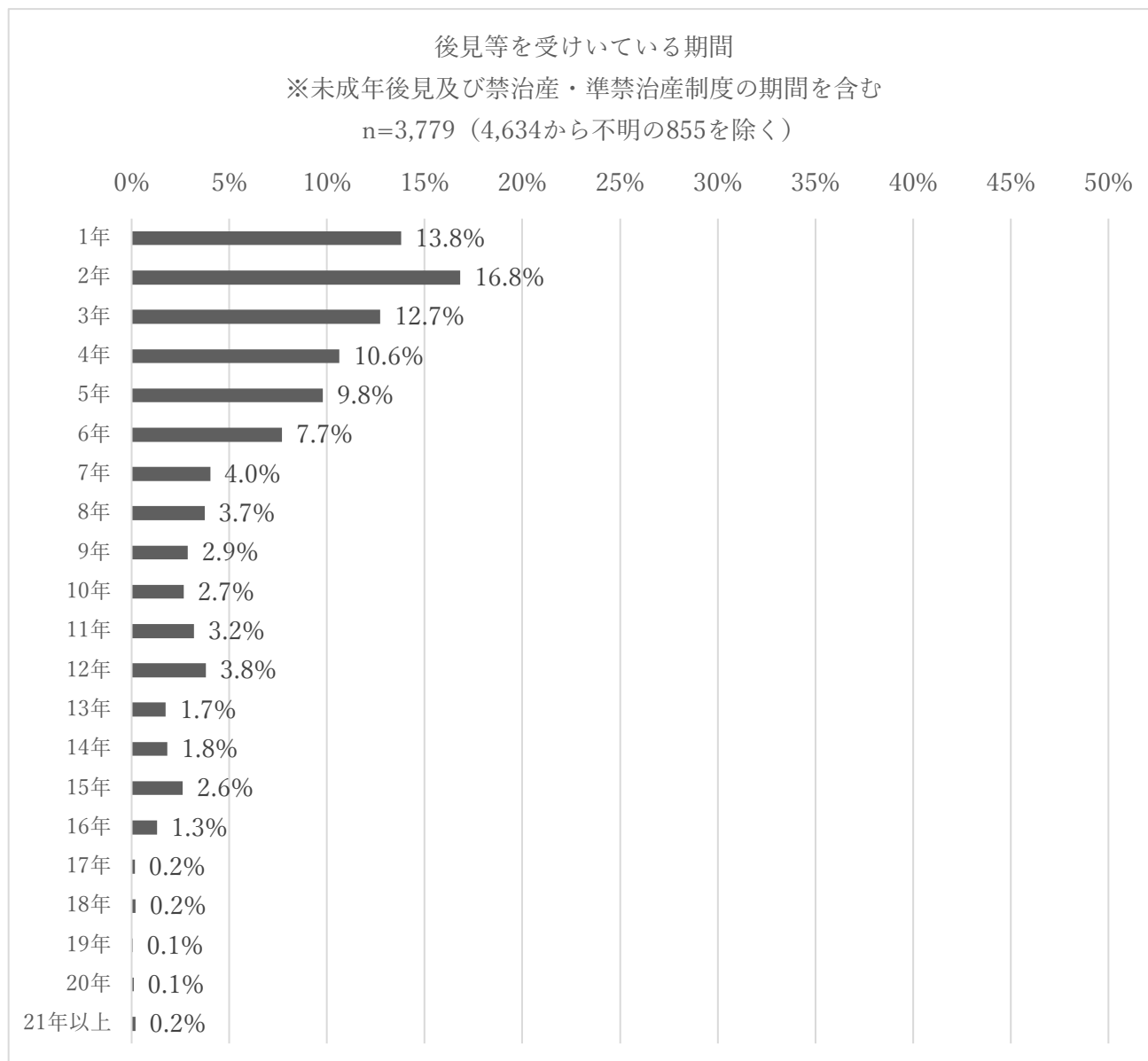
被後見人等の年齢は、40 歳～60 歳代で全体の 73.6%を占めた。



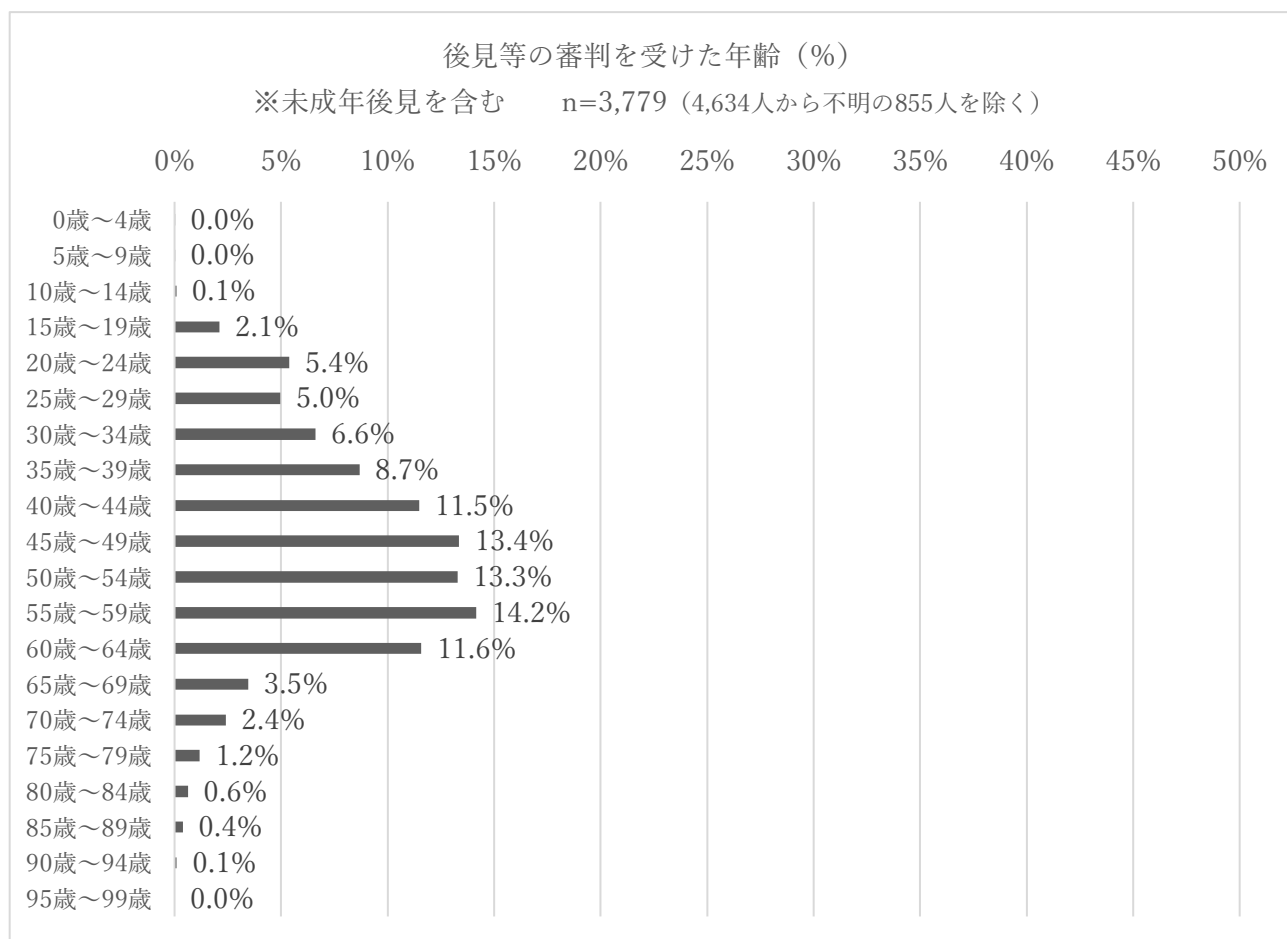


③ 成年後見制度を利用している期間（「後見等の審判を受けた日」から算出）

被後見人等が成年後見制度を利用している期間は、4年以内が54%を占めた。

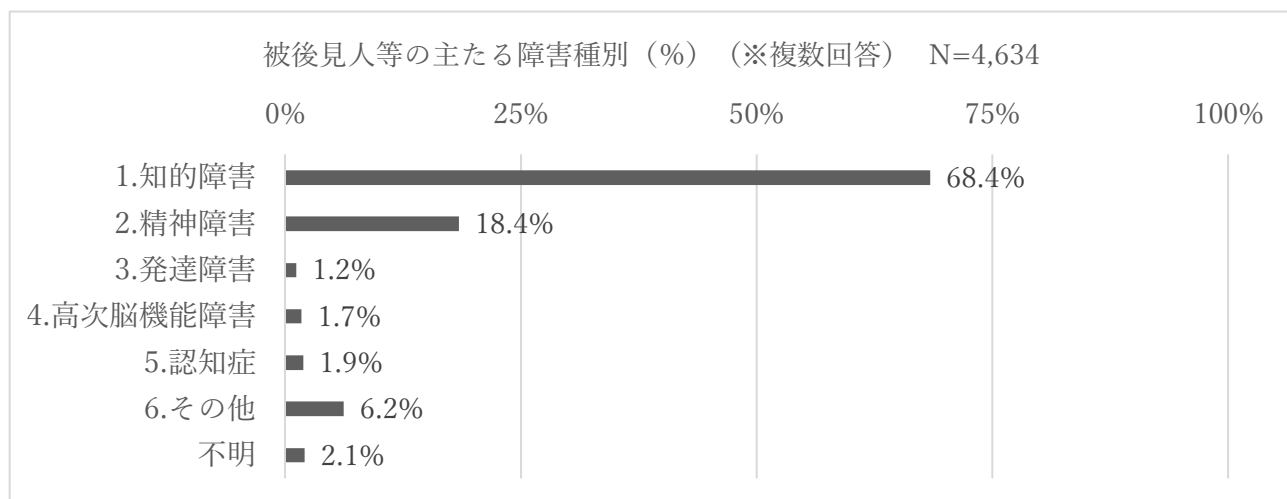


- ④ 成年後見制度の審判を受けた時の年齢（本人の「年齢」と「後見等の審判を受けた日」から算出）  
被後見人等が、成年後見の審判を受けた年齢は、40歳～64歳で63.9%を占めた。



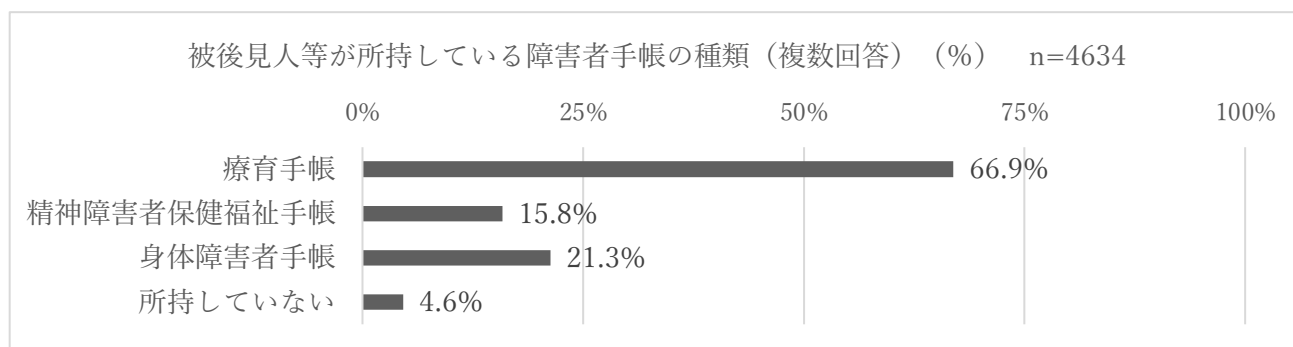
⑤ 主たる障害種別

被後見人等の主たる障害は、知的障害が68.4%と最も多く、次いで精神障害の18.4%であった。



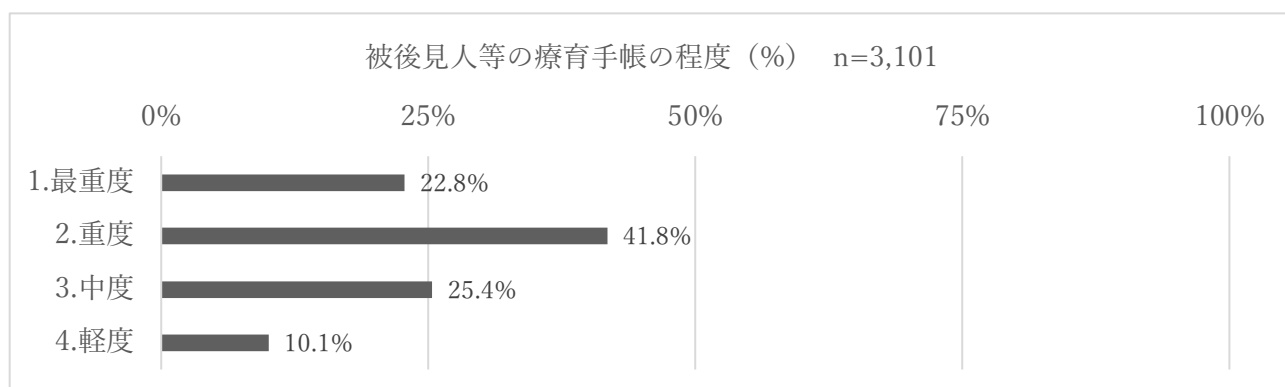
## ⑥ 手帳の種類

被後見人等が所持している障害者手帳の種類は、療育手帳が 66.9%で最多であり、次いで身体障害者手帳の 21.3%、精神障害者保健福祉手帳の 15.8%であった。被後見人等の障害種別の結果と、所持している障害者手帳の結果が異なる要因として、精神障害者保健福祉手帳の取得率が、他の障害者手帳と比較して低いことが考えられる。



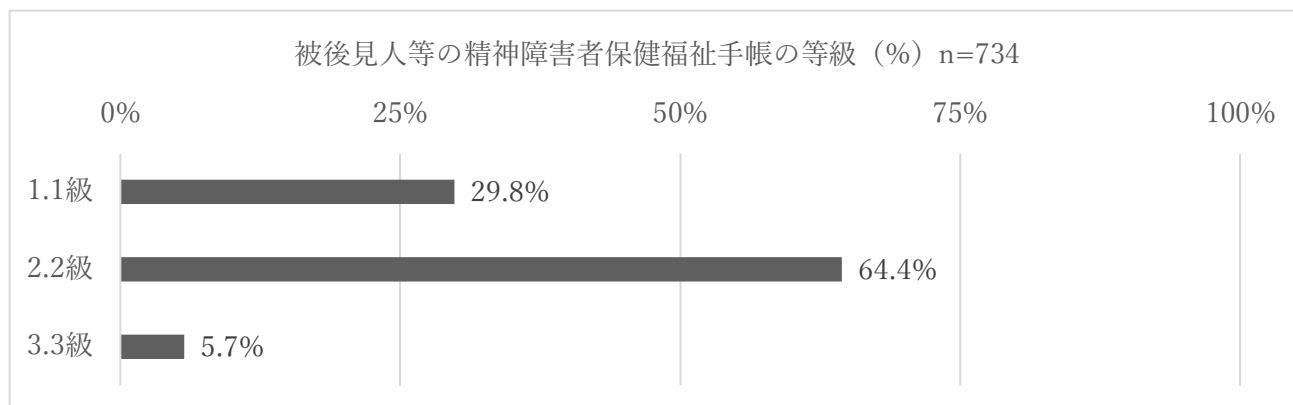
## ⑦ 療育手帳の区分

被後見人等の療育手帳の区分は、所持している 3,101 人のうち、重度が 41.8%、次いで中度が 25.4%、最重度 22.8%であった。



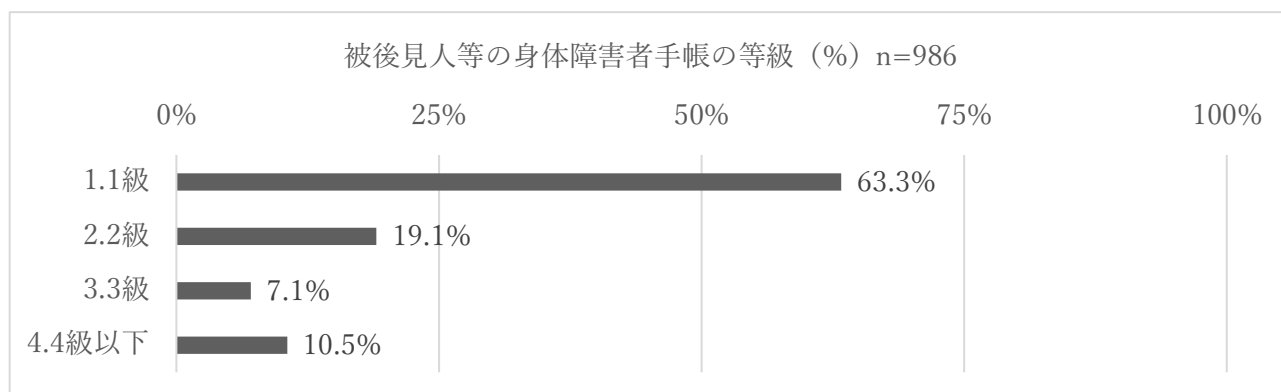
## ⑧ 精神障害者保健福祉手帳の等級

被後見人等の精神障害者保健福祉の等級は、所持している 734 人のうち、2 級が 64.4%、次いで 1 級 29.8%であった。



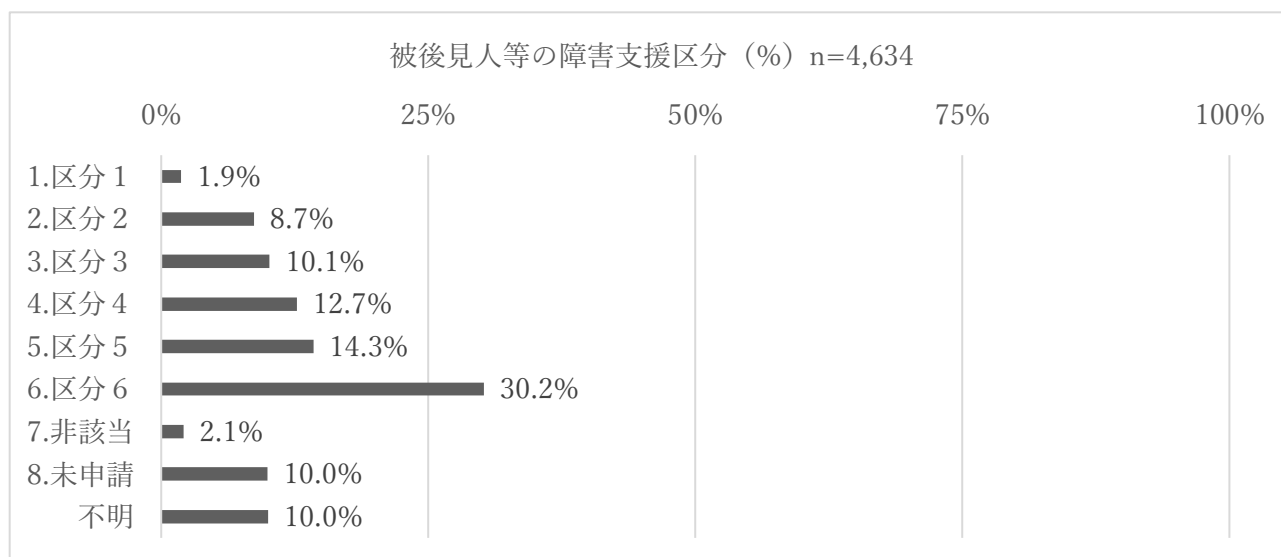
### ⑨ 身体障害者手帳の等級

被後見人等の身体障害者手帳の等級は、所持している 986 人のうち、1 級が 63.3%、次いで 2 級 19.1%であった。



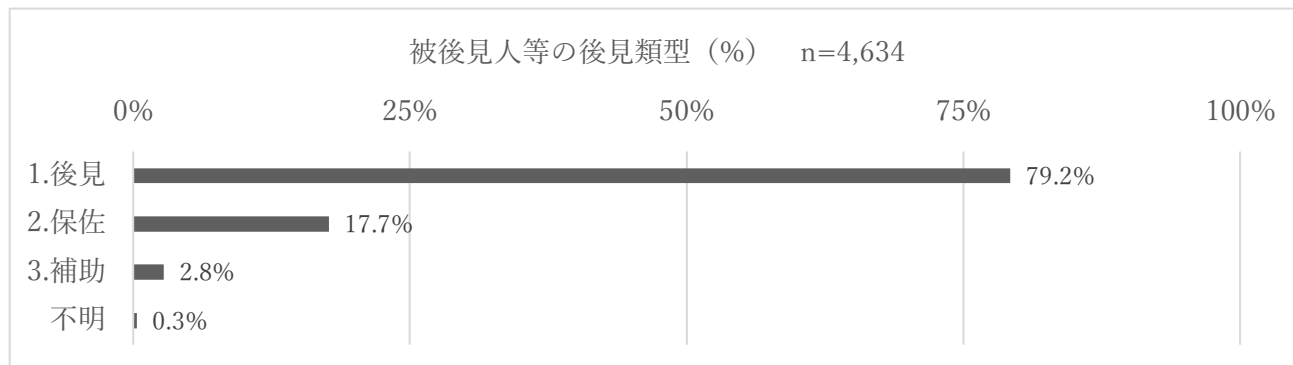
### ⑩ 障害支援区分

被後見人等の障害支援区分は、区分 6 が 30.2%を占め、区分が低くなるほど減少した。



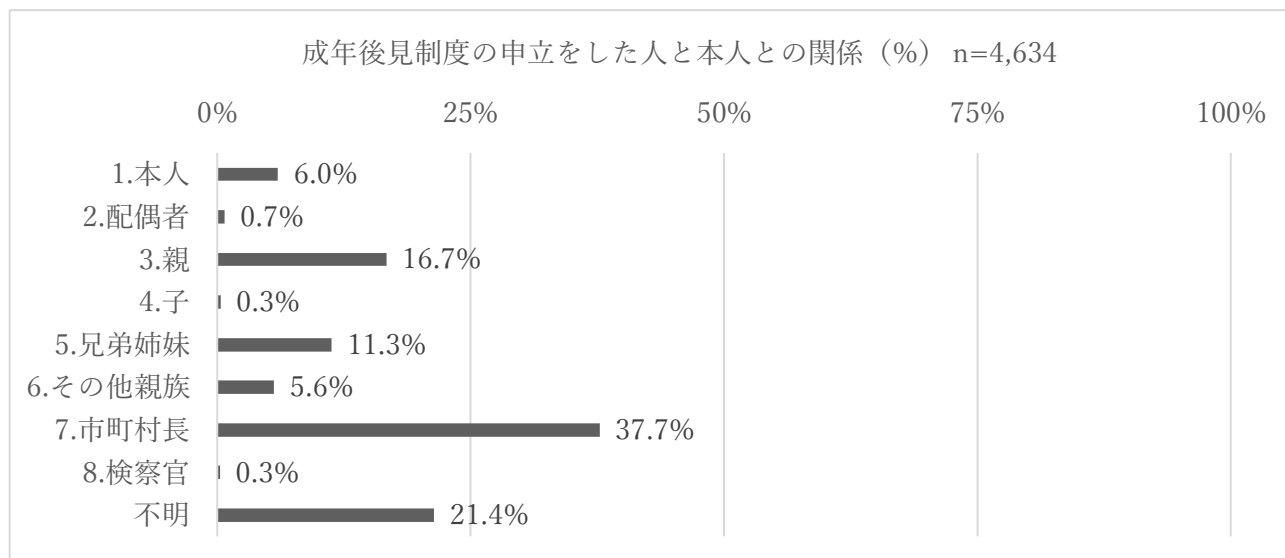
### ⑪ 後見等の類型

被後見人等の後見類型は、「後見」79.2%を占めた。



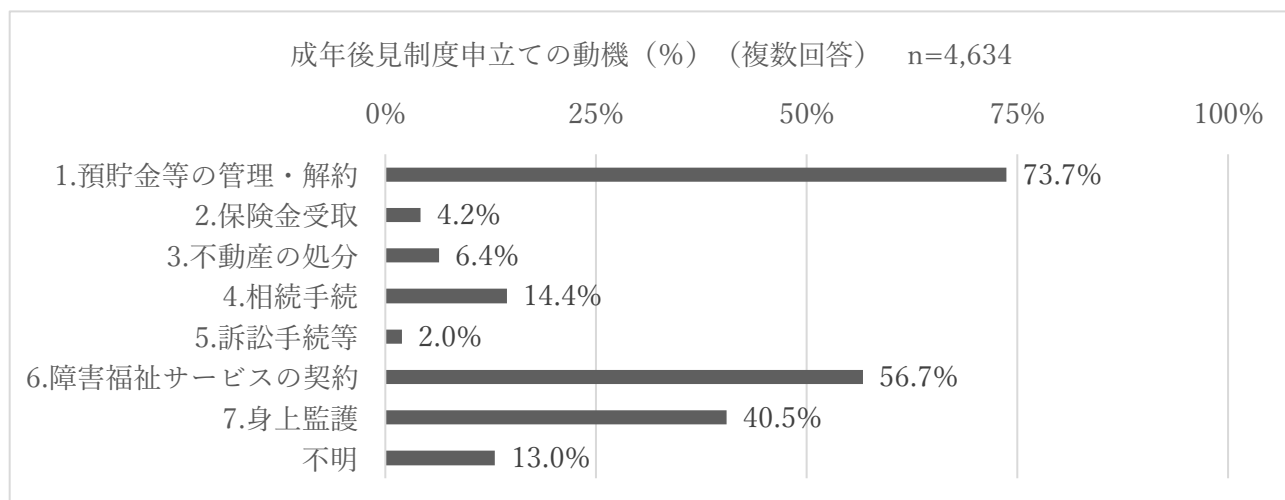
⑫ 成年後見制度の申立てをした人

家庭裁判所に成年後見制度の申立てをした人は、市町村長が 37.7%を占め、次いで親 16.7%、兄弟姉妹 11.35 であった。



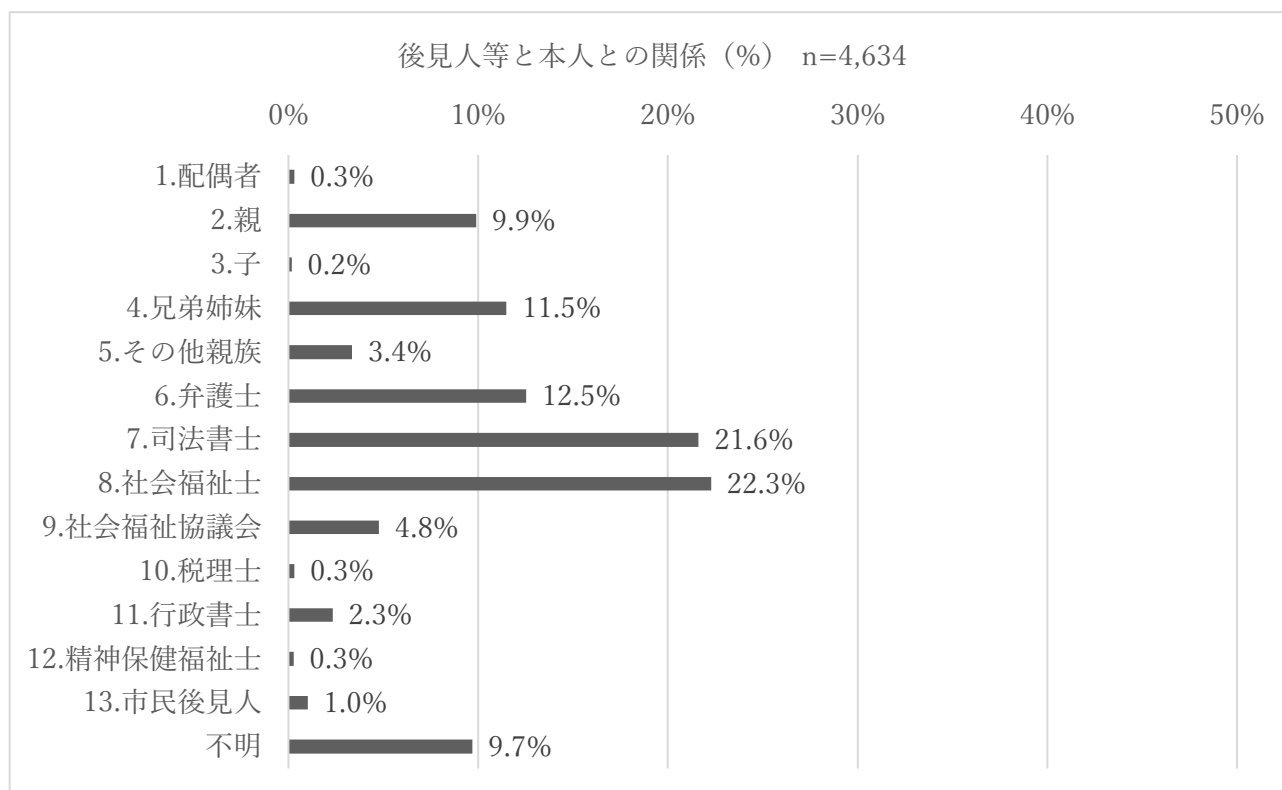
⑬ 成年後見制度申立ての動機

成年後見制度の申し立ての動機は、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで障害福祉サービスの契約、身上監護であった。



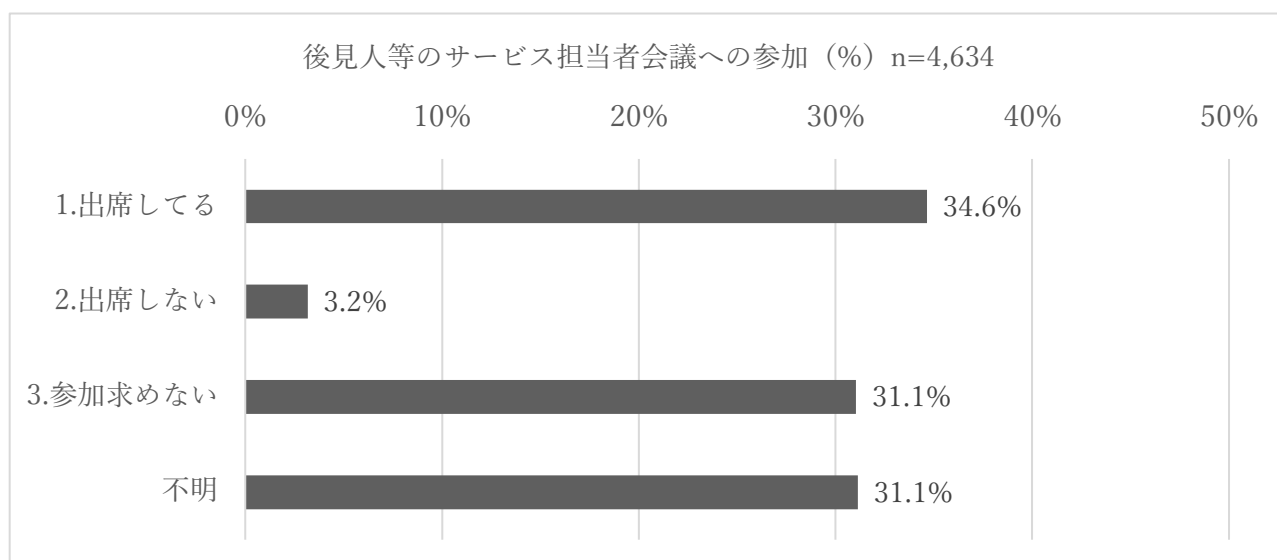
⑭ 後見人等と本人との関係

後見人等と本人との関係は、親族以外の第三者後見人が 65.1%を占め、内訳は、社会福祉士 22.3%、司法書士 21.65 であった。親族後見人では、兄弟姉妹が 11.55%、親 9.9%であった。



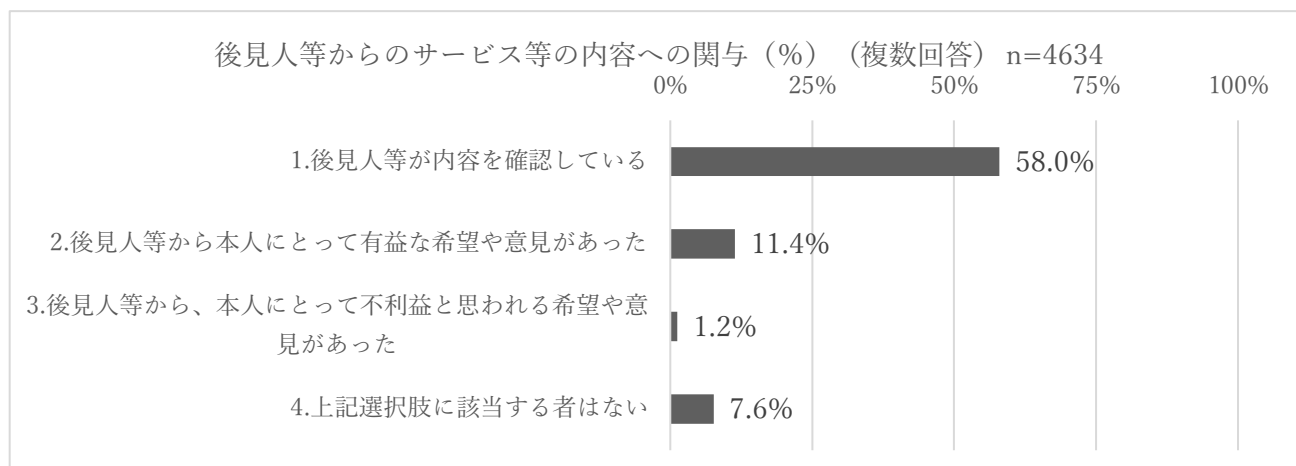
⑮ 後見人等のサービス担当者会議への参加

後見人等のサービス担当者会議への参加では、34.6%が参加していたが、参加を求めない、不明という回答も 31.1%あった。



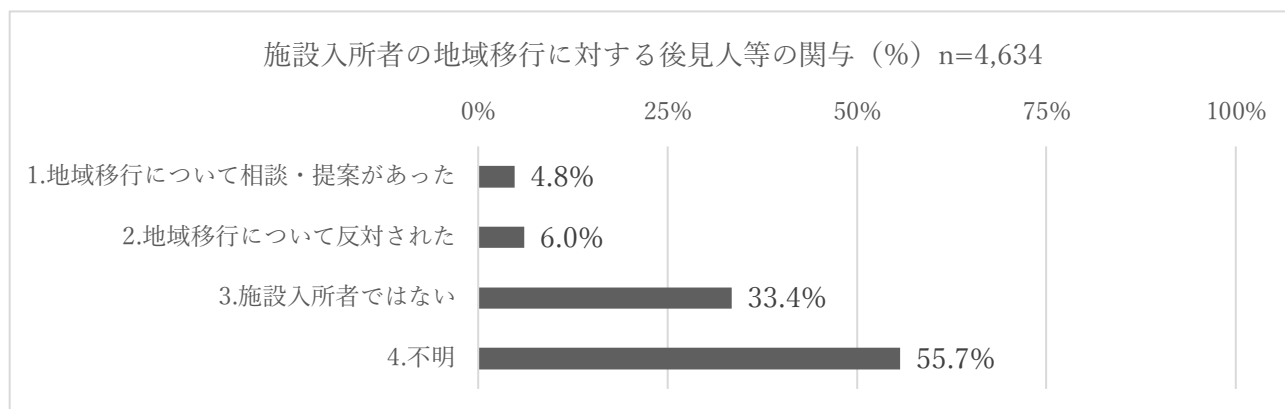
⑩ 後見人等のサービス等の内容への関与〔複数回答〕

後見人等のサービス内容への関与では、内容を確認しているという回答が最も多く、本人にとって有益な希望や意見があったという回答も 529 件あった。また、本人にとって不利益と思われる希望や意見があったという回答も 55 件あった。



⑪ 施設入所者の地域移行に対する後見人等の関与〔複数回答〕

施設入所者の地域移行に対する後見人等の関与では、地域移行について反対されたという回答が 6.0%（280 件）あった。また、後見人等から地域移行について相談・提案があったという回答も 4.8%（223 件）あった。（「不明」には、施設入所だが、地域移行は考えていない等が含まれている）



2. サービス等利用計画に後見人等から本人にとって有益な希望や意見があった（具体的な内容）

| 後見類型 | 後見人等と本人との関係 | サービス等利用計画に後見人等から本人にとって有益な希望や意見があった                    |
|------|-------------|-------------------------------------------------------|
| 後見   | 配偶者         | 後見人は妻。本人は意思確認が難しい状態であるため日ごろの様子等聞き取り、妻と協議をしてサービス調整を行った |
| 後見   | 配偶者         | 生活のメリハリや楽しみが見つかればとのことで、生活介護の利用希望があり、実際に利用されている。       |
| 後見   | 親           | ①ご本人へ無理ない範囲の仕事の提案 ②預貯金を配慮しての節約                        |
| 後見   | 親           | 今必要としてる福祉サービス利用についての相談                                |
| 後見   | 親           | イレウス歴があるため食事の食べ方について支援いただいている。今後も健康管理をお願いしたい。         |

|    |      |                                                                                                                                 |
|----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保佐 | 親    | 規則正しい生活を身につけて欲しい、仕事をするにあたって最初から飛ばさず徐々に時間を増やし長続きするよう努力して欲しい、もちろん社会参加することで沢山のひととかかわり仕事している事、生活している事を知って欲しい、人に迷惑をかけない様に（急に仕事を休むなど） |
| 補助 | 親    | 金銭管理や世間の仕組みについて話をしてくれている                                                                                                        |
| 後見 | 親    | グループホームへの入居について                                                                                                                 |
| 後見 | 親    | 健康管理、余暇活動に関すること                                                                                                                 |
| 後見 | 親    | 健康面自閉症の特性について熱心に支援者と話をする                                                                                                        |
| 後見 | 親    | 健康で怪我のないようにお願いしたい。噛み合わせが良くないので少しでも噛む力がつけば。                                                                                      |
| 後見 | 親    | 後見人より、帰宅時に高齢の母との生活であるため移動支援による外出ができないかとの希望があった。                                                                                 |
| 後見 | 親    | ご本人の体調やパーソナリティについての情報提供や代弁。                                                                                                     |
| 後見 | 親    | サービス利用と、家族との連携                                                                                                                  |
| 保佐 | 親    | 住環境の整備（物品購入等）                                                                                                                   |
| 後見 | 親    | 食事について外に出て食事を食べる。人と会話する等は本人にとって気分転換となるので続けてほしい                                                                                  |
| 後見 | 親    | 日常生活における支援内容に対する要望や希望などがあった                                                                                                     |
| 後見 | 親    | 日中の活動の場を設け、親も子も自立した生活を送りたい。安心して生活できる場を設けてもらいたい。                                                                                 |
| 保佐 | 親    | 福祉サービスの新たな利用を求められた                                                                                                              |
| 後見 | 親    | 本人の通販への取消し                                                                                                                      |
| 後見 | 親    | 本人の障害特性や体調、好きなことに配慮したサービス利用ができるよう意見をいただいている。                                                                                    |
| 後見 | 親    | 本人の余暇支援の充実を図るためのサービスの依頼                                                                                                         |
| 後見 | 親    | 余暇活動についての支援の要望                                                                                                                  |
| 後見 | 親    | 利用者の意思決定                                                                                                                        |
| 保佐 | 親    | 感情コントロールが難しい本人の代弁者としてサービス担当者会議に出席し、事業者側からの不当な制約等を阻止した                                                                           |
| 保佐 | 親    | 就労継続支援 A 型の利用者。仕事に対する考え方や態度など本人へのアドバイスをされた                                                                                      |
| 後見 | 親    | 日中活動の場として生活介護の利用、入浴時の支援を目的としてヘルパー支援を導入した。その後、レスパイト目的で短期入所利用について希望があった                                                           |
| 後見 | 親    | 歩行の際の靴の変更、食堂での過ごし方の提案                                                                                                           |
| 後見 | 親    | 療養介護を利用されている方々です。健康で安心した生活を送ることができているため、家族の皆さんも継続利用を希望されています。                                                                   |
| 後見 | 親    | 生活の細部や生活歴について情報提供と要望の提示                                                                                                         |
| 補助 | 子    | 大きな問題がなければ基本的には本人の希望を尊重していただいています                                                                                               |
| 後見 | 兄弟姉妹 | GH 入居希望                                                                                                                         |
| 後見 | 兄弟姉妹 | 栄養ケア計画に基づいて食事を提供していただいている。今後も健康管理をお願いしたい                                                                                        |
| 後見 | 兄弟姉妹 | 介護ベット購入の相談をした際、買取ではなくリースはできないのかの意見                                                                                              |
| 後見 | 兄弟姉妹 | 外出行事、園内行事などには付き添い、本人の表情や様子を出来るだけ見たい                                                                                             |



|    |       |                                                                                      |
|----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 後見 | 兄弟姉妹  | 気になることがあると気持ちが落ち着かない。事故、怪我のないように見守りをお願いしたい。                                          |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 金銭面生活面健康面でのアドバイス                                                                     |
| 保佐 | 兄弟姉妹  | グループホーム移行について男女別のホーム希望                                                               |
| 後見 | 兄弟姉妹  | グループホームの処遇の改善を地域処遇の希望、相談                                                             |
| 後見 | 兄弟姉妹  | グループホーム利用の希望があり計画的に体験をした                                                             |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 契約は本人にかわってスムーズに実施される                                                                 |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 高齢になってきたので健康に配慮した支援をお願いしたい                                                           |
| 後見 | 兄弟姉妹  | ご本人のためにしっかりと体調把握したりかわりを持つように周知してほしい                                                  |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 施設入所時、施設での過ごしへの希望を伝えてくれた                                                             |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 自分も高齢になってきているのでご本人のことについて一緒に考えてほしい                                                   |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 日中活動の場として生活介護の利用、地域活動支援センターなどの利用希望があった。またご本人がより安全に暮らせるように自宅 1 階部分をご本人専用の居住空間として改修を提案 |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 母と妹家族から自立した際に妹が後見人となって金銭管理を任せられたゆえ。本人の自己決定は委ねられている                                   |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 本人のお金なので、必要な物は購入してほしい。                                                               |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 本人が安心してすごせるように本人の意思を確認してほしい                                                          |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 本人とのかかわりについて                                                                         |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 本人の特性に沿った生活サービス提供を求める                                                                |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 本人のやりたいことをやらせてあげたい。そのためのお金は使える。                                                      |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 夜間転倒による怪我が心配、早目に介護保険サービスの移行準備をお願いしたい。                                                |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 利用者の意思決定                                                                             |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 療養所での適切処置や本人の処遇改善への希望                                                                |
| 補助 | 兄弟姉妹  | 1 年に 1 度程度でもカンファレンスをして状況を知りたいという希望があり、本人も面と向かって言えないことを言える場ができた。                      |
| 保佐 | 兄弟姉妹  | サービス導入時に、家事援助について賛同の意見あり                                                             |
| 後見 | 兄弟姉妹  | サービス内容について、本人が困らないようにとの意見を常に提案している                                                   |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 就 A 利用に係わる継続的な利用希望                                                                   |
| 保佐 | 兄弟姉妹  | 地域移行支援事業を申請し、現在退院に向けて進めている（入院 25 年）                                                  |
| 保佐 | 兄弟姉妹  | 地域移行を利用してグループホームで生活できることになった（入院退院 10 数回）                                             |
| 後見 | 兄弟姉妹  | バランスよく食べるようヘルパーに調整してもらっては、などの助言                                                      |
| 保佐 | 兄弟姉妹  | 病院やほかの内容についてアドバイス                                                                    |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 本人とのかかわりについて貴重な意見をいただきました（声かけ 配慮 対応）                                                 |
| 保佐 | 兄弟姉妹  | 本人がヘルパーとともに家事をするよう促すなど                                                               |
| 後見 | 兄弟姉妹  | ご本人の状況をよく知っており、特に金銭面でご本人がとてもルーズなことから現在のグループホームでの生活で一緒に支援の方向をみれている                    |
| 後見 | その他親族 | 家事援助のあり方の提案                                                                          |
| 後見 | その他親族 | グループホーム入居に関して積極的に本人の安心できる環境づくりに協力して下さった                                              |
| 後見 | その他親族 | 施設入所者 母との面会や帰省について協力いただけるという意見をいただいた                                                 |

|    |       |                                                                                                                                                             |
|----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保佐 | その他親族 | 就労希望をされている本人のために生活リズムの立て直しを図るなど本人の自立のために支援者と一緒に考えてくださっている                                                                                                   |
| 保佐 | その他親族 | 必要があれば介護保険サービスの移行をお願いしたい。本人にとって不利にならないようにお願いしたい。                                                                                                            |
| 後見 | その他親族 | 発作についての受診などに同行して下さり、服薬についてのアドバイスもしてくださる                                                                                                                     |
| 保佐 | その他親族 | 本人の特性で気分の波があり、本人の希望については支援者を交えて支援の方向性や提案をいただきスムーズに対応することができた                                                                                                |
| 後見 | その他親族 | 本人が元気に楽しんで暮らせるようにお願いしたい                                                                                                                                     |
| 後見 | その他親族 | 本人が望む生活を応援したい。                                                                                                                                              |
| 後見 | 弁護士   | DVD デッキがほしいと希望されていたが購入まで期間がかかった。早く叶えてください                                                                                                                   |
| 後見 | 弁護士   | 新しい生活に早くなれて楽しみを見つけて生活してほしい                                                                                                                                  |
| 後見 | 弁護士   | 移動支援を利用して好きなものを買うことができるとよい 生活保護や短期入所を利用して少しでも日常生活が活性化するとよい                                                                                                  |
| 後見 | 弁護士   | 家事や健康管理が不十分であるため、何らかの支援を入れて生活改善を図りたい                                                                                                                        |
| 後見 | 弁護士   | 家族との生活の実現に向けてのサービス利用や法的対応の提案、助言                                                                                                                             |
| 後見 | 弁護士   | 金銭的余裕がない中、本人の希望にそえるように検討している。                                                                                                                               |
| 後見 | 弁護士   | グループホームへの意見、転所の意向について                                                                                                                                       |
| 保佐 | 弁護士   | 携帯電話やインターネットなどの契約に何する書類やその他不明の書類が送られてきたときのアドバイスの仕方等                                                                                                         |
| 後見 | 弁護士   | 健康管理に関する内容、火の取り扱いに関する内容                                                                                                                                     |
| 後見 | 弁護士   | ご本人が安全に暮らせるための生活の場や対応に関する提案、法的助言                                                                                                                            |
| 後見 | 弁護士   | ご本人との関わりがあり、その時の状況等話があったりご本人の状況を見て、一緒に考えてくれるので意見等出しやすい                                                                                                      |
| 後見 | 弁護士   | ご本人の望む生活をしてほしい                                                                                                                                              |
| 後見 | 弁護士   | 施設入所生活の継続的な利用                                                                                                                                               |
| 保佐 | 弁護士   | 自宅に届く郵便物の確認を行うため本人が事業所へ届けるようにする                                                                                                                             |
| 後見 | 弁護士   | 就労していた事業所に就業規則に成年被後見人は雇わないことができるとの規定があり、解雇されることとなった時、事業所に出向き、本人の権利擁護をしてくださった。                                                                               |
| 保佐 | 弁護士   | 食材購入やその費用など日常生活の健康管理のための必要とする「家事援助（調理中心、買物代行支援）」に賛同してくれている。<br>受診内容や治療方針の内容確認をするためにも「通院等介助」の必要性を認識されている。<br>本人にとって最善の利益につながる治療の選択する機会になっている（医療同意という意味ではない）。 |
| 後見 | 弁護士   | 総合的な支援の中でサービスに関する話題についても意見をいただいているが具体的な内容は把握していない                                                                                                           |
| 後見 | 弁護士   | 地域移行にチャレンジしてみないかとの問い合わせがあり一緒に検討した                                                                                                                           |
| 後見 | 弁護士   | 日常生活内でのトラブルが多いこともあり兄弟からの虐待の回避のための施設入所                                                                                                                       |
| 後見 | 弁護士   | 日常生活を円滑に行うための、有益な提案をいただいている                                                                                                                                 |
| 後見 | 弁護士   | 日中活動の場として生活介護やサービスの利用を希望。ご家族のレスパイト目的で入院対応を経ながら施設入所についても提案があり実際に入所が実現。                                                                                       |

|    |      |                                                                                                                   |
|----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保佐 | 弁護士  | 弁護士なので、必要なことは確実に両親とやりとりしてもらえる。                                                                                    |
| 後見 | 弁護士  | 本人と家族との連携の取り方についてのアドバイスがあった。                                                                                      |
| 保佐 | 弁護士  | 本人が安心して地域生活を送る就労継続するためアドバイスをもらい情報共有している。                                                                          |
| 後見 | 弁護士  | 毎日ミーティングをしていて意見交換している(弁護士不参加)                                                                                     |
| 保佐 | 弁護士  | モニタリングを送って目を通していただき印鑑をいただいている。                                                                                    |
| 後見 | 弁護士  | 利用者の意思決定                                                                                                          |
| 補助 | 弁護士  | お金の使い方管理方法についてアドバイスがあった                                                                                           |
| 後見 | 弁護士  | 具体的な金銭の使い方や金額について、本人がイメージしやすいような質問や意見があった                                                                         |
| 補助 | 弁護士  | グループホームの入居について実家へのアクセスの良いところという意見があった<br>移動支援の利用について家族関係に配慮した使い方への意見があった                                          |
| 保佐 | 弁護士  | 結核治療期間に服薬が確実にできるためにサービスの追加の依頼があった                                                                                 |
| 後見 | 弁護士  | 債務整理の進め方金銭の使い方について援助助言があった                                                                                        |
| 後見 | 弁護士  | 総合的な支援の中でサービスに関する話題についても意見をいただいているが具体的な内容は把握していない                                                                 |
| 後見 | 弁護士  | タバコの不始末、借金等についての話合い                                                                                               |
| 保佐 | 弁護士  | 単身自宅での生活であったが、ギャンブル等お金遣いが荒く、他者に借金をするなどあり、生活保護施設への入所                                                               |
| 補助 | 弁護士  | 入院の必要性について                                                                                                        |
| 保佐 | 弁護士  | 本人だけでは家事や通院が不十分であるため、何らかの支援をお願いしたい                                                                                |
| 後見 | 弁護士  | 本人が健康で出来るだけ長く地域で生活できるよう適切なサービス支援がなされるよう意見があった                                                                     |
| 保佐 | 弁護士  | ① 日常生活行動における、法律的見解 ②金銭管理方法に関する助言                                                                                  |
| 後見 | 弁護士  | 住みなれた GH の継続と本人にあったその他のサービスを希望                                                                                    |
| 保佐 | 弁護士  | 相談員と本人では判断しきれない事柄について適宜助言をくれる                                                                                     |
| 後見 | 弁護士  | 入院するかどうかの検討のときしっかり関わっていただけました                                                                                     |
| 後見 | 弁護士  | 療養介護を利用されている方々です。健康で安心した生活を送ることができているため、家族の皆さんも継続利用を希望されています。                                                     |
| 後見 | 司法書士 | 健康にすごせるよう支援して欲しいと依頼あり                                                                                             |
| 後見 | 司法書士 | ① 本人の生活暦を把握する場合、教えていただいた ②要望に応じて、定期的な訪問をしていただけること                                                                 |
| 後見 | 司法書士 | 8月より障害福祉サービスから介護保険に移行。定期的な訪問は継続してほしい                                                                              |
| 保佐 | 司法書士 | 安定した生活の場の確保として短期入所の利用の希望があった                                                                                      |
| 後見 | 司法書士 | 今まで施設で育たれ、外の世界をほとんど知らないなので、外出時色々な所へ出かけ、色々な経験をさせてあげたい。                                                             |
| 後見 | 司法書士 | 妹が身上監護という立場で関わっていますが、年齢的にも介護保険への移行など今後の生活の場や日中活動の場について地元の自宅のある場所をグループホームにして利用できないかという相談があった。自宅の近くで生活させたいという思いがある。 |
| 後見 | 司法書士 | お金のことで相談するときには関係者と信頼関係を築きそれからゆっくりすすめたい                                                                            |

|    |      |                                                                             |
|----|------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 後見 | 司法書士 | 家族の生活についてご意見があり、本人は GH に入所することになった                                          |
| 後見 | 司法書士 | 家族との同居に向けて後見人を見つけたが、家族から金銭援助の希望が強く、後見人からの助言で支援員も安心して同居に向けて動き出せそうである。        |
| 後見 | 司法書士 | 金銭面生活面健康面でのアドバイス                                                            |
| 後見 | 司法書士 | 継続して利用したい。また、相談員の定期的な訪問を継続してお願いしたい。情報交換を密にしたい。                              |
| 保佐 | 司法書士 | ケース会議等参加を特に求めているが出席。処遇困難ケースのため、本人にあった施設、病院を自ら探してくれる。                        |
| 後見 | 司法書士 | 後見人と 1 ヶ月に 1 度、作業所で会うことを楽しみにしているようである                                       |
| 保佐 | 司法書士 | こづかいの使い方について細かな報告を希望しているが月に 1 万円置いていくこと（？）                                  |
| 後見 | 司法書士 | ご本人様が地域で生活していく中で、福祉サービスだけでなく、地域の企業などの協力を得ようと意見をいただいた。                       |
| 保佐 | 司法書士 | ご本人の意見を尊重される保佐人の方のため本人の意欲を高める意見をいただいています                                    |
| 保佐 | 司法書士 | 財産 土地 住まい                                                                   |
| 保佐 | 司法書士 | 仕事を定年退職し、体力的にも 2 階のアパートは辛いという話が本人からあるが、保佐人も理解し、1 階での生活が出来るように希望を聞いて動いてくれている |
| 後見 | 司法書士 | 施設内で安定した生活ができるようになり、また就労のスタートに立てるようになるとよい。                                  |
| 後見 | 司法書士 | 施設で過ごせなくなった場合を想定して、色々な情報を集めて報告して下さった                                        |
| 後見 | 司法書士 | 施設入所であるがご本人の経済的に余裕があるため福祉サービスだけでなく有償ボランティアの利用や余暇に必要な物品の購入の要望があった            |
| 後見 | 司法書士 | 収入と支出についての説明と週ごとの生活費の渡し方など                                                  |
| 後見 | 司法書士 | 就労支援に関する意見提案 ヘルパー利用についての提案                                                  |
| 後見 | 司法書士 | 主たる介護者である叔父が抱え込み傾向であることに對し管理的な視点で適切なサービス利用を促す助言があった                         |
| 後見 | 司法書士 | 将来的には、本人の自立のために具体的な意見が検討されている                                               |
| 後見 | 司法書士 | 人権侵害から擁護するための、法律的見解・専門職としての見解                                               |
| 後見 | 司法書士 | 申請の際には、様々な書類を用意して下さり助かる                                                     |
| 後見 | 司法書士 | 生活環境についてご意見があった                                                             |
| 後見 | 司法書士 | 生活環境についてご意見があった                                                             |
| 後見 | 司法書士 | 貯金を有効活用するよう話があった                                                            |
| 後見 | 司法書士 | 入所から GH への移行について打診、地域移行について積極的に進めて欲しいと希望あり                                  |
| 後見 | 司法書士 | 入所の申し込み 自宅の不用品の処分案                                                          |
| 後見 | 司法書士 | 母認知症になり以前は本人と一緒に住みたいと希望があるが、無理と判断し重心施設入所希望となる                               |
| 保佐 | 司法書士 | 日々のお金のやりくり 就労の促し                                                            |
| 後見 | 司法書士 | 訪問介護の利用や一般就労について                                                            |
| 後見 | 司法書士 | 欲しいものが買いたい                                                                  |
| 後見 | 司法書士 | 本人の意向による地域にある施設へ入所調整してほしいと希望があった                                            |

|    |      |                                                                                                    |
|----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 後見 | 司法書士 | 本人の市営住宅申し込みや退院後の生活について相談があった                                                                       |
| 保佐 | 司法書士 | 本人あまり話さない人であり、代弁者として相談があった                                                                         |
| 後見 | 司法書士 | 本人が健康で出来るだけ長く地域で生活できるよう適切なサービス支援がなされるよう意見があった                                                      |
| 後見 | 司法書士 | 本人が事故や怪我等なく落ち着いて過ごせるよう環境面でも配慮してもらえたらと思います                                                          |
| 後見 | 司法書士 | 本人に対する地域や警察等からの情報提供、本人の家族からの情報提供                                                                   |
| 後見 | 司法書士 | 本人の意思を尊重します。                                                                                       |
| 後見 | 司法書士 | 本人の希望を優先にあらゆる可能性を見ながら在宅サービスの利用またはグループホーム利用も検討。本人の意向を踏まえ、できるだけ在宅での生活を提案していた。ショートステイの利用について意見を出してくれた |
| 後見 | 司法書士 | 本人の生活環境や健康面の変化があるたびに最善の道を一緒に考え対応しておられる                                                             |
| 後見 | 司法書士 | 本人の特性に沿った生活サービス提供を求める                                                                              |
| 保佐 | 司法書士 | 本人は金銭管理の面で強い不安を持っており、本人の希望を聞きながら生活費の管理を行われる。金銭搾取の疑いがある親族へ実際に会って説明を行ったり金銭面の課題解決に取り組んでいただいている。       |
| 後見 | 司法書士 | モニタリングを送って目を通していただき印鑑をいただいている。                                                                     |
| 後見 | 司法書士 | 預金が少ないので1ヶ月の生活費を小分けにしてお渡しする                                                                        |
| 後見 | 司法書士 | 預金がたくさんあるのでご本人が好きな外出等にお金を使ってください                                                                   |
| 補助 | 司法書士 | 利用者同士のトラブルで一方的にサービスの提供を拒否された(実質クビ)。利用者に対し違う事業所を利用する。また、利用が可能なように申し出る等、利用者の立場になった意見等があった。           |
| 後見 | 司法書士 | 利用者の意思決定                                                                                           |
| 後見 | 司法書士 | 子の問題行動とお金の使い方                                                                                      |
| 保佐 | 司法書士 | 利率の良い定期預金の紹介、庭の草むしりにおいての業者の紹介                                                                      |
| 後見 | 司法書士 | 夫との関係、子供のことなど                                                                                      |
| 補助 | 司法書士 | 金銭面生活面健康面でのアドバイス                                                                                   |
| 後見 | 司法書士 | 携帯電話によるトラブルが起こりそうであったため、プランの見直しや利用方法についての提案があった                                                    |
| 後見 | 司法書士 | ご本人が在宅での生活を希望された時に、一緒にご本人の希望を具体的にわかりやすく伝えていただいた                                                    |
| 後見 | 司法書士 | 財産整理をしてもらい将来的に生活していくのに十分と聞き本人の症状が安定した                                                              |
| 後見 | 司法書士 | 住宅ローンの返済や自己破産について具体的な時期など意見をいただいている                                                                |
| 後見 | 司法書士 | 身体的精神的な調和がとれるようサービス利用維持の申し出あり。身体面での支援の必要性を提示。                                                      |
| 保佐 | 司法書士 | 単独生活が難しい為、病院から施設への入所に関すること                                                                         |
| 保佐 | 司法書士 | 定期面談時に話されたご本人の意向の代弁や保佐人としての意見の提示                                                                   |
| 保佐 | 司法書士 | 日中活動について(同行などを経て)利用の促し                                                                             |
| 保佐 | 司法書士 | 入院中であり退院後自宅に帰ることが難しいこともあり、自宅の電気水道料金をストップさせる                                                        |
| 後見 | 司法書士 | 夫婦の関係について、お金の使い方について                                                                               |
| 保佐 | 司法書士 | 福祉サービスで担うことと保佐人が担うことの役割分担等について                                                                     |
| 後見 | 司法書士 | 本人の特徴や生活上の課題などについて意見があった                                                                           |

|    |       |                                                                                      |
|----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 後見 | 司法書士  | 本人が健康で出来るだけ長く地域で生活できるよう適切なサービス支援がなされるよう意見があった                                        |
| 保佐 | 司法書士  | 本人の特徴や支援の有効性など、生活が整えられることへの意見があった                                                    |
| 後見 | 司法書士  | 本人の両親が死去され、自宅で一人ひきこもり状態になり、統合失調症、アルコール依存症があるため、外に出て本人が何か出来る事はないか相談され、サービスを提供することになった |
| 保佐 | 司法書士  | 毎月の定期訪問や関係機関と十分な連絡をとる。本人が希望する生活に近づけたい                                                |
| 後見 | 司法書士  | 利用するサービスが円滑にすすめられるような連携の協力体制をとってくれる。日常的に関係機関との連絡を密にとっている。                            |
| 後見 | 司法書士  | 本人が利用できる通所サービスなどがあるとよい等の意見                                                           |
| 保佐 | 司法書士  | 血行促進のため足浴をしてほしい。ご本人が困りごとを相談しやすいよう日ごろから興味のある話題を話しかけてほしい。ご本人が好む外食等の活動を取り入れてほしい         |
| 後見 | 司法書士  | このまま施設入所ですごせるよう支援して欲しいと依頼あり                                                          |
| 保佐 | 司法書士  | 体力、機能の維持のためリハビリを提案し、その為の費用は後見人が支払いを行い（償還払い）本人の手出しができないようにしていただいた。                    |
| 保佐 | 司法書士  | 母との面会に積極的に行ってほしいとのこと                                                                 |
| 後見 | 司法書士  | 療養介護を利用されている方々です。健康で安心した生活を送ることができているため、家族の皆さんも継続利用を希望されています。                        |
| 後見 | 社会福祉士 | グループホームでの体調管理、週末の外出・外食の提案                                                            |
| 後見 | 社会福祉士 | ↑双子のため同じ。                                                                            |
| 後見 | 社会福祉士 | 移動支援を利用して外出の機会を増やしてほしいという意見                                                          |
| 後見 | 社会福祉士 | 今必要とする福祉サービス利用についての相談                                                                |
| 後見 | 社会福祉士 | いままではお金を使いたい放題だったが後見人が入り話し合いを行い買い物ができるようになった                                         |
| 後見 | 社会福祉士 | お小遣い等の金額について、使い方                                                                     |
| 後見 | 社会福祉士 | 外出頻度を増やしてほしい金銭利用額が少ないので依頼嗜好品の購入を増やしてほしい                                              |
| 後見 | 社会福祉士 | 各サービス提供の密な連携の実施                                                                      |
| 後見 | 社会福祉士 | 家族バラバラな状態であったが面会の計画や情報の共有など全面的に参加して下さった                                              |
| 保佐 | 社会福祉士 | 居所の変更について本人の意思決定の援助 支援機関との連携                                                         |
| 保佐 | 社会福祉士 | 金銭管理による生活面での充実                                                                       |
| 後見 | 社会福祉士 | 金銭面生活面健康面でのアドバイス                                                                     |
| 後見 | 社会福祉士 | グループホーム等の情報提供等                                                                       |
| 後見 | 社会福祉士 | 計画相談支援を継続してほしい                                                                       |
| 後見 | 社会福祉士 | 契約は本人にかわってスムーズに実施される                                                                 |
| 後見 | 社会福祉士 | 健康管理について GH 支援で検診等欠かさず受診する。再検査等充実となる。                                                |
| 後見 | 社会福祉士 | 後見人より意見を聞いたことがありません。「よろしく願います」程度の内容です                                                |
| 後見 | 社会福祉士 | ご本人が穏やかに過ごせる支援の実施                                                                    |
| 保佐 | 社会福祉士 | ご本人の希望に沿ってできる限り協力していきたい                                                              |
| 後見 | 社会福祉士 | ご本人に必要とされる余暇活動やそれに関する金銭活用についての提案                                                     |

|    |       |                                                                  |
|----|-------|------------------------------------------------------------------|
| 保佐 | 社会福祉士 | 今後、障害年金を申請してみてもどうかという提案や、日々の本人が持つお金の管理方法についての相談・助言               |
| 保佐 | 社会福祉士 | サービス内容に関する意見                                                     |
| 後見 | 社会福祉士 | サービス内容の追加提案(ヘルパー回数等)                                             |
| 後見 | 社会福祉士 | サービスの変更等を通じて本人が希望していた一般就労へ結びついた                                  |
| 保佐 | 社会福祉士 | サービス利用の調整 新たなサービスの必要性への意見                                        |
| 保佐 | 社会福祉士 | サービス利用に対する本人の代弁                                                  |
| 後見 | 社会福祉士 | 時間をかけて地域移行させたいとの意見があった。                                          |
| 後見 | 社会福祉士 | 施設での生活が落ち着いてきたら地域移行に取り組んでほしい                                     |
| 後見 | 社会福祉士 | 施設内で怪我をしないよう見守りしてほしい                                             |
| 後見 | 社会福祉士 | 施設入所からグループホーム移行するために就労を継続するほうがよい                                 |
| 保佐 | 社会福祉士 | 自分から発信することができない。<br>いつも受身のため、本人の話を聞いてほしい。                        |
| 後見 | 社会福祉士 | 姉妹で施設利用しており、同じ施設に入るように支援する                                       |
| 後見 | 社会福祉士 | 姉妹で施設利用しており、同じ施設に入るように支援するように、提案があった                             |
| 後見 | 社会福祉士 | 重度重複障害があり、親がなくなった。本人の生活の場。精神的安定。必要なサービスについて、福祉の専門的なアドバイスをもらっている。 |
| 補助 | 社会福祉士 | 就労相談                                                             |
| 後見 | 社会福祉士 | 障害福祉サービスの内容の確認や申請についての問い合わせ有り(本人のために今後の生活の場の検討や手続きについて実施していただいた) |
| 保佐 | 社会福祉士 | 生活保護申請                                                           |
| 後見 | 社会福祉士 | 精神科病棟入院から施設入所への強い希望                                              |
| 後見 | 社会福祉士 | 担当者会議に積極的に参加してくれた                                                |
| 後見 | 社会福祉士 | 地域移行は賛同して頂いたが、目標として本人へ伝え、意欲、姿勢が変わった                              |
| 後見 | 社会福祉士 | 通販の過剰な購入についての警告や生活費の見直し、将来を見据え、定期預金額を増額した。                       |
| 後見 | 社会福祉士 | 次のステップごとに先の希望(就労について生活の安定)について具体的な希望を言う                          |
| 後見 | 社会福祉士 | 常に本人・家族と連絡をとり、健康面については病院との連携のあり方などをしに意見を言うてくださることもあった。           |
| 後見 | 社会福祉士 | 同サービスの中でも工賃を受け取れる事業所の利用に変更、少ない工賃でも楽しそうに作業している                    |
| 後見 | 社会福祉士 | 日中活動の場と暮らしの場について利用者との関係性を考え提案があった                                |
| 後見 | 社会福祉士 | 日中の過ごし方や人間関係について等希望の生活に向けての提案                                    |
| 後見 | 社会福祉士 | 入所利用者で外出機会が少ない。入所スタッフの求めに応じヘルパー利用の希望を出してくれた。                     |
| 後見 | 社会福祉士 | 年末年始の過ごし方                                                        |
| 保佐 | 社会福祉士 | 必要性がある福祉サービスの種類と量への希望                                            |
| 保佐 | 社会福祉士 | 必要に応じて個別支援会議に参加し意見現状などの情報交換ができています                               |
| 後見 | 社会福祉士 | 肥満気味なので健康面に配慮して支援を願いたい。元気に楽しく過ごしてほしい。                            |
| 後見 | 社会福祉士 | 他の利用者と良好な対人関係がとれる支援を求める                                          |
| 後見 | 社会福祉士 | 本人だけでは家事や通院が不十分であるため、何らかの支援をお願いしたい                               |

|    |       |                                                                                   |
|----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 後見 | 社会福祉士 | 本人の希望に沿って支援してほしい。                                                                 |
| 保佐 | 社会福祉士 | 本人の希望の実現に向け、本人の特性を理解して支援してほしい。                                                    |
| 保佐 | 社会福祉士 | 本人の困っていることの整理がすすみ、必要な支援が明確になった                                                    |
| 後見 | 社会福祉士 | 本人の将来の生活について                                                                      |
| 後見 | 社会福祉士 | 本人の立場に立った思いや考えを毎回出してくださる。面会も多い。                                                   |
| 保佐 | 社会福祉士 | 本人が健康で出来るだけ長く地域で生活できるよう適切なサービス支援がなされるよう意見があった                                     |
| 後見 | 社会福祉士 | 本人特性を踏まえ支援の方針に希望があった                                                              |
| 後見 | 社会福祉士 | 本人にかけられていた生命保険を解約し、収支のバランスを改善させた。携帯電話をもってもらった。                                    |
| 保佐 | 社会福祉士 | 本人の居住環境の改善のための提案有り(別アパートへの引越し、障子の張替え、衣服の処分等)                                      |
| 保佐 | 社会福祉士 | 本人の自己決定を大切にしていること。相談支援専門員、作業所とも話し合いの上本人の代弁をしています。                                 |
| 後見 | 社会福祉士 | 本人の状態から日中活動の場、暮らしの場の提案があった                                                        |
| 後見 | 社会福祉士 | 本人の粗暴行為が度重なり、グループホームから退去となり身寄りのない本人になりかわって行政等に働きかけ結果時間はかかったが施設入所することができた          |
| 保佐 | 社会福祉士 | 本人の体調や健康診断など必要時、通院を依頼されるなど常に状態の連絡が取れる体制にある。鍵をなくしたときなども、きちんと連携がとれ、対応できた。すぐ対応してくれる。 |
| 補助 | 社会福祉士 | 本人の様子から支援の方針が本人の変化になっているかその都度確認。                                                  |
| 後見 | 社会福祉士 | 本人たちにとって良い環境で生活して欲しいと依頼あり                                                         |
| 保佐 | 社会福祉士 | 前向きに生活すること、地域の中に入ることのメリットなど、具体的な意見を出していただいている。                                    |
| 後見 | 社会福祉士 | もっと外出など、連れ出してあげて下さいとの内容                                                           |
| 後見 | 社会福祉士 | 余暇活動充実のため移動支援利用の要望があった                                                            |
| 後見 | 社会福祉士 | 余暇支援の充実をしてほしいとの希望がありました                                                           |
| 後見 | 社会福祉士 | 利用者の意思決定                                                                          |
| 保佐 | 社会福祉士 | 以前住んでいた自宅に郵便物が届いていたためポストから受け取り現在住んでいるところへ届ける                                      |
| 保佐 | 社会福祉士 | お金をもう少し節約したほうが良いと提案があり本人の意識が変わった                                                  |
| 保佐 | 社会福祉士 | 外出の必要性や家族以外の人との関わりの重要性など意見があった                                                    |
| 後見 | 社会福祉士 | 買い物ができるようになったので必要か不必要か判断ができるように一緒に支援したい                                           |
| 保佐 | 社会福祉士 | 金銭管理がうまく行えていないので、細かく相談、助言をもらっている                                                  |
| 後見 | 社会福祉士 | 財産 土地 住まい 親族なし                                                                    |
| 後見 | 社会福祉士 | 施設利用にあたり、本人の好きなことができるよう提案があった                                                     |
| 後見 | 社会福祉士 | 自宅がごみ屋敷となっており近隣から苦情が出ていた。自宅の清掃について相談があった。サービス開始当初本人とコンタクトが取れず同行訪問を行った。            |
| 後見 | 社会福祉士 | 生活費を渡すと本人はすぐに外出し使ってきてサービスの時間に戻らない時あり。渡す金額や時間を調整した。                                |
| 保佐 | 社会福祉士 | 生活保護の申請提案 本人と折り合いが悪く保佐人が変更希望                                                      |
| 保佐 | 社会福祉士 | 治療方針等主治医との意見交換 住居環境についての積極的意見                                                     |



|    |         |                                                                                                           |
|----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保佐 | 社会福祉士   | 母親死亡時の遺産相続について、弟との調整を行った                                                                                  |
| 後見 | 社会福祉士   | 不動産賃貸契約について、動産の利益を優先するか地域住民との関係を優先するか皆で話し合いをもった                                                           |
| 保佐 | 社会福祉士   | 法律行為だけでなく本人の希望などを踏まえて支援者と一緒に考えてくださっている                                                                    |
| 後見 | 社会福祉士   | 本人が希望する生活に向け、本人の代弁をしてもらい、居宅介護などのサービスを追加、生活の充実と精神面が安定した。                                                   |
| 後見 | 社会福祉士   | 本人様、配食嫌がられているので、そのまま調理のサービスをお願いした                                                                         |
| 後見 | 社会福祉士   | 本人が発する言葉の裏にある感情をくみ取り、その感情を代弁した                                                                            |
| 保佐 | 社会福祉士   | 本人が一人暮らしを希望しているので、一人暮らしさせるまでにグループホーム等で体験させてはどうか。                                                          |
| 保佐 | 社会福祉士   | リーガルサポートの支援を受けています。福祉サービスとの連携として担当者のかたととは時々意見交換をしております(本人、ご家族了承により)                                       |
| 後見 | 社会福祉士   | 独りで落ち着ける環境の提供を求められました。                                                                                    |
| 後見 | 社会福祉士   | ご家族が日常的な取り組みとして散歩を希望されている情報を計画案作成時に情報提供していただいた                                                            |
| 後見 | 社会福祉士   | 入所施設の支援を補完する外部サービス(定期的面会・散歩)の利用を後見人が主導して、保護者と施設側の了解を得ながら導入することができた。後見人自身が相談支援専門員であり、このようなサービス提供機関に精通していた。 |
| 保佐 | 社会福祉士   | 計画相談が関わる前からの生活歴についての情報提供やご本人の代弁                                                                           |
| 後見 | 社会福祉協議会 | 関係機関と十分な連携をとること。福祉サービス調整は適時担当者に任せる                                                                        |
| 後見 | 社会福祉協議会 | 居住環境の整備、本人の頑張った成果としての臨時出金                                                                                 |
| 保佐 | 社会福祉協議会 | ヘルパー利用についての提案                                                                                             |
| 後見 | 社会福祉協議会 | ラジコンを買いたいという本人の要望を受けて施設と調整している                                                                            |
| 保佐 | 社会福祉協議会 | GHの入居者が男性が多くなると心配                                                                                         |
| 保佐 | 社会福祉協議会 | 訴えの多い被保佐人に対して、常に本人の意見をまず尊重する姿勢でいる                                                                         |
| 後見 | 社会福祉協議会 | グループホームの入居に際し、本人に好ましい環境について助言があった                                                                         |
| 補助 | 社会福祉協議会 | 自己判断・自己決定を確認しながら優先順位を決めていきたい。                                                                             |
| 後見 | 社会福祉協議会 | 相続手続きを行い、結果生活保護の支給停止となった                                                                                  |
| 後見 | 社会福祉協議会 | 電車や交通機関を利用し外出、買い物が必要とのことで、移動支援の希望があった。                                                                    |
| 保佐 | 社会福祉協議会 | 日常生活における支援の提案があった                                                                                         |
| 後見 | 社会福祉協議会 | 年金と工賃の通帳を分けて管理し、工賃の通帳を毎日本人が確認することで、いずれは施設を出て生活するという目標ができる。                                                |
| 保佐 | 社会福祉協議会 | 本人はアパートでの一人暮らしをすることを望んでいるが主治医、後見人は世話人のいる GH への入所を考えて話した。できれば女性のいる GH を希望した                                |
| 補助 | 社会福祉協議会 | 本人の財産を見える化して本人に使える額を伝え、障害サービス関係者、後見人と本人三者で情報共有した                                                          |
| 後見 | 社会福祉協議会 | 外出の機会を設けた                                                                                                 |
| 後見 | 社会福祉協議会 | 転倒予防対策について                                                                                                |
| 補助 | 社会福祉協議会 | なるべく費用を抑えて、必要な生活介護を受けたい                                                                                   |
| 後見 | 社会福祉協議会 | 寝具の購入衣服の購入について相談し、ご意見をいただいた。                                                                              |

|    |         |                                                                            |
|----|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| 後見 | 社会福祉協議会 | 病院等の相談にのってくれた探してくれた                                                        |
| 後見 | 税理士     | C型肝炎治療にかかる同意                                                               |
| 後見 | 行政書士    | 医療的な受診については積極的におこなってください。また、その病院で効果が認められない場合にはほかの病院を受診してもらってもかまいませんといわれている |
| 後見 | 行政書士    | 自宅からグループホームに移行するために金銭管理の方法の意見                                              |
| 後見 | 行政書士    | 本人の心身状況に応じた計画になるような意見を出してもらえる。                                             |
| 後見 | 行政書士    | 本人の状態に配慮し、無理なく課題が改善していけるように支援をお願いしたい。                                      |
| 後見 | 行政書士    | 本人の希望している地元に帰りたいという思いを実現してほしい。                                             |
| 補助 | 行政書士    | 生活全般、金銭管理、将来について等親身になって考えていただいている                                          |
| 後見 | 行政書士    | 本人の心身状況に応じた計画になるような意見を出してもらえる。                                             |
| 保佐 | 精神保健福祉士 | 金銭管理におけるヘルパーとの連携                                                           |
| 保佐 | 市民後見人   | 支援の方向性について                                                                 |
| 後見 | 市民後見人   | 将来的に GH での生活を希望                                                            |
| 保佐 | 市民後見人   | 総合的な支援の中でサービスに関する話題についても意見をいただいているが具体的な内容は把握していない                          |
| 後見 | 市民後見人   | 日常的に本人の生活を把握されており本人の思いに寄り添う発言が多く財産についても生活の質の向上につながる提案をしていただいている。           |
| 後見 | 市民後見人   | モニタリングを送って目を通していただき印鑑をいただいている。                                             |
| 後見 | 市民後見人   | 家の中の様子から、本人の生活に不足なものを考えて提案している                                             |
| 後見 | 市民後見人   | 本人が拒否するサービス利用について、その必要性を寄り添って説明し、本人の納得いくまで待っている                            |
| 後見 | その他法人   | GH や B 型事業所の処遇についていろいろ課題が出ておりその都度苦言やアドバイス、時には施設をかえてはとの意見をいただいている。          |
| 保佐 | その他法人   | アパートからグループホームへの入居に関して経済面等の相談に乗ってくれた                                        |
| 後見 | その他法人   | 移動支援更新時に同席。本人の状態をよく把握し、本人の希望を速やかに後見人から聞き取ることができた                           |
| 後見 | その他法人   | 外出の機会を増やしてほしい                                                              |
| 後見 | その他法人   | 後見人と相談員が連携して入所施設からの地域移行支援を実現した                                             |
| 保佐 | その他法人   | 今後の生活についての思い福祉サービス利用について                                                   |
| 後見 | その他法人   | サービスの増加について相談があった                                                          |
| 後見 | その他法人   | 作業やグループホームについて今後体力が落ちてきた時の移行について                                           |
| 後見 | その他法人   | 自費扱いでもいいので余暇支援サービスの充実の希望があった                                               |
| 後見 | その他法人   | 総合的な支援の中でサービスに関する話題についても意見をいただいているが具体的な内容は把握していない                          |
| 後見 | その他法人   | 担当者会議にも参加いただいております、GH の対応について苦言やアドバイスを積極的に行っていただいている                       |
| 後見 | その他法人   | 土地の処分に係わる問題を提起いただき現在対応中                                                    |
| 後見 | その他法人   | 入院中であるが、サービスが利用できないか相談があった                                                 |
| 後見 | その他法人   | 入院したい                                                                      |
| 保佐 | その他法人   | 日頃のお金の用途と今後の管理方法の提案                                                        |
| 後見 | その他法人   | ホームに出たい                                                                    |

|    |       |                                                                                                                                                 |
|----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保佐 | その他法人 | サービス内容や支援体制について相談。支援専門員と一緒に検討してもらった。                                                                                                            |
| 後見 | その他法人 | 総合的な支援の中でサービスに関する話題についても意見をいただいているが具体的な内容は把握していない                                                                                               |
| 後見 | その他法人 | 妻との関係、子供のことなど                                                                                                                                   |
| 後見 | その他法人 | 入院が長期になっているため、出られる可能性はないか相談があった                                                                                                                 |
| 補助 | その他法人 | 反社会的行動を本人が起こさずに済む。支援体制の構築について意見が出された                                                                                                            |
| 後見 | その他法人 | 本人が利用する施設での生活で本人の意思が少しでも反映されるような意見があった(小銭で大好きな買い物にいく、紙パンツを布パンツにするなど)                                                                            |
| 後見 | その他法人 | 余暇の過ごし方について本人が経験したことがないことや希望をかなえるための提案があった                                                                                                      |
| 保佐 | その他法人 | 対人トラブルがあり、生活の場変更を余儀なくされた際に、そこでの生活定着を図るために相談支援センターとは別に月2回の訪問提案が行われ、本人の不安解消につながってもらうことができた。日中活動が継続できるようにご褒美システムの提案で意欲向上にもつながった。                   |
| 補助 | その他法人 | 本人様が外出でき社会参加へとつなげるためにできサービス等の提案の意見があった                                                                                                          |
| 補助 | その他法人 | 旅行外出に付き添いたい 選挙に付き添った 年に3~4日旅行に行っている                                                                                                             |
| 保佐 | その他法人 | 県外在住の家族と定期的な面会の希望                                                                                                                               |
| 後見 | その他法人 | 認知症の母と二人暮らしで双方にヘルパーが入って生活していたが母の認知症が進み本人がその対応にストレスを感じ母に対して暴力が発生。後見人が母の安全をかんがみ、母の施設利用を判断してくれたことにより(本人、母は一緒に住み続けることを固執)母娘それぞれが安定して生活できるようになりつつある。 |
| 後見 | その他個人 | 高齢のため活動ばかりではなく休憩の時間を設けてもらいたい                                                                                                                    |
| 後見 | その他個人 | 日常生活における支援内容に対する要望や希望などがあった                                                                                                                     |
| 保佐 | その他個人 | 様々な福祉サービス等も利用して本人の生活の質を上げてほしいとの希望                                                                                                               |

### 3. サービス等利用計画に後見人等から本人にとって不利益と思われる希望や意見があった(具体的な内容)

| 後見類型 | 後見人等と本人との関係 | サービス等利用計画に後見人等から本人にとって不利益と思われる希望や意見があった                                               |
|------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 後見   | 親           | 仮に退所しても家族で見られる人がいない                                                                   |
| 後見   | 親           | 後見人が養父になっている為、本人の意思や意見では無く、料理や言葉遣い、小遣い(100円)まで文句を言ってヘルパーを勝手に断ってしまった。                  |
| 後見   | 親           | ご本人のために日用品や嗜好品の購入をしたが「必要ない」「お金を使いすぎ」との話があった。施設側の説明不足もあったが生活状況等をまったく確認していない状況であり疑問に感じた |
| 後見   | 親           | 障がいの状態に応じた施設への移行を打診するも、拒否。                                                            |
| 保佐   | 親           | 母親が後見人のためか、男女間のことなど、色々感情的なことが多い                                                       |
| 後見   | 親           | 必要であってもお金を使わせない傾向あり。眼鏡制作も「不要」との回答。                                                    |
| 保佐   | 親           | 他の利用者、職員との関係で本人が悩まれ、事業所をやめることになったが原因、理由を理解してくれなかった                                    |
| 後見   | 親           | 本人の思いと母としての思いに違いがあり、後見人としてよりは母として本人の生活に制限がある。                                         |

|    |       |                                                                                                  |
|----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 後見 | 親     | 本人に言われ必要以上のお金を渡すこと                                                                               |
| 後見 | 親     | 本人の意にそぐわない金銭管理・要求                                                                                |
| 後見 | 兄弟姉妹  | GH 見学をし、本人は移行希望したが、金銭面から反対が後見人よりあった。                                                             |
| 保佐 | 兄弟姉妹  | 関係者が連携できなくなる                                                                                     |
| 後見 | 兄弟姉妹  | がんについて手術、治療の拒否（不利益とよべるかは断定できないが）                                                                 |
| 保佐 | 兄弟姉妹  | 金銭的な面において制限がある。本人が希望する余暇への参加も制限をされる                                                              |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 財産管理、身上監護など後見活動も不明で福祉サービスも無知で対応に困った                                                              |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 長期入院から在宅移行を関係者が提案しても兄の後見人が拒否                                                                     |
| 後見 | 兄弟姉妹  | 必要に応じて参加しプラン作成、更新時にも協力あり                                                                         |
| 後見 | その他親族 | 本人がグループホームで生活したいと訴えているが地域移行を拒否している                                                               |
| 保佐 | その他親族 | 本人が夜間外出をされ、夜間に警察沙汰になることは後見人に関係ないこと、地域の支援者でどうにかしてくれと言われている。                                       |
| 後見 | 弁護士   | 弁護士後見人決定後、契約時以外の面会や連絡が一度もない                                                                      |
| 保佐 | 弁護士   | 利用している共同生活援助との関係が良くなく、一方的に他の生活援助の見学を決めてくる。本人の意見を煮詰めて欲しい                                          |
| 保佐 | 司法書士  | お金がこないことでご本人が精神的に不安定になる様子が見られたため一般就労してはどうかとご本人に助言があった                                            |
| 後見 | 司法書士  | 関わりをあまり持ってもらうことができない。1 年程経っているが事務員や後見人とは別の弁護士としかやり取りできない。                                        |
| 後見 | 司法書士  | 後見人と本人との関係が形成できておらず、ニーズ把握が難しい                                                                    |
| 保佐 | 司法書士  | 住まい 金銭面 一人暮らし×                                                                                   |
| 後見 | 司法書士  | 単身生活への反対意見、生活費等の変更希望に対する反対意見                                                                     |
| 後見 | 司法書士  | 母から司法書士への変更の際、身上監護を含めた支援を依頼するも金銭管理のみ                                                             |
| 後見 | 司法書士  | 費用の支払いで施設を決めたら本人の特性を理解することがない                                                                    |
| 後見 | 司法書士  | 不利益を受けてはいないが、後見人制度利用にあたり、家族と後見人の関係が良くなく、困る                                                       |
| 後見 | 司法書士  | 本人の意にそぐわない金銭管理・要求                                                                                |
| 保佐 | 司法書士  | 本人の年金であるはずなのに、年間の使えるお金が制限されていること                                                                 |
| 保佐 | 司法書士  | 本人のことを考えるあまり、施設職員に過度な申し出があった                                                                     |
| 後見 | 社会福祉士 | 過干渉とも思える関わりの結果、半ば隷属関係のような常況である。                                                                  |
| 後見 | 社会福祉士 | 既存のサービス利用のみを希望し、結果キャンセル料の支払いのみが増えている                                                             |
| 後見 | 社会福祉士 | 苦情が多い                                                                                            |
| 後見 | 社会福祉士 | 後見人の責務を全うしない。連絡がつかない。保険料も払わない。結果督促が本人の元へ通知され発覚。                                                  |
| 保佐 | 社会福祉士 | サービス利用計画作成時などに忙しいとおまかせが多い                                                                        |
|    | 社会福祉士 | 施設側からの広報紙等を後見人にも渡しているが「読まないのでもいい」と受け取りを拒否された。本人の動向も入っている通信紙でもあるので一読していただきたいかった。（毎月発行している情報誌でもある） |
| 後見 | 社会福祉士 | 住まい 金銭面 一人暮らし×                                                                                   |
| 後見 | 社会福祉士 | 生活の拠点を他に移そうとした。本人がその情報で混乱した。                                                                     |
| 保佐 | 社会福祉士 | ヘルパーが入ることを希望しもう少し自立した本人の意思尊重してほしい（保護的過ぎる）                                                        |
| 保佐 | 社会福祉士 | 本人のサービス利用について、サービスの変更（時間など）があった際、細かな部分までその都度事前に保佐人の確認を求めたり「サービスは計画通りに必ず利用す                       |

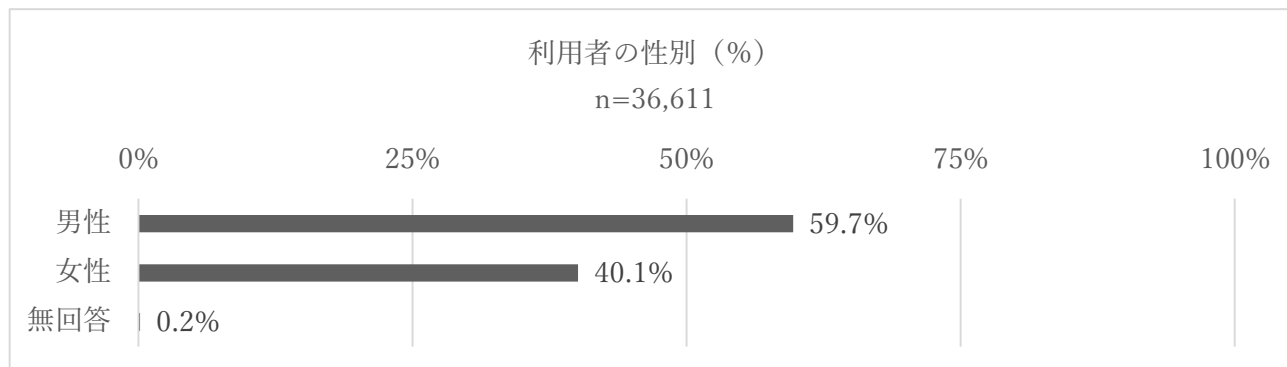
|    |         |                                                                                                    |
|----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |         | べき」との本人の意向より「サービスを予定通りに受ける」ことを優先にされ、介入過多が伺える。本人の意向で時にサービスをおやすみしたいとの訴えも、体調不良以外は認めないなどの意見も保佐人から出ている。 |
| 保佐 | 社会福祉士   | 本人の預金管理等において、報酬・使用目的・結果の文書による通知を求めても、応じてもらえない                                                      |
| 後見 | 社会福祉協議会 | 家族会への寄付として、10000円が自動引き落としになっており、この行為は任意のものであり、解除した                                                 |
| 後見 | 社会福祉協議会 | 古いラジコンを捨てるよう言われたためセンターで保護することになった                                                                  |
| 後見 | 行政書士    | 本人の希望はなく、後見人や家族の希望が強く反映されており、本人が希望する以上のことを求められる                                                    |
| 保佐 | 行政書士    | 本人にとつてと言いながら、実のところ後見人の考えと思われる論調で強引とも言えることを述べる。                                                     |
| 保佐 | 行政書士    | 本人の思いがあまり反映されず見守りの身になりがち。財産管理主体                                                                    |
| 保佐 | 市民後見人   | 障害への理解が不足している                                                                                      |
| 後見 | その他法人   | 専門性がなく管理のみ行う                                                                                       |
| 後見 | その他個人   | グループホームへの入居を本人が希望しているが後見人が反対しているため、話が進まない                                                          |
| 後見 | その他個人   | 本人がグループホームで生活したいと10年近く訴えているが地域移行を拒否している                                                            |

## Ⅱ 障害者支援施設利用者の成年後見制度利用実態把握調査

### 1. 事業所の概要

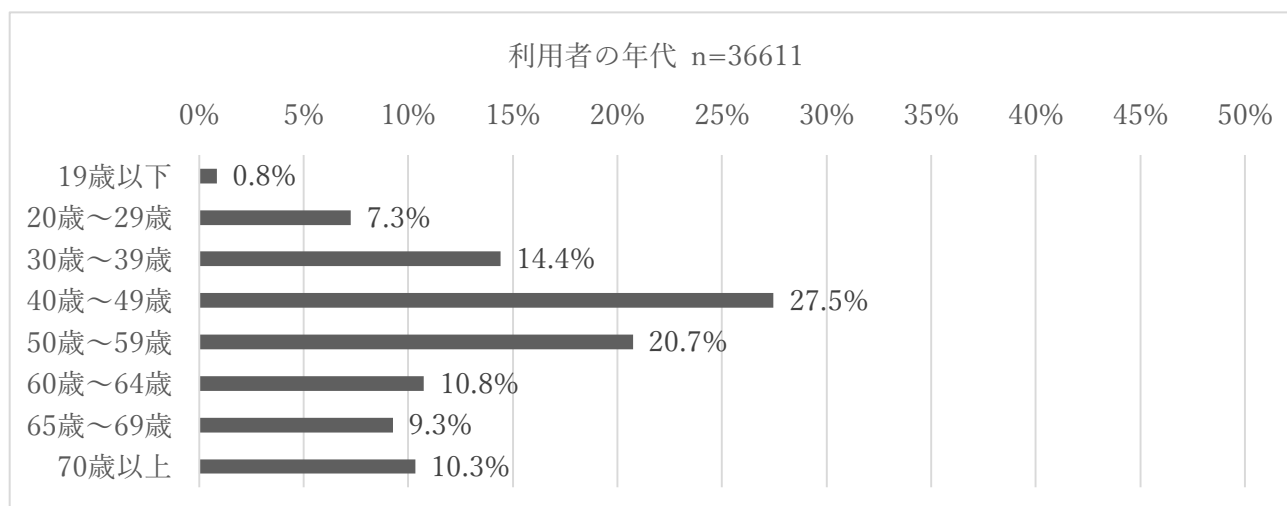
#### (1) 利用者数と性別

調査に回答があった施設利用者の総数は 36,611 人、男性 59.7%、女性 40.1%であった。



#### (2) 利用者の年代

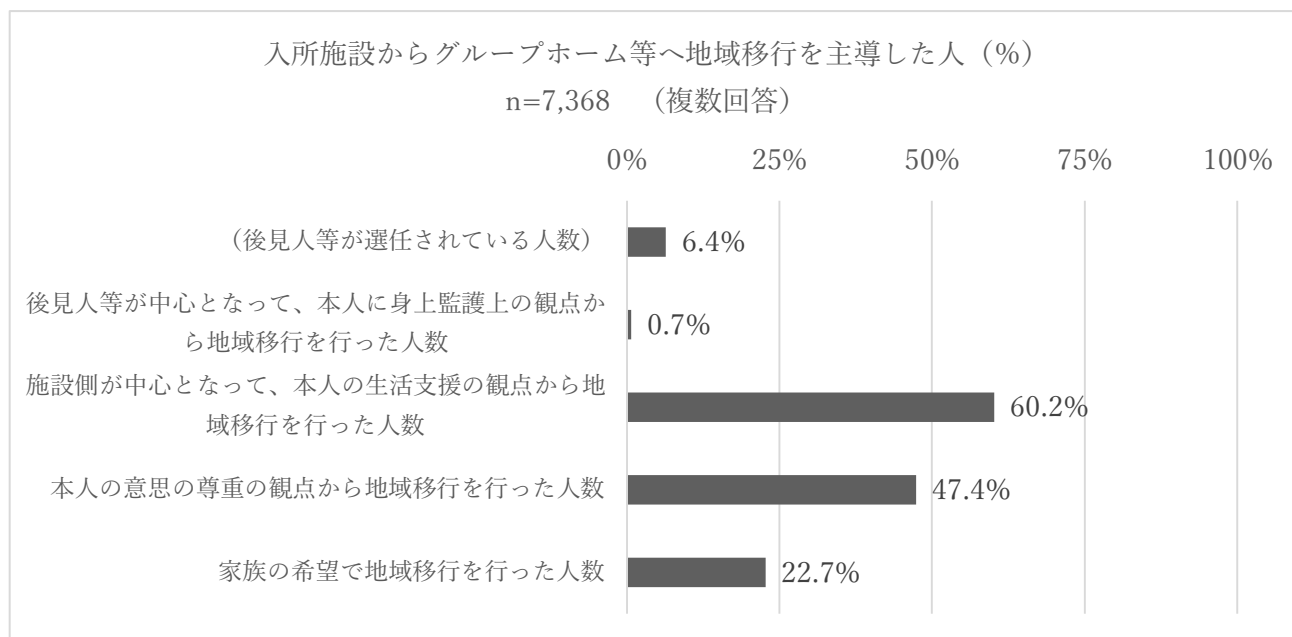
利用者の年齢を年代別で集計すると、40 歳代が最大で 27.5%、次いで 50 歳代 20.7%、30 歳代 14.4%であった



#### (3) 施設からグループホーム等へ地域移行した利用者数（複数回答）

施設からグループホーム等へ地域移行した利用者数として回答があった 7,368 人のうち、施設側が中心となって、本人の生活支援の観点から地域移行を行った人数が最も多く 60%に当たる 4,432 人、次いで、本人の意思の尊重の観点から地域移行を行った人数が 47%に当たる 3,489、家族の希望で地域移行を行った人数が 22%に当たる 1,674 人、後見人等が中心となって、本人に身上監護上の観点から地域移行を行った人数は、後見人等が選任されている 487 人中の 11%に当たる 54 人と、人数、割合とも最も低かった。

（複数回答のため、割合の合計は 100%にはならない）

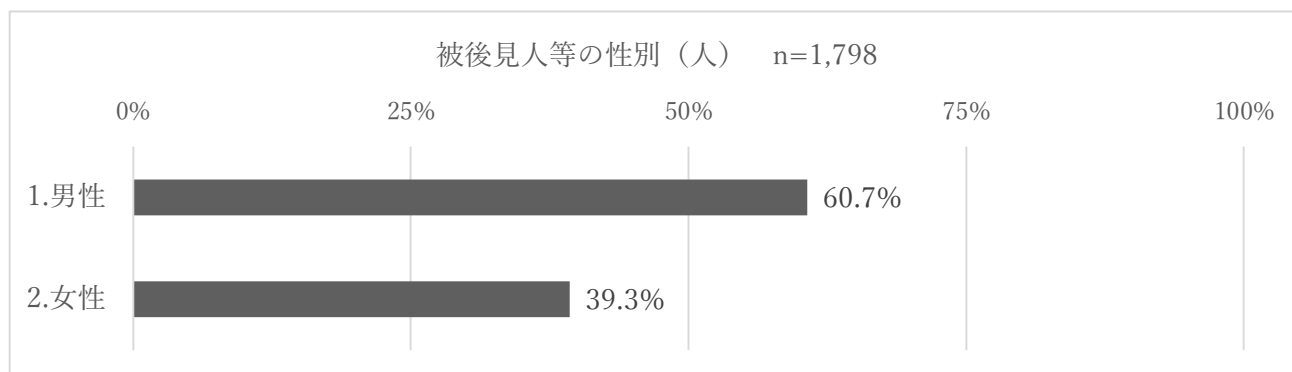


## 2. 後見人等が選任されている人の個票の集計

障害者支援施設の利用者のうち、被後見人等について個票で回答を求めたところ、回答があった1,798人分の集計結果は次の通りであった。

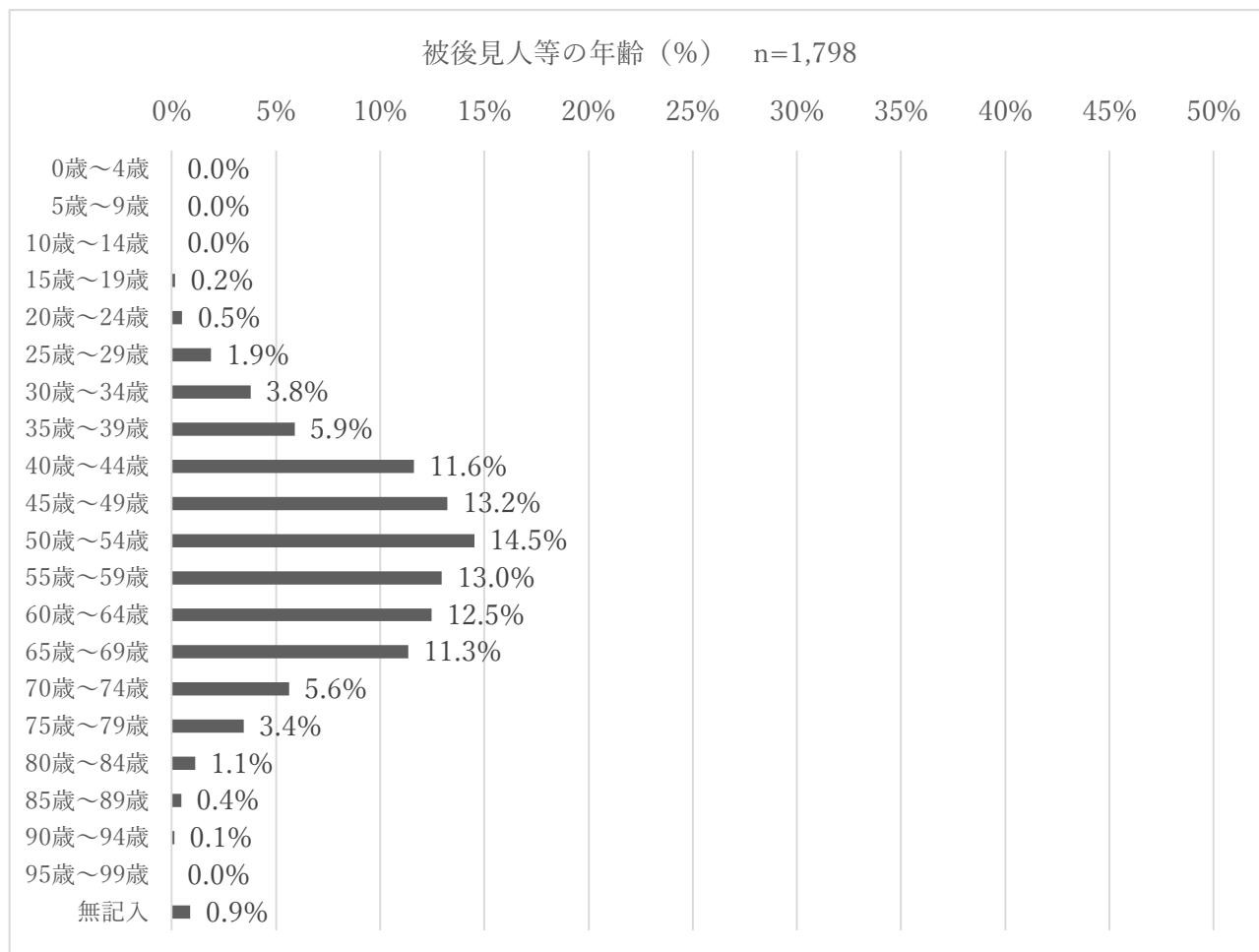
### (1) 性別

被後見人等の性別は、男性 60.7%、女性 39.3%であった。



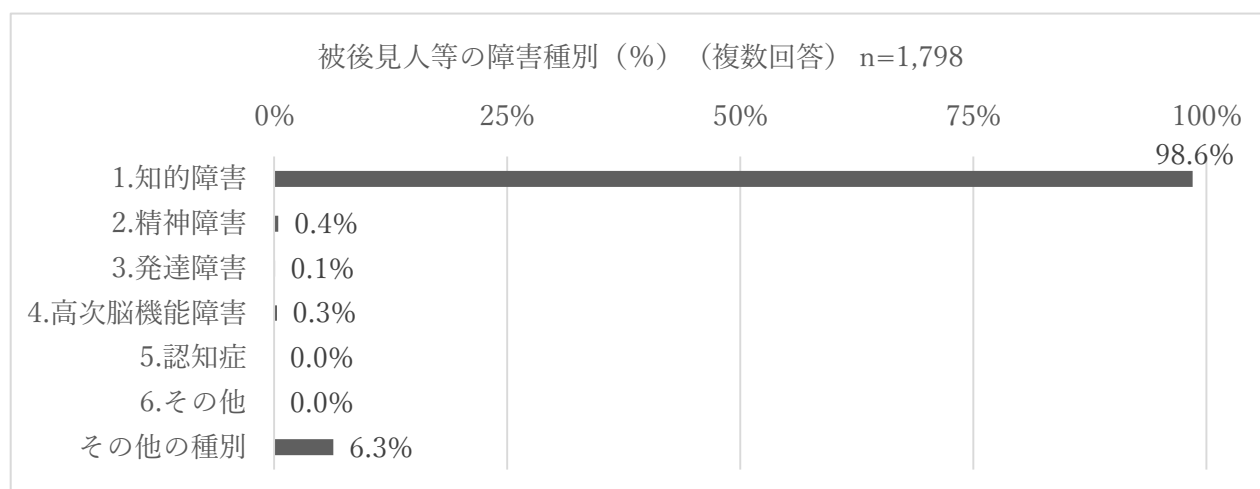
## (2) 年齢

被後見人等の年齢は、40歳代から60歳代がそれぞれ10%を超えており、合計で76.1%を占めた。



## (4) 障害種別〔複数回答〕

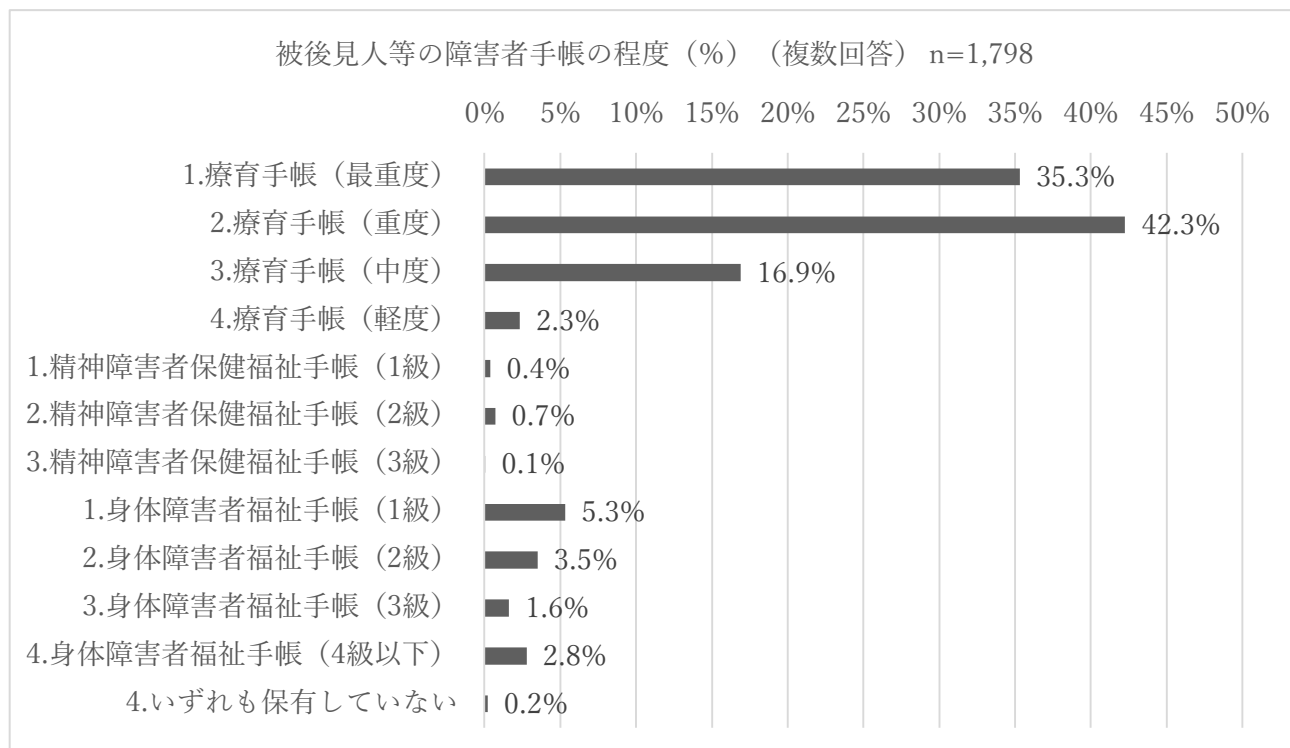
被後見人等の障害種別は、98.5%が知的障害と高率であった。これは、調査対象が日本知的障害者福祉協会加盟施設であることと関連していることが考えられる。





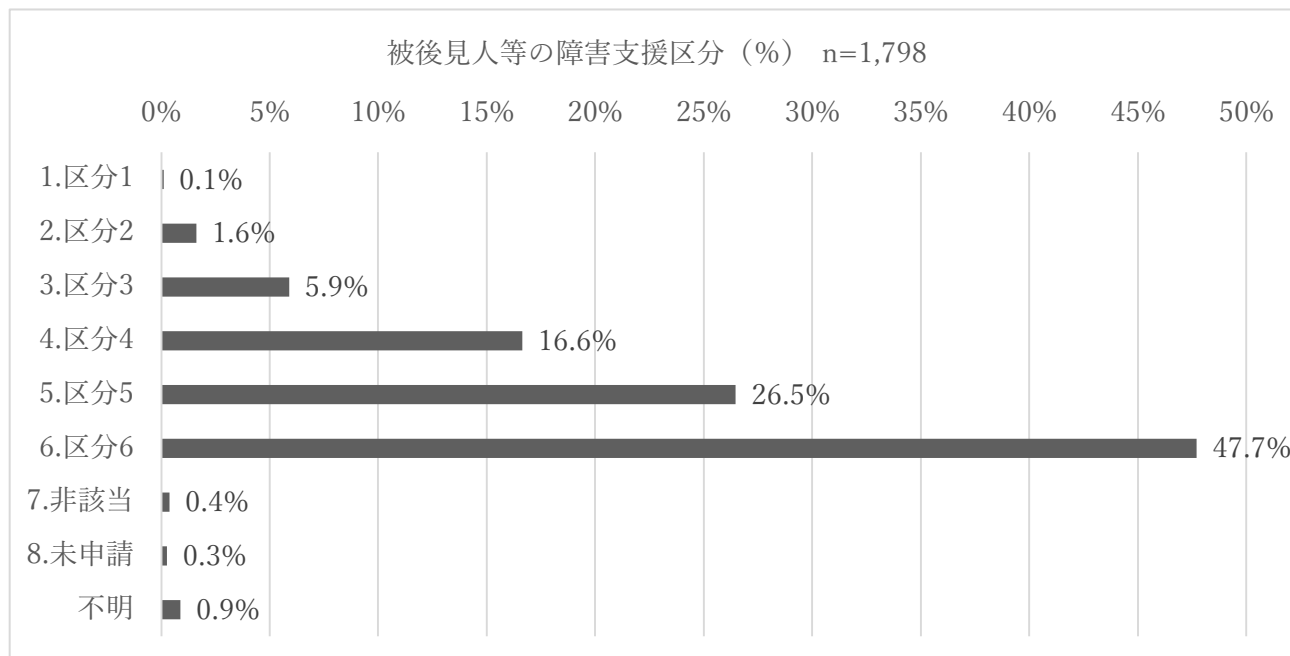
(5) 手帳の種類と等級[複数回答]

被後見人等が所持する障害者手帳では、療育手帳を所持している割合が96.8%であった。療育手帳の区分では、最重度44.7%、重度37.4%、中度17.9%、軽度2.5%の割合であった。



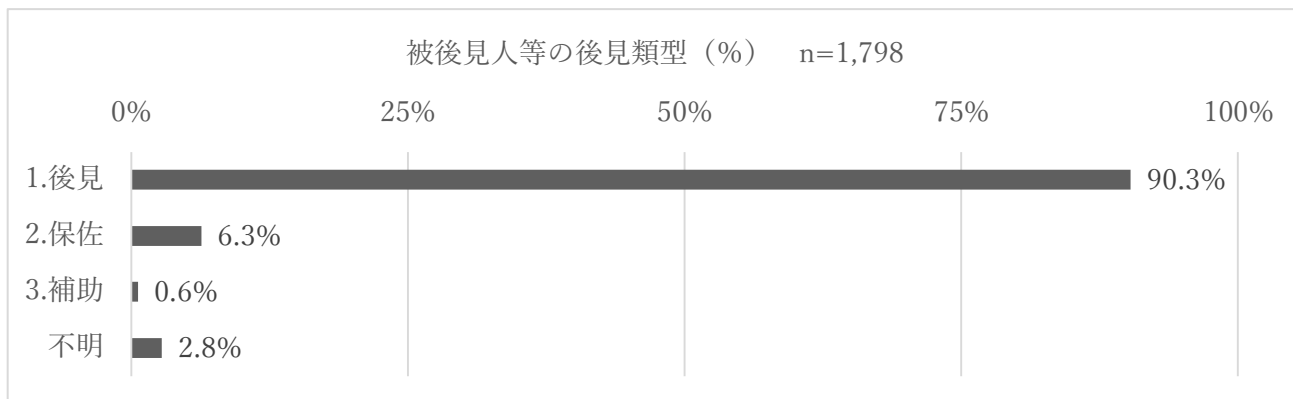
(6) 障害支援区分

被後見人等の障害支援区分では、区分6が47.7%と最も割合が高かった。



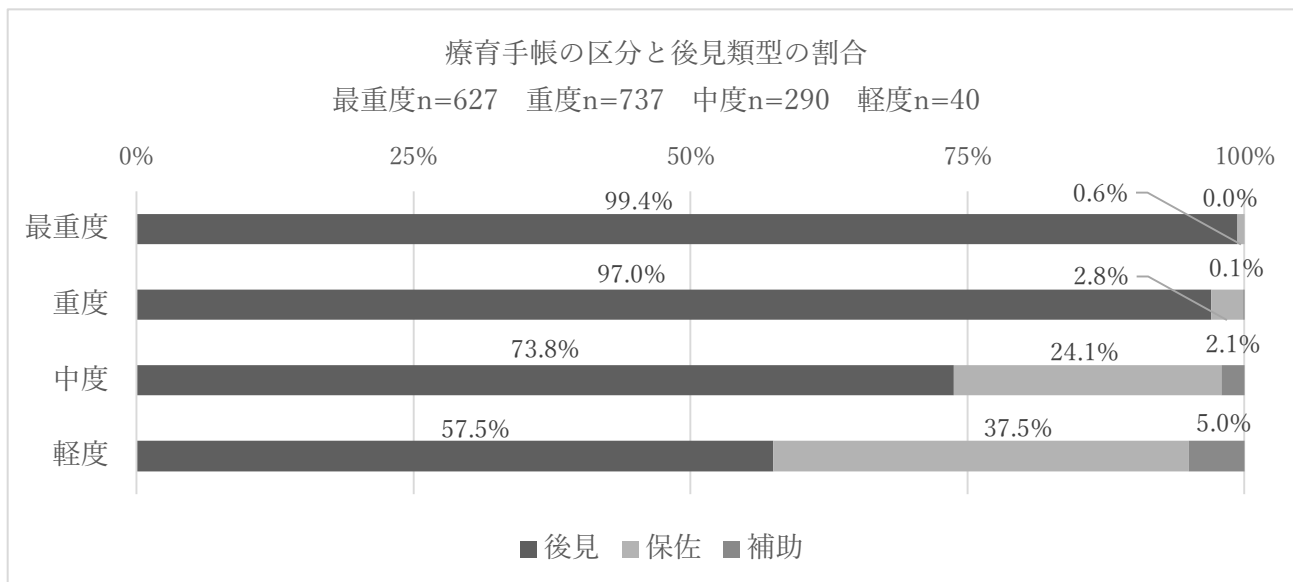
# (7) 後見類型

被後見人等の後見類型では、後見が 90.3%を占め、保佐、補助の合計は 6.9%であった。



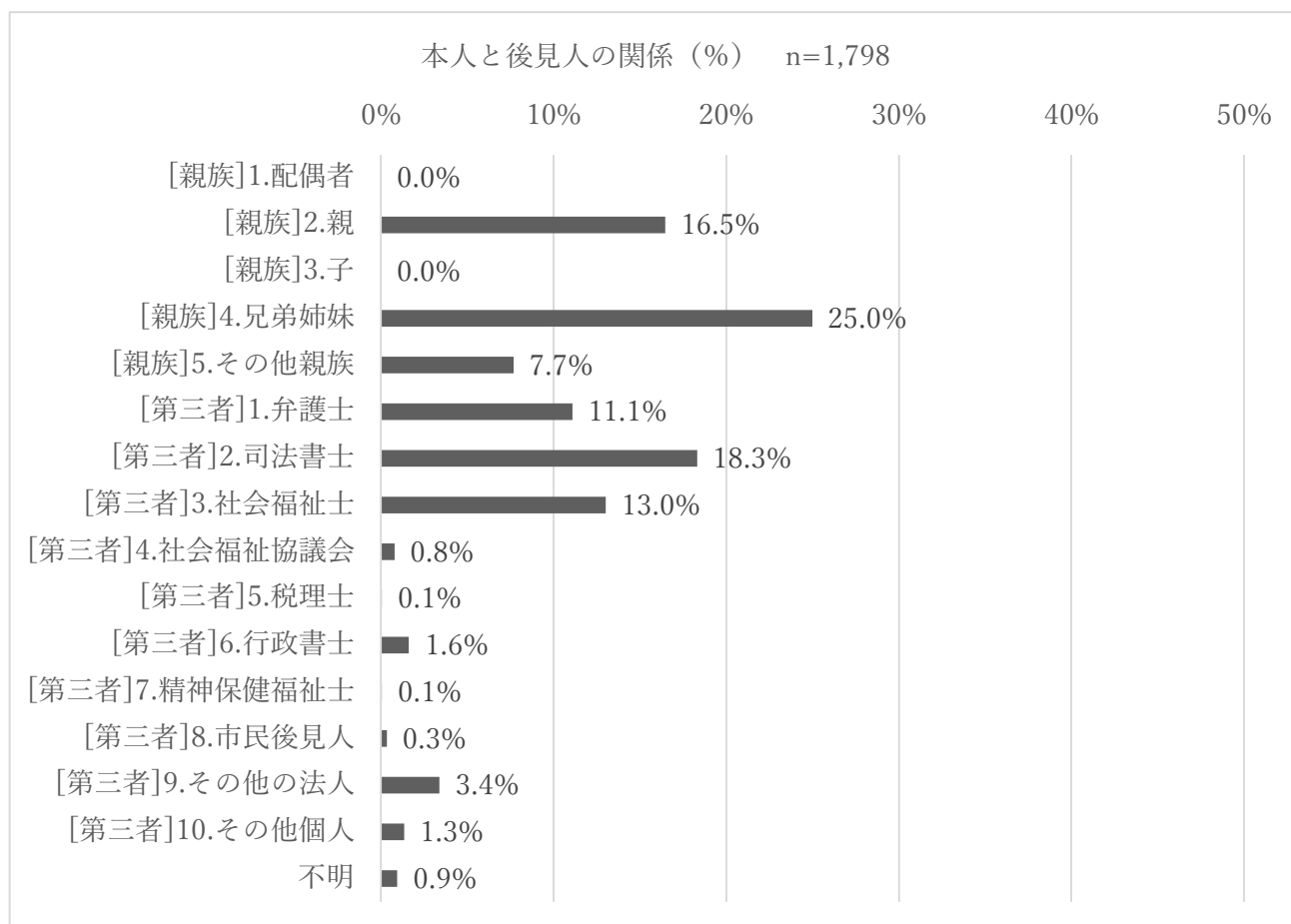
# (8) 療育手帳と後見類型の関係

療育手帳の区分と後見類型の区分との関係では、療育手帳の区分が重度であるほど後見の割合が高かった。



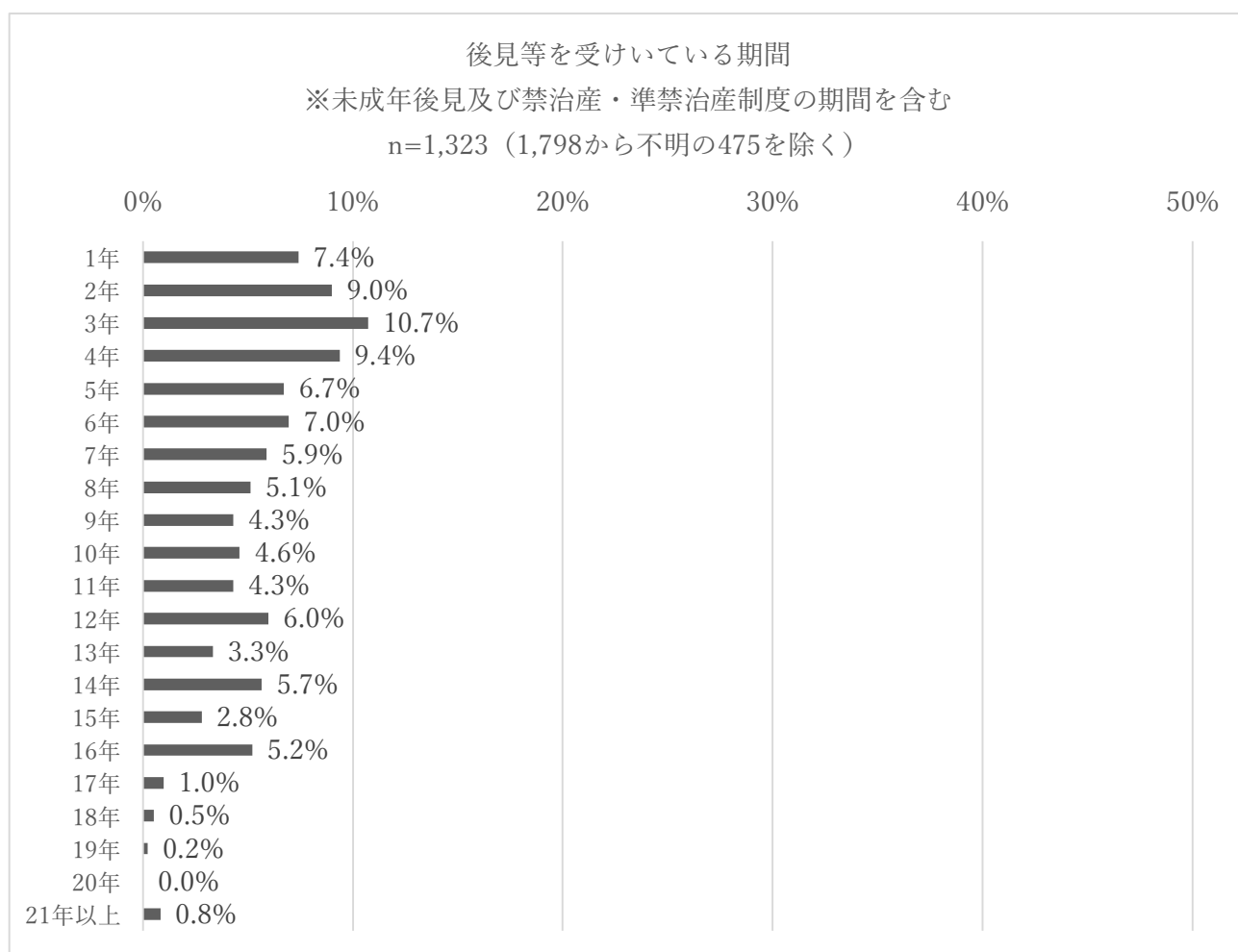
(9) 本人と後見人の関係

本人と後見人との関係で、最も多かったのが兄弟姉妹の 25.0%であった。次いで司法書士 18.3%、親 16.5%、社会福祉士 13.0%、弁護士 11.1%、その他親族 7.7%、その他の法人 3.4%であった。



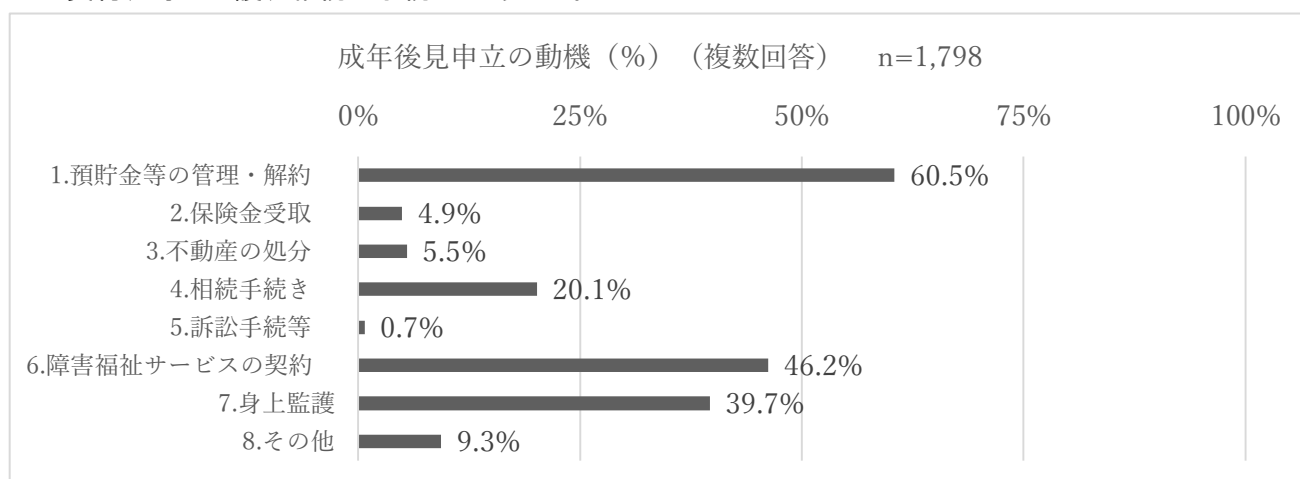
(10) 成年後見制度を利用している期間（「後見等の審判を受けた年」から算出）

被後見人等が成年後見制度を利用している期間は、4年以内で全体の 36.5%を占めていた。



(11) 申し立ての動機〔複数回答可〕

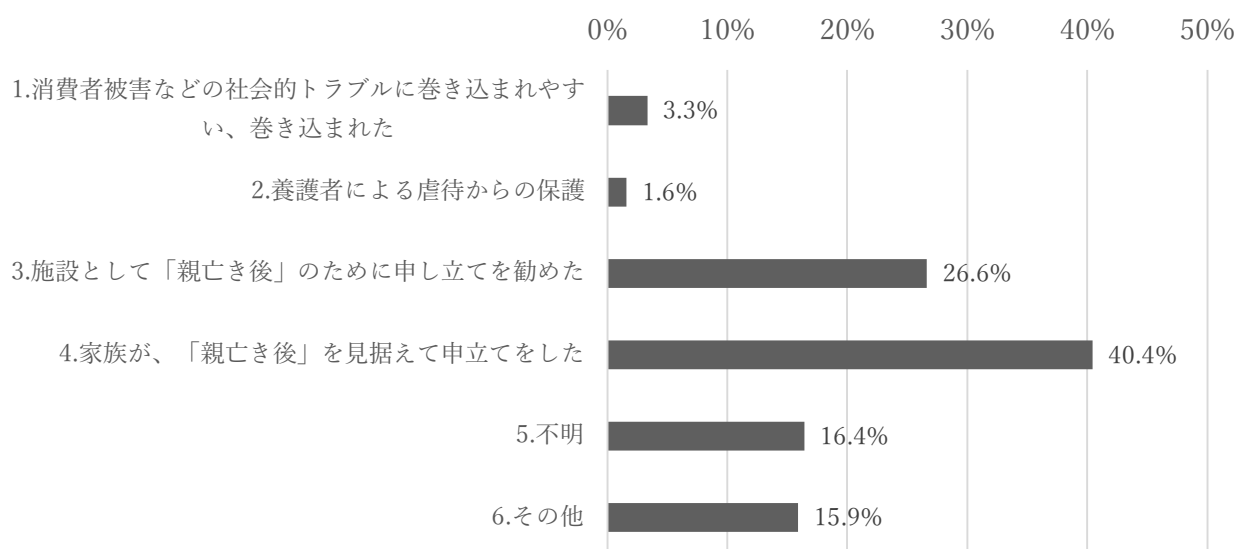
成年後見制度の申し立ての動機では、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで障害福祉サービスの契約、身上監護、相続の手続きであった。



(12) 申し立ての背景・きっかけ〔複数回答可〕

成年後見制度申立ての背景・きっかけでは、「家族が、『親亡き後』を見据えて申立てをした」件数が最多で、「施設として『親なき後』のために申立てを勧めた」を合わせると、ほとんどを占めていた。

成年後見申立の背景・きっかけ（％）（複数回答） n=1,798

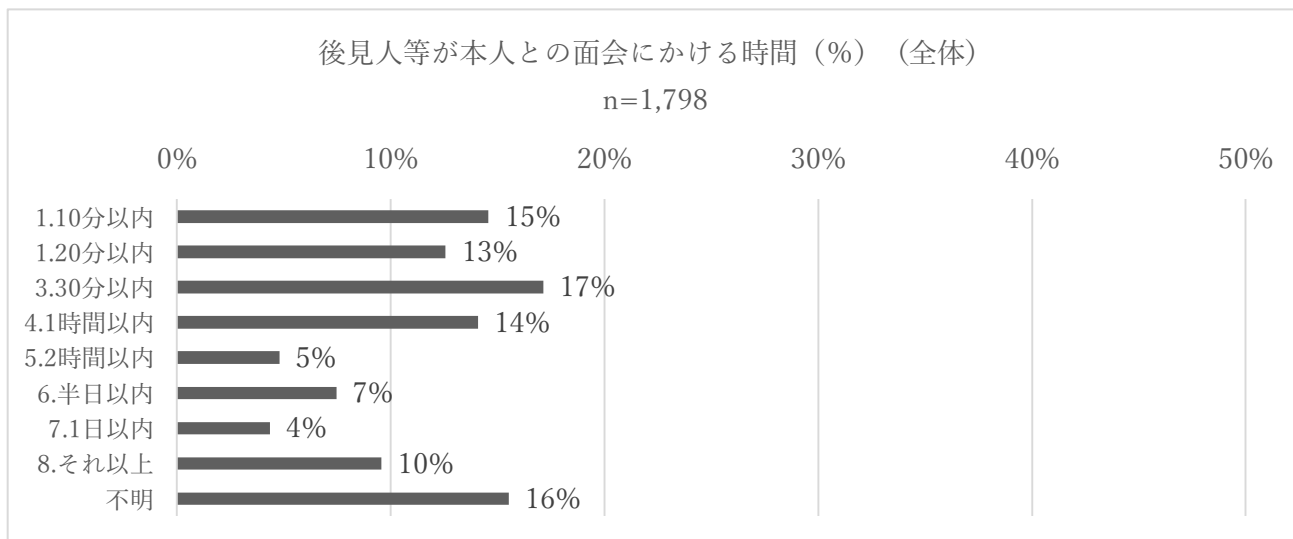
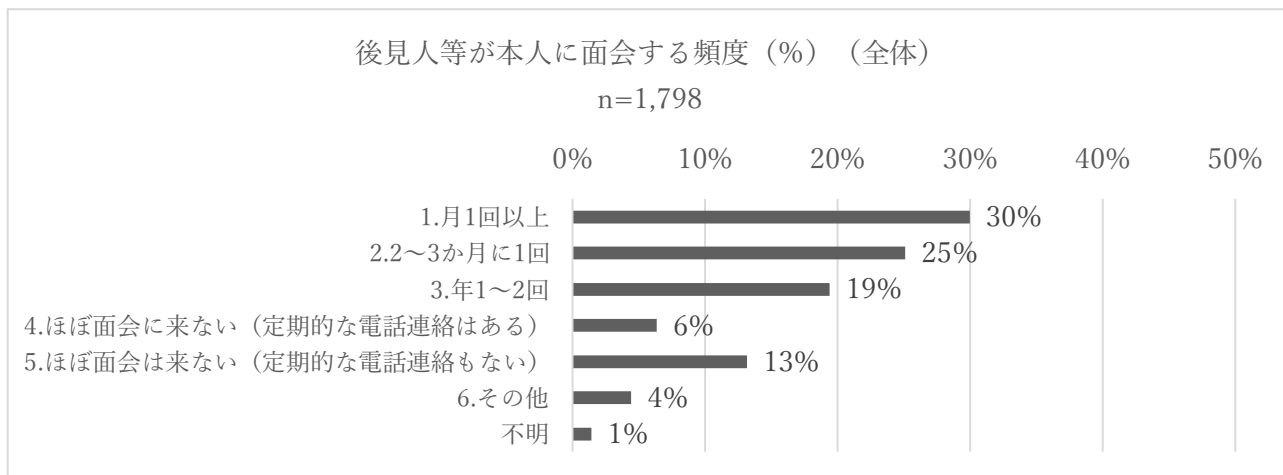


(13) 後見人等が本人に面会する頻度及び面会にかかる時間

① （全体）

親族後見、第三者後見の合計では、面会の頻度は「1 月 1 回」が 30%、「2～3 か月に 1 回」が 25%であった。一方、「年 1～2 回」「ほぼ面会に来ない」の合計は 38%であった。

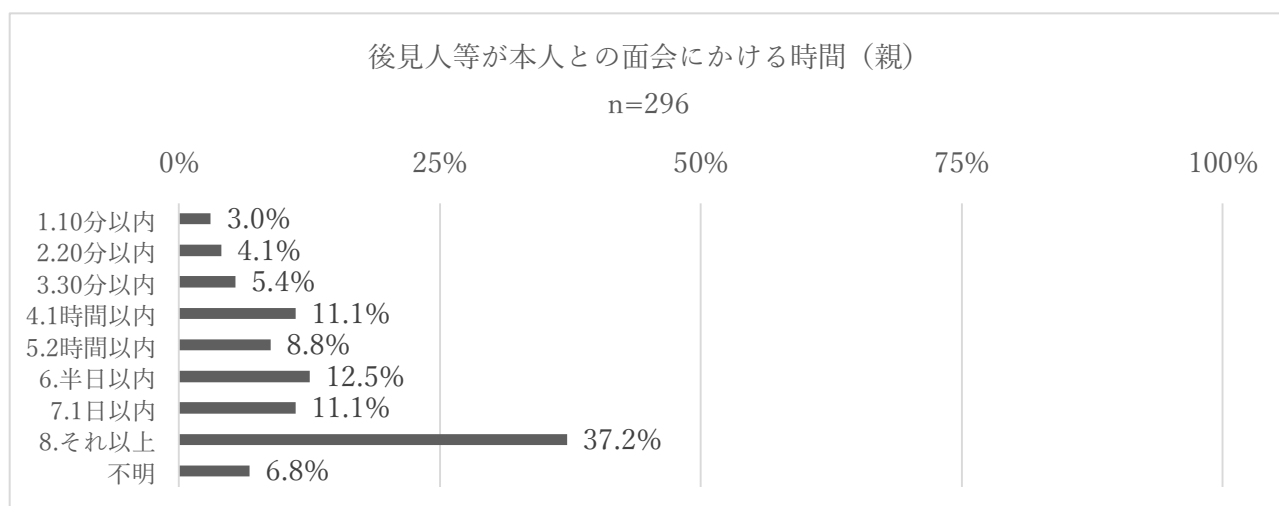
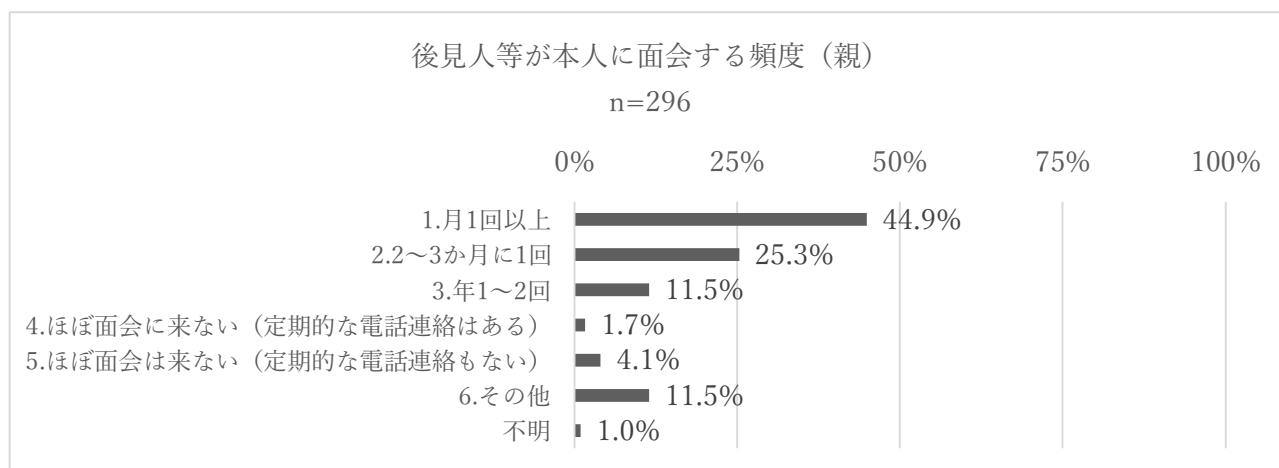
後見人等が面会にかかる時間では、30 分以内が 17%で最多、次いで 10 分以内 15%、1 時間以内 14%であった。



## ② 親（296 人）

後見人等が親の場合、面会の頻度は「1 月 1 回」が 45%、「2～3 か月に 1 回」が 25%であった。一方、「年 1～2 回」「ほぼ面会に来ない」の合計は 17%であった。

後見人等が面会にかかる時間では、1 日以上が 37%で最多、次いで半日以内 13%、1 日以内と 1 時間以内が 11%であった。



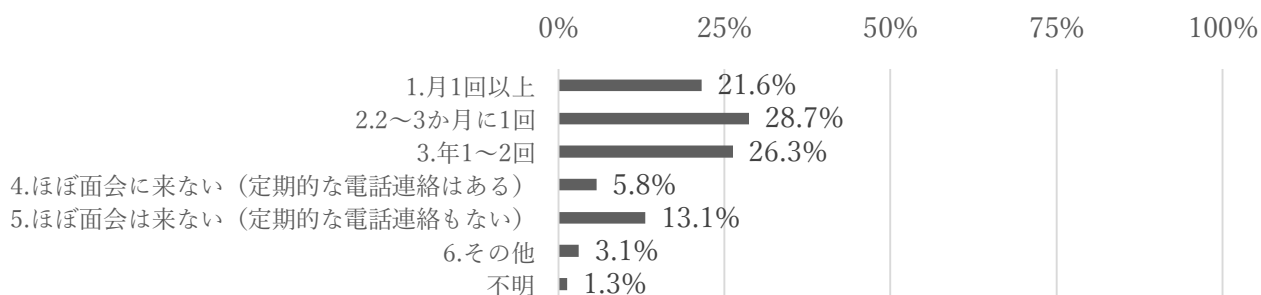
## ③ 兄弟姉妹（449 人）

後見人等が兄弟姉妹の場合、面会の頻度は「2～3 か月に 1 回」が 29%で最多、次いで「年 1～2 回」が 26%であった。一方、「年 1～2 回」「ほぼ面会に来ない」の合計は 45%であった。

後見人等が面会にかかる時間では、30 分以内が 16%、半日以内 15%、1 時間以内 13%であった。

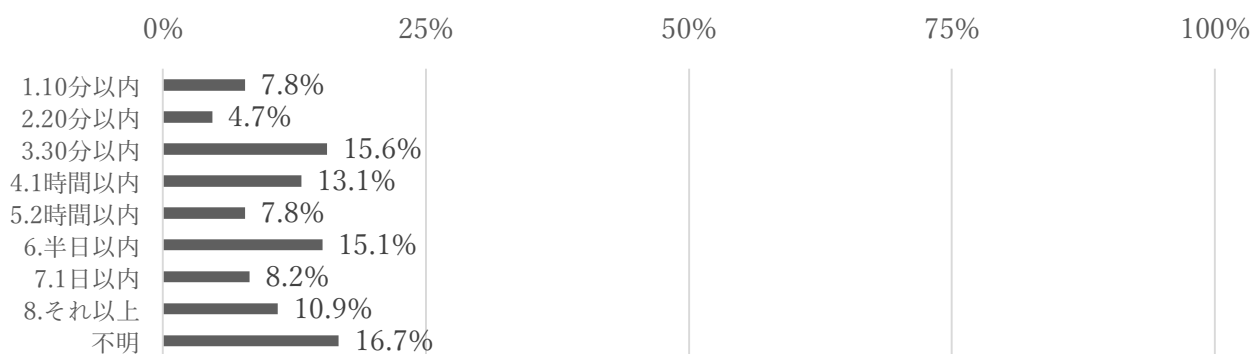
後見人等が本人に面会する頻度（兄弟姉妹）

n=449



後見人等が本人との面会にかかる時間（兄弟姉妹）

n=449



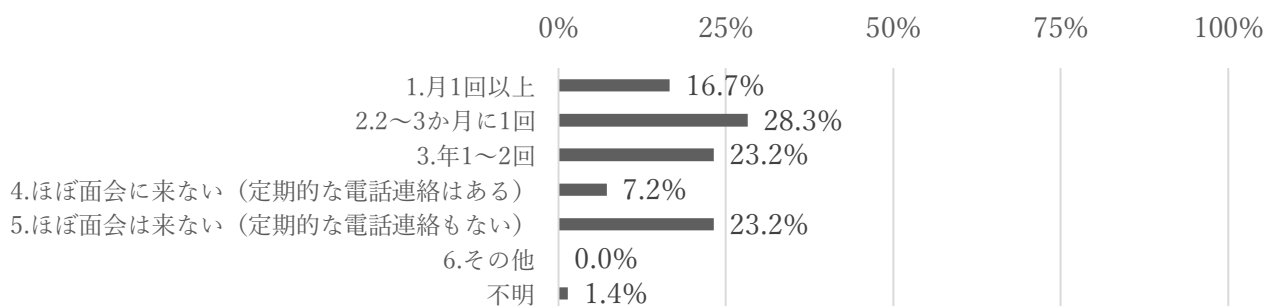
④ その他親族（138人）

後見人等がその他親族の場合、面会の頻度は「2～3か月に1回」が28%、「月1回以上」が17%であった。一方、「年1～2回」「ほぼ面会に来ない」の合計は53%であった。

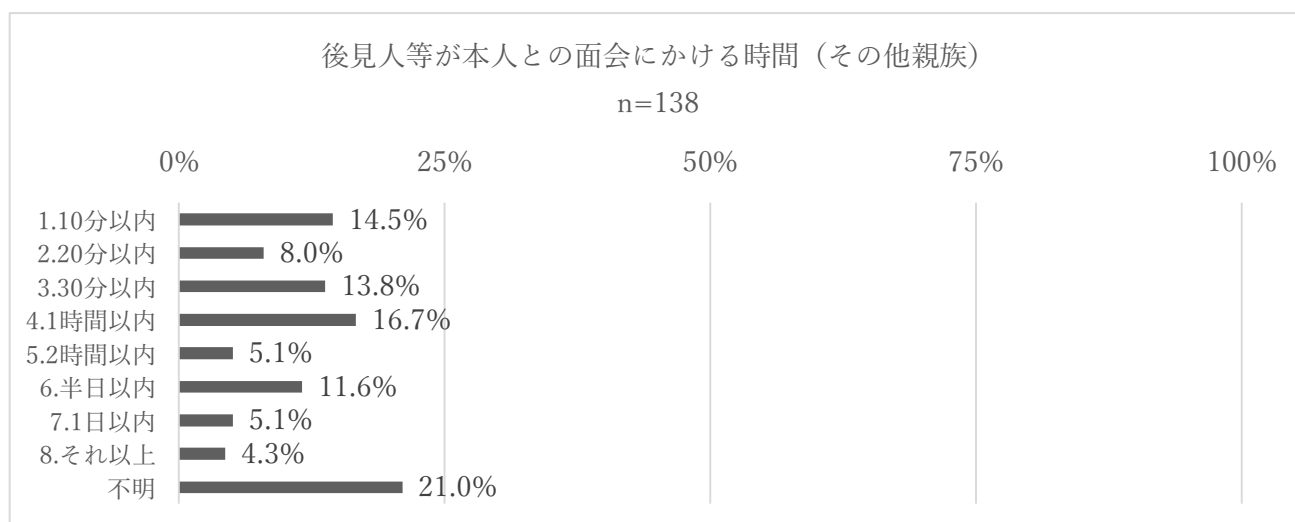
後見人等が面会にかかる時間では、1時間以内が17%、10分以内・30分以内が14%であった。

後見人等が本人に面会する頻度（その他親族）

n=138



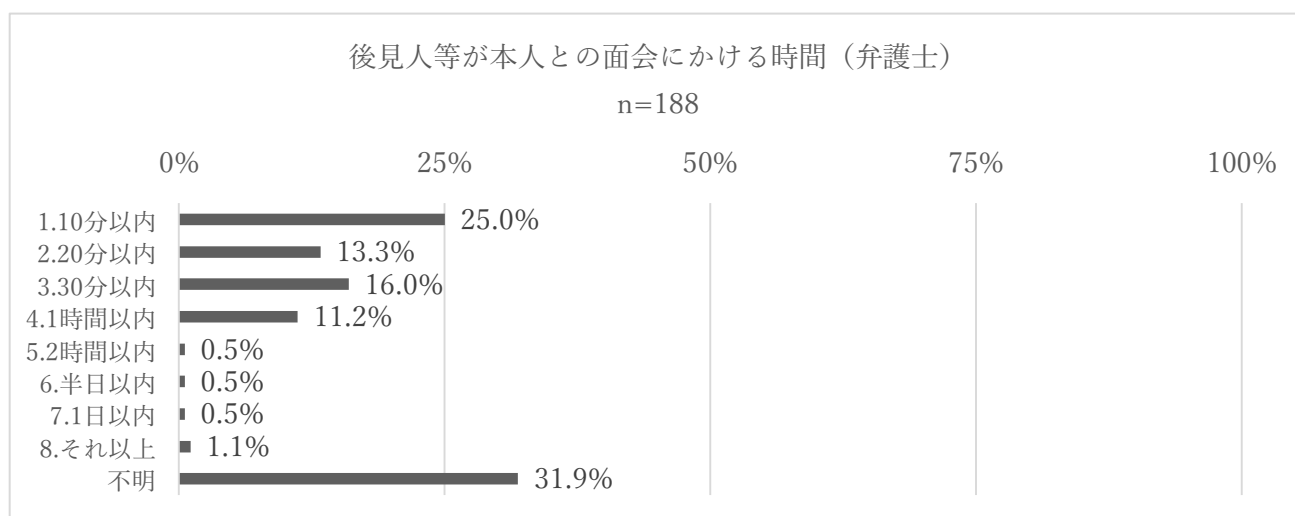
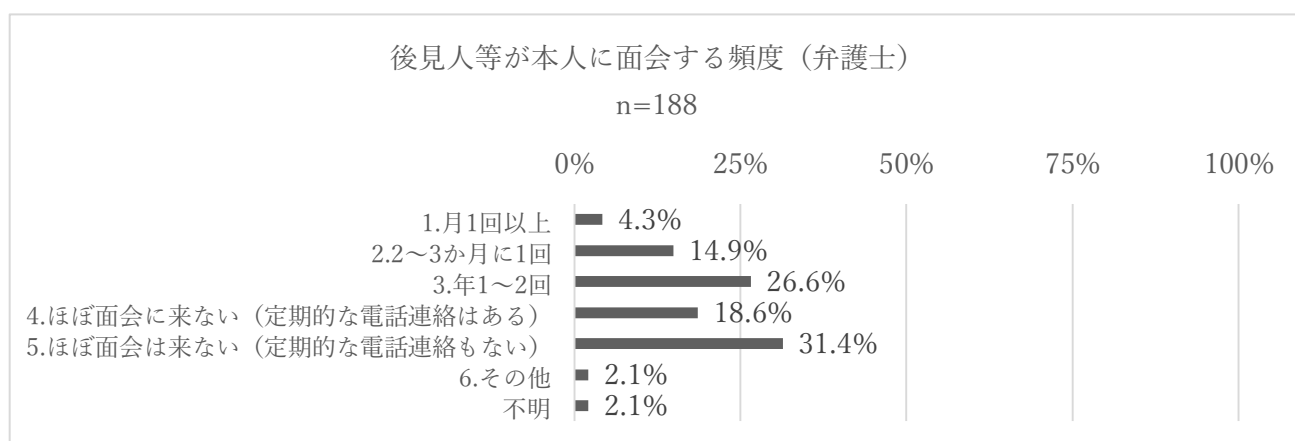




#### ⑤ 弁護士（188人）

後見人等が弁護士の場合、面会の頻度の最多は「ほぼ面会に来ない（定期的な電話連絡もない）」の31%で、「年1～2回」「ほぼ面会に来ない」の合計は77%であった。「月1回以上」は4%、「2～3か月に1回」は15%であった。

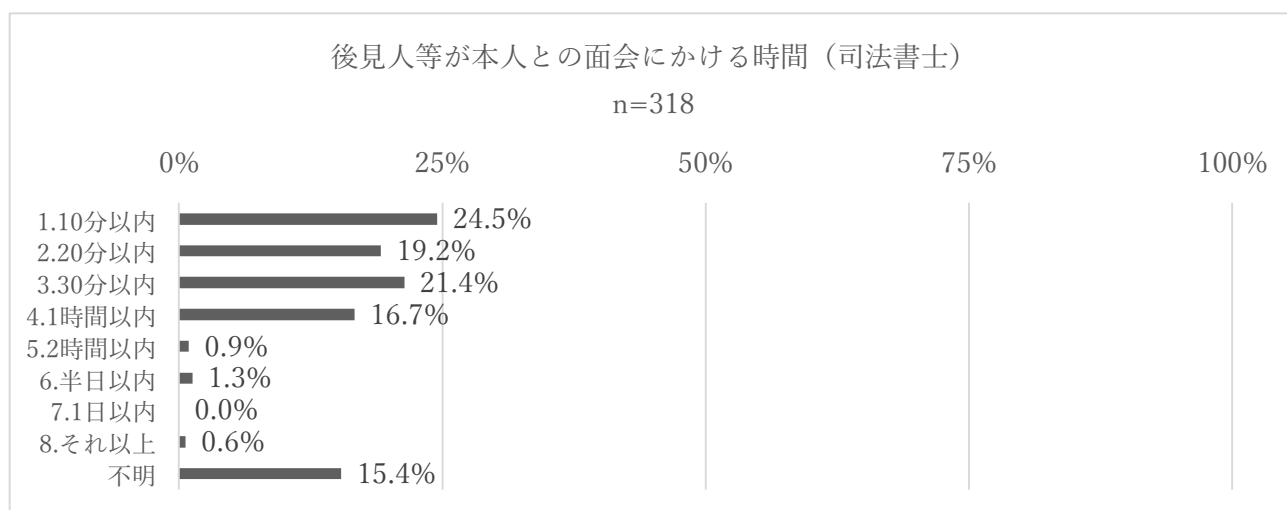
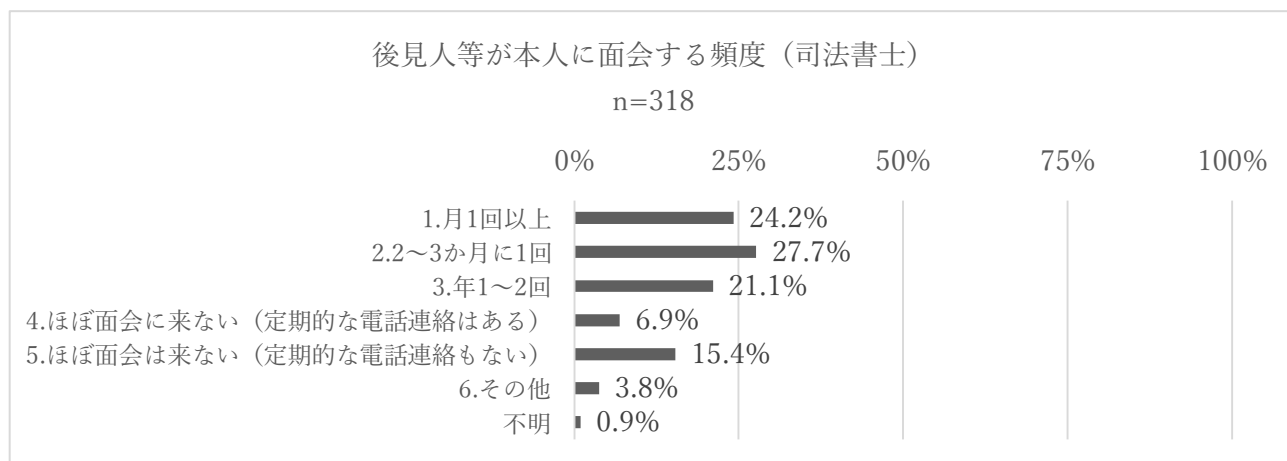
後見人等が面会にかかる時間では、10分以内が25%で最多、次いで30分以内16%、20分以内13%であった。



# ⑥ 司法書士（318 人）

後見人等が司法書士の場合、面会の頻度の最多は「2～3 か月に 1 回」の 28%で、次いで「1 か月に 1 回」の 24%であった。一方、「年 1～2 回」「ほぼ面会に来ない」の合計は 43%であった。

後見人等が面会にかかる時間では、10 分以内が 25%で最多、次いで 30 分以内 21%、20 分以内 19%であった。



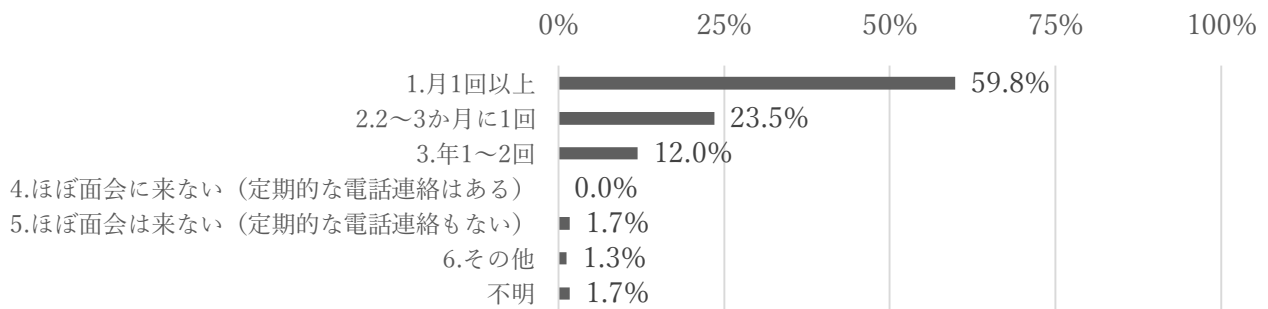
# ⑦ 社会福祉士（234 人）

後見人等が社会福祉士の場合、面会の頻度の最多は「1 月 1 回以上」の 60%で、次いで「2～3 か月に 1 回」の 24%であった。一方、「年 1～2 回」「ほぼ面会に来ない」の合計は 14%であった。

後見人等が面会にかかる時間では、30 分以内が 32%で最多、次いで 20 分以内 29%、10 分以内と 1 時間以内が 15%であった。

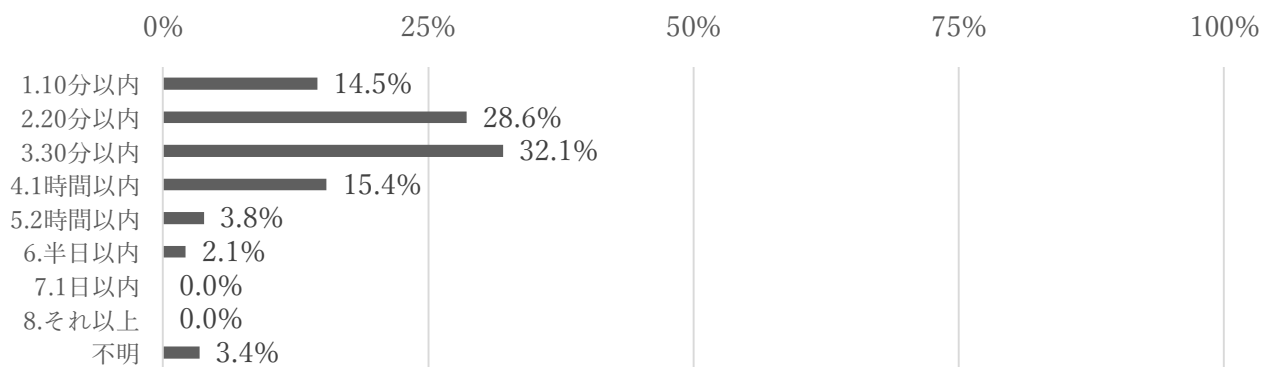
後見人等が本人に面会する頻度（社会福祉士）

n=234



後見人等が本人との面会にかかる時間（社会福祉士）

n=234

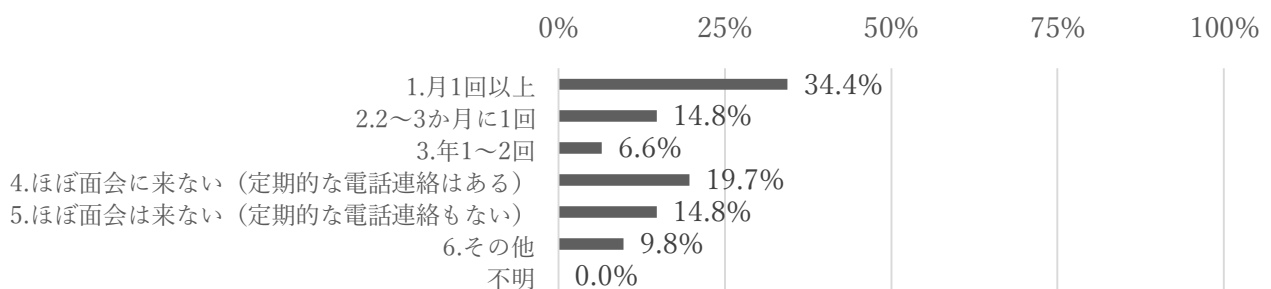


以下は、客体数を考慮し、参考まで示す。

⑧ その他の法人（61人）

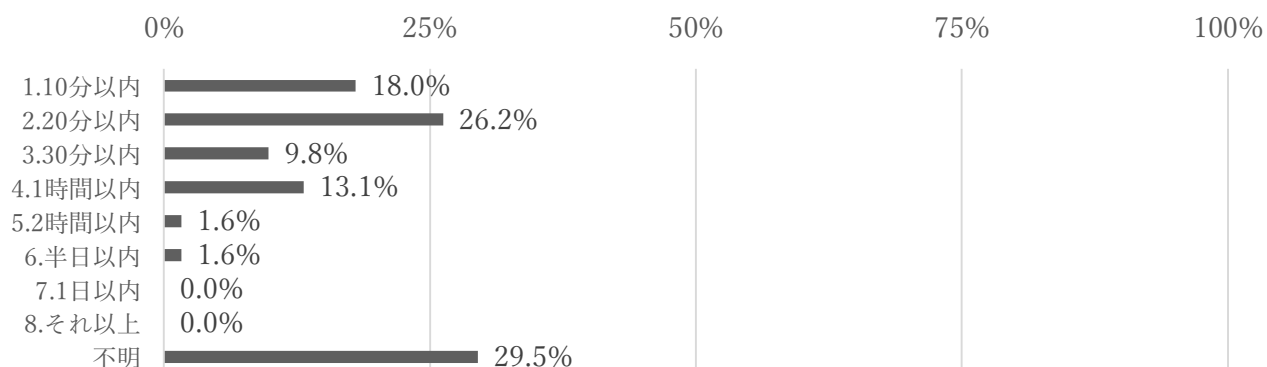
後見人等が本人に面会する頻度（その他の法人）

n=61



後見人等が本人との面会にかかる時間（その他の法人）

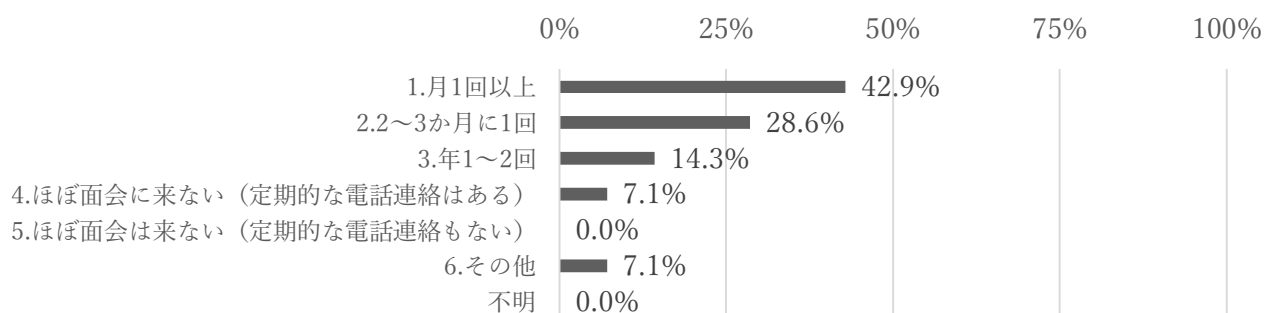
n=61



⑨ 社会福祉協議会（14人）

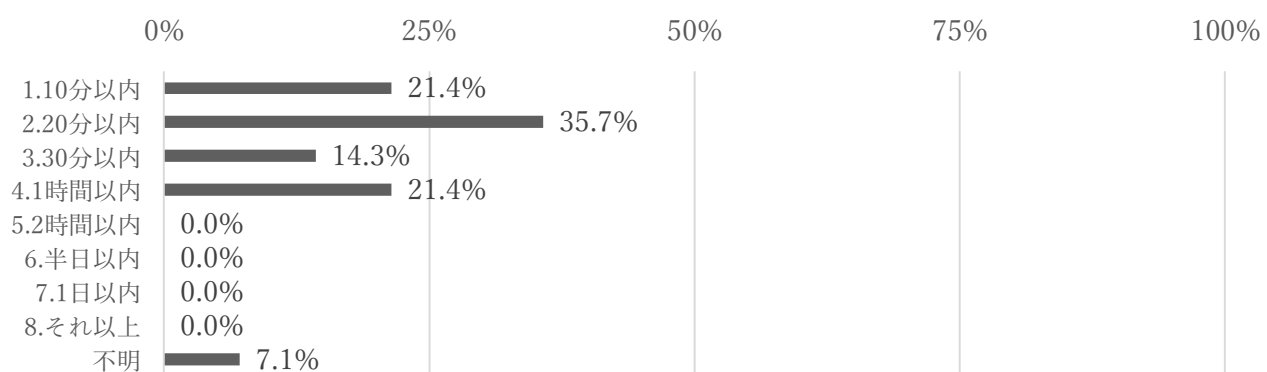
後見人等が本人に面会する頻度（社会福祉協議会）

n=14

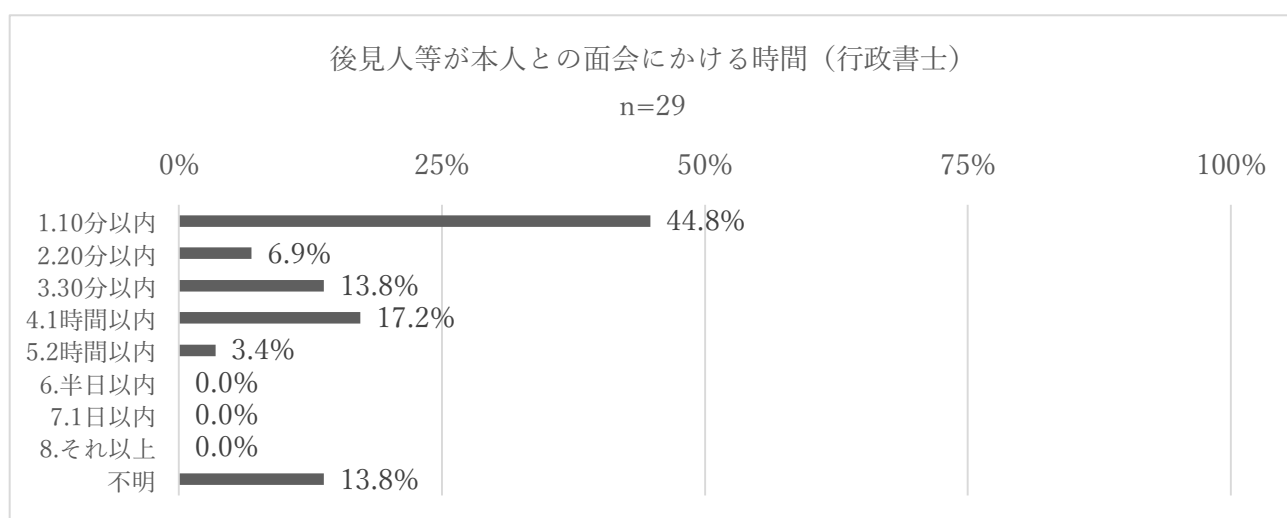
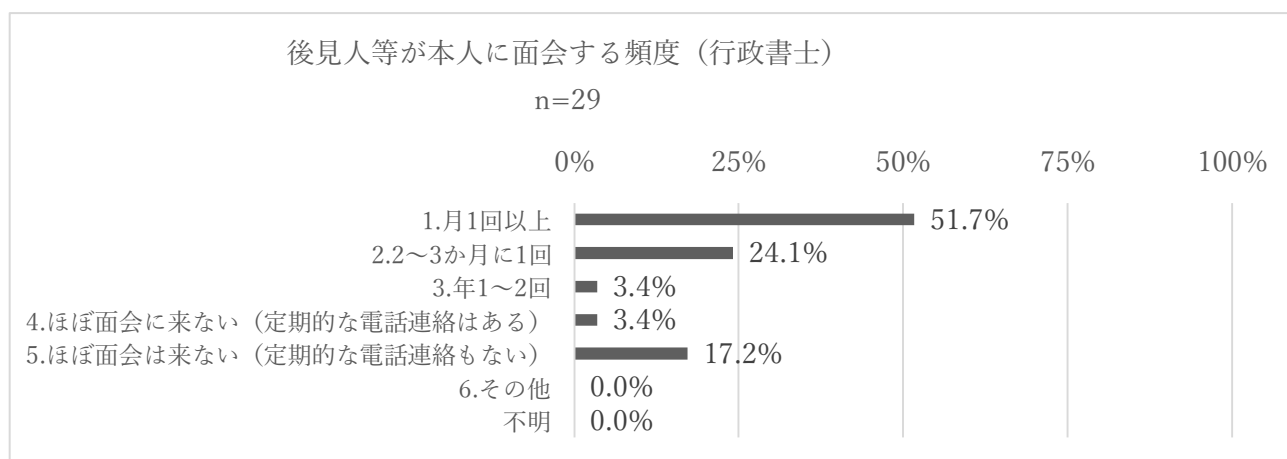


後見人等が本人との面会にかかる時間（社会福祉協議会）

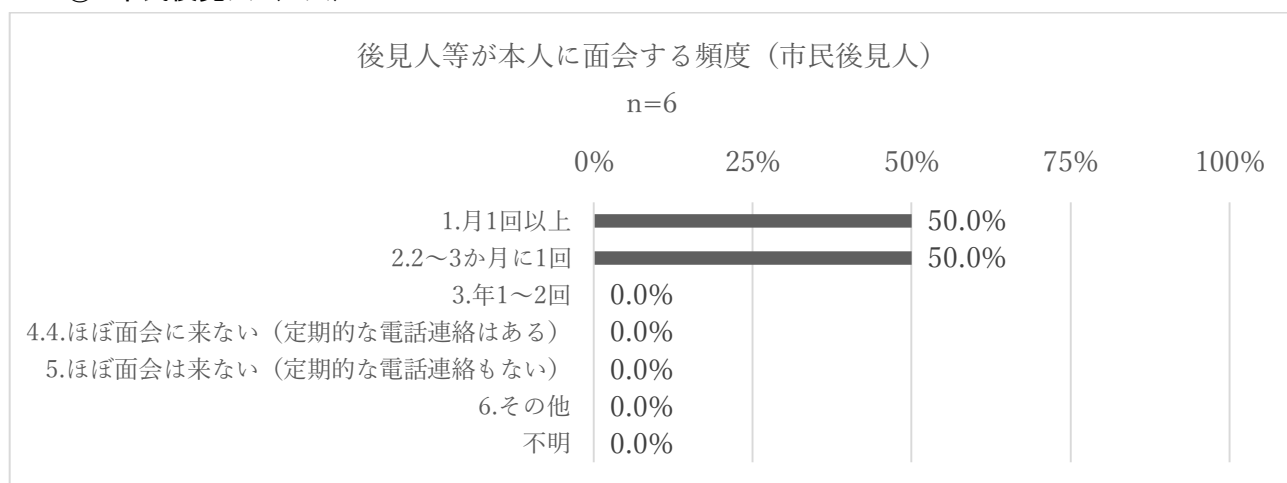
n=14

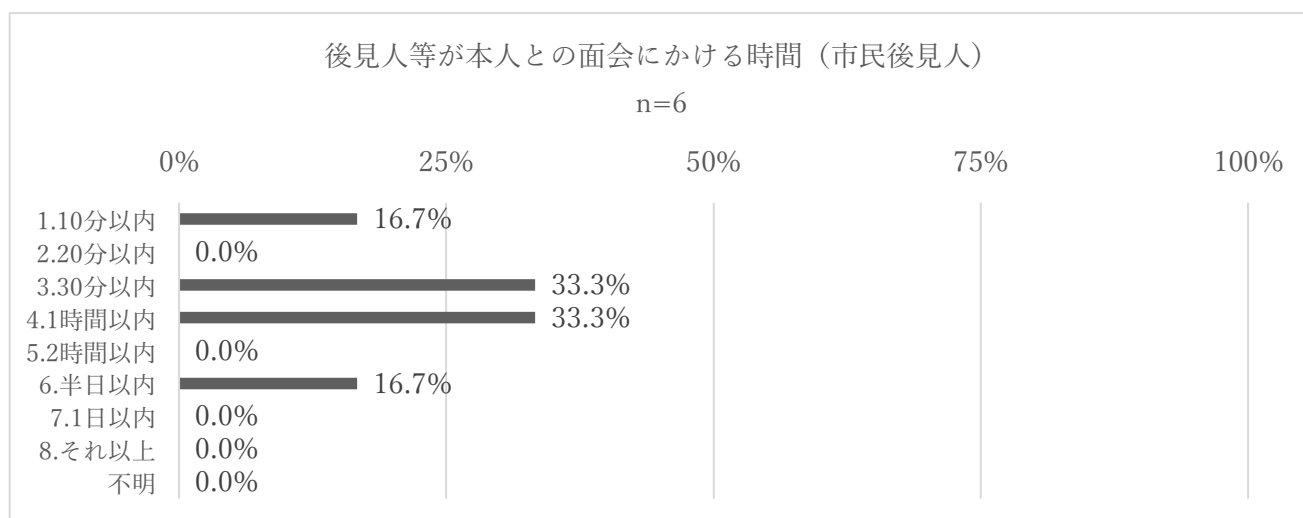


⑩ 行政書士（29 人）

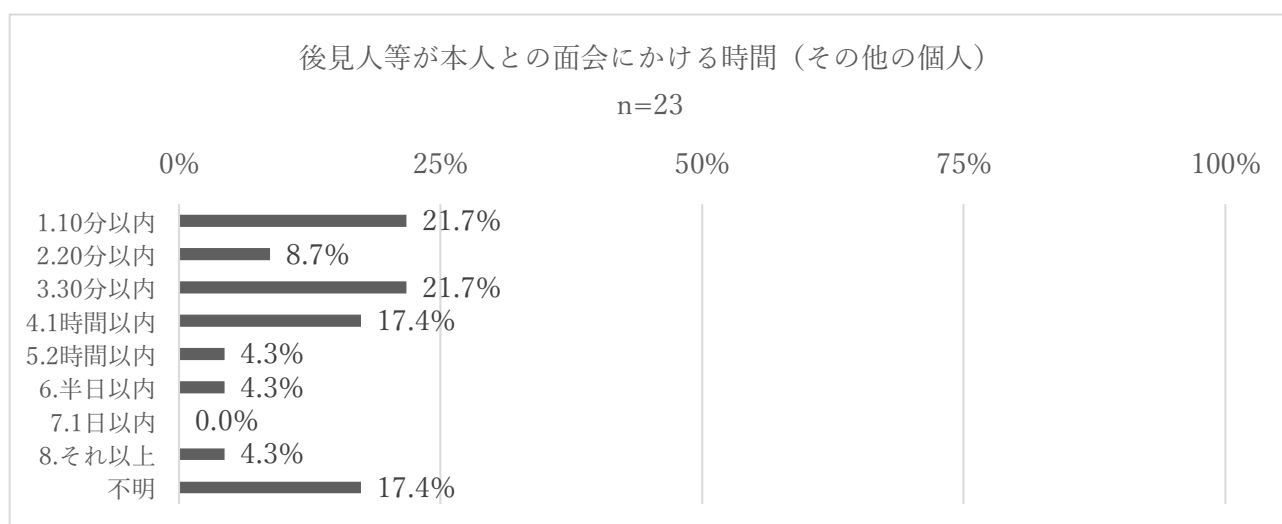
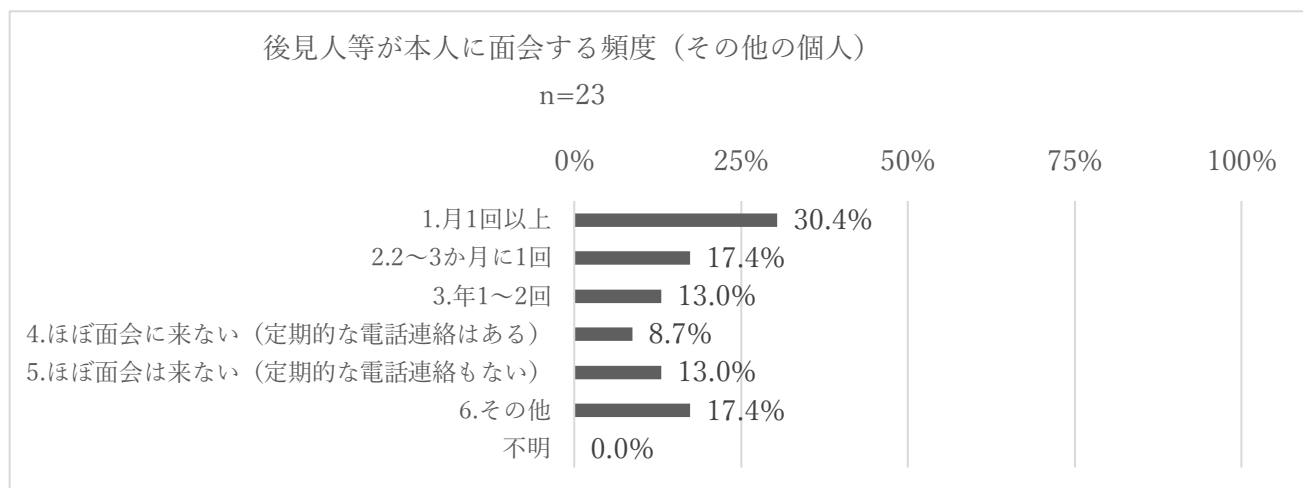


⑪ 市民後見人（6 人）

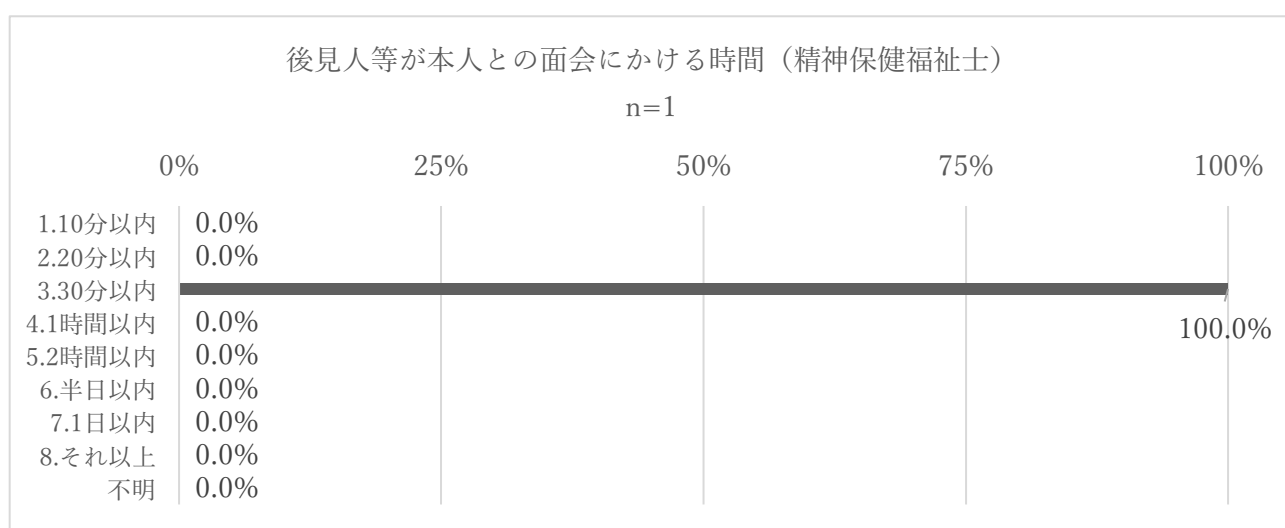
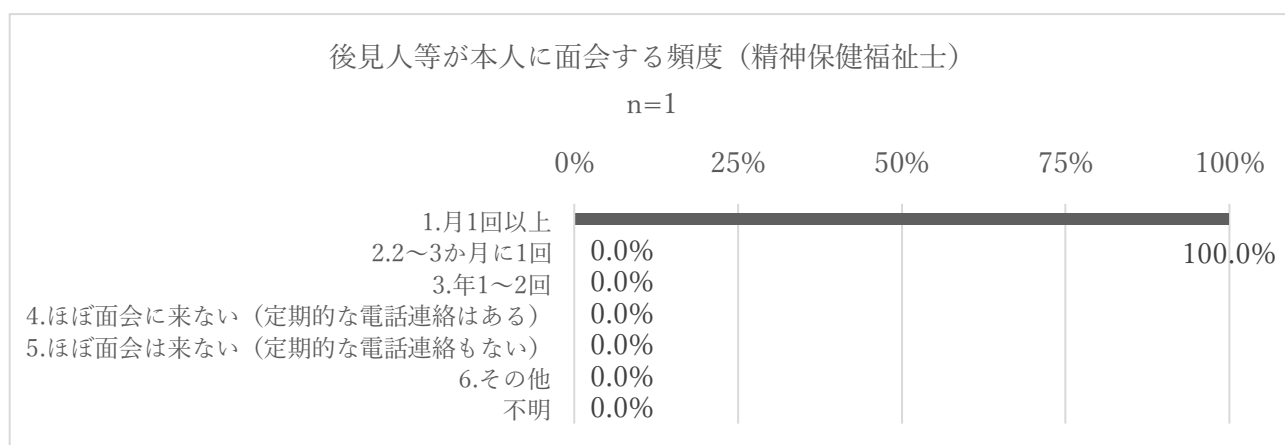




⑫ その他の個人（23人）

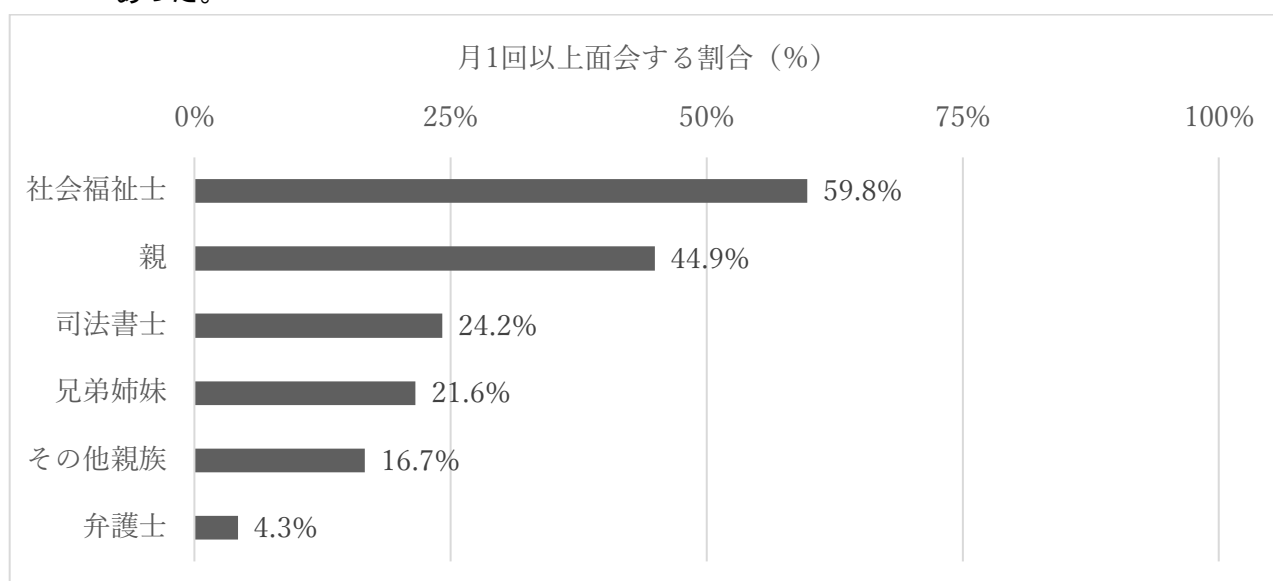


### ⑬ 精神保健福祉士（1人）

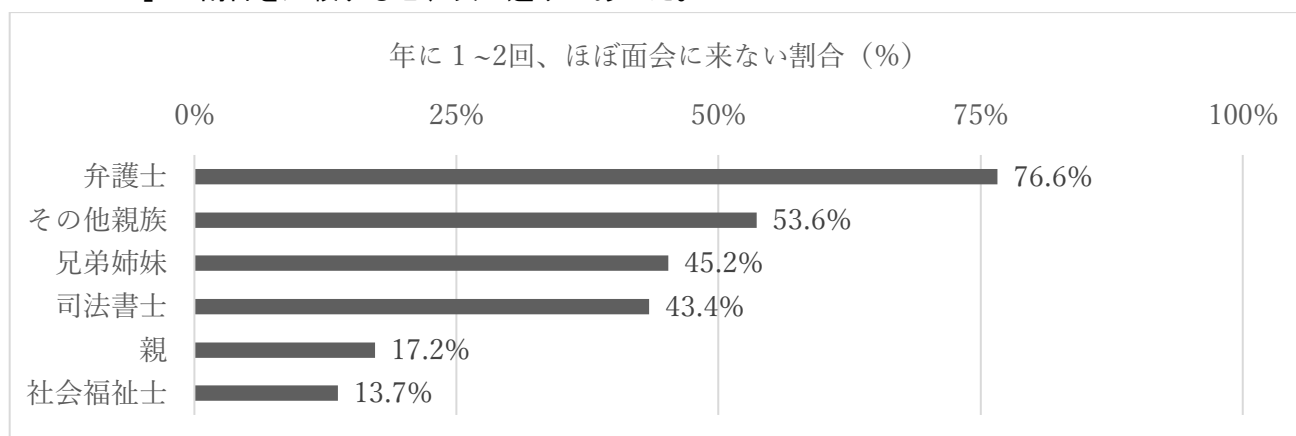


### ⑭ 後見人が被後見人に月1回以上面会する割合の比較

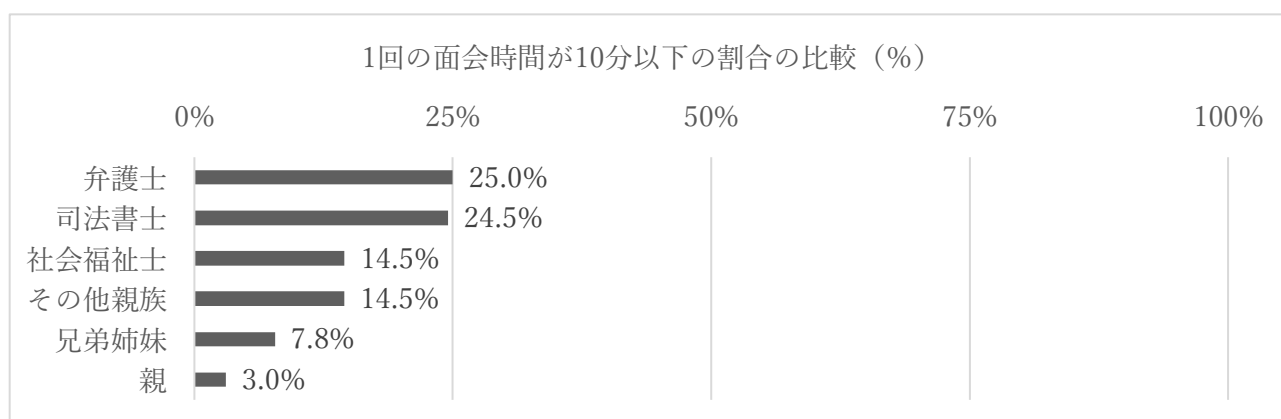
客体数が100以上の後見人が、被後見人に月1回以上面会する割合を比較すると、次の通りであった。



- ⑮ 後見人の被後見人に対する面会頻度が「年１～２回」「ほぼ面会に来ない」の割合の比較  
 客体数が 100 以上の後見人の、被後見人に対する面会頻度が「年１～２回」「ほぼ面会に来ない」の割合を比較すると、次の通りであった。

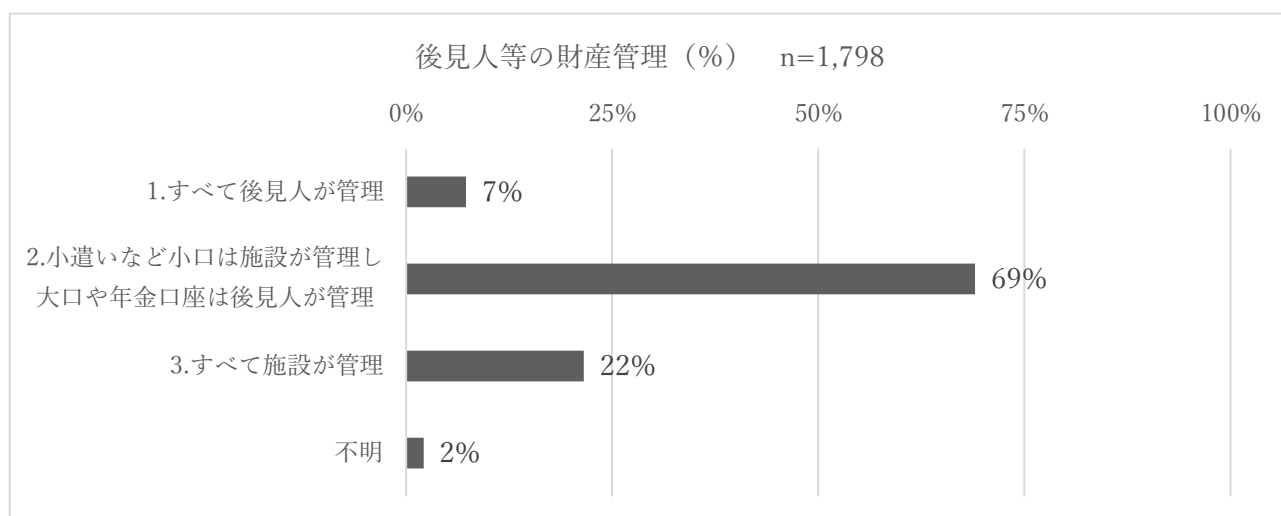


- ⑯ 後見人の被後見人に対する 1 回の面会時間が 10 分以下の割合  
 客体数 100 以上の後見人の被後見人に対する 1 回の面会時間が 10 分以下の割合を比較すると、次の通りであった。



## (12) 後見人の財産管理

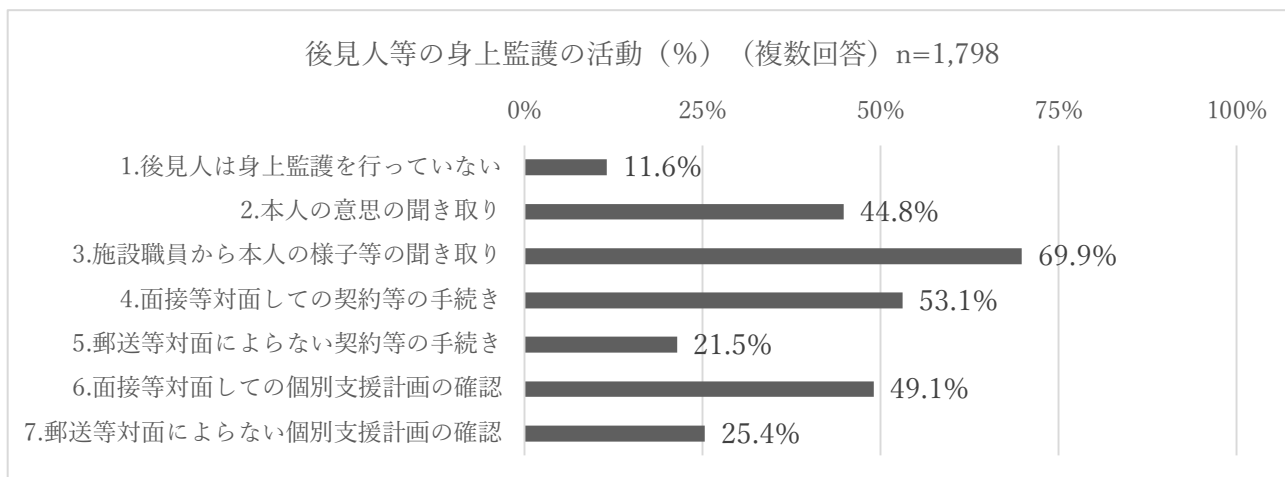
後見人等の財産管理では、「小遣いなど小口は施設が管理し、大口や年金口座は後見人が管理」の割合が 69%と最多であったが、次いですべて施設が管理」が 22%を占めた。





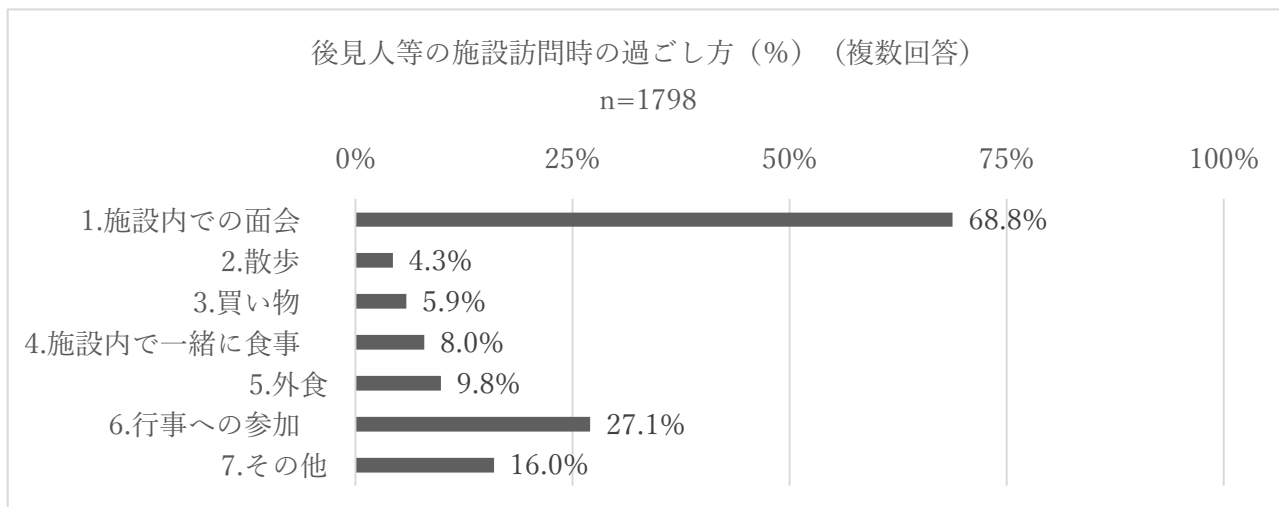
(13) 後見人等の身上監護の活動（複数回答）

後見人等の身上監護の活動では、「施設職員から本人の様子等の聞き取り」が最も多く 70%、次いで「面接等対面しての契約等の手続き」53%、「面接等対面しても個別支援計画の確認」49%、「本人の意思の聞き取り」45%の順であった。また、「郵送等対面によらない個別支援計画の確認」25%、「郵送等対面によらない契約等の手続き」21%もあった。



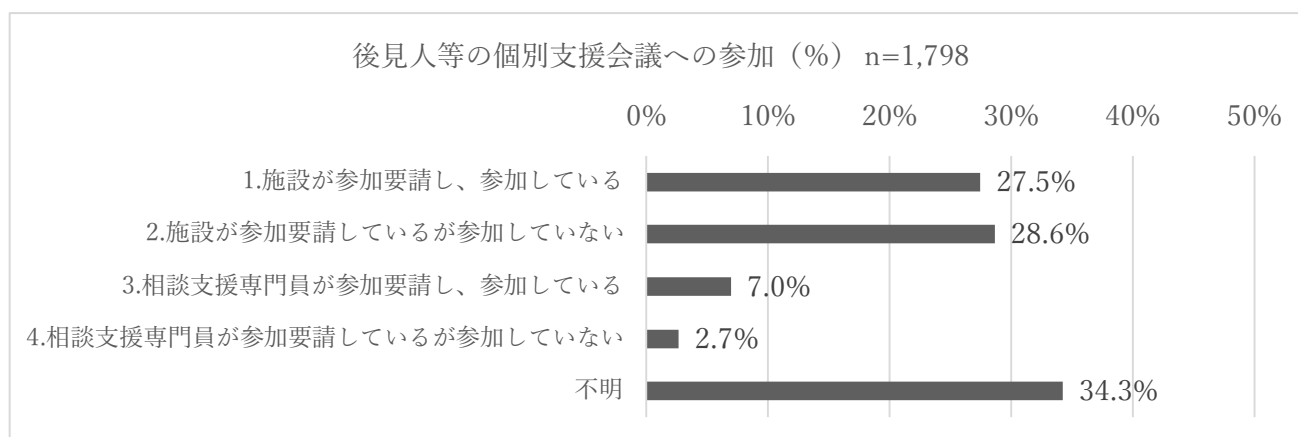
(14) 後見人の施設訪問時の過ごし方〔複数回答可〕

後見人等の施設訪問時の過ごし方では、「施設内での面会」が最多であった。また、「行事への参加」「外食」「施設内で一緒に食事」「買い物」は、親族後見人の回答に多かった。



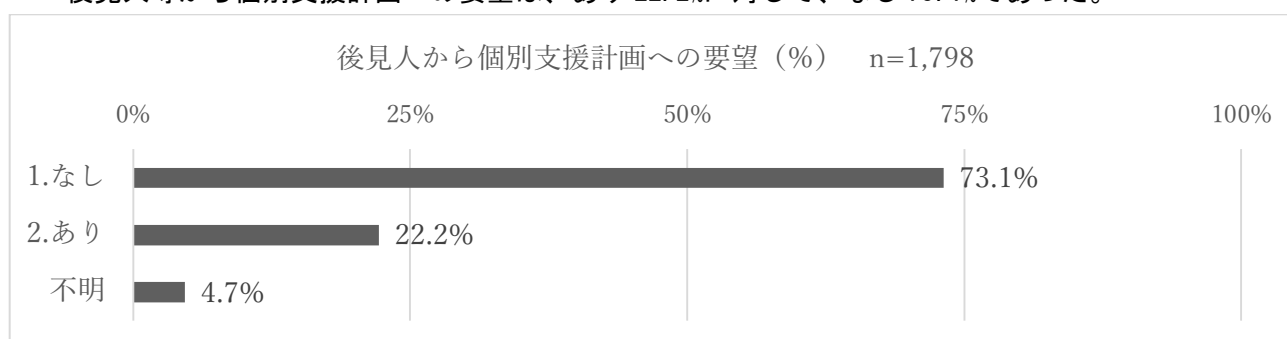
(15) 後見人の個別支援会議への参加

後見人等の個別支援会議への参加は、施設が参加要請し、参加している」「相談支援専門員が参加要請し、参加している」の合計が 34%に対し、「施設が参加要請しているが参加していない」「相談支援専門員が参加要請しているが参加していない」の合計が 32%と、参加の有無が分かれた。



#### (16) 後見人等から個別支援計画内容への要望

後見人等から個別支援計画への要望は、あり 22.2%に対して、なし 73.1%であった。



#### （要望の具体的な内容）

|      |     |                                       |
|------|-----|---------------------------------------|
| 1.後見 | 2.親 | ADL 面の向上                              |
|      |     |                                       |
| 不明   | 2.親 | 足の爪のケアに気を付けていただきたい                    |
| 1.後見 | 2.親 | あまり薬をのませてほしくない。運動させてほしい。あまり太らせないでほしい。 |
| 1.後見 | 2.親 | 安心した楽しめる生活                            |
| 1.後見 | 2.親 | 医療面                                   |
| 1.後見 | 2.親 | 医療面                                   |
| 1.後見 | 2.親 | 運動支援をできるだけやってほしい                      |
| 1.後見 | 2.親 | お仕事も掃除も一生懸命取り組んでほしい                   |
| 1.後見 | 2.親 | 落ち着いた生活で楽しく過ごしてほしい                    |
| 1.後見 | 2.親 | 落ち着いて過ごしてほしい                          |
| 1.後見 | 2.親 | 落ち着いて過ごしてほしい                          |

|      |     |                                             |
|------|-----|---------------------------------------------|
| 1.後見 | 2.親 | 親の意見は聞き入れないので、衣類にこだわりがあったりするので、施設で購入をお願いしたい |
| 1.後見 | 2.親 | 身体を動かすことを、お願いします                            |
| 1.後見 | 2.親 | 気分転換をして落ち着いて生活して欲しい                         |
| 1.後見 | 2.親 | 居室の物が増えていっているので、片づけるよう支援してほしい               |
| 1.後見 | 2.親 | 怪我無いようにしてほしい                                |
| 1.後見 | 2.親 | ケガのないように楽しく過ごしてもらいたい                        |
| 1.後見 | 2.親 | ケガのないように迷惑をかけないでほしい                         |
| 1.後見 | 2.親 | 健康維持                                        |
| 1.後見 | 2.親 | 健康維持、適度な運動、落ち着いた日課                          |
| 1.後見 | 2.親 | 健康維持と無理のない活動                                |
| 1.後見 | 2.親 | 健康管理                                        |
| 1.後見 | 2.親 | 健康管理                                        |
| 1.後見 | 2.親 | 健康管理                                        |
| 1.後見 | 2.親 | 健康管理                                        |
| 1.後見 | 2.親 | 健康管理                                        |
| 1.後見 | 2.親 | 健康管理・外出支援を増やしてほしい                           |
| 1.後見 | 2.親 | 健康管理・外出支援を増やしてほしい                           |
| 1.後見 | 2.親 | 健康管理・外出支援を増やしてほしい                           |
| 1.後見 | 2.親 | 健康状態の対応、歩行をしてほしい                            |
| 1.後見 | 2.親 | 健康上の相談                                      |
| 1.後見 | 2.親 | 健康で元気に過ごしてほしい                               |
| 1.後見 | 2.親 | 健康で元気に過ごしてほしい                               |
| 1.後見 | 2.親 | 健康で元気に過ごしてほしい                               |
| 1.後見 | 2.親 | 健康で元気に過ごしてほしい                               |
| 1.後見 | 2.親 | 健康で過ごしてほしい・食事を食べやすいように提供してほしい               |
| 1.後見 | 2.親 | 健康で生活して欲しい                                  |
| 1.後見 | 2.親 | 健康に過ごしてもらいたい。他の利用者に迷惑をかけないでほしい              |

|      |     |                                                  |
|------|-----|--------------------------------------------------|
| 1.後見 | 2.親 | 健康面の変化を伝えてほしい                                    |
| 1.後見 | 2.親 | 現状を継続し、元気に園で生活を続けてほしい                            |
| 1.後見 | 2.親 | 拘り等が見られる時は長い目で見てもらいたい                            |
| 1.後見 | 2.親 | 今後できるだけ本人とたくさん関わるようにしてほしい                        |
| 1.後見 | 2.親 | 散歩などたくさん身体を動かして欲しい                               |
| 1.後見 | 2.親 | 支援計画・医療面                                         |
| 1.後見 | 2.親 | 支援について                                           |
| 1.後見 | 2.親 | 支援について                                           |
| 1.後見 | 2.親 | 支援についての意見                                        |
| 1.後見 | 2.親 | 支援については継続して欲しい。またお手伝い等も今後できるように行って欲しい            |
| 1.後見 | 2.親 | 施設での安定した生活                                       |
| 1.後見 | 2.親 | 施設内での生活の仕方について。衣類の選択、収納等。                        |
| 1.後見 | 2.親 | 自宅でも気分が高揚として汚れた衣類を投げたり、皮膚を掻いたりして大変ですが、その都度お願いします |
| 1.後見 | 2.親 | 失禁等が多くなっているので、通院も含めてで対応を検討してもらいたい                |
| 1.後見 | 2.親 | 週3回の透析があるが、施設の行事には参加させて欲しい                       |
| 1.後見 | 2.親 | 周囲に迷惑をかけずにすごせるようになってほしい                          |
| 1.後見 | 2.親 | 詳細は現場で把握しているが、「本人の状態像にあった支援」を要望していると聞いている。       |
| 1.後見 | 2.親 | 詳細は現場で把握しているが、「本人の状態像にあった支援」を要望していると聞いている。       |
| 1.後見 | 2.親 | 情緒の波があり、力も強いいため、ご迷惑をおかけしていると思いますが、現在の支援を継続してほしい  |
| 1.後見 | 2.親 | 身体拘束の継続                                          |
| 1.後見 | 2.親 | 身体面のおとろえ                                         |
| 1.後見 | 2.親 | 生活全般、健康面                                         |
| 1.後見 | 2.親 | 生活全般について                                         |
| 1.後見 | 2.親 | 生活のことなど                                          |
| 1.後見 | 2.親 | 体重が増やせたらと思いますが、好き嫌いも多いので対応をお願いします                |
| 1.後見 | 2.親 | 体重減を目標にしてほしい                                     |

|      |     |                                                                                           |
|------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.後見 | 2.親 | 体重の増加に気をつけてほしい。(お腹周りが気になる)運動を嫌がるかもしれないが、続けてほしい                                            |
| 不明   | 2.親 | 体調、余暇、身辺について                                                                              |
| 1.後見 | 2.親 | 体調管理に留意して欲しい                                                                              |
| 1.後見 | 2.親 | 体力面、歩行練習をお願いしたい                                                                           |
| 1.後見 | 2.親 | 他者とのトラブルがないように、外出や旅行に連れて行ってほしい                                                            |
| 1.後見 | 2.親 | 他人に迷惑をかけずケガのないように                                                                         |
| 1.後見 | 2.親 | 楽しく過ごせる時間が増えるように支援してもらえればありがたい                                                            |
| 1.後見 | 2.親 | 楽しく本人の出来ることをさせて欲しい                                                                        |
| 1.後見 | 2.親 | 次のステップに向かって頑張ってもらいたい。将来グループホームでの生活をご本人希望しているが、慎重にできることを増やしてから検討してもらいたい。(過去に何度も無断外出があったため) |
| 1.後見 | 2.親 | 定期的に理髪に行ってもらいたい。身体に合った服装(ズボンの長さ調整)整容                                                      |
| 1.後見 | 2.親 | なるべく自宅への帰省ができるようにしてほしい                                                                    |
| 1.後見 | 2.親 | 何でも出来るようになってほしいと思っている                                                                     |
| 1.後見 | 2.親 | 肌着が汚れていることもあるため、時折確認してほしい                                                                 |
| 1.後見 | 2.親 | 発熱が少なくなるように                                                                               |
| 1.後見 | 2.親 | パニック時のケガなどに注意してほしい                                                                        |
| 1.後見 | 2.親 | 病気や怪我無く過ごしてほしい                                                                            |
| 1.後見 | 2.親 | 病気や怪我無く過ごしてほしい                                                                            |
| 1.後見 | 2.親 | 病気やけがのないように過ごしてほしい                                                                        |
| 1.後見 | 2.親 | 風呂の回数、着替え等について                                                                            |
| 1.後見 | 2.親 | 他の利用者さんと仲よくしてほしい                                                                          |
| 1.後見 | 2.親 | 本人が希望する生活が出来ること                                                                           |
| 1.後見 | 2.親 | 本人が元気で過ごしてほしい                                                                             |
| 1.後見 | 2.親 | 本人しゃべれないが、ジェスチャー等で相手に伝えようとするので聞いて欲しい                                                      |
| 1.後見 | 2.親 | 本人との関わり方で難しい面もありますが、注意して対応してほしい                                                           |
| 1.後見 | 2.親 | 本人にできることがあれば、積極的にやらせるようにしてほしい                                                             |
| 1.後見 | 2.親 | 本人の生活についての希望                                                                              |

|      |        |                                                           |
|------|--------|-----------------------------------------------------------|
| 1.後見 | 2.親    | 本人の特性について                                                 |
| 1.後見 | 2.親    | 毎日楽しい気持ちで生活できるように、体調管理・会話、スキンシップを多くして、外出やお茶をする機会を多く作ってほしい |
| 1.後見 | 2.親    | ゆっくり過ごしたい                                                 |
| 1.後見 | 2.親    | ゆっくり食べるように支援してほしい                                         |
| 1.後見 | 2.親    | 余暇活動の充実を図って欲しい                                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 安定した毎日が送れるようにして欲しい。整理整頓が出来るようになって欲しい。                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 今の生活能力に対しての環境整備                                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 今の生活能力の維持と他害を減らすこと。                                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 色々な言動に対して話をきいてあげてほしい                                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 落ち着いて過ごしてほしい                                              |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 落ち着いて過ごしてほしい                                              |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 音楽や外出等楽しいことを取り入れてほしい                                      |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹 | 介護保険利用調整                                                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 加齢に応じた支援                                                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 怪我なく元気に                                                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | けがや病気について                                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 元気に落ち着いて過ごせるように                                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 元気に過ごしてほしい                                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 元気に過ごして欲しい                                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 元気に過ごせるように                                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 元気になって楽しく過ごしてほしい                                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康維持。安全な食事                                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康管理                                                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康管理・外出支援を増やしてほしい                                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康管理・歩行の維持                                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康管理について                                                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康上の相談                                                    |

|      |        |                                         |
|------|--------|-----------------------------------------|
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康で生き生きと生活してほしい                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康で園での生活を続けてほしい。足腰に負担にならないように体重減を図ってほしい |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康で穏やかに過ごせるように支援してほしい                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康的に過ごせれば                               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康で楽しく過ごしてほしい                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康に過ごしてほしい                              |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康に過ごしてほしい                              |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康に過ごして欲しい                              |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康に過ごして欲しい                              |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康に過ごしてもらいたい、服薬について                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康に留意して元気にいてほしい                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康面                                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康面                                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康面に気を付けてほしい、散歩・筋力の向上                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康面に注意してほしい                             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康面に注意してほしい                             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康面について                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康面について                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康面について                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康面の配慮                                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康面の配慮                                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 高齢化も進んでおり健康に過ごしてほしい                     |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹 | 今後もグループホームでの生活を希望                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 今後もグループホームでの生活を希望している                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 今後もグループホームでの生活を希望している                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 今後もグループホームでの生活を希望している                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 今後もよろしくお願いします                           |

|      |        |                                                       |
|------|--------|-------------------------------------------------------|
| 不明   | 4.兄弟姉妹 | 支援について                                                |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹 | 施設での安定した生活                                            |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹 | 施設での安定した生活                                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 持病があるので、体調面に気を付けてほしい                                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 集団での暮らしに安心できるように支援して欲しい                               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 小動物との触れ合いを取り入れてほしい                                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 身体機能低下やリハビリについて                                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 生活・健康面等への要望                                           |
| 不明   | 4.兄弟姉妹 | 生活一般                                                  |
| 不明   | 4.兄弟姉妹 | 生活一般                                                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 生活全般において、様々な部分に職員及び施設に要望あり。                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 精神的な自立、日中の作業の継続                                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 対人トラブル防止に努めてほしい                                       |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹 | 体調管理につとめてほしい                                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 体調に気をつけてほしい                                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 体調の良いときはカラオケやボール遊び等楽しく過ごしてほしい                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 体力維持、余暇(外出・買い物)の充実等                                   |
| 不明   | 4.兄弟姉妹 | ダウン症は老化が早いと言われているので、健康面の配慮をお願いしたい                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 爪切りをしてもらいたい。身体を使った活動をしてもらいたい                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 出来る限り自分のことは自分で行わせてほしい。また分からないことは本人から聞けるように対応や支援をしてほしい |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 電話で生活の様子を知らせてほしい                                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 糖尿病悪化防止                                               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | なるべく本人が出来ることを大切に                                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 入院手続き                                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 認知機能の低下が心配                                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人が安心して生活できるように支援してほしい                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人が希望する生活が送れるように                                      |



|      |         |                                                 |
|------|---------|-------------------------------------------------|
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人に「楽しい」と思える環境を整えてほしい。                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 毎日を安定して過ごしてもらいたい                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | モニタリングにて意向を伺っている                                |
| 不明   | 4.兄弟姉妹  | モニタリングの際に意向を伺っている                               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 有効的に本人のお金を使ってください(本人のために)                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 要望を計画に反映                                        |
| 不明   | 4.兄弟姉妹  | 健康面に留意                                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 支援についての意見要望有り                                   |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 新しい環境のグループホームで安全に過ごせるように支援をお願いします               |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 園生活に慣れる 安定した生活                                  |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 外出を多くしてほしい                                      |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 元気で健康に過ごしてほしい                                   |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 健康、安心、安全                                        |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 健康で穏やかに過ごせるように支援してほしい                           |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 健康で楽しく生活して欲しい                                   |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 健康に過ごしてほしい                                      |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 健康面の配慮                                          |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 今後もグループホームでの生活を希望している                           |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 施設での生活を通じて元気でいてほしい、元気に歩いてほしい                    |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 生活環境などへの要望                                      |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 歩行可能な時には、運動させてほしい。歩行が不安になった時には、転ばないように気を付けてほしい。 |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 本人が何に興味があるかわからないので、いろいろ提供してほしい                  |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 本人のニーズへの尊重                                      |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 元気に過ごす                                          |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 健康に過ごして欲しい                                      |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 安全で安心できる環境で生活してほしい。人と関わりながら楽しく過ごしてほしい           |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 屋外での活動は好むと思う。外出・買い物                             |

|      |        |                                      |
|------|--------|--------------------------------------|
| 1.後見 | 6..弁護士 | 穏やかな生活                               |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 外出・行事への参加                            |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 外食買い物等を増やしてください                      |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 元気に楽しく                               |
| 1.後見 | 6..弁護士 | ご本人の意志                               |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 体調に気を付け活動に参加してほしい                    |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 体調に気を付け活動に参加してほしい                    |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 本人の希望に沿って支援してほしい                     |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 本人の要望に応えてほしい。安全面の配慮。外出の機会を作してほしい     |
| 1.後見 | 6..弁護士 | まだ始まったばかりなのでないが、今後依頼                 |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 園外に仕事に日中に行っていることでの様子伺い               |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 園で落ち着いて生活してほしい、服薬の時間で服用してほしい         |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | お金の使い方(節約するように)                      |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 旧施設の見学、旧友との再会果たしたい。                  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 元気に過ごして欲しい                           |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 健康。安心                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 健康管理                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 健康管理                                 |
| 不明   | 7.司法書士 | 健康で楽しく生活してほしい                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 健康に元気に一年を過ごしてほしい                     |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 健康に過ごして欲しい人に迷惑をかけないで欲しい。             |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 健康面                                  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 健康面での配慮                              |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 健康面に気を付けて対応してほしい                     |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 現状を継続し、元気に園で生活を続けてほしい                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 高齢のため気になるが、健康で皆と仲良く楽しく、施設での生活を送って欲しい |
| 1.後見 | 7.司法書士 | ご本人の意志                               |

|      |         |                                               |
|------|---------|-----------------------------------------------|
| 1.後見 | 7.司法書士  | ご本人の希望をかなえてもらえれば                              |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 支援内容・体調管理                                     |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 詳細は現場で把握しているが、「本人の状態像にあった支援」を要望していると聞いている。    |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 精神的に安定し生きがいを持てるプランを立ててください                    |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 性的な話題について精神科への通院の薦め                           |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 楽しく元気に生活してほしい                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 内服薬の調整などの変更や本人の様子で変わったことがあれば教えてほしい            |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 被後見人が、健康で住み慣れた環境で生活が送れ、本人の好む外出等の活動に参加出来ることを希望 |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人にとって良いと思われることをおこなってほしい                      |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人の希望を聞き買い物にも行く。糖尿病を予防する                      |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人のニーズへの尊重                                    |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人の望む支援をしてほしい                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士  | もっと外出など連れ出してほしい                               |
| 1.後見 | 7.司法書士  | モニタリングにて衛生面に関して支援して欲しいとのこと                    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | GH から施設へもどる際の留意点について                          |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 安心、安全に暮らして欲しい等                                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 安心・安全な暮らし                                     |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 安心して生活できるように                                  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 運動を一日一回させて頂いて筋力低下や歩行の低下を防いでほしい                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 園での生活を楽しく送ってほしい                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 園で有意義な生活を送ってほしい                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 外出等楽しませて                                      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 外出や買い物支援の継続、ADL の維持、転倒防止に努めてほしい               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | ケア会議への参加                                      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 経済的な理由により、高齢施設ではなく障害施設の移行を要望                  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 元気でいてほしい                                      |

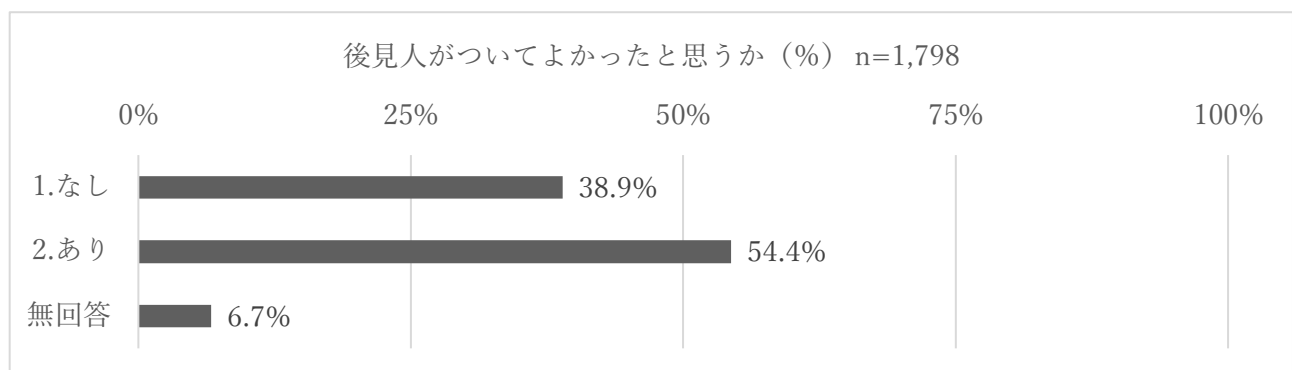
|      |         |                                            |
|------|---------|--------------------------------------------|
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 元気に過ごしてほしい                                 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 元気に過ごして欲しい                                 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 健康管理・外出支援                                  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 健康で過ごす                                     |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 健康に関すること                                   |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 健康面に気を付けてほしい                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 健康面について                                    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 健康面への支援                                    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 現在の余暇活動や外出支援を継続してほしい                       |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士 | 小遣いの金額、電話の使用方法                             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | ご本人の意思の尊重、健康管理                             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 詳細は現場で把握しているが、「本人の状態像にあった支援」を要望していると聞いている。 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 詳細は現場で把握しているが、「本人の状態像にあった支援」を要望していると聞いている。 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 将来地域で生活できるようになってほしい                        |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 食事提供時間、食べ方について                             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 食事の提供の仕方について、要望を受けたことがあります                 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 身辺処理の支援をして欲しい                              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 住み慣れた環境での生活の継続、落ち着いた生活が送れることを希望している        |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 外に出る機会を活かしてほしい                             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 体調管理への要望                                   |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 楽しく穏やかに過ごしてほしい。外出の機会を使ってほしい                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 楽しみを見つけて欲しい                                |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士 | 地域移行の推進                                    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 通院での早め早めの対応                                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 定期的な外出支援                                   |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士 | 定期的な外出支援                                   |

|      |            |                                                              |
|------|------------|--------------------------------------------------------------|
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 母親との面会の機会をグループホームで働き掛けてほしい                                   |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 被後見人が、健康で住み慣れた環境で生活が出来ることを希望している                             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 歩行訓練など車椅子以外での生活へ                                             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 歩行に不安があるので、なるべく出歩いてほしい                                       |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 本人が安心して生活できるように                                              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 本人が元気に過ごせるように支援してほしい                                         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 本人が楽しく生活できるように外出などを多くしてほしい。自傷(指の皮むき)に注意してほしい                 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 本人にとってより良い生活について                                             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 本人の意向にそってほしい。地域で暮らせるようになってほしい                                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 本人の興味あることを支援してほしい                                            |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 本人の出来ることを増やす                                                 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 本人のペースを尊重し日常生活に見通しがもてる配慮を                                    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 本人の要望を満たしてほしい                                                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 本人の余暇用のグッズ購入                                                 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 本人を尊重した対応                                                    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 未成年時に犯罪を犯し、対人関係も問題があったため、地域生活をめざしつつも、施設での生活習慣も再構築していく必要があった。 |
| 1.後見 | 9.社会福祉協議会  | 外出の機会を増やして欲しい                                                |
| 1.後見 | 9.社会福祉協議会  | 健康面                                                          |
| 1.後見 | 11.行政書士    | 金銭の利用や、外出を増やしてほしい。                                           |
| 1.後見 | 11.行政書士    | 健康で安全に本人らしい生活が送れるようにしてほしい                                    |
| 1.後見 | 11.行政書士    | 健康面に配慮してほしい                                                  |
| 1.後見 | 11.行政書士    | ご本人が、快適に過ごせるように                                              |
| 1.後見 | 11.行政書士    | 年齢が上がってきたので、健康第一に考えたい                                        |
| 不明   | 11.行政書士    | 本人の意向に沿った支援を行ってほしい                                           |
| 1.後見 | 12.精神保健福祉士 | 本人の気持ちになって考えてくれる                                             |
| 1.後見 | 13.市民後見人   | 本人への聞き取りをしっかりと行って欲しい                                         |

|      |           |                                                |
|------|-----------|------------------------------------------------|
| 1.後見 | 13.市民後見人  | 本人への聞き取りをしっかりと行って欲しい                           |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 安定した生活・健康面での配慮                                 |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | ご本人の希望をご本人の言葉でと                                |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 本人が満足できる生活作り                                   |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 本人の希望・思いを尊重してほしい                               |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | モニタリングにて意向を伺っている                               |
| 3.補助 | 14.その他の法人 | わかりやすく説明してほしい                                  |
| 3.補助 | 14.その他の法人 | わかりやすく説明してほしい                                  |
| 1.後見 | 15.その他個人  | 落ち着いて楽しく健康に過ごして欲しい                             |
| 1.後見 | 15.その他個人  | 本人が安心して生活できるように支援してもらいたい                       |
| 不明   | 不明        | 衣類など、新しい物をどんどん着せて欲しい。毎月の買い物で、本人が欲しい物を買ってもらいたい  |
| 1.後見 | 不明        | 穏やかな生活                                         |
| 1.後見 | 不明        | 穏やかに過ごしてほしい                                    |
| 1.後見 | 不明        | 衛生維持                                           |
| 2.保佐 | 不明        | ご本人の要望をかなえてほしい                                 |
| 1.後見 | 不明        | 病気にならず、不自由のないように、できる範囲で明るく、本人の意思に従って平静に過ごしてほしい |

#### (17) 後見人等がついてよかったと思う点

後見人等がついてよかったと思う点の有無については、あり 54%に対して、なし 39%であった。



#### (よかったと思う具体的な内容)

|      |     |                                                                  |
|------|-----|------------------------------------------------------------------|
| 1.後見 | 2.親 | 2人たてている点                                                         |
| 1.後見 | 2.親 | 以前と変わらない。母であり、今のところなんとも言えず。                                      |
| 1.後見 | 2.親 | お母さんがすでに 80 をこえているので、お母さんが身上監護できなくなったから。お姉さんに引き継ぐようにすでになっており、安心。 |

|      |     |                             |
|------|-----|-----------------------------|
| 1.後見 | 2.親 | お金の管理、契約時等                  |
| 1.後見 | 2.親 | 親が亡くなった後に家族がいなかった           |
| 1.後見 | 2.親 | 親亡き後スムーズに後任の後見人が選任されるため     |
| 1.後見 | 2.親 | 金銭管理                        |
| 1.後見 | 2.親 | 金銭管理                        |
| 1.後見 | 2.親 | 金銭管理、契約                     |
| 1.後見 | 2.親 | 金銭管理、契約                     |
| 1.後見 | 2.親 | 金銭管理、契約                     |
| 1.後見 | 2.親 | 金銭管理、契約                     |
| 1.後見 | 2.親 | 金銭管理、契約                     |
| 1.後見 | 2.親 | 金銭管理、契約                     |
| 1.後見 | 2.親 | 金銭管理、契約、親なき後の生活             |
| 1.後見 | 2.親 | 契約・財産管理の心配がない               |
| 1.後見 | 2.親 | 契約・財産管理の心配がない               |
| 1.後見 | 2.親 | 契約・財産管理の心配がない               |
| 1.後見 | 2.親 | 契約等、手続きがきっちり出来る             |
| 1.後見 | 2.親 | 契約などスムーズ                    |
| 1.後見 | 2.親 | 後見人が実母であるので意味がわからない         |
| 1.後見 | 2.親 | 財産が守られている                   |
| 1.後見 | 2.親 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 2.親 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 2.親 | 財産管理・手続きの処理                 |
| 1.後見 | 2.親 | 財産管理が安心。専門家の目で支援を見て頂くこと。    |
| 1.後見 | 2.親 | 財産管理が安心。専門家の目で支援を見て頂くこと。    |
| 1.後見 | 2.親 | 財産管理がきちんとなった                |
| 1.後見 | 2.親 | 支援計画の相談がスムーズに行える            |
| 1.後見 | 2.親 | 支援計画の相談がスムーズに行える            |
| 1.後見 | 2.親 | 施設との関わりが密となった               |
| 1.後見 | 2.親 | 施設との関わりが密となった               |
| 1.後見 | 2.親 | 施設との関わりが密となった               |
| 1.後見 | 2.親 | 施設の対応がしやすくなった               |
| 1.後見 | 2.親 | 施設の対応がしやすくなった               |
| 1.後見 | 2.親 | 事務手続きがスムーズ                  |
| 1.後見 | 2.親 | 重度知的障害のある本人の代弁者として意見を明確にできる |
| 1.後見 | 2.親 | 障害福祉サービスの契約                 |
| 1.後見 | 2.親 | 将来的な事                       |
| 1.後見 | 2.親 | 将来の暮らしについて一緒に考えてくれる存在なので    |
| 1.後見 | 2.親 | 諸手続き等                       |
| 1.後見 | 2.親 | 書類作成                        |
| 1.後見 | 2.親 | 書類作成                        |
| 1.後見 | 2.親 | 書類作成                        |
| 1.後見 | 2.親 | 書類作成                        |
| 1.後見 | 2.親 | 書類作成                        |
| 1.後見 | 2.親 | 書類作成                        |
| 1.後見 | 2.親 | 書類作成                        |
| 1.後見 | 2.親 | 書類作成                        |

|      |        |                              |
|------|--------|------------------------------|
| 1.後見 | 2.親    | 生活全般についての相談がスムーズ             |
| 1.後見 | 2.親    | 相続放棄がなくなった                   |
| 1.後見 | 2.親    | 地域移行、遠方への宿泊旅行等、話が進め易い        |
| 1.後見 | 2.親    | 父親の加齢によりスムーズに母親へ後見引継ぎ        |
| 1.後見 | 2.親    | 母親なので事業所側としては前とあまり変わりはない     |
| 1.後見 | 2.親    | 日々の状態の理解をして頂ける               |
| 1.後見 | 2.親    | 保護者の世代交代をスムーズに               |
| 1.後見 | 2.親    | 本人急変時の対応                     |
| 1.後見 | 2.親    | 本人にしてあげる希望・支援が具体的におこなうことが出来る |
| 1.後見 | 2.親    | 本人にしてあげる希望・支援が具体的におこなうことが出来る |
| 1.後見 | 2.親    | 本人の意見が代弁される                  |
| 1.後見 | 2.親    | 本人の意思の尊重に深くかかわっている           |
| 1.後見 | 2.親    | 本人の意思の尊重に深くかかわっている           |
| 1.後見 | 2.親    | 本人の意思の尊重に深くかかわっている           |
| 1.後見 | 2.親    | 本人の意思の尊重に深くかかわっている           |
| 1.後見 | 2.親    | 本人の意思の尊重に深くかかわっている           |
| 1.後見 | 2.親    | 本人の意思の尊重に深くかかわっている           |
| 1.後見 | 2.親    | 本人の意思の尊重に深くかかわっている           |
| 1.後見 | 2.親    | 本人の権利が守られること                 |
| 1.後見 | 2.親    | 本人の将来のことを良く考えている点            |
| 1.後見 | 2.親    | 本人は言葉を発せず表情が分かりやすくなる         |
| 1.後見 | 2.親    | 預貯金の管理をしてくれている               |
| 1.後見 | 2.親    | 両親で複数後見だったが母親逝去後もスムーズに関わっている |
| 不明   | 2.親    | 金銭管理の透明化                     |
| 不明   | 2.親    | 本人のことを真剣に考えてくれている            |
| 1.後見 | 2.親    | 親が将来のことをよく考えている点             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 「親亡き後」の手続きなど                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 「親亡き後」の手続きなど                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 兄であり安心                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 安心                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | いざという場合の対応                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 医療(健康)面について親身になり判断してもらえる。    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 医療機関に入院の際の同意等                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | お金の管理、契約手続きなど                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 親亡き後の準備                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 親亡き後の準備                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 親亡き後の準備                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 親亡き後も安定している。                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 介護保険との併用がスムーズに契約可            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 各種手続き対応が早い                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 各種手続き対応が早い                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 各種手続き対応が早い                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 家族亡き後が安心                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 家族のため熱心に行ってくれる               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 家族の負担が少なくなった                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 関係性の維持(親族のため)                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | キーパーソンになる                    |



|      |        |                                                               |
|------|--------|---------------------------------------------------------------|
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | キーパーソンになる                                                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | キーパーソンになる                                                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | キーパーソンになる                                                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | キーパーソンになる                                                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | きちんと対応してくれる                                                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 行政手続き、契約等                                                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 兄弟だけなので今後が心配                                                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 金銭管理                                                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 金銭管理                                                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 金銭管理                                                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 金銭管理                                                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 金銭管理                                                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 金銭管理                                                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 金銭管理、意思決定時など                                                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 金銭管理、契約                                                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 金銭管理、契約                                                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 金銭管理、契約                                                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 金銭管理、契約                                                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 金銭管理面で安心                                                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 金銭管理や後見事務報告をしっかりされている                                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 金銭管理をきちんとしていただける                                              |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 金銭使いすぎ防止。買い食い防止                                               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約、行事への参加                                                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約、手続き等しやすい                                                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約・財産管理の心配がない                                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約・財産管理の心配がない                                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約・財産管理の心配がない                                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約がスムーズになった                                                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約がスムーズになる。                                                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約がスムーズになる。                                                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約がスムーズになる。                                                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約がスムーズになる。                                                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約がスムーズになる。                                                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約時等                                                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約等更新がスムーズ                                                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約に対する同意                                                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約に対する同意。医療機関に入院の際の同意                                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約のスムーズさ                                                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 契約の同意                                                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康管理時の対応・福祉サービスの契約                                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康管理時の対応・福祉サービスの契約                                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 健康面の相談                                                        |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 後見人のご親族である為、連絡が取りやすい                                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 後見人の存在に拘りを持つようになり、施設内でのトラブル等で反省している事や悔しく思っている事を相談出来る相手となっている。 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 高齢の母に引き継ぎで妹さんに移行できた                                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 今後の介護保険利用や相続関係                                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 今後の進路について相談できる                                                |

|      |        |                                      |
|------|--------|--------------------------------------|
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産、預貯金支出等の定期的確認を実施                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産が守られている                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産管理                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産管理                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産管理                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産管理                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産管理・身上監護・福祉サービス                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産管理・身上監護・福祉サービス                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産管理・身上監護・福祉サービス                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産管理・身上監護・福祉サービス                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産管理・身上監護・福祉サービス                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産管理・身上監護・福祉サービス                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産管理がきちんとなった                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産管理がきちんとなった                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産管理や意思の確認など本人のサポートがしやすい             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産の管理                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 財産の管理                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 裁判所への報告義務があるため、以前より増して利用者へ関わるようになった。 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 支援計画の相談がスムーズに行える                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 支援に対して協力が得られる                        |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 施設が困った時の対応が良い                        |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 施設との関わりの構築                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 施設との関係性において                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 施設との関係性の構築                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 施設の対応がしやすくなった                        |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 障害福祉サービスの契約                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 障害福祉サービスの契約                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 将来の暮らしについて一緒に考えてくれる存在なので             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 諸手続き等                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 諸手続き等                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 書類作成                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 書類作成                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 書類作成                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 書類作成                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 親族なので、本人の様子が話しやすい                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 生活全般について対応、相談がスムーズ                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 相続関係がスムーズに解決                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 相続関係のスムーズな解決                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 相続関係の手続き                             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 相続に関しスムーズにできた                        |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 相談できる                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 第三者の移行の足がかり                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 体調不良時にキーパーソンになっている                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 体調変化時にキーパーソンになる                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 定期的に買い物へ行く                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 手続きがスムーズに出来、本人に不利益が生じない              |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 入院手続き                                |

|      |        |                                |
|------|--------|--------------------------------|
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 熱心なご家族なので安心                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 母が急病時、すぐに本人のことについて相談できる        |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 母がなくなった際の相続手続き                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 母が認知症のため                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 母高齢で安心はある                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 福祉サービス契約・財産管理・身上監護             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 福祉サービス契約・財産管理・身上監護             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 福祉サービス等の手続き                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 福祉サービスの希望についてとりやすくなった          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 保護者の立場が明確になった                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人が安心する                        |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人急変時の対応                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人急変時の対応                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人急変時の対応                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人死亡後、預貯金の相続代行をしてもらえる。         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人にしてあげたいことが具体的に実行できた          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人の意思の尊重に深くかかわっている             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人のことを考えてもらえる                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人のことを考えてもらえる                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人のことを考えてもらえる                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人の財産が守られる                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人の支援に熱心                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人の将来について相談できること               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人の将来のことを良く考えている点              |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 窓口が明確になり、手続きがスムーズになった          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 窓口が明確になり、手続きがスムーズになった          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 身元引受人の明確化                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 面会に来ること、後見人であるが故だと思うが          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 預貯金等の管理・解約                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 預貯金等の管理・解約・福祉サービスの契約           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 預貯金等の管理・解約・福祉サービスの契約           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 預貯金等の管理・解約・福祉サービスの契約           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 預貯金等の管理・解約福祉サービスの契約            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 預貯金等の管理・解約福祉サービスの契約            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 預貯金等の管理・解約福祉サービスの契約            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 連絡先ができた                        |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹 | 介護保険契約もスムーズに実施                 |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹 | 兄弟がなっているが、本人や施設との関わりが密になっている   |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹 | ご本人が疎外感を持たずにいられる。気に掛けて頂いていると理解 |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹 | 財産が守られている                      |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹 | 保佐人のうち一人が実姉なので身上監護の面で助かっている    |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹 | 本人が安心できる相談相手になっている             |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹 | 本人の今後について話し合いができる              |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹 | 本人をサポートする意識の高さ                 |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹 | 身元引受人が明確になった                   |
| 不明   | 4.兄弟姉妹 | 安心感                            |
| 不明   | 4.兄弟姉妹 | 契約がスムーズになる。                    |

|      |         |                                                 |
|------|---------|-------------------------------------------------|
| 不明   | 4.兄弟姉妹  | 事務手続きがスムーズになった                                  |
| 不明   | 4.兄弟姉妹  | 両親が高齢であり今後長く関わってくれる人がいる                         |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 「親亡き後」の手続きなど                                    |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 安心                                              |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 安心して支援することが出来る。相談出来る。                           |
| 1.後見 | 5.その他親族 | いざというときに安心                                      |
| 1.後見 | 5.その他親族 | お金の管理、契約時等                                      |
| 1.後見 | 5.その他親族 | お金の管理、契約時等                                      |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 叔父であるため、家族としての繋がりを持てる                           |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 伯母→従姉妹へスムーズに移行                                  |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 親亡き後の準備                                         |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 各種手続き対応が早い                                      |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 各種手続き対応が早い                                      |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 各種手続き対応が早い                                      |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 加齢に伴う介護保険との関係                                   |
| 1.後見 | 5.その他親族 | キーパーソンになる                                       |
| 1.後見 | 5.その他親族 | キーパーソンになる                                       |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 金銭管理                                            |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 金銭管理をすべておこなってもらえる                               |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 契約                                              |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 契約                                              |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 契約・財産管理の心配がない                                   |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 契約・支援計画の承認                                      |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 契約がスムーズになる。                                     |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 契約がスムーズになる。                                     |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 契約等書類の記入                                        |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 契約に対する同意。医療機関に入院の際の同意                           |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 契約に対する同意。医療機関に入院の際の同意                           |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 契約の手続きや金銭管理の面で良かった                              |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 後見人がつく前は高齢の親だったため話が通じなかった。しかし後見人がついたことで手続きがスムーズ |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 後見人と話し合い、面会があることが本人の励みになる                       |
| 1.後見 | 5.その他親族 | ご本人の意志が確認しづらい場合、後見人さんに確認することができる。               |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 財産管理・身上監護・福祉サービス                                |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 財産管理をしてくれる                                      |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 施設としても諸々相談できる                                   |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 施設との関係性                                         |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 書類作成                                            |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 書類等の承認                                          |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 親族が不在であったため安心した                                 |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 父が高齢で、本人の情緒安定                                   |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 月1回ドライブに行き楽しんでいる                                |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 入院手続き                                           |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 母が高齢で相談の窓口になる                                   |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 他に頼れる親族がなく本人に近い存在の方になっていただいた                    |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 保護者亡きあとの相談先が明確になった                              |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 本人が面会等楽しみにしている                                  |

|      |         |                                         |
|------|---------|-----------------------------------------|
| 1.後見 | 5.その他親族 | 本人の事で相談できる相手がいる                         |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 本人の財産は守られる                              |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 本人の将来のことを良く考えている点                       |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 本人の理解が進む                                |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 面会していただけることで、日々の様子を伝えることができる。状況を理解して頂ける |
| 1.後見 | 5.その他親族 | より親身になり、本人の状況等対応していただける                 |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 利用検討                                    |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 両親ともに亡くなった                              |
| 2.保佐 | 5.その他親族 | 従弟が保佐人のため、本人の事を理解している                   |
| 2.保佐 | 5.その他親族 | 親兄弟が死去しているため                            |
| 2.保佐 | 5.その他親族 | 金銭管理                                    |
| 3.補助 | 5.その他親族 | 散財がなくなった。                               |
| 3.補助 | 5.その他親族 | 本人の相談を支援者とともに出来る                        |
| 不明   | 5.その他親族 | 金銭管理の透明化                                |
| 不明   | 5.その他親族 | 金銭管理の透明化                                |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 安心                                      |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 家の管理や契約時の対応時                            |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 家の管理や契約時の対応時                            |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 意思決定の確認                                 |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 医療機関に入院の際の同意等                           |
| 1.後見 | 6..弁護士  | お母さんと後見され、相談にのっておられる                    |
| 1.後見 | 6..弁護士  | お金の管理、環境面などの改善をアドバイスしてくれるなどあるため         |
| 1.後見 | 6..弁護士  | お金の管理、契約時等                              |
| 1.後見 | 6..弁護士  | お金の管理について安心できる                          |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 親亡き後の支援                                 |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 各種手続き対応が早い                              |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 家族からの面会がほぼない状態なので月一回の面会に来てもら得ること        |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 家族とのつながり                                |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 家族負担が軽減し、気楽に会うことが出来る                    |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 近親者との関係、お金のやり取りについて相談できる                |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭、書類管理                                 |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理                                    |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理                                    |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理、財産管理を行ってもらっている                     |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理、財産管理を行ってもらっている                     |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理。書類関係                               |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理                                    |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理と、書類関係                              |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理における透明性                             |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理の透明化                                |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理面で安心                                |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 契約がスムーズに行える                             |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 契約がスムーズに行える                             |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 契約がスムーズになる。                             |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 契約がスムーズになる。                             |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 契約時                                     |

|      |        |                                                |
|------|--------|------------------------------------------------|
| 1.後見 | 6..弁護士 | ご家族の心配事が解消した                                   |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 個別支援プログラムの同意や財産管理をしてもらえると                      |
| 1.後見 | 6..弁護士 | ご本人の財産管理                                       |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 財産管理                                           |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 財産管理                                           |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 財産管理                                           |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 財産管理                                           |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 財産管理、契約関係                                      |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 財産管理、手続き                                       |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 財産管理がきちんとなった                                   |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 財産管理の負担軽減                                      |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 財産管理は確実である                                     |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 財産管理をしてもらえた                                    |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 財産管理を任せられる                                     |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 財産整理                                           |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 事務手続きがスムーズになった                                 |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 事務手続きがスムーズになった。                                |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 将来のこと                                          |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 親族からの経済的虐待から救われた                               |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 親族に、頼れる人がいないため                                 |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 親族による金銭搾取を防ぐことができた                             |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 相続手続き等の処置                                      |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 相続について、兄弟姉妹から保護できた                             |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 第三者の目で支援についてみてもらえるため                           |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 頼れる身内がないため                                     |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 地域移行に関すること(住居・地域移行支援事業等の契約について)が短時間かつスムーズに進行した |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 定期的に面会に来てくださる                                  |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 定期の面会                                          |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 適切な金銭管理がなされている                                 |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 何かあったときは支持をもらえる                                |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 入院手続き                                          |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 年金・預金の管理                                       |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 母が高齢で相談の窓口になる                                  |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 福祉サービスの契約                                      |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 保護者との関係をあまり考えなくてよい                             |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 本人が後見人の面会を楽しみにしている。自分の思いや要望を伝えられる相手が増えた        |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 本人が面会を楽しみにしているのでそのときに話を聞িয়েくれる                |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 本人の財産管理・多額の賠償金を所持している                          |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 未成年のため                                         |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 身元引受人の選定                                       |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 面会を、楽しそうに待っておられる                               |
| 1.後見 | 6..弁護士 | やり取りがスムーズになった                                  |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 預金の管理                                          |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 預貯金等の管理・解約福祉サービスの契約                            |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 預貯金等の管理体制が整っている                                |

|      |        |                                                     |
|------|--------|-----------------------------------------------------|
| 1.後見 | 6..弁護士 | 連絡する人ができる                                           |
| 2.保佐 | 6..弁護士 | お金の面で安心                                             |
| 2.保佐 | 6..弁護士 | お金の面で安心                                             |
| 2.保佐 | 6..弁護士 | 協力し合える点                                             |
| 2.保佐 | 6..弁護士 | 金銭トラブルの処理                                           |
| 2.保佐 | 6..弁護士 | 今後の不安解消                                             |
| 2.保佐 | 6..弁護士 | 身元引受人が明確になった                                        |
| 不明   | 6..弁護士 | 金銭管理の透明化                                            |
| 1.後見 | 7.司法書士 | (面会)本人にとって一つの楽しみとなっている                              |
| 1.後見 | 7.司法書士 | (面会)本人の楽しみの一つとなっている点において                            |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 預り金                                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 預り金                                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 兄がなくなった際の遺産手続き等                                     |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 安心感                                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 意思決定、金銭管理                                           |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 意思決定が必要な場面で相談ができること                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 今のところは無いが、「親なき後」のことを考えると良い                          |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 大口財産管理をして頂いている                                      |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 大口財産を管理して頂いている                                      |
| 1.後見 | 7.司法書士 | お母さんと共働しての後見人であり、色々相談されている                          |
| 1.後見 | 7.司法書士 | お母さんを連れて、面会して下さる。                                   |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 親亡き後の金銭、書類管理が安心                                     |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 親亡き後も、本人のこれからについて相談出来る。                             |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 介護保険サービスへのスムーズな移行                                   |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 各種手続き対応が早い                                          |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 各種手続き対応が早い                                          |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 各種手続き対応が早い                                          |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 過去の金銭トラブルへの対処や利用料の支払い、小遣いの確保                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 家族がいらないため                                           |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 家族がいらないため、財産管理等をお任せできる                              |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 家族がいないので、何かあれば相談出来る                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 家族が入院中の為、本人に代わり手続きや書類確認が難しい状況であったが後見人によって対応が可能になった点 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | キーパーソンになる                                           |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 行政手続き、契約等                                           |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理                                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理                                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理                                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理                                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理                                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理                                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理                                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理                                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理                                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理、契約、身上監護                                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理・財産管理等しっかりとしている                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理がきちんとできる                                        |

|      |        |                             |
|------|--------|-----------------------------|
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理に不安がない                  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理に不安がない                  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理の透明化                    |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭管理面                       |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 金銭についてのトラブルがない              |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 契約・財産管理の心配がない               |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 契約がスムーズに行える                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 契約がスムーズになる。                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 契約がスムーズになる。                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 契約関係、医療同意等への対応              |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 契約等がスムーズに出来る。手続き面頼める        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 契約等スムーズに行われるようになった。         |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 契約の手続きや金銭管理の面で良かった          |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 契約の手続きや金銭管理の面で良かった          |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 契約や手続きをお願いできる               |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 購入分の確認など契約全般                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 購入分の確認など契約全般                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 購入分の確認や契約等                  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | ご家族に認知症の症状が出てきて、会話が出来なくなった  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 個別支援プログラムの同意や財産管理をしてもらえるところ |
| 1.後見 | 7.司法書士 | ご本人の財産管理                    |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理、契約手続き                  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理、サービス利用の契約を行っていただけたこと。  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理、サービス利用の契約を行っていただけたこと。  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理、サービス利用の契約を行っていただけること。  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理、手続き                    |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理が安心。専門家の目で支援を見て頂くこと。    |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理がスムーズ                   |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理が出来た                    |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理してもらえる                  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理についての安心感                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理についての安心感                |



|      |        |                                                       |
|------|--------|-------------------------------------------------------|
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理や書類に関して任せられる                                      |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理や書類に関して任せられる                                      |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理をすべて任せているので安心である                                  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産の管理                                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 施設の対応がしやすくなった                                         |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 姉妹が遠方のため手続き等滞りなくできる                                   |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 事務手続きがスムーズになった                                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 事務手続きがスムーズになった                                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 事務手続きがスムーズになった                                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 事務手続きがスムーズになった。                                       |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 事務手続きがスムーズになった。高齢である家族の負担軽減                           |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 住民票が取れる。預金が下ろせる。                                      |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 障害のあるお姉さんも、時に連れてきて下さる                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 将来のこと                                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 書類等の手続きをしてくれる。他の親類等との話を聞いていく                          |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 身上監護                                                  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 身上監護、契約、個別支援計画の承認、金銭管理                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 身上監護をしてもらえる                                           |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 親族と進まなかった契約等事務手続きがおこなえる                               |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 親族トラブル                                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 相続が公平に行われる                                            |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 相続手続き等がスムーズ                                           |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 父が亡くなり、兄も病気のため、手続きも含めすべて行ってくれた                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 通帳の管理などをしていただける                                       |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 月1回必ず面会に来て、会うのを楽しみにしている                               |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 月1回必ず面会に来て、親しみを持って接している                               |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 常に丁寧に対応してくださる。                                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 定期的に面会に来てくれる                                          |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 適正な金銭管理、生活面においても公正な立場で意見をいただくことができる。                  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 手続きの円滑化                                               |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 入院時契約                                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 入院時手続き等をしてくれる                                         |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 入院時の手続き、金銭管理                                          |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 入院手続き協力的(積極的)                                         |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 母親と同じ後見人なので相続や財産管理の共有管理が出来る。被後見人の施設内トラブルの沈静化への協力が得られる |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 病弱な母と同じ後見人なので相談や財産管理の面で安心                             |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 保護者が安心した                                              |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 保護者が安心したのではないかな？                                      |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 保護者が高齢なので後見人がいて安心                                     |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 保護者なき後の準備                                             |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 保護者に認知症が出始め、意思疎通が困難になってきていた為                          |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 保護者への相談が難しい時に相談・連絡できる                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人がジェスチャーで、電話してと伝えてきたり、面会を待っているようだ。                   |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人が喜んでいる                                              |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人急変時の対応                                              |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人急変時の対応                                              |

|      |        |                                               |
|------|--------|-----------------------------------------------|
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人に不利益が生じないこと                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人に不利益が生じないこと                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人の意思決定支援のため                                  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人のことを考えてもらえる                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人のことを考えてもらえる                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人の財産について管理してくれる人がいること                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人の相談する選択肢が増えた                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人の立場に立って主張してくる                               |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人のためとなる余暇活動などを積極的にこなっている                     |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人の身近な存在が増えた                                  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人を含めた家族状況の把握。本人の安心感                          |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 毎月面会に来るのを楽しみにしている                             |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 身元引受人の確保                                      |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 身寄りが少ないため、第3者後見人がいることで安心感がある。                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 身寄りが少ないため、何かあった時に連絡するところがある。                  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 面会の時は、喜ばれている                                  |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 預金管理の透明性                                      |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 預貯金管理                                         |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 預貯金管理                                         |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 預貯金の管理をしていただけたところ                             |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 預貯金の管理をしていただけたところ                             |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 利用契約ができる                                      |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 利用契約締結、金銭管理で安心                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 利用契約締結、金銭管理で安心                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 利用者の相談にのってくれる。                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 利用者の相談にのってくれる。                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 利用者の相談にのってくれる。                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 利用者の相談にのってくれる。                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 両親他界。弟は遠方に住んでいる                               |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 両親も、高齢であるため                                   |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 家庭・家族の状況が難しい                                  |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 協力し合える点                                       |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 金銭管理                                          |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 金銭管理や契約等の面で必要                                 |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 金銭管理を任せられる                                    |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 財産管理、サービス利用の契約を行っていただけたこと。                    |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 財産管理、サービス利用の契約を行っていただけたこと。                    |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 財産管理、不動産処分等の手続きの安定性                           |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 施設側との契約、預貯金管理をしてくださる                          |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 母親認知症で入所生活                                    |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 保護者と全く連絡が取れず、書類の確認等が出来なかったことをして下さる。経済的にも安定した。 |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 本人が高齢で認知と身体機能の低下                              |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 本人と面会し要望を聞いてくれる                               |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 本人にとっての社会資源の増加、施設の負担軽減                        |
| 2.保佐 | 7.司法書士 | 本人のことで相談出来る                                   |

|      |         |                                    |
|------|---------|------------------------------------|
| 2.保佐 | 7.司法書士  | 本人の相談選択肢が増えた                       |
| 2.保佐 | 7.司法書士  | 本人の話を聞いたりする                        |
| 不明   | 7.司法書士  | 本人の為に協力的に動いていただいている                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 会うことが本人の楽しみの一つとなっている               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 預り金                                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 安心感                                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 遺産相続がスムーズ。施設・家族共に相談する相手がいる         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 今は元気だが、加齢に伴い入院等相談できる               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 今まで詳細不明であった家族が現れた時、後見人に対応方法等を相談できた |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | お金の管理、契約等                          |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | お金の面で安心                            |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | お金の面で安心                            |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | お金の面で安心                            |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | お金の面で安心                            |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | お金の面で安心                            |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 介護施設への移行がスムーズに進む                   |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 各種手続き対応が早い                         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 家族がいないため相談できる人ができた                 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 家族が高齢のため、相談先が明確になり、将来的に安心          |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 家族が認知症になり面会がなかなかできなかった             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 家族が本人との関わりを拒否しているため、仲立ちしてくれる       |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 家族の負担が少し軽くなった                      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 家庭内での金銭トラブルがなくなった                  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 気持ちを訴える場所がある                       |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 兄弟はおられたが、保護者対応は無理であった              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭管理                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭管理                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭管理                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭管理                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭管理                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭管理                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭管理                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭管理、契約                            |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭管理、契約                            |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭管理、契約、身上監護                       |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭管理が正しく行えている                      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭管理や家族亡き後の身上監護への不安が軽減した           |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭管理や諸手続きを対応してくれる                  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭トラブルに巻き込まれなくなった                  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭におけるトラブルがない                      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 金銭面での管理・手続き書類等                     |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 契約                                 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 契約、手続きがスムーズになった                    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 契約がスムーズに行える                        |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 契約がスムーズに行える                        |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 契約がスムーズに行える                        |

|      |         |                                       |
|------|---------|---------------------------------------|
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 契約関係、本人も後見人に会うのを楽しみにしている              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 契約等                                   |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 契約等                                   |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 契約の手続きや金銭管理の面で良かった                    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 契約や金銭管理等                              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 後見人との面会を、楽しみにしている                     |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 後見人との面会を、楽しみにしている                     |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 購入分の確認など契約全般                          |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 高齢の母が行政等の手続きをしなくてもよくなった。              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 高齢の母が行政等の手続きをしなくてもよくなった。              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | ご本人の希望に対しての理解があり、協力的でもある。地域移行にもつながった。 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | ご本人の励みになっている                          |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 細かく本人に対応してくれる                         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | サービス提供の妥当性について客観的助言をもらえる              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 財産管理、契約の履行等身寄りがほぼないに等しいので。            |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 財産管理、施設契約                             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 財産管理・身上監護・福祉サービス                      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 財産管理が安心。専門家の目で支援を見て頂くこと。              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 財産管理が安心。専門家の目で支援を見て頂くこと。              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 財産管理がスムーズ                             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 財産管理がスムーズ                             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 財産管理による生活の保障等                         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 財産管理や書類に関して任せられる                      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 財産管理や書類に関して任せられる                      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 財産管理や書類の手続き等を行ってくれる                   |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 財産について本人の権利を守ることができた                  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 様々なことに対し、報告や意見を聞くことが出来る。              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 支援員(施設側)の教育にかたよらずに、個別支援計画などができる       |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 施設としても諸々相談できる                         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 施設利用を契約することができる                       |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 自分の意見を言いやすくなった                        |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 自分の思いや希望を遠慮せずに伝えられる相手が増えた             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 事務手続きがスムーズ                            |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 事務手続きがスムーズになった                        |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 事務手続きがスムーズになった                        |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 事務手続きがスムーズになった。本人との面会が定期的になった         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 将来的に老人施設に移ることがあっても安心                  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 将来の望む暮らしの実現へ一緒に考えてもらえる存在              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 書類関係の処理                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 書類関係のやりとりがスムーズ                        |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 身上監護、契約、個別支援計画の承認、金銭管理                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 身上監護、契約、個別支援計画の承認、金銭管理                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 人生の相談ができる。                            |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 親族がいないため、本人の意向確認など面談を通して行っている         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 親身に対応してくれている                          |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 出納長の確認、金銭の管理をしてくれ安心する                 |

|      |         |                                                   |
|------|---------|---------------------------------------------------|
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 前施設の入所時から長期的にサポートしてこられ、その人となりをよく知っておられる           |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 相談先が明確                                            |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 相談先が明確になった                                        |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 相談に応じてくれたり、必要時手続きをしてくれる点                          |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 代弁者                                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 地域移行できた                                           |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 定期的な面会があり、財産管理をしっかり行ってもらえる。                       |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 定期的に面会があり心の支えになっている                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 定期的に面会に来られて身上や小遣いを確認                              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 定期的に面会に来園してくれる人ができた                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 何かあればすぐに来てくれる                                     |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 入院時手続き等をしてくれる                                     |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 母親が施設に入所し、相談相手ができたことや金銭管理も行ってくれる                  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 母親と一緒に面会に来てくれる                                    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 母高齢、弟外国在                                          |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 被後見人に家族がいないため、身上監護の面で安心                           |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 病院への通院等協力あり                                       |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 福祉サービス等の対応                                        |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 浮浪な生活状況から改善され、本人の希望される生活に改善される                    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 保護者が遠方で面会が難しかった                                   |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 保護者も高齢になり、金銭管理や手続き等がスムーズ                          |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 本人が意思を伝えやすい                                       |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 本人が後見人の面会を楽しみにしている。自分の思いや要望を伝えられる相手が増えた           |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 本人支援に相談に乗ってくれる                                    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 本人に不利益が生じないこと                                     |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 本人に利益を生じないこと                                      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 本人の意思の尊重に深くかかわっている                                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 本人の気持ちのささえになっている                                  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 本人の今後の生活について相談出来ること                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 本人の財産が守られていること                                    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 本人のためによく考えている                                     |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 本人は毎月の後見人の訪問面会を楽しみにされている                          |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 本人は養子の心配をしていたので、安心したと思う。                          |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 毎月面会に来て、本人を見守ってくれるという意識が芽生え精神的にも安定。相談すると快くのってくれる。 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 面会、小遣いの定期入金等                                      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 面会に来てくれた時に嬉しそうである                                 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 面会に来てくれる人がいるので、楽しみにされている                          |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | やり取りがスムーズになった                                     |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | やり取りがスムーズになった                                     |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 預貯金等の管理・解約・福祉サービスの契約                              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 預貯金の管理、財産の管理をしてくれている                              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 利用契約ができること                                        |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士 | 意思を伝えやすい                                          |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士 | 過去の金銭トラブルへの対処や利用料の支払い、小遣いの確保                      |

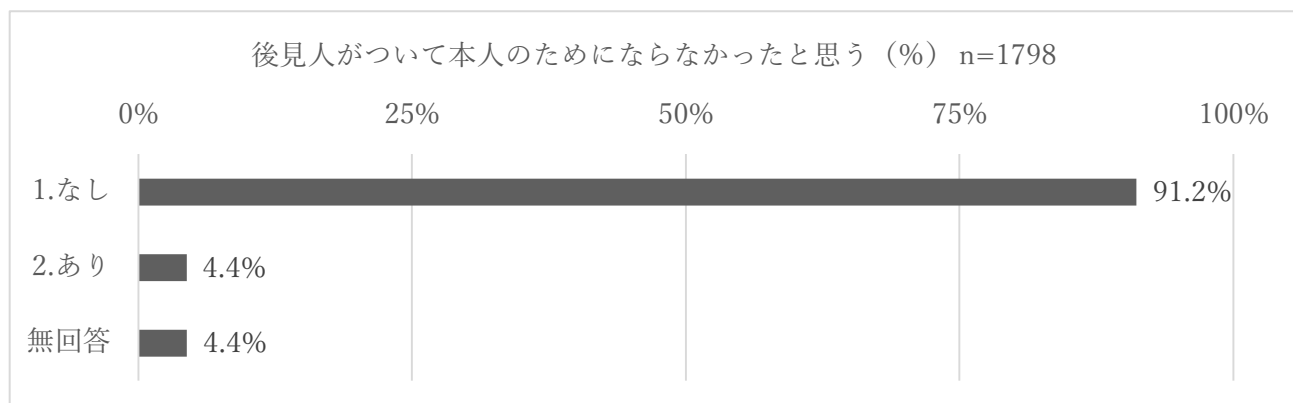
|      |           |                                               |
|------|-----------|-----------------------------------------------|
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | 家族絡みの面会、本人との交流ができている                          |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | 家族の面会がないため、後見人との面会を楽しみにしている                   |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | 虐待の当事者(養護者)からの保護に協力していただいている                  |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | 契約のスムーズさ                                      |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | ご本人の希望を保佐人・事務所間で共有し、地域提携ができた。                 |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | 今後に期待したい                                      |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | 今後の不安解消                                       |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | 今後の不安解消                                       |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | 社会的トラブルに巻き込まれづらくなった                           |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | 相続手続き、契約                                      |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | 本人のやる気が向上した                                   |
| 3.補助 | 8.社会福祉士   | 契約、預貯金管理に対する責任の所在が明確になった                      |
| 3.補助 | 8.社会福祉士   | 本人に対し、大変よく面倒をみていただいております、本人もよく慕っているし、たよりにしている |
| 不明   | 8.社会福祉士   | 妹→第三者へ                                        |
| 不明   | 8.社会福祉士   | 本人の権利を代弁等してもらえる                               |
| 1.後見 | 9.社会福祉協議会 | 金銭管理                                          |
| 1.後見 | 9.社会福祉協議会 | 後見人の方が面接に来てくれることで本人はとてうれしそうな表情になる             |
| 1.後見 | 9.社会福祉協議会 | 財産が守られた                                       |
| 1.後見 | 9.社会福祉協議会 | 施設が金銭管理をしなくて良くなった                             |
| 1.後見 | 9.社会福祉協議会 | 書類等確認、財産管理                                    |
| 1.後見 | 9.社会福祉協議会 | 相続放棄がなくなった                                    |
| 1.後見 | 9.社会福祉協議会 | 身内が高齢のため                                      |
| 不明   | 9.社会福祉協議会 | 金銭管理の透明化                                      |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 家族が音信不通のため                                    |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 家族が高齢                                         |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 家族が高齢・入院中                                     |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 緊急時の対応や財産について相談出来る。                           |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 金銭管理、契約                                       |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 契約等更新がスムーズ                                    |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 財産管理、入院手続き                                    |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 財産の管理をしっかりとしてくださる                             |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 精神安定につながっている                                  |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 精神安定につながっている                                  |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 定期的な面会                                        |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 入院手続き                                         |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 必要なとき連絡がつく                                    |
| 1.後見 | 11.行政書士   | やり取りがスムーズになった                                 |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 連絡がとれなくなったことで確認できないことが出来るようになった               |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 連絡が密にとれる                                      |
| 不明   | 11.行政書士   | 財産管理・契約手続き等                                   |
| 1.後見 | 13.市民後見人  | 契約手続き、金銭管理                                    |
| 1.後見 | 13.市民後見人  | 入院時等契約時                                       |
| 1.後見 | 13.市民後見人  | 入院時等契約時                                       |
| 2.保佐 | 13.市民後見人  | 身寄りがない為、保佐人の存在が大きい                            |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 姉の精神的な困りごとの改善                                 |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 各種手続き対応が早い                                    |

|      |           |                                                      |
|------|-----------|------------------------------------------------------|
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 家族にも支援の不安が高く、連携してサポート出来る。必要な手続きがスムーズに出来、本人も安心して生活できる |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 関係性良好                                                |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 金銭管理、契約、身上監護                                         |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 金銭管理や契約等の面で必要                                        |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 財産管理                                                 |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 財産の管理がしっかりできている                                      |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 支援計画の確認財産管理                                          |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 支援についての相談、報告ができる。申請手続き等行っていただけ                       |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 情報の共有と生活の保障、財産管理の面からも当事者支援に有効                        |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 第三者が介入することで施設の一方的な決めつけでなくて、利用者のサービスを定めることができる        |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 第三者が介入することで施設の一方的な決めつけでなくて、利用者のサービスを定めることができる        |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 第三者が介入することで施設の一方的な決めつけでなくて、利用者のサービスを定めることができる        |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 頼れる家族不在の中、本人が必要なサービスや手続き等スムーズにおこなえる。本人の生活作りを相談できる    |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 頼れる親族がいない中、本人の必要なサービスをうけるための手続きなどスムーズにでき、安心して生活できる   |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 当事者支援に有効、適切なサービス利用に繋がる                               |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | やり取りがスムーズになった                                        |
| 2.保佐 | 14.その他の法人 | 御家族との連絡やこちらの意図を替わって話してくれるのでスムーズになった                  |
| 2.保佐 | 14.その他の法人 | サービス利用が充実し、外出の機会が増えた                                 |
| 2.保佐 | 14.その他の法人 | 財産面で安心である                                            |
| 2.保佐 | 14.その他の法人 | 不動産管理                                                |
| 不明   | 14.その他の法人 | 適正な金銭管理。本人にとって安心して話せる存在となっている。                       |
| 1.後見 | 15.その他個人  | 家族がおらず各種手続きを行ってもらえる                                  |
| 1.後見 | 15.その他個人  | 財産管理による生活の保障等                                        |
| 1.後見 | 15.その他個人  | 事務手続きがスムーズになった。                                      |
| 1.後見 | 15.その他個人  | とても親身に丁寧に対応してくれる                                     |
| 2.保佐 | 15.その他個人  | 該当者本人が生活の上で心の支えとなっている                                |
| 2.保佐 | 15.その他個人  | 取消権により、契約が無効になった。                                    |
| 2.保佐 | 15.その他個人  | 不動産及び定額預金の管理                                         |
| 3.補助 | 15.その他個人  | 金銭等のトラブルが無くなった。                                      |
| 3.補助 | 15.その他個人  | 病院同行                                                 |
| 1.後見 | 不明        | GH 移行がスムーズに行えた                                       |
| 1.後見 | 不明        | 親亡き後の準備                                              |
| 1.後見 | 不明        | 金銭管理                                                 |
| 1.後見 | 不明        | 金銭管理の面                                               |
| 1.後見 | 不明        | 財産管理が明確                                              |
| 1.後見 | 不明        | 施設移行がスムーズに行えた                                        |
| 1.後見 | 不明        | 書類関係のやりとりがスムーズ                                       |
| 1.後見 | 不明        | 書類関係のやりとりがスムーズ                                       |
| 1.後見 | 不明        | 手続き等の円滑化                                             |

|      |    |                        |
|------|----|------------------------|
| 1.後見 | 不明 | 保護者が今までいなかったため         |
| 1.後見 | 不明 | 保護者と音信不通であった為          |
| 1.後見 | 不明 | 本人の生活環境の質について代弁してもらえる。 |
| 1.後見 | 不明 | 本人のためにかかわりを持たれている      |
| 2.保佐 | 不明 | ご本人が安心する               |
| 2.保佐 | 不明 | 書類関係のやりとりがスムーズ         |

(18) 後見人等がついたことで本人のためにならないと思う点

後見人等がついたことで、本人のためにならないと思う点の有無については、あり 4.4%に対して、ない 91.2%であった。



(本人のためにならないと思う具体的な内容)

|      |         |                                                                     |
|------|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 1.後見 | 2.親     | 後見人が遠方に住んでおられること                                                    |
| 1.後見 | 2.親     | 後見人が実母であるので                                                         |
| 1.後見 | 2.親     | 後見人への報酬が発生すること。手続きに後見人の「委任状」が必要となる場合が多い。                            |
| 1.後見 | 2.親     | 後見人への報酬が発生すること。手続きに後見人の「委任状」が必要となる場合が多い。                            |
| 1.後見 | 2.親     | 本人の財産目的な部分が見られる。帰宅等はほとんどないが、本人のためのお金の請求がある。形式だけの面会で、本人の思いが汲み取られていない |
| 1.後見 | 2.親     | 全く活動がない                                                             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 遠方に住んでいるため                                                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 過剰な金銭の制限、本人の活動の制限                                                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 後見人が社会資源や制度に詳しくなく、また相談事業所に対して不信感を持っている点。                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 後見人としての活動を全くおこなっていない                                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 後見人報酬が高額(本人の預金額に見合わない)                                              |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 財産が必要でない分は後見人のものとなっている?                                             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 裁判所への財産使用報告時に司法書士を依頼する費用負担が発生する。                                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 選挙権がなくなってしまったこと(本人が選挙に行くことを楽しみにしていた為)                               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人の預貯金額を覚知                                                          |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 後見人が親族であり、本人は会いたいという思いがあるが、後見人は面会に来ない                               |

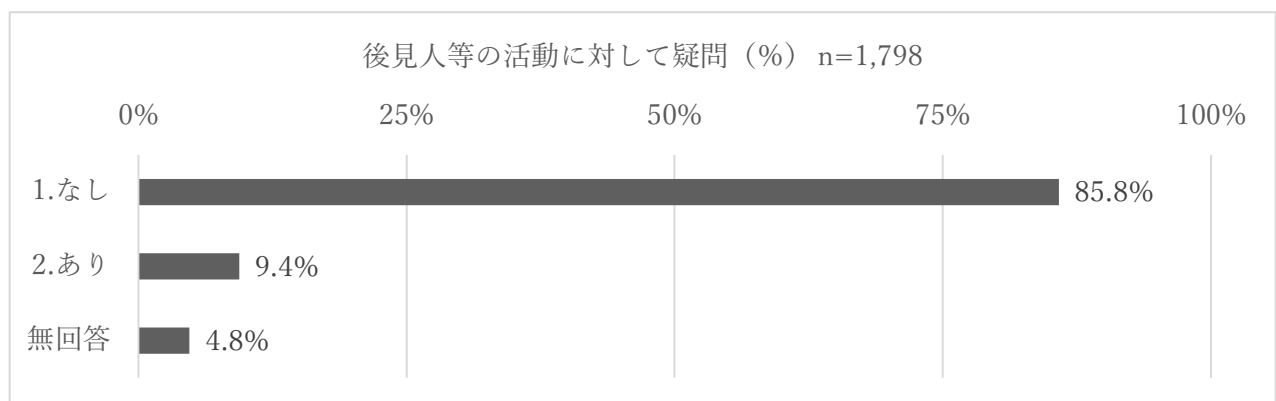


|      |         |                                                                                                 |
|------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.後見 | 5.その他親族 | 後日、親族の後見人が本人の金銭を使用したため解任された                                                                     |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 多額の報酬が支払われている                                                                                   |
| 2.保佐 | 5.その他親族 | 制限がなくなった                                                                                        |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 行事の参加等の伺いをするが、秘書の方を通してなので、直接話しができないため、すぐに、参加の有無の返事がない。                                          |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭のみの管理で他支援なし                                                                                   |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 経済的負担が大きい                                                                                       |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 後見人が本人に面会に来ることがない                                                                               |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 後見人が本人に面会に来ることがない                                                                               |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 行動に制限がある                                                                                        |
| 1.後見 | 6..弁護士  | この方に限らず専門職の後見人は肉親と比較してかわりをもととしない                                                                |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 財産管理と身上監護は、一体的に行われるべきであり、本人の意思を確認した上でないと財産管理はできないと思われる                                          |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 施設での生活全般支援を、お金の管理は親の会ですべておこなっている。後見人に何か信頼するようなことがない                                             |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 自由に本人の要望もあるので、買い物が出来ない                                                                          |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 親族等の面会がなくなった                                                                                    |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 相続の事務手続きのため後見人となったが、個人に対する支援はなし                                                                 |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 多額の報酬が支払われている                                                                                   |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 何もされていないのに、報酬だけが支払われている                                                                         |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 母の了解なしに、元夫からの申し立てによる後見人のため、受け入れが出来ない。十分な信頼関係がとれず苦悩していると思う。母に収入がなく預金通帳の自由が利かなくなり生活に困窮し、帰宅がままならない |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人が希望する購入品を自由に購入できない                                                                            |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 利用報酬発生                                                                                          |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 連絡なく長期休みになり、小遣い渡しがとどこおる。実質的にすべて施設対応で委託料だけとられてる感あり。                                              |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 預貯金の残金や後見人の報酬が知らされない。                                                                           |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 預貯金の残金や後見人の報酬が知らされない。                                                                           |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 預貯金の残金や後見人の報酬が知らされない。                                                                           |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 預貯金の残金や後見人の報酬が知らされない。                                                                           |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 預貯金の残金や後見人の報酬が知らされない。                                                                           |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 預貯金の残金や後見人の報酬が知らされない。                                                                           |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 金銭的負担が大きい                                                                                       |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 金銭面管理のみ                                                                                         |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 後見人への報酬が発生すること。手続きに後見人の「委任状」が必要となる場合が多い。                                                        |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 後見報酬が年金収入を圧迫してしまう                                                                               |
| 1.後見 | 7.司法書士  | この方に限らず専門職の後見人は肉親と比べてほぼかわりを持とうとしないこと                                                            |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 申請等やらないので、本人が使えるサービスをうけられない                                                                     |
| 1.後見 | 7.司法書士  | どの程度の範囲で？                                                                                       |

|      |           |                                          |
|------|-----------|------------------------------------------|
| 1.後見 | 7.司法書士    | 要望が多岐にわたり、実現できないと不穏な状態になってしまう            |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 利用報酬の発生                                  |
| 2.保佐 | 7.司法書士    | 甘えすぎる傾向あり                                |
| 2.保佐 | 7.司法書士    | 本人の預金であるのに制限がある                          |
| 不明   | 7.司法書士    | 財産管理のみで他は関わりたがらない                        |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 以前、公共料金(国民健康保険)の支払いが滞っており、面会もほぼないため      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 横柄な印象があり、面会や問い合わせもない。本人の様子を知ろうともしない      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | お金がかかる                                   |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | お金がかかる                                   |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 後見人への報酬が発生すること。手続きに後見人の「委任状」が必要となる場合が多い。 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 後見人への報酬が発生すること。手続きに後見人の「委任状」が必要となる場合が多い。 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 高齢者施設(GH)に移行を検討したが、経済的な理由で移行が実現しなかった     |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 多額の報酬が支払われている                            |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 電話での応答はあるが、郵送等での書類の確認は返答がない              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | どの程度の範囲で？                                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 必要な支出がタイムリーに実施できない。積極的にお金がかかることに参加しづらい   |
| 1.後見 | 9.社会福祉協議会 | 預貯金の使用制限が激しい                             |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 地域移行に反対の立場をとっている                         |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 金銭の利用方法                                  |
| 1.後見 | 15.その他個人  | 面会し様子を確認することがない                          |

#### (19) 後見人の活動に対して疑問に思う点

後見人の活動に対して疑問に思う点については、「あり」が9.4%であったのに対して、「なし」は85.8%であった。



#### (疑問に思う具体的な内容)

|      |     |                         |
|------|-----|-------------------------|
| 1.後見 | 2.親 | 会う機会がない                 |
| 1.後見 | 2.親 | 車の保有(本人名義)、財産管理         |
| 1.後見 | 2.親 | 後見人(身上監護・財産管理)としての活動がない |
| 1.後見 | 2.親 | 後見人の業務内容はどこまでなのか        |

|      |         |                                              |
|------|---------|----------------------------------------------|
| 1.後見 | 2.親     | 後見人の母は認知症になり施設に入っている。母の代わりに姉が代行しているがそれでよいのか。 |
| 1.後見 | 2.親     | 高齢の親には裁判所への書類等の対応が難しい                        |
| 1.後見 | 2.親     | 財産管理の全容が施設では分からなくなってしまったこと。                  |
| 1.後見 | 2.親     | 財産管理の全容が施設では分からなくなってしまったこと。                  |
| 1.後見 | 2.親     | 施設でお金を管理しているが、活動費として高めの請求がある                 |
| 1.後見 | 2.親     | 時々連絡が取れない                                    |
| 1.後見 | 2.親     | 母親も療養中で後見活動が十分行えない状況で法人後見必要？                 |
| 1.後見 | 2.親     | 母の体調により、施設側がやっていることが多い                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 会う機会がない                                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 遠方に住んでいて、会う機会がない                             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 遠方に住んでいて会う機会がない                              |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 多くの後見人に対してだが事務作業(裁判所提出書類)を施設にお願いする           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 親族の理解がすすんだ                                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 過剰な金銭の制限、本人の活動の制限                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 兄弟であるが、あまり積極的ではない                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 後見人としての活動を全くおこなっていない                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 後見人の業務内容はどこまでなのか                             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 後見人の業務内容はどこまでなのか                             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 身上監護や財産の管理の中で、本人の面接が少ない                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 親族後見であるため、現在のところ後見人がいない利用者と違いがない             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 出納伝票の写しを取る作業は施設に依頼される                        |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 出納伝票の写しを取る作業は施設に依頼される                        |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 特に何もされていない。後見事務報告も施設任せ                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 何もしていない                                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 年に1度程度の面会で様子伺いの電話も無い                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 母が中心のかかわり以前と変わりなし                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人と会わない                                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | まったく面会しないこと                                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会がほとんどない                                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会の頻度が少ない                                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会の頻度が少ない                                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | もう少し面会の機会があれば良い                              |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | もう少し面会の機会を望む                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 連絡がない                                        |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹  | 兄弟としての立ち位置が主                                 |
| 不明   | 4.兄弟姉妹  | 行政手続きを自ら行おうとせず、施設任せである                       |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 活動していない                                      |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 活動していない                                      |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 金銭的な管理方法                                     |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 後見人としての仕事をあまりしていない                           |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 高齢故に遠方の施設まで来園されるのは困難であるが、面会にきていただきたい         |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 親族後見とした理由がわからない                              |

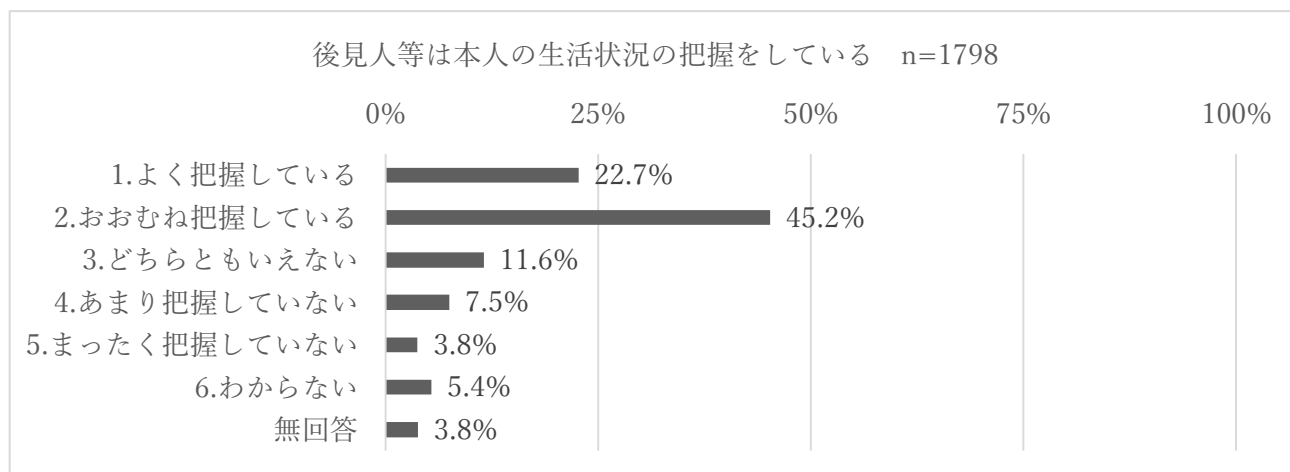
|      |         |                                                                       |
|------|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1.後見 | 5.その他親族 | 時に感情的に、本人に当たる                                                         |
| 1.後見 | 5.その他親族 | ほぼ親がおこなっていて、後見人はなにもしていない                                              |
| 1.後見 | 5.その他親族 | まったく本人のことを理解しておらず、意識も薄い                                               |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 面会がない                                                                 |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 面会がない。出納伝票の写しを取る作業は施設に依頼される                                           |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 面会等にこられない                                                             |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 面会に全く来所しない                                                            |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 連絡はすべて施設側であり、連絡なし                                                     |
| 2.保佐 | 5.その他親族 | 前の後見人が亡くなり、その奥さんになってからほとんど連絡がない                                       |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 大口財産管理の明細が不明                                                          |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理のみで、本人にも面会しない                                                     |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 書類の郵送のみで10年間一度しか面会にこない                                                |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 申請等による減額など受けていないのでないだろうか                                              |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 出納伝票の写しを取る作業は施設に依頼される                                                 |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 生活状況を郵送し、内容確認後に返却してもらうやり取りを必要なと判断される                                  |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 生命に関する手術の同意や予防接種への同意ができないこと                                           |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 相続の事務手続きのため後見人となったが、個人に対する支援はなし                                       |
| 1.後見 | 6..弁護士  | ただ小遣いを届けに来るだけで預金の状況等の報告もなく本人にも会わない。                                   |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 定期的な面会がない点                                                            |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 定期的な面会をしていない点                                                         |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 何を後見しているか分からない                                                        |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 何をしているか不明                                                             |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 年一回くらいは行事等に参加し面会してほしい                                                 |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 弁護士就任時に一度訪問しただけでその後は一度も面会に来ない                                         |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 弁護士については、後見人の活動に疑問に思う。以前電話で要件を伝えた際に全く何もなかった                           |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 報酬だけになっている                                                            |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 報酬だけになっている                                                            |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 保護者への意思確認がある(保護者の意見を参考に決める)                                           |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人に対しての積極的なサポートがない                                                    |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人に面会しないこと                                                            |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人のために使うのに、細かく指示がある                                                   |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人の様子伺い等全くなし。支援計画も郵送確認のみ                                              |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会回数の少なさ                                                              |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会が少ない                                                                |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会がない                                                                 |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会がない。出納伝票の写しを取る作業は施設に依頼される                                           |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会がほとんどない                                                             |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会ではなく、郵送での書類のやり取りのみ                                                  |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会等なし                                                                 |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 預貯金の残金や後見人の報酬不明                                                       |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 1年に一度30分くらいの面会では何もわからないだろうし、通帳の金額にも無関心。銀行より税務上の連絡があったが、すぐに対応してもらえなかった |

|      |        |                                             |
|------|--------|---------------------------------------------|
| 1.後見 | 7.司法書士 | 預貯金の残金や後見人の報酬が知らされない。                       |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 預貯金の残金や後見人の報酬が知らされない。                       |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 預貯金の残金や後見人の報酬が知らされない。                       |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 預貯金の残金や後見人の報酬が知らされない。                       |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 預貯金の残金や後見人の報酬が知らされない。                       |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 預貯金の残金や後見人の報酬が知らされない。                       |
| 1.後見 | 7.司法書士 | あまり面会にこない                                   |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 大口財産管理の明細が不明                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 大口財産管理の明細が不明                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 家族との意思相違あり。トラブルあり                           |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 家族の後見で問題はないと思われる。                           |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 後見人なのに身上監護を行わない                             |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 後見人の業務内容はどこまでなのか                            |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 後見人の事務所が休みの日は連絡がとれない為、緊急時が不安                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 後見人費用内訳                                     |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 後見人費用内訳                                     |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 高齢化による手術などの判断                               |
| 1.後見 | 7.司法書士 | この方に限らず専門職の後見人は肉親と比べてほほかかわりを持つとしないこと        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 個別支援計画など本人のことをどこまで理解しているか疑問に思う              |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理が主、本人の事を理解していない。                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理の全容が施設では分からなくなってしまったこと。                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 財産管理のみ                                      |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 施設が通帳や預金明細のコピーを定期的に郵送している。本人のために後見人は何もしていない |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 書類等、施設任せ                                    |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 生命に関する手術の同意や予防接種への同意ができないこと                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 近くに実姉2人、義姉がいるが面識がない。施設側との橋渡しの役割をすることは出来ないか？ |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 通帳の数字しかみていない                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 月に一度は面会してほしいがしていない                          |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 定期的に本人に会わなくて良いのか疑問                          |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 定期預金のみ管理し、その他預貯金の細かい部分は施設任せ                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | どの範囲での後見？                                   |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 何もやらないのに、お金だけとっているように思う                     |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 入院の手続きは行わない                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 年1度は面会にきてほしい                                |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 被後見人と関わったことがない                              |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 本人に対しての積極的なサポートがない                          |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 全く面会に来所せず通帳の写しの要求がある                        |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 面会が少ない                                      |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 面会がない                                       |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 面会がない                                       |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 面会に一度来たのみ。兄が後見人からも何も連絡がない。施設へはどうかと。         |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 面会や連絡がない                                    |
| 1.後見 | 7.司法書士 | 利用料を振り込んでもらっているだけ                           |

|      |           |                                                                                                     |
|------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2.保佐 | 7.司法書士    | 金銭面の情報公開がないため、実際にどう使われているかがわからない                                                                    |
| 2.保佐 | 7.司法書士    | 預金を適切に管理されているのか                                                                                     |
| 不明   | 7.司法書士    | 他の後見人さんのように会いに来てくれない                                                                                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 学園(施設)用の通帳も預かっていたので、多少不便がある。精神科への入院があるが、同意書を記入出来ない点。                                                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 後見人の利害と本人の所持する財産の兼ね合いで本人の生活が制限されてしまう件について                                                           |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 財産管理の全容が施設では分からなくなってしまったこと。                                                                         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 財産管理の全容が施設では分からなくなってしまったこと。                                                                         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 出納伝票の写しを取る作業は施設に依頼される                                                                               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 相続の問題で、家族が後見を希望したがなれなかったこと。第三者が後見になったことで、家族の身上監護が減ったように感じられる。また、報酬も支払わなければならない、年金収入だけなので、入院等の貯蓄が心配。 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 電話での応答はあるが、郵送等での書類の確認は返答がない                                                                         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 電話での応答はあるが、郵送等での書類の確認は返答がない                                                                         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 本人が入院された際、法律上手術の同意や延命治療等を判断する権限がないこと                                                                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 本人との関係性                                                                                             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 本人の通帳を「私の通帳」と表現することがある                                                                              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 減多に面会に来ないが、それで良いのか？                                                                                 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 面会等、後見人によってバラバラ。(面会が定期的でなかったりする)                                                                    |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | 事務的な対応しかしていない。                                                                                      |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | 保佐なのだが定期をいっさい管理している                                                                                 |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | 身元保証人になれない                                                                                          |
| 不明   | 8.社会福祉士   | 現在は OK であるが一時事務費が高かったことがあった                                                                         |
| 不明   | 8.社会福祉士   | 権利主張の内容                                                                                             |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 地域移行に反対の立場をとっている                                                                                    |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 法人後見で担当者が複数おり、誰が主になっているのか分からない                                                                      |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 本当に本人のことを考えているのか                                                                                    |
| 2.保佐 | 14.その他の法人 | 区分認定など本人に関わる申請についてもっと親身になってほしい                                                                      |
| 2.保佐 | 14.その他の法人 | 毎月連絡がない。要請している                                                                                      |
| 不明   | 14.その他の法人 | ご本人の状態が変わっていないこともあるが、年々面会が少なくなっている。                                                                 |
| 1.後見 | 不明        | 財産管理が主で、本人と一緒に何かすることがない                                                                             |
| 1.後見 | 不明        | 購入分の確認及び契約等                                                                                         |
| 1.後見 | 不明        | 遠く離れて本人に面会ができなくても後見人をしてよいのか                                                                         |

## (22) 後見人等の本人の生活状況の把握

後見人等の本人の生活状況の把握については、「よく把握している」「おおむね把握している」の合計が67.9%であったのに対して、「どちらともいえない」「あまり把握していない」「まったく把握していない」の合計が22.9%であった。



(そのように思う理由)

○どちらともいえない

|      |               |                                           |
|------|---------------|-------------------------------------------|
| 1.後見 | 2.親           | 外泊時の本人の様子等での確認                            |
| 1.後見 | 2.親           | 高齢他のため認知機能が低下している                         |
| 1.後見 | 2.親           | 数年面会なし、施設にゆだねている                          |
| 1.後見 | 2.親           | 本人よりも、後見人の都合で動かれているように感じる。                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹        | 遠方の方であり、こちらからの報告のみでの把握のため                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹        | 親が把握                                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹        | 後見人が高齢化して面会が少ないため                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹        | ご自宅へ外泊することがあるが、薬を飲み忘れて帰ってきたりするため          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹        | 施設への連絡確認があまりなく施設からの報告                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹        | 十分把握できていない                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹        | 定期的に施設側から連絡を取っている                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹        | 電話連絡はあるが、遠方のため面会が少ない                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹        | 入院時等は必ず応じてくれるが、後見人本人も仕事が忙しいため、面会等は多くない。   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹        | 本人と面会した生活状況の報告を受けている                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹        | まだ家族(父親)が元気なので、本人の面倒を見ているので、後見人はほぼ何もしていない |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹        | 面会等少ない                                    |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹        | 本人の面会機会が少ない                               |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹        | 面会はあるがあまり会話をしないため                         |
| 不明   | 4.兄弟姉妹 6..弁護士 | 生活状況を伝えているが、面会や問い合わせはない                   |
| 1.後見 | 5.その他親族       | 面会がない                                     |
| 1.後見 | 5.その他親族       | 面会がない。                                    |
| 1.後見 | 5.その他親族       | 面会の回数が少ない                                 |
| 1.後見 | 6..弁護士        | 家庭訪問したことがない。面接は弁護士事務所か施設。                 |
| 1.後見 | 6..弁護士        | 施設訪問が少なく、関心も少ないように思われる                    |

|      |           |                                        |
|------|-----------|----------------------------------------|
| 1.後見 | 6..弁護士    | 障害をもった方の支援について未経験のため                   |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 生活状況等は家族へ                              |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 月1回は面接されてはいるが、把握しているかどうかはわからない         |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 月に1回施設より生活の様子の手紙を送っているが把握の度合いは不明なため    |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 本人の状況もあり変化がないため、把握しているかもわからない          |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 面会等は殆どない。聴き取りはある                       |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 面会等は殆どなく、聴き取りがある                       |
| 2.保佐 | 6..弁護士    | 施設側から毎月生活の様子の手紙は送っているが、やり取りがないので       |
| 2.保佐 | 6..弁護士    | 毎月施設から生活状況の手紙を送っているので読まれていれば把握されていると思う |
| 1.後見 | 7.司法書士    | あまり訪問することがないため                         |
| 1.後見 | 7.司法書士    | あまり訪問することがないため                         |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 一年に一度の面会で定期的な電話連絡もないため                 |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 金銭管理を重点にされている                          |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 御家族が後見人の方に説明してお伝えしている部分もあると思う為         |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 施設側から報告しているが、期間が浅いため                   |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 生活状況について説明するが月に1回なのでどちらともいえない          |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 定期的な面会を行う予定だが、面会や問い合わせがない              |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 必要なことは連絡を入れているが、面談の頻度は少ない              |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 必要なことは連絡を入れているが、面談の頻度は少ない              |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人と会う機会も少なく、面会も1時間程度のため                |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人とのかかわりが少ない                           |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人の問い合わせがなく、状況がわからない                   |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 面会が少なく、状況を聞き取る機会も少ない                   |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 面会はあるが、本人の状況について積極的に知ろうとしない            |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 面会はほとんどしていない                           |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 面会や問い合わせがほとんどない                        |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 連絡・面会があまりない                            |
| 2.保佐 | 7.司法書士    | あまり関わりがないため                            |
| 2.保佐 | 7.司法書士    | 本人の日常的なことについては、施設やグループホームの職員が対応している    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 後見人はたまに面会に来られるが時間が短い                   |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 自立しているにも関わらず、職員の同伴を求められた。              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 選任されてまもない                              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 通所型サービスを経営している様だが、よく分からない              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 月に1回～2回程度の面会(20分ぐらい)で把握できているとは考えられない。  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 面会があまりないため                             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 来園回数が少ない                               |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | 後見が始まり、まだ日が浅いため                        |
| 1.後見 | 9.社会福祉協議会 | 正直どこまで把握しているか書面が多いためわかりにくい             |
| 1.後見 | 不明        | GHで生活しているが、面会は生活介護利用中の施設でのみ            |
| 1.後見 | 不明        | 電話連絡で生活状況を報告しているため                     |
| 1.後見 | 13.市民後見人  | 選任されてからまだ日が浅く、面会回数も少ない                 |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 後見が始まり、まだ日が浅いため                        |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 施設や保護者とは、話し合っている                       |



|      |           |                                        |
|------|-----------|----------------------------------------|
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 日常的なことについては、母親と施設、グループホームの職員が主に関わっている。 |
| 2.保佐 | 14.その他の法人 | 今後毎月来園されるとのこと                          |
| 不明   | 14.その他の法人 | (21)同様                                 |
| 1.後見 | 15.その他個人  | 施設側から生活状況は書面で伝えている                     |

○あまり把握していない

|      |            |                                                  |
|------|------------|--------------------------------------------------|
| 1.後見 | 2.親        | 施設との連絡・相談の機会があまりとれない為                            |
| 1.後見 | 2.親        | 本人が面会を拒否し、施設からの説明のみ                              |
| 1.後見 | 2.親 7.司法書士 | 施設側が伝えなければ(伝えても)何もアクションがない。                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | あまり話す機会がない                                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 関わっていないため                                        |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 施設側から連絡をしないと後見人から連絡がない                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 施設内での生活を見たことがない                                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 本人の支援に関して、的外れなことをよく話される。                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 面会回数が少ないため                                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 面会回数がほとんどないため                                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 面会がない。ご本人との連絡がない                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 面会等少ない                                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 面会等の機会がほとんどない                                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 面会に来ない                                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 面会や電話等の回数がすくなく把握しているようには思われない                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 連絡がつながりにくく、状況なども伝えられない                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 今までかわりがなく現在に至る                                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 後見人の弟は仕事が多忙で、概ねお盆・正月の2泊3日の外泊だけなので、本人の生活状況の把握が難しい |
| 1.後見 | 5.その他親族    | 施設側から求めないと、面談に来られない                              |
| 1.後見 | 5.その他親族    | 生活状況を郵送している                                      |
| 1.後見 | 5.その他親族    | 本人にはあまり会わず職員からの聞き取りが多い                           |
| 1.後見 | 5.その他親族    | 面会・電話がない                                         |
| 1.後見 | 5.その他親族    | 面会に来ないため                                         |
| 不明   | 5.その他親族    | あまり関心がない印象である                                    |
| 不明   | 5.その他親族    | あまり関心がない印象である                                    |
| 1.後見 | 6.弁護士      | あまり関わっていない。                                      |
| 1.後見 | 6.弁護士      | あまり面会がない                                         |
| 1.後見 | 6.弁護士      | 後見人が本人に面会に来ることがない                                |
| 1.後見 | 6.弁護士      | 後見人が本人に面会に来ることがない                                |
| 1.後見 | 6.弁護士      | 財産管理チェックがメインで、他は施設に任せている。放任？                     |
| 1.後見 | 6.弁護士      | 障害者理解が出来ていない                                     |
| 1.後見 | 6.弁護士      | 障害者理解が出来ていない                                     |
| 1.後見 | 6.弁護士      | 親身な感じがまったくない                                     |
| 1.後見 | 6.弁護士      | すごしている様子を見ていない。                                  |
| 1.後見 | 6.弁護士      | 生活に関することは各サービス事業所と計画相談との連携に任せるというスタンスではっきりしているため |
| 1.後見 | 6.弁護士      | 定期的な面会が極めて少ないため                                  |
| 1.後見 | 6.弁護士      | 何もきいてこない                                         |
| 1.後見 | 6.弁護士      | 本人・職員との関わりが少ないため                                 |
| 1.後見 | 6.弁護士      | まだ面会していない                                        |

|      |           |                                           |
|------|-----------|-------------------------------------------|
| 1.後見 | 6..弁護士    | 面会がない                                     |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 面会がない                                     |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 面会がない                                     |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 面会がない。                                    |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 面会が無いため電話連絡のみ                             |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 面会しないので                                   |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 面会の頻度が極めて少ないため                            |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 来園されていない、連絡も少ない                           |
| 2.保佐 | 6..弁護士    | 基本財産管理で、生活状況はあまり聞かない                      |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 後見人が興味をもっていない                             |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 財産管理が主となっている                              |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 財産管理に主をおかれていると思います。                       |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 施設訪問が少なく、関心が薄いように思われる                     |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 遠くから様子を見て帰っている。本人の様子の聞き取りはない              |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 保護者が把握している                                |
| 1.後見 | 7.司法書士    | ほとんど関わっていない                               |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人にはあまり会わず職員からの聞き取りが多い                    |
| 1.後見 | 7.司法書士    | まだ後見人になって間もないため                           |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 面会がない                                     |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 面会がほとんどないため                               |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 面会等の機会がない                                 |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 面会はほとんどしていない                              |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 面接回数が少ない。本人との会話が成り立たない                    |
| 2.保佐 | 7.司法書士    | 年に1、2回で数分だけの面会のため                         |
| 不明   | 7.司法書士    | 自分の目で生活状況を見ておられない                         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 後見人になってまだ日が浅いため                           |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 施設から生活状況を伝えているが、問い合わせがない                  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | ほぼ面会がないため                                 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 面会にも来ず、電話でも本人の様子を聞かないため                   |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 面会もなく、電話でも本人の様子を聞かないため                    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 来園されるのが、3カ月に1度程度のため、あまり把握できていないように見える     |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士   | お金の使用、計画性がない                              |
| 1.後見 | 9.社会福祉協議会 | 面会等の機会がない                                 |
| 1.後見 | 不明        | 本人と関わる機会が無い                               |
| 1.後見 | 不明        | 本人にあまり会わない                                |
| 2.保佐 | 不明        | 面会がないので、生活状況を把握していない                      |
| 2.保佐 | 14.その他の法人 | 施設側にまかせっきりのように感じる人が多い                     |
| 2.保佐 | 15.その他個人  | 年齢的にできないことが増えつつあるが、面会回数が限られてたまの面会では把握が難しい |

○まったく把握していない

|      |         |                     |
|------|---------|---------------------|
| 1.後見 | 11.行政書士 | 面会なし                |
| 1.後見 | 2.親     | 後見人が高齢である           |
| 1.後見 | 2.親     | 後見人は認知症だが、姉は把握している。 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 行事参加や面会がほぼない        |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人と関わりがない           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会・電話がない            |

|      |         |                                         |
|------|---------|-----------------------------------------|
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会・電話もほぼないため                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会しないこと                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会や連絡もない                                |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 本人との面会がない                               |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 本人との面接機会もない状況                           |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 関わっていないため                               |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭面だけの管理のみ行っている                         |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 後見人は財産管理のみをおこなっている                      |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 情報交換の機会がない                              |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 生活状況を郵送し、内容確認後に返却してもらったりやり取りを必要なしと判断される |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 選任されてから一度も会っていない                        |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 何をしているか不明                               |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 年に1度、10分程度で何がわかるかと思う                    |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 訪問なし                                    |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人がどのような障害があるか知らない                      |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人と関わりがない                               |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人との面接機会もない状況                           |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会が一度もない                                |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会が一度もない                                |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会に来ない                                  |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 連絡なし。通帳等のコピー、郵送のみ                       |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 後見人からは何も連絡ない                            |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 裁判所の報告等以外で連絡はないため                       |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 施設側から連絡するのみ                             |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 事務的な手続きししかない                            |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 被後見人と関わったことがない                          |
| 1.後見 | 7.司法書士  | ほとんど面会しない                               |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 面会がない                                   |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 面会に全く来ないから                              |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 連絡なし                                    |
| 2.保佐 | 7.司法書士  | 審判後本人と会っていない。施設に尋ねることもない                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 電話での応答はあるが、郵送等での書類の確認は返答がない             |
| 1.後見 | 不明      | 生活状況を把握していない                            |

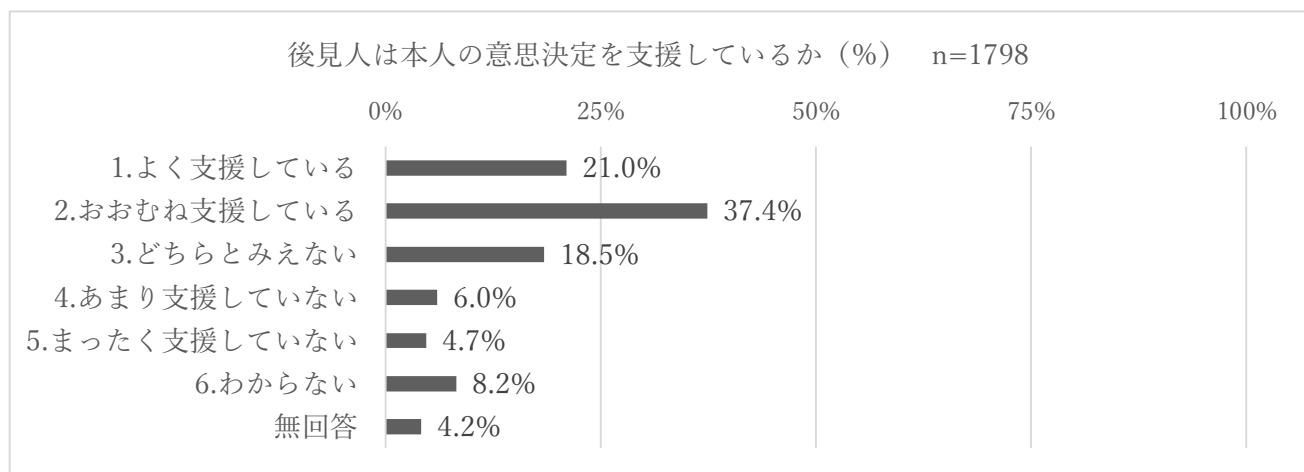
#### ○わからない

|      |         |                     |
|------|---------|---------------------|
| 1.後見 | 11.行政書士 | ご家族ともやり取りされているため。   |
| 1.後見 | 11.行政書士 | 地域移行に反対の立場をとっている    |
| 1.後見 | 2.親     | あまり連絡が取れないため        |
| 1.後見 | 2.親     | 施設側にほぼお任せになっているため   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に父親                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に母親                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に母親                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に母親                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に母親                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に両親                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 書類のやりとりだけなので何ともいえない |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 母親は健在の為、帰省等は実施している  |

|      |         |                                         |
|------|---------|-----------------------------------------|
| 1.後見 | 5.その他親族 | 行事参加しても本人と話す機会を設けないため                   |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 伝える機会が少ない                               |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理中心の支援のため                            |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理のみ行っている                             |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 裁判所の報告等以外で連絡はないため                       |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 先方からの主体的な連絡は金銭のことなので                    |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 保護者と後見人の連絡となり、施設は保護者との連絡のみのため           |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人の状況を確認されたことがない                        |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 遺産相続の為の後見人。本人に対しては家族が対応。                |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 今のところ保護者が元気                             |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 入所後、日が浅いため                              |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 全く本人の様子を聞かれることがない                       |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 面会がない                                   |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 面会時間も短いため、変化がないか支援員には聞いているが、把握までとはいえない？ |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 面会時に本人の様子をお伝えしていますがわかりません。              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 月1回の面会と施設から月1回の手紙での生活の様子を連絡             |

### (23) 後見人等は本人の意思決定を支援しているか

後見人等は、本人の意思決定を支援しているかについては、「よく支援している」「おおむね支援している」の合計が58.4%である一方、「どちらともいえない」「あまり支援していない」「まったく支援していない」の合計は29.2%であった。



### [そのように思う理由記載]

#### ○どちらともいえない

|      |         |                 |
|------|---------|-----------------|
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 会う機会が少なく、伝わりにくい |
| 1.後見 | 6..弁護士  | あまり関わっていない。     |
| 2.保佐 | 7.司法書士  | あまり関わりがないため     |
| 1.後見 | 11.行政書士 | 意志が後見人に伝わらない    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 意思がよく理解できない     |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 意思決定支援をする場面がない  |

|      |           |                           |
|------|-----------|---------------------------|
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 意思決定は困難(障害特性から)           |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 意思決定をする場面が少ない             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 意思決定をはたらきかけているようには見えないため  |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 意思疎通が出来ない                 |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 意思疎通が出来ない                 |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 意思疎通が出来ない                 |
| 1.後見 | 5.その他親族   | 意思疎通が難しい                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 親がしている                    |
| 1.後見 | 2.親       | 家族の思いは強い                  |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 機会があればすると思うが、現在は財産管理のみ    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | グループホーム担当がメインで行っている       |
| 1.後見 | 2.親       | 後見人が決めてしまうことが多い           |
| 1.後見 | 2.親       | 後見人が決めてしまうことが多い           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 後見人が高齢化して面会が少ないため         |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 後見人が本人に面会に来ることがない         |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 後見人が本人に面会に来ることがない         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 後見人になってまだ日が浅いため           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 後見人の思いの方が本人・支援側より強い       |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 後見人はたまに面会に来られるが時間が短い      |
| 1.後見 | 2.親       | 高齢他のため認知機能が低下している         |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 個別支援計画は家族より提出されている        |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | ご本人の理解が深いと思えず             |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 財産を主にやっており、意志決定は施設で支援している |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 支援員より本人の意思を伝えている          |
| 1.後見 | 2.親       | 支援計画に記載がない                |
| 1.後見 | 5.その他親族   | 支援する場面が少ない                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 支援を必要とする場がない              |
| 1.後見 | 5.その他親族   | 施設から、本人の様子等は連絡している        |
| 1.後見 | 5.その他親族   | 施設側に判断をゆだねることが多い          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 施設側にゆだねることが多い             |
| 1.後見 | 2.親       | 施設に委ねることが多い               |
| 1.後見 | 2.親       | 施設に委ねることが多い               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 施設に委ねることが多い               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 施設まかせになりがち                |

|      |           |                                |
|------|-----------|--------------------------------|
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 施設や保護者との話し合いは、密に行っている          |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 事務的な業務が主で、本人の様子を見ることがない        |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 障害をもった方の支援について未経験のため           |
| 2.保佐 | 6..弁護士    | 数年に一度の面会のみなので                  |
| 1.後見 | 2.親       | 数年面会なし、施設にゆだねている               |
| 1.後見 | 13.市民後見人  | 選任されてからまだ日が浅く、面会回数も少ない         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 選任されてまもない                      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | そのような場面がない。                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | そのような場面に同席できていない               |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 第三者的、専門的立場から自制を促されている          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 直接かかわることがない                    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 直接本人と話す機会がない                   |
| 1.後見 | 不明        | 電話連絡で生活状況を報告しているため             |
| 1.後見 | 2.親       | 特に何かしているようには思えない               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | どちらかというと義務感で接していると思われる為        |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 認知症のため                         |
| 1.後見 | 2.親       | 母が後見人なので、母の意見が優先される時がある        |
| 1.後見 | 5.その他親族   | 否定はしないが本人会わないことが多い             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | ほとんど施設に任せておられる                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | ほとんど面会・連絡がないため不明               |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人が意思決定能力がほとんどない               |
| 1.後見 | 2.親       | 本人が意思表示が難しい                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 本人が意思表示が難しい                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 本人が言葉を出せず意思が不明                 |
| 不明   | 4.兄弟姉妹    | 本人と会う機会がない                     |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人との意思疎通は難しいが、コミュニケーションはとられている |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人とのかかわりが少ない                   |
| 不明   | 7.司法書士    | 本人とゆっくりと向き合って話し合いをしていないので      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 本人の意思確認が難しい                    |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人の意思確認が難しい                    |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 本人の意思がよくわからない                  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 本人の意思の聞き取りが出来ない                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 本人の意思表示がない。連絡がない               |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人の意思を把握することが困難                |

|      |         |                                       |
|------|---------|---------------------------------------|
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人の障害状況により、意思決定が難しい場面がある              |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人の立場に立って、良いと思われることを職員と相談されている。       |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人の立場に立って、良いと思われることを職員と相談されている。       |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人の要望に対して尊重してくれる                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人の理解が乏しいが意思確認は行っている                  |
| 1.後見 | 7.司法書士  | まだ後見人になって間もないため                       |
| 1.後見 | 6..弁護士  | まだ面会していない                             |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 面会が少なく、状況を聞き取る機会も少ない                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会が少なく、本人とかかわっていない                    |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会がそれほどない                             |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 面会がない                                 |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会がない                                 |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 面会がない。                                |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会しないので                               |
| 2.保佐 | 7.司法書士  | 面会時には欲しいものがあればいっている                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会等少ない                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会等少ない                                |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹  | 面会はあるがあまり会話をしないため                     |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 面談の頻度が少ないため                           |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 面談の頻度が少ないため                           |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 来園されるのが、3カ月に1度程度のため、あまり把握できていないように見える |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 連絡・面会があまりない                           |

○あまり支援していない

|      |           |                             |
|------|-----------|-----------------------------|
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 「意思決定できないから後見人がついている」との発言あり |
| 2.保佐 | 14.その他の法人 | 「本人は意志が伝えられない」と思っているため      |
| 1.後見 | 5.その他親族   | あまり関わっていない。                 |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹    | 意志決定については機会があまりない           |
| 不明   | 5.その他親族   | 意思を確認されているように見えない           |
| 不明   | 5.その他親族   | 意思を確認されているように見えない           |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 今のところ主に保護者が関わっている           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 関わっていないため                   |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 後見人が興味をもっていない               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 後見人の意志を優先するため               |

|      |           |                                  |
|------|-----------|----------------------------------|
| 1.後見 | 7.司法書士    | 財産管理が主で本人と面会する機会がない              |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 施設がほとんど対応しているため                  |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 施設側から連絡するのみ                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 施設側に任せている                        |
| 1.後見 | 15.その他個人  | 施設に任せている                         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 施設に任せておられる                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | そうした機会がない                        |
| 1.後見 | 7.司法書士    | そうした機会がない                        |
| 1.後見 | 9.社会福祉協議会 | そうした機会がない                        |
| 1.後見 | 5.その他親族   | そのような機会がない                       |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 定期的な面会が極めて少ないため                  |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 何もきいてこない                         |
| 1.後見 | 2.親       | 被後見人と対話する機会が少ない為                 |
| 1.後見 | 7.司法書士    | ほとんど関わっていない                      |
| 1.後見 | 2.親       | 本にが面会を拒否                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 本人と会う機会が少ないため                    |
| 1.後見 | 5.その他親族   | 本人と会うことがない                       |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人とコミュニケーションをとられることはほとんどない       |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人との意思疎通が図れていないため                |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人との意思疎通が難しい                     |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人との面会がなく、理解もされていない              |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 本人に会う時間ほぼなし。                     |
| 1.後見 | 5.その他親族   | 本人についてはあまりかかわっていない               |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人の意思がわからない                      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 本人の意思が分からない                      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 本人の能力が低く、ききとり等困難                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 本人はこう思っているだろうという後見人の思い込みで決定している。 |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 本人への面会に重点を置いていないように思える           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 面会回数が少ないため                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 面会回数がほとんどないため                    |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 面会がない                            |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 面会がない                            |
| 1.後見 | 6..弁護士    | 面会がない。                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹    | 面会がない。ご本人との連絡がない                 |



|      |         |                        |
|------|---------|------------------------|
| 2.保佐 | 不明      | 面会がないので、関わりがない         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会等ない                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会に来ない                 |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 面会の回数が少ない              |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会の頻度が極めて少ないため         |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 様子を把握していないのに支援できないと思う為 |

○まったく支援していない

|      |            |                                   |
|------|------------|-----------------------------------|
| 1.後見 | 2.親        | 姉はしている。                           |
| 1.後見 | 6..弁護士     | 委託料でしたらもらいます等の確認もない。何に使われているのか不明。 |
| 1.後見 | 6..弁護士     | 関わっていないため                         |
| 1.後見 | 7.司法書士     | 機会を持たない                           |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士    | 機会を持たない。                          |
| 1.後見 | 6..弁護士     | 交流がない                             |
| 1.後見 | 2.親 7.司法書士 | コミュニケーションが取れない。施設に任せている。          |
| 1.後見 | 8.社会福祉士    | 電話での応答はあるが、郵送等での書類の確認は返答がない       |
| 1.後見 | 6..弁護士     | 何をしているか不明                         |
| 1.後見 | 6..弁護士     | 年に1度、10分程度で何がわかるかと思う              |
| 1.後見 | 7.司法書士     | 被後見人と関わったことがない                    |
| 2.保佐 | 6..弁護士     | 保佐人の為、本人が意思決定できるので                |
| 1.後見 | 7.司法書士     | ほとんど面会しない                         |
| 1.後見 | 7.司法書士     | 本人が意思表示が難しい                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 本人と関わりがない                         |
| 1.後見 | 6..弁護士     | 本人と関わりがない                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 本人と過ごす時間が短い                       |
| 1.後見 | 6..弁護士     | 本人と面会していないので、支援していない              |
| 1.後見 | 5.その他親族    | 本人の意思は、尊重していない                    |
| 1.後見 | 2.親        | 本人の思いを聞き出せていないと感じる。               |
| 1.後見 | 6..弁護士     | 本人の様子を知ろうとする行動が見られない              |
| 1.後見 | 6..弁護士     | 面会が一度もない                          |
| 1.後見 | 7.司法書士     | 面会がない                             |
| 1.後見 | 7.司法書士     | 面会がない                             |
| 1.後見 | 6..弁護士     | 面会がない                             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 面会自体ほぼ無い                          |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 面会しないこと                           |

|      |         |                 |
|------|---------|-----------------|
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会等が一度もない       |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会なし            |
| 1.後見 | 11.行政書士 | 面会なし            |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会なし            |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会に来ない          |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 面会に全く来ないから      |
| 2.保佐 | 6..弁護士  | 面会はあまりないので      |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 面会もないため         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 面会もないため         |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 面会や本人への電話がないため  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会や連絡もない        |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 来園されていない、連絡も少ない |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 連絡なし            |

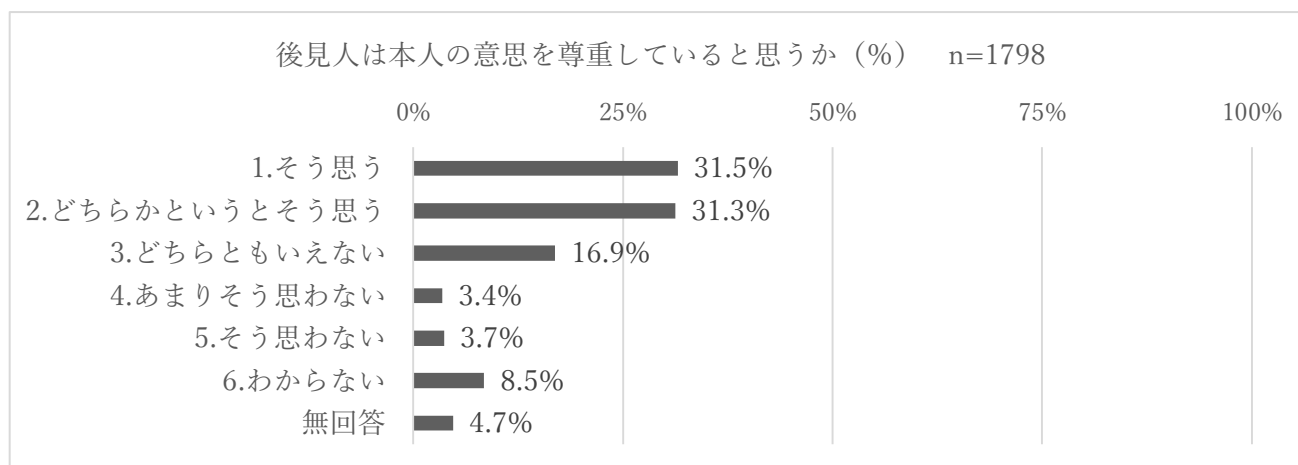
#### ○わからない

|      |         |                                 |
|------|---------|---------------------------------|
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 意思決定が行えない                       |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 意志決定の機会がない                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に父親                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に母親                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に母親                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に母親                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に母親                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に母親                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に両親                            |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 関わりなく面会もない                      |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 金銭管理が主のため                       |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理中心の支援のため                    |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理中心の支援のため                    |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理のみ行っている                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 後見人が兄弟のため、特になにかしているとは思えない       |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 後見人自身が来援せず、事務所の職員が代理でいつも来園するので  |
| 1.後見 | 11.行政書士 | ご家族ともやり取りされているため。               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 施設側として、兄弟姉妹がどのように支援しているのか把握できない |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 施設側として把握できないため                  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 施設職員から助言にて意思決定されているのではないかと      |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 上記と同じ                           |

|      |         |                                       |
|------|---------|---------------------------------------|
| 1.後見 | 11.行政書士 | 地域移行に反対の立場をとっている                      |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 同上                                    |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 同上                                    |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 同上                                    |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 話す機会が少ない                              |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 保護者が関わっており、後見人は関わっていない                |
| 1.後見 | 不明      | 本人意思決定が難しい方のため                        |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 本人が意思決定出来ない状態                         |
| 1.後見 | 11.行政書士 | 本人が意思表示が難しいところもあるが、訪問時、本人に直接質問などしてくれる |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人が意思表示が不可能にちかいため                     |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人が障害が重く、難しい                          |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人から意思表出はない                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人からの意思把握が難しい                         |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人と後見人さんが面会をしていないためわからない              |
| 1.後見 | 2.親     | 本人との接触がないため                           |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人と話をされたことはない                         |
| 1.後見 | 不明      | 本人にあまり会わない                            |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 本人の意思決定能力がない                          |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 本人の意思決定能力がない                          |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人の意思決定能力がない                          |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人の意思決定を必要とする場面に立ち会うことがないため           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人の意思表示がない                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人の障害が重いため                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会・電話がない                              |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 面会がない                                 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 面会がほとんどない                             |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会はされているが、支援までとはいかないため                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 来園回数が少ない                              |

(24) 後見人は本人の意思尊重していると思うか

後見人は、本人の意思を尊重していると思うが、については、「そう」「どちらかというと思う」の合計が 62.8%であったのに対して、「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計は 24.0%であった。



[そのように思う理由記載]

○どちらともいえない

|      |        |                                 |
|------|--------|---------------------------------|
| 1.後見 | 2.親    | 後見人が決めてしまうことが多い                 |
| 1.後見 | 2.親    | 後見人が決めてしまうことが多い                 |
| 1.後見 | 2.親    | 高齢他のため認知機能が低下している               |
| 1.後見 | 2.親    | 自分の意思表示が難しく、汲み取りにくい             |
| 1.後見 | 2.親    | 身上監護には全く関わっていない                 |
| 1.後見 | 2.親    | 数年面会なし、施設にゆだねている                |
| 1.後見 | 2.親    | 透析についての本人の理解と頑張り、受容出来ない部分がある    |
| 1.後見 | 2.親    | 特に何かしている訳ではないが、外泊は実施している        |
| 1.後見 | 2.親    | 本人が意思表示が難しい                     |
| 1.後見 | 2.親    | 本人の意思表示が難しく、汲み取りにくい部分もあるため      |
| 1.後見 | 2.親    | 本人を「わからない」と言われている               |
| 1.後見 | 2.親    | 本人を「わからない」と言われている               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人の立場に立って、良いと思われることを職員と相談されている。 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 会う機会が少なく、伝わりにくい                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | あまり本人の意思を確認している様子がない            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 意思疎通が難しい                        |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 後見人が高齢化して面会が少ないため               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 後見人がなかなか本人の意思をくみ取れない            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 後見人の思いの方が本人・支援側より強い             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 施設側に任せている                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 施設に一任といった感じ                     |

|      |         |                                  |
|------|---------|----------------------------------|
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 施設まかせになりがち                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 直接かかわることがない                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 認知症のため                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | ほとんど施設に任せておられる                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人が意思表示が難しい                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人が言葉を出せず意思が不明                   |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人が質問の内容が理解できない                  |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人の意思表示がない。連絡がない                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人の意思をくみ取ることが難しい                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人の希望を叶えることが難しい状況にある             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会回数が少ないため                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会が少なく、本人とかかわっていない               |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会等少ない                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会等少ない                           |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹  | 本人の意思に意見を述べることがほとんどない            |
| 2.保佐 | 4.兄弟姉妹  | 面会はあるがあまり会話をしないため                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 遠方で暮らしているため。お任せの。                |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 姉のご主人なので。遠方であり年に1から2回しかあっていないと思う |
| 1.後見 | 5.その他親族 | なかなか本人の意思が確認できない                 |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 否定はしないが本人会わないことが多い               |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 面会がない                            |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 面会がない。                           |
| 1.後見 | 5.その他親族 | あまりかかわっていない                      |
| 1.後見 | 6..弁護士  | あまり関わっていない。                      |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 機会があれば尊重すると思うが、現在は財産管理のみ         |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 後見人が本人に面会に来ることがない                |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 後見人が本人に面会に来ることがない                |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 個別支援計画は家族より提出されている               |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 施設に一任といった感じである                   |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人に全く面会をしていないから                  |

|      |         |                                             |
|------|---------|---------------------------------------------|
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人の意思に反対することはない                             |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人の意志を否定することはない                             |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人の立場に立って、良いと思われることを職員と相談されている。             |
| 1.後見 | 6..弁護士  | まだ面会していない                                   |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会がそれほどない                                   |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会がない                                       |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 面会しないので                                     |
| 2.保佐 | 6..弁護士  | 大きな問題の時には意思を確認されたため                         |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 意思疎通が出来ない                                   |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 後見人と本人との電話でのやり取りの様子から判断                     |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 施設を信頼してくれているのだろうが、施設に一任といった感じ               |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 重度の方のため意思を尊重すべきかの判断は施設職員に確認しないと難しいと思う       |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 生活が安定しており、本人から不満等があるように感じられないため、現状維持が続いている。 |
| 1.後見 | 7.司法書士  | ほとんど話が出来ていない                                |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人が意思決定能力がほとんどない                            |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人とお話したりできないため、ご家族の意見をきき対応しているため            |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人とのかかわりが少ない                                |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人の意思表示が難しく、すべて汲み取ることはできない                  |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人の障害状況により、意思決定が難しい場面がある                    |
| 1.後見 | 7.司法書士  | まだ後見人になって間もないため                             |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 面会が少なく、状況を聞き取る機会も少ない                        |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 面会時等に本人と確認している                              |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 優しく接している                                    |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 連絡・面会があまりない                                 |
| 2.保佐 | 7.司法書士  | あまり関わりがないため                                 |
|      | 7.司法書士  | 本人とゆっくりと向き合って話し合いをしていないので                   |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 意思確認できない方のため(障害特性により)                       |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 意思決定は困難(障害特性から)                             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 家族など身近な人ではないので、本人があまり親しまない                  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 後見人になってまだ日が浅いため                             |

|      |           |                                                                       |
|------|-----------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 後見人はたまに面会に来られるが時間が短い                                                  |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | ご本人の理解が深いと思えず                                                         |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 支援して頂けていると思うが、被後見人が最重度で、自己表現が全く出来ない<br>ので、事務的になっていると感じる               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 選任されてまもない                                                             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 本人が施設を出たいという意思表示をされていて、生活レベルも周りとそぐわな<br>くなっているにも関わらず、移行に向けて積極的ではなかった。 |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 本人の意思が分からない                                                           |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 本人の意思の聞き取りが出来ない                                                       |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 来園されるのが、3カ月に1度程度のため、あまり把握できていないように見え<br>る                             |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | そのような場面がない。                                                           |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 意志が後見人に伝わらない                                                          |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 意思疎通が出来ない                                                             |
| 1.後見 | 11.行政書士   | 意思疎通が出来ない                                                             |
| 1.後見 | 14.その他の法人 | 本人との接点が、それ程無い                                                         |

○あまりそう思わない

|      |            |                                  |
|------|------------|----------------------------------|
| 1.後見 | 2.親        | 支援計画に記載がない                       |
| 1.後見 | 2.親 7.司法書士 | 機会がない                            |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 関わっていないため                        |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | そうした機会がない                        |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 本人はこう思っているだろうという後見人の思い込みで決定している。 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 面会回数がほとんどないため                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 面会がない。ご本人との連絡がない                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹     | 面会に来ない                           |
| 1.後見 | 5.その他親族    | あまり関わっていない。                      |
| 1.後見 | 5.その他親族    | 本人についてはあまりかかわっていない               |
| 2.保佐 | 5.その他親族    | 社会的な活動が広がることに不安が大きいため            |
| 1.後見 | 6..弁護士     | 定期的な面会が極めて少ないため                  |
| 1.後見 | 6..弁護士     | 面会がない                            |
| 1.後見 | 6..弁護士     | 面会がない。                           |
| 1.後見 | 6..弁護士     | 面会の頻度が極めて少ないため                   |
| 1.後見 | 7.司法書士     | 今のところ、主に保護者が関わっている               |

|      |           |                            |
|------|-----------|----------------------------|
| 1.後見 | 7.司法書士    | 後見人が興味をもっていない              |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 財産管理が主で本人と面会する機会がない        |
| 1.後見 | 7.司法書士    | そうした機会がない                  |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 母親が元気にされているので、母親の意向に添われている |
| 1.後見 | 7.司法書士    | ほとんど関わっていない                |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人との意思疎通が難しい               |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 本人の意思がわからない                |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 面会がほとんどない                  |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 面会はほとんどしていない               |
| 1.後見 | 7.司法書士    | 面会や聞き取りがないため               |
| 1.後見 | 8.社会福祉士   | 本人の意思が分からない                |
| 1.後見 | 9.社会福祉協議会 | そうした機会がない                  |
| 2.保佐 | 14.その他の法人 | ～すべきという主観的な発言が多いため         |

○そう思わない

|      |        |                                                                                     |
|------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 後見人の意志を優先するため                                                                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人と関わりがない                                                                           |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹 | 本人と過ごす時間がない                                                                         |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 関わっていないため                                                                           |
| 1.後見 | 6..弁護士 | こちらは領収書等添付し、小遣い帳で報告しており不正はないのに、TELで2万や3万のお小遣いをお願いすると「何に遣うのか」と聞いてくる。管理が本人目線ではない気がする。 |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 事務的な後見のみ                                                                            |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 何をしているか不明                                                                           |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 年に1度、10分程度で何がわかるかと思う                                                                |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 本人と関わりがない                                                                           |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 本人の生活状況、意志決定能力を説明したが、説明の途中で不要と言われた                                                  |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 本人の様子を知ろうとする行動が見られない                                                                |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 面会が一度もない                                                                            |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 面会が全くないので                                                                           |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 面会したことがないので不明                                                                       |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 面会等が一度もない                                                                           |
| 1.後見 | 6..弁護士 | 面会なし                                                                                |



|      |         |                             |
|------|---------|-----------------------------|
| 1.後見 | 6..弁護士  | 来園されていない、連絡も少ない             |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 機会を持たない。                    |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 年に1度も面会、電話など全くない為           |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 被後見人と関わったことがない              |
| 1.後見 | 7.司法書士  | ほとんど面会しない                   |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人が意思表示が難しい                 |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人と話をすることがない                |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 面会がない                       |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 面会がない                       |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 連絡なし                        |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 電話での応答はあるが、郵送等での書類の確認は返答がない |
| 2.保佐 | 8.社会福祉士 | 機会を持たない。                    |
| 1.後見 | 11.行政書士 | 面会なし                        |

#### ○わからない

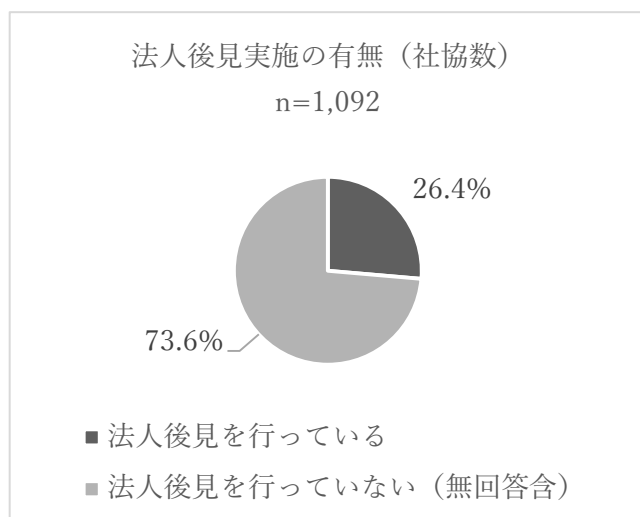
|      |         |                                         |
|------|---------|-----------------------------------------|
| 1.後見 | 2.親     | 姉は尊重している。                               |
| 1.後見 | 2.親     | 本人がイライラしたりしないよう、本人の望む通りに食べ物などを与えたりする    |
| 1.後見 | 2.親     | 本人との接触がないため                             |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に父親                                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に母親                                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に母親                                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に母親                                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に母親                                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 主に両親                                    |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 後見人が兄弟のため、特に何かを行っている訳ではないが帰省は受け入れてくれている |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人が意思表示が不可能にちかいため                       |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 本人がうまく話ができない為わからない                      |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会・電話がない                                |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会しないこと                                 |
| 1.後見 | 4.兄弟姉妹  | 面会や連絡もない                                |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 意思疎通を図ることは困難                            |

|      |         |                                      |
|------|---------|--------------------------------------|
| 1.後見 | 5.その他親族 | 意思疎通を図ることは困難                         |
| 1.後見 | 5.その他親族 | 話す機会が少ない                             |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 意思疎通を図ることは困難                         |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 会話も難しい人のため、後見人も施設側と連携をとるにとどめている      |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理中心の支援のため                         |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理中心の支援のため                         |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 金銭管理のみ行っている                          |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 身上監護は家族がおこなっており、家族と後見人が連携している        |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人との面接回数が少ないため                       |
| 1.後見 | 6..弁護士  | 本人と話をされたことはない                        |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 金銭管理のみされていて、本人の意思を尊重する気のあるなしがわからないから |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 後見人は関わっていない                          |
| 1.後見 | 7.司法書士  | ご本人様が困らないように支援して下さる。                 |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人が理解力乏しいため、分からない                    |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人との面接回数が少ないため                       |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人の意思が不明瞭                            |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 本人の意思が不明瞭                            |
| 1.後見 | 7.司法書士  | 面会がない                                |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 施設側として把握できないため                       |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 施設職員から助言にて意思決定されているのではないかと           |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 面会がほとんどない                            |
| 1.後見 | 8.社会福祉士 | 来園回数が少ない                             |
| 1.後見 | 11.行政書士 | ご家族ともやり取りされているため。                    |
| 1.後見 | 11.行政書士 | 地域移行に反対の立場をとっている                     |

### 調査3 市町村社会福祉協議会の法人後見実施状況調査

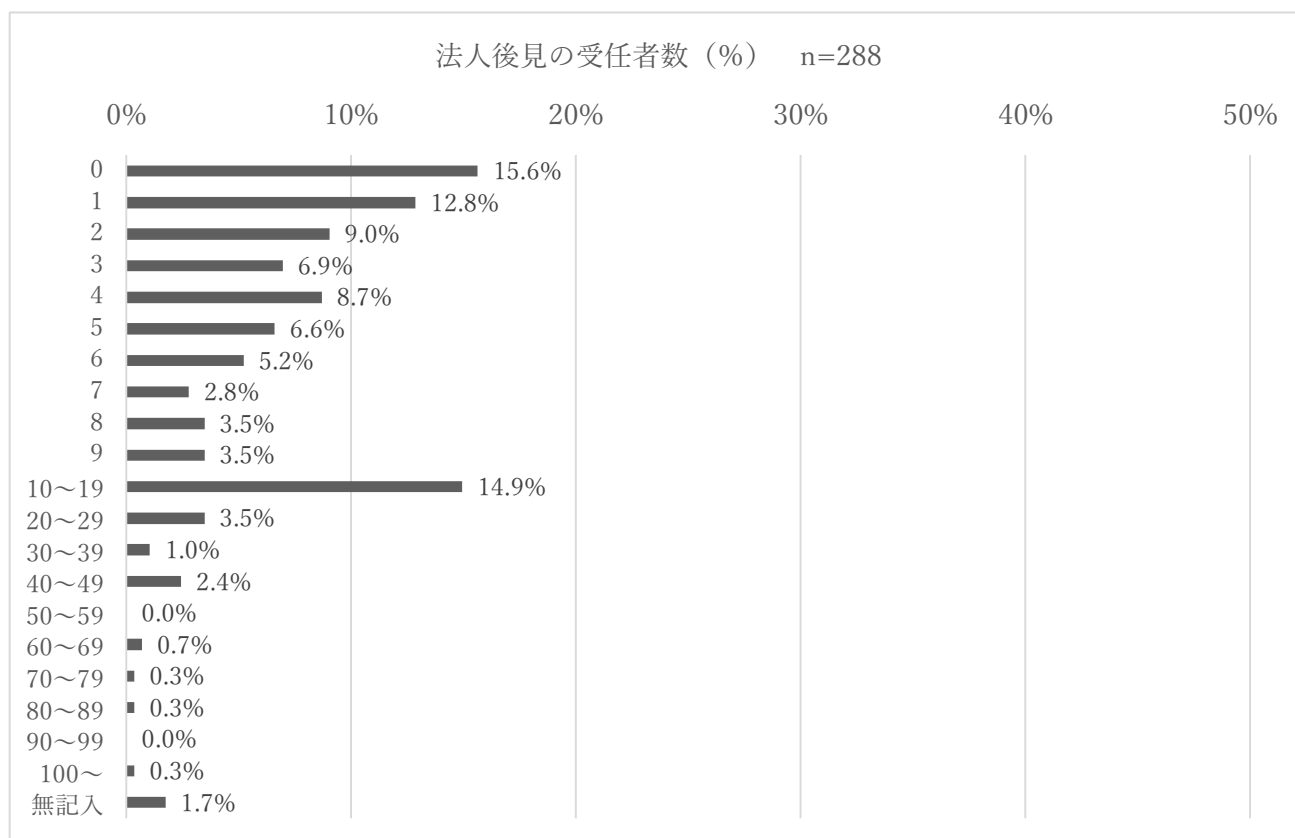
#### 問1. 貴社会福祉協議会では、法人後見を行っていますか？

市町村社会福祉協議会（以下、「社協」という。）における法人後見実施の有無については、回答があった1,092社協中26%に当たる288社協が有と回答し、74%に当たる804社協がなしと回答した。

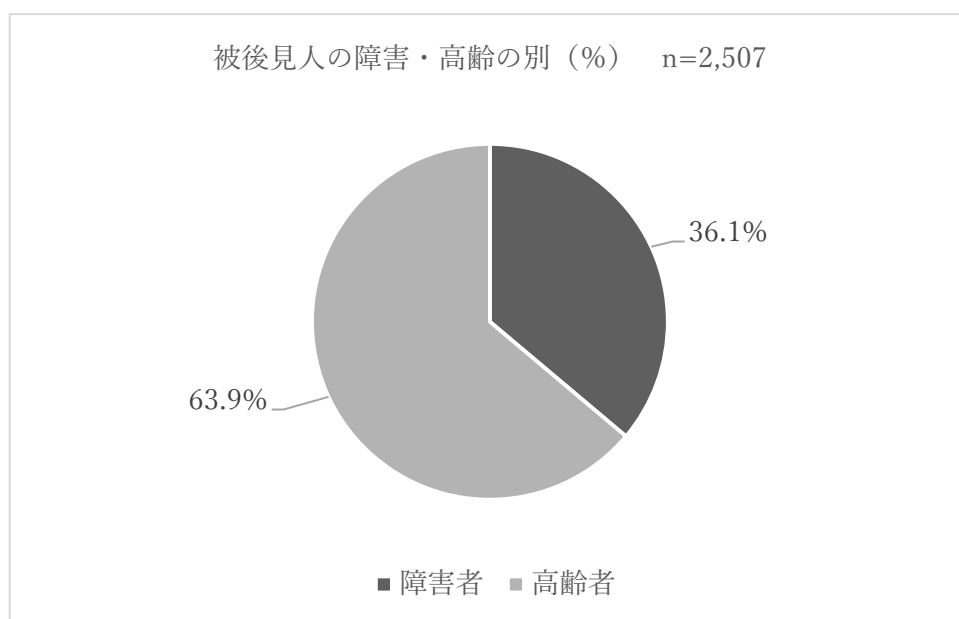


#### 問2. 法人後見を受任している人数は何人ですか？

法人後見を実施している社協が1社協当たり法人後見を受任している人数は、10人未満が74.7%を占めた。また、受任が0人も15.6%あった。10人以上受任している社協は25.3%で、中には100人以上受任している社協もあった。



法人後見の被後見人等の障害・高齢の別では、障害者 36.1%、高齢者 63.9%であった。



問 3. 貴社会福祉協議会における法人後見の実施体制を教えてください。

(1) 法人後見の担当部署名

法人後見の担当部署名では、「あんしん」「権利擁護」「成年後見」「総合相談」などをキーワードにした専門の部署名をつけている社協や、地域福祉課、総務課、事務局等の、既存の社協組織体制の中に法人後見部門を置いているような社協があった。

あんしんサポート、あんしん生活支援センター、安心生活センター、あんしん生活相談センター、安心生活見まもりセンター、あんしんセンター、あんしんセンター運営課

援護課、業務課生活支援係、居宅介護課、くらし支援課

権利擁護・市民後見センター、権利擁護あんしんセンター、権利擁護課、権利擁護サポートセンター、権利擁護支援課成年後見センター、権利ようご事業課、権利擁護センター、権利擁護担当、権利擁護班、後見サポートセンター、後見支援センター、高齢・障害者権利擁護センター

支援係、事業係、事業管理課、市民後見センター、事務局、社会福祉係、社会福祉協議会、振興課

生活サポートセンター、生活支援課、生活支援係、生活あんしんセンター、生活サポートセンター、生活支援・総合相談課法人後見係、生活支援課あんしんセンター、生活支援係、生活支援係成年後見サポートセンター、生活支援課権利擁護支援係、生活支援課福祉サービス支援室、生活支援班、生活相談センター、生活ネットワーク係、生活福祉課権利擁護支援センター、日常生活支援係

成年後見係（成年後見サポートセンター）、成年後見支援センター、成年後見生活支援センター、成年後見センター、成年後見センター担当係

総合生活支援センター、総合相談支援課、総合福祉課、相談支援係、相談支援事業所、相談支援担当

総務、総務・地域福祉課、総務・地域福祉グループ、総務課地域福祉係、総務課、総務係  
(あんしんサポートセンター)、総務課暮らしのサポートセンター、総務課庶務係、総務課  
成年後見支援センター、総務課相談サポート係、総務課地域福祉係、総務地域福祉課、総務  
班、総務福祉課生活支援係、総務地域福祉係、総務部福祉課

地域支援課、地域生活支援課、地域福祉課、地域福祉係、地域福祉部自立支援課、地域支援  
部生活サポートセンター、地域福祉課生活支援係、地域支援課成年後見係、地域福祉課権利  
擁護・生活支援係、地域福祉課成年後見センター、地域福祉課地域福祉係、地域支援業務担  
当、地域振興課権利擁護・生活困窮グループ、地域生活支援係、地域生活支援課日常生活自  
立支援センター、地域生活支援センター、地域生活支援センター内権利擁護センター、地域  
づくり課生活相談支援係、地域福祉、地域福祉係、地域福祉課権利擁護係、地域福祉課権利  
擁護支援グループ、地域福祉課権利擁護センター、地域福祉課生活支援係、地域福祉課生活  
支援係、地域福祉課生活支援グループ、地域福祉課生活相談係、地域福祉課生活相談センタ  
ー、地域福祉課成年後見センター、地域福祉課相談支援係、地域福祉課総務課、地域福祉課  
総務係、地域福祉課ソーシャルワーカー係、地域福祉課地域福祉係、地域福祉課地域包括支  
援センター、地域福祉活動推進部門、地域福祉課福祉支援係、地域福祉課寄り添い支援室、  
地域福祉支援課、地域福祉推進課福祉サービス権利擁護支援室、地域福祉推進部門、地域福  
祉担当、地域福祉班、地域福祉部権利擁護支援課、地域福祉部権利擁護センター、地域福祉  
部生活支援課、地域福祉部門生活支援第二係

長寿すこやかセンター相談部、福祉サービス課、福祉課在宅福祉係、福祉課、福祉係、福祉  
課福祉サービス係

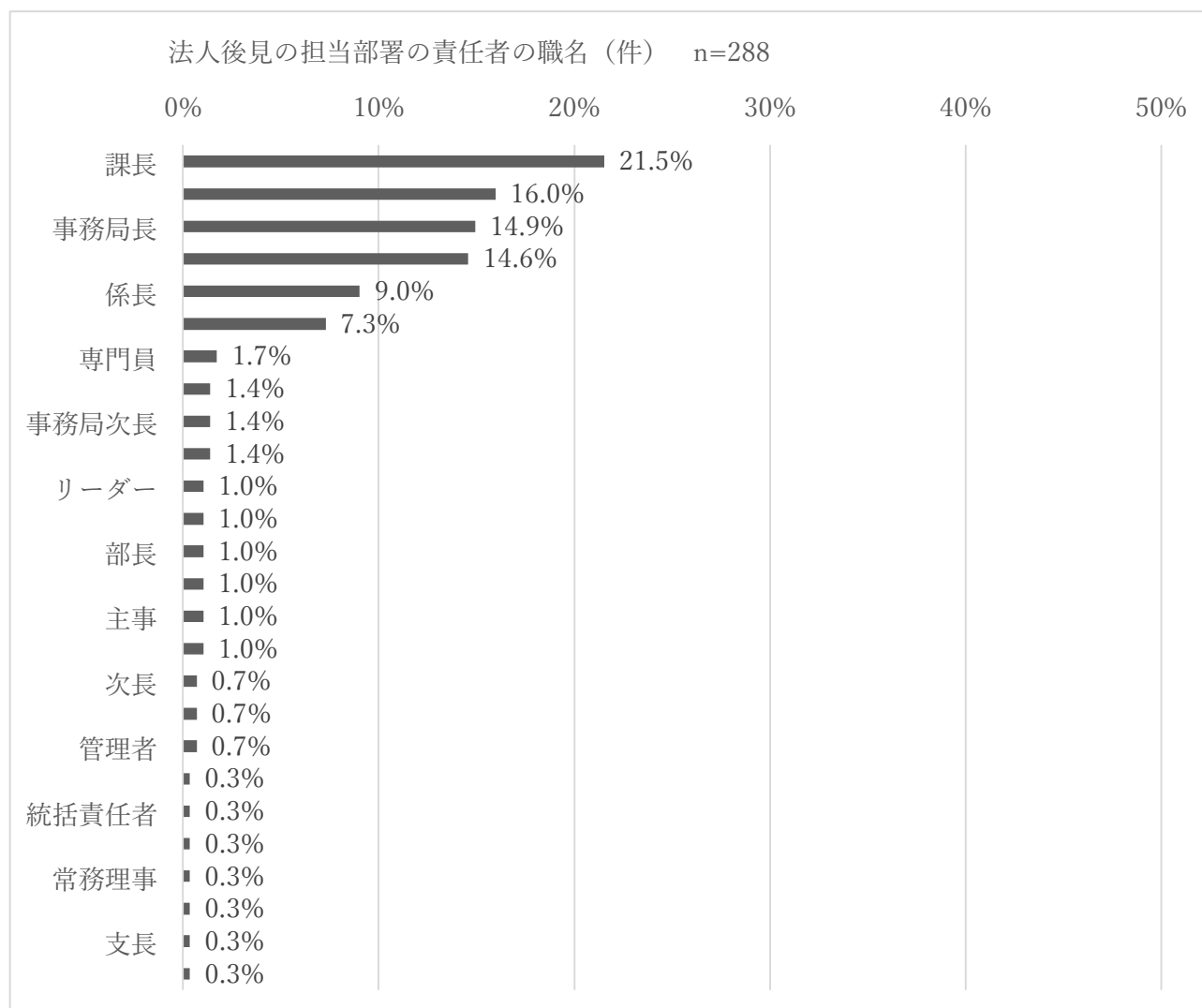
福祉権利擁護センター、福祉後見サポートセンター、福祉サービス利用援助センター、福祉  
サービス利用支援課、福祉総合相談支援センター、福祉総務課、福祉のまちづくり課、ふく  
しのまちづくり推進課生活支援グループ

法人運営課、法人事務局、法人本部

特になし

## （２） 法人後見の担当部署の責任者の職名

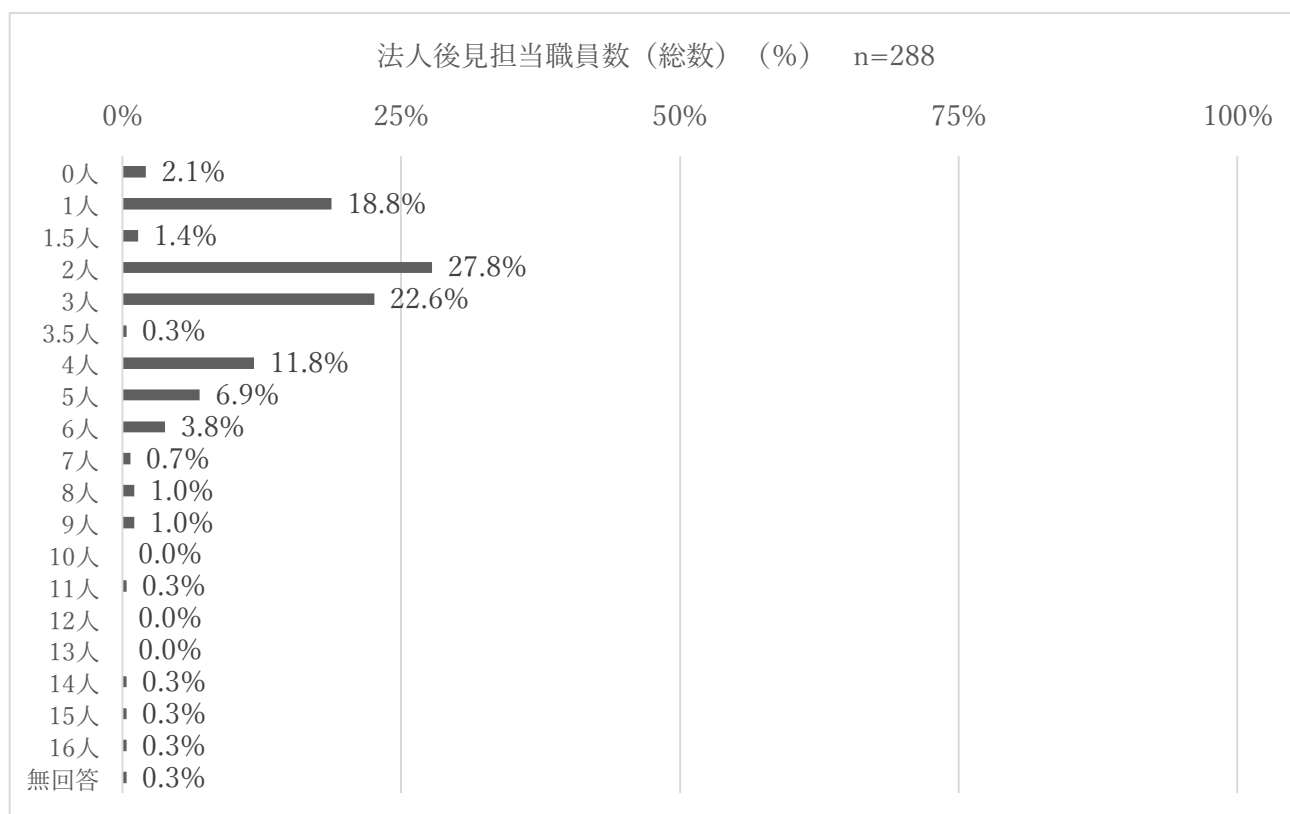
社協の法人後見部署の責任者の職名で最も多かったのは「課長」、次いで「局長」「事務局長」「センター長」の順であった。課長級以上の職責の職員が責任者となっている場合が多数を占めていた。



## （３） 法人後見の担当職員数

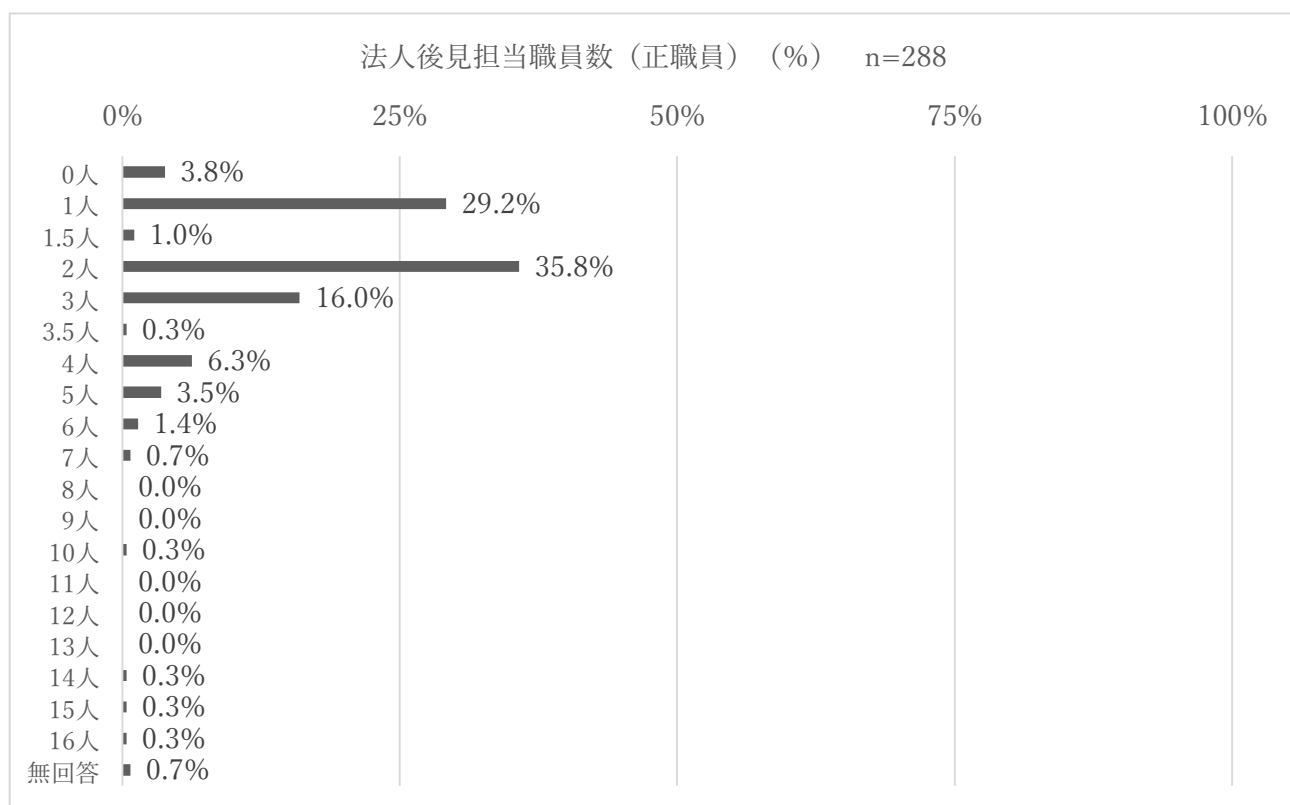
### ① 担当職員数の総数

法人後見の担当職員は、2 人が 27.8%で最多、次いで 3 人の 22.6%、1 人の 18.8%であった。10 以上の担当職員を配置している社協も 1.2%あった。担当職員数の平均は 2.9 人であった。



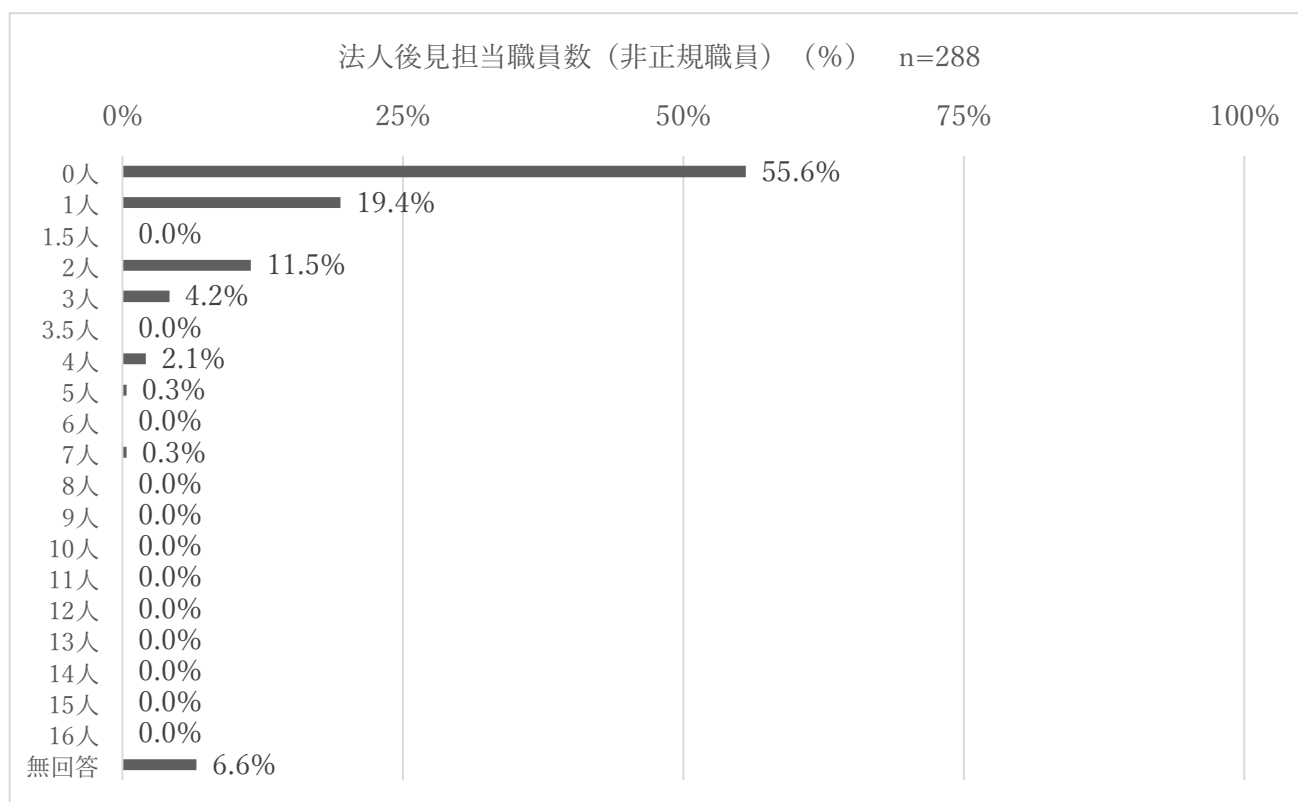
## ② 正職員

法人後見の担当職員は、2人が35.8%で最多、次いで1人の29.2%、3人の16.0%であった。10以上の正職員を配置している社協も1.2%あった。担当職員数の平均は2.3人であった。



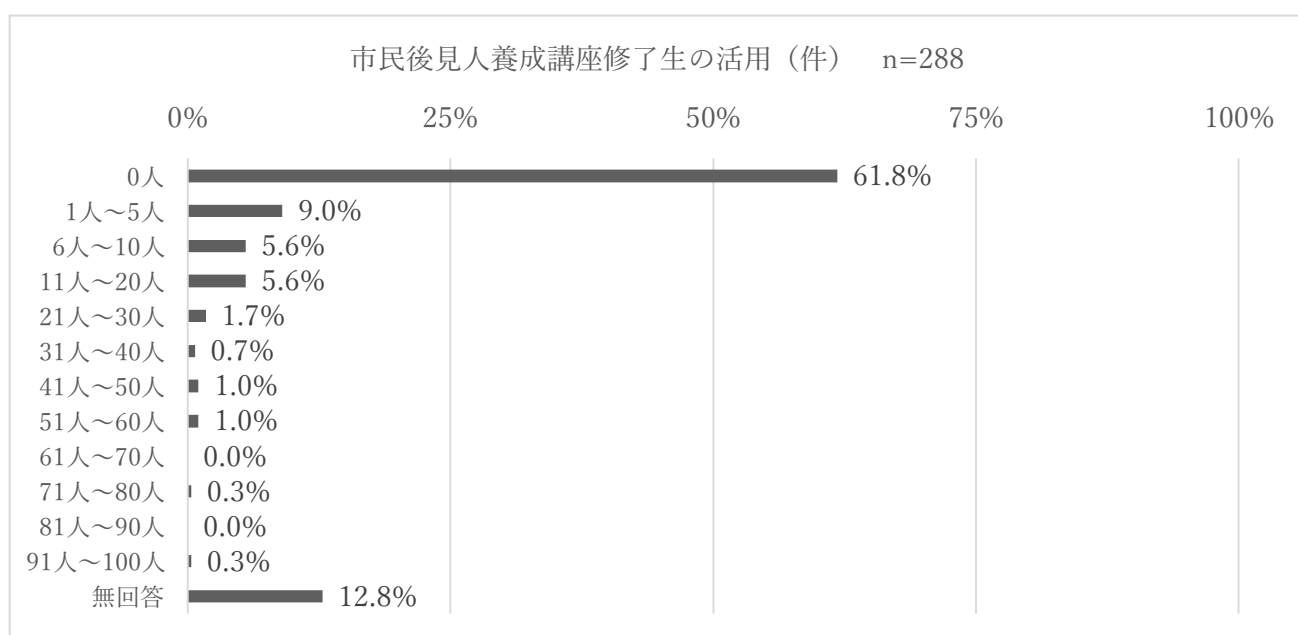
### ③ 非正規

法人後見の担当非正規職員は、0人が55.6%で最多、次いで1人の19.4%、2人の11.5%であった。担当非正規職員数の平均は0.7人であった。



### （４） 市民後見人養成講座修了生の活用

市民後見人養成講座修了生の活用については、法人後見を実施している288社協のうち61.8%が0人と回答した一方、25.2%の社協では活用しており、100人近くを活用している社協もあった。

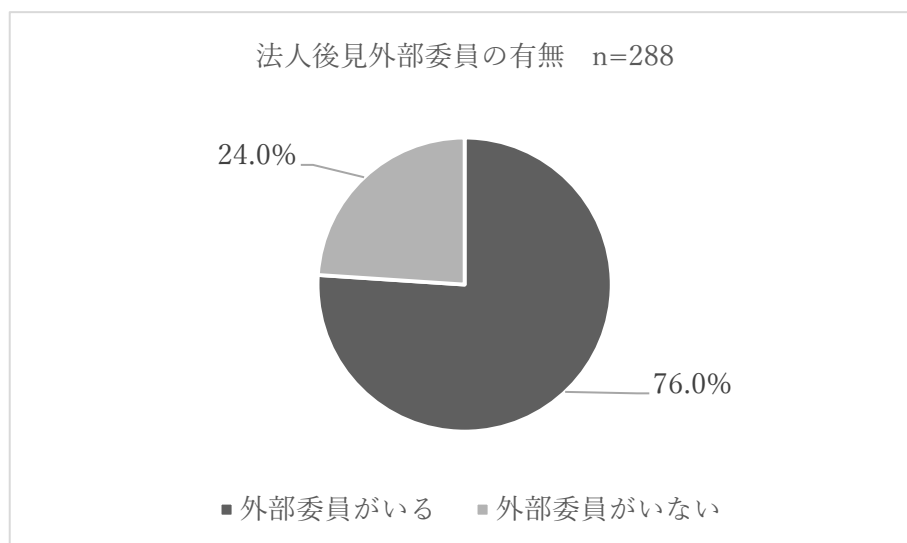




## （５） 法人後見に関する外部委員

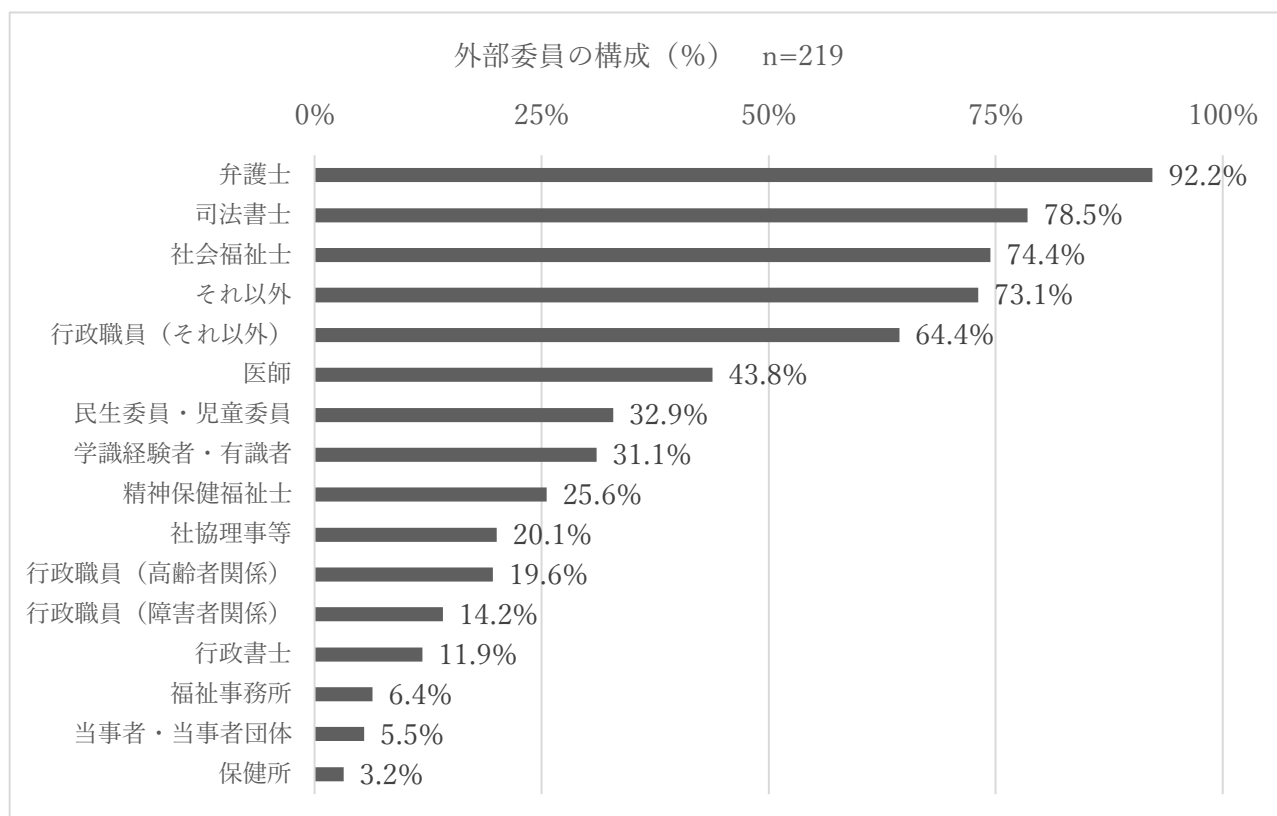
### ① 外部委員の有無

法人後見に関する外部委員がいる社協は 219 社協（76%）、いない社協は 69（24%）であった。



### ② 外部委員の職種の内訳

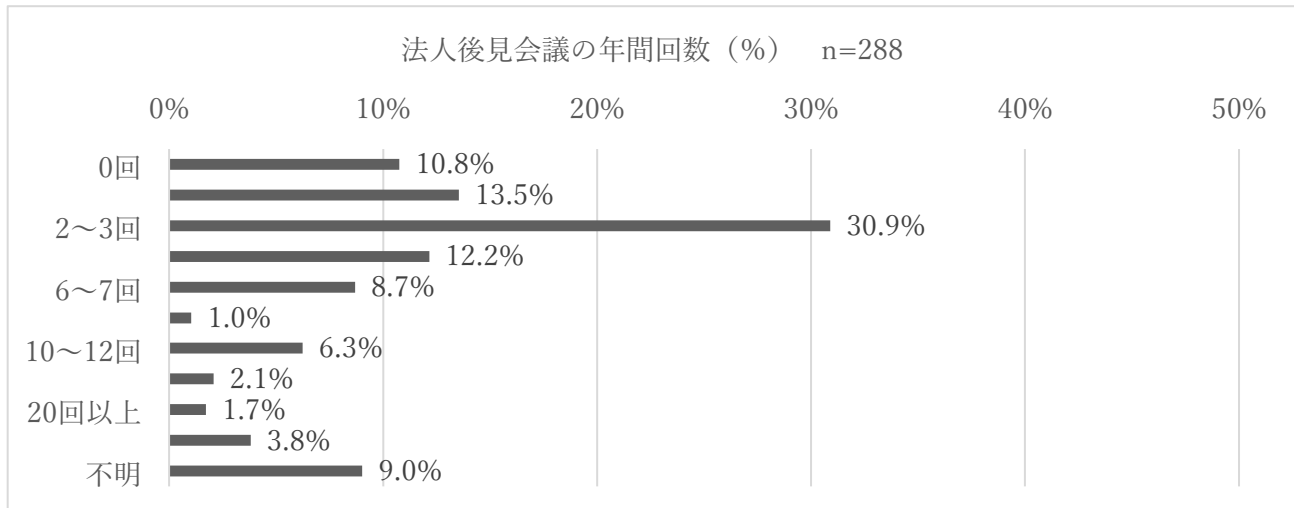
外部委員を置く 219 社協の外部委員の職種の内訳は、専門職では、弁護士 92%、司法書士 79%、社会福祉士 74%、医師 44%、精神保健福祉士 26%、行政書士 12%、民生委員・児童委員 33%であった。行政職員では（障害者関係）14%、（高齢者関係）20%、（それ以外）64%で、行政職員の合計は 98%であった。また、行政機関では福祉事務所 6%、保健所 3%であった。当事者・当事者団体を入れている社協も 5%あった。



(6) 法人後見に関する社協内で行う会議の回数と内容

① 会議の回数

法人後見に関する社協内で行う会議の回数では、年間2～3回が31%で最多であり、次いで年間1回が14%、4～5回が12%であった。0回も11%あった。一方、年間10回以上会議を開いている社協も10%あった。



② 会議の内容

会議の内容では、法人後見の受任審査、受任したケースに関する検討、法人後見の運営に関する事項などが挙げられた。

|                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------|
| 後見活動の現場と課題の確認、後見にかかる相談内容の検討                                         |
| 受任調整会議、受任者の報告                                                       |
| ・町民への利用促進・周知について<br>・部署内で貢献が必要と考えられるケースについて(適宜、月2回程度)               |
| ・法人後見の受任の可否に関する案件の協議<br>・成年後見(法人含む)の方向性の確認等                         |
| ①委員長の選任など                                                           |
| ②③受任審査                                                              |
| ①運営委員会(年2)②審査委員会(年1～2)                                              |
| 1市5町社協の受任調整・市民後見人養成講座・フォローアップ講座                                     |
| ①受任及び辞任の申立に関する審査②法人後見業務に対する監督・指導・助言                                 |
| ①成年後見制度利用の適否の決定②申立方法の決定③法人後見受任の適否の決定④成年後見人等の候補者の調整・選定⑤法人後見業務への相談・助言 |
| ①成年後見人候補者の受任調整②法人後見の受任の適否③法人後見の処遇方針④その他法人後見業務に関すること                 |
| ①法人後見事業受任案件審査<br>②市民後見人に関する協議<br>③センター業務の運営監視<br>④権利擁護に係る相談支援の助言等   |
| 成年後見センター運営委員会                                                       |
| 運営委員会                                                               |
| 運営委員会(ケース、センター運営に関する指導・助言)                                          |

|                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運営委員会(年2)、受任調整会議(年6適宜)                                                                                           |
| 運営委員会(年2、運営方法について)、<br>審議委員会(年3～4、受任の可否について)                                                                     |
| 運営委員会、受任審議会                                                                                                      |
| 運営委員会(受任案件の審議)                                                                                                   |
| 運営委員会(情報共有他)                                                                                                     |
| 運営委員会、受任検討委員会(随時)                                                                                                |
| 運営委員会、審議会                                                                                                        |
| 運営委員会4回、行政との打ち合わせ会3回、受任検討会2回、広域化に向けた会議3回、平成29年度の場合他に地域ケア会議等への参加あり                                                |
| 運営委員会開催、そのほか必要に応じて開催する                                                                                           |
| 運営委員会内容協議・普及啓発への取り組み検討                                                                                           |
| 運営委員会によるセンターの適正な運営・受任検討委員による法人受任の可否検討及び執務管理部会による活動監督                                                             |
| 運営委員会年に1回、運営審査会年に2から3回(受任審査・年度末の事業内容審査)                                                                          |
| 運営規定、利用受け入れ                                                                                                      |
| 運営状況の指導助言                                                                                                        |
| 運営審議・支援報告                                                                                                        |
| 運営審査会、受任審査会                                                                                                      |
| 運営委員会及び受任審査会                                                                                                     |
| 権利擁護センター情報交換会                                                                                                    |
| 主に受任及び辞任の申し立てに関する調査                                                                                              |
| 外部1、内部12                                                                                                         |
| 家裁から受任の打診があった時に、その都度、審査会を開催し、受任できるか協議を行い、その結果を家裁に伝えている。                                                          |
| 家裁より受任案件の依頼がなければ開催しない場合あり。家裁から成年後見人等の受任依頼を受けた場合ならびに成年後見人等の辞任の申し出をしようとする場合の適否の審議ならびに後見等の事務の内容の決定が困難な場合の審議及び助言を行う等 |
| 家裁より受任依頼があったときに開催。法人として成年後見人を受任するか検討を行う。                                                                         |
| 活動報告、助言等                                                                                                         |
| 家庭裁判所からの受任依頼をうけ、受任(後見人等の受任、監督任等の受任)の可否の検討、決定等                                                                    |
| 課内会議、研修報告、事例検討等                                                                                                  |
| 権利擁護センター運営委員会                                                                                                    |
| 関係者で被後見人の支援内容を確認                                                                                                 |
| 監査                                                                                                               |
| 受任に関する内部会議はその都度開催。                                                                                               |
| 業務監督審査会要綱参照                                                                                                      |
| 業務内容、被後見人の状況把握                                                                                                   |
| ケースが出た場合に運営委員会で受任審査会を実施                                                                                          |
| ケース検討会議                                                                                                          |
| ケースの共有、申立てケース受任の可否について                                                                                           |
| ケース方針検討会議(主に受任審査)・社協内でのケース会議                                                                                     |
| 圏域の成年後見制度、権利擁護の課題についての意見交換                                                                                       |
| 権利擁護支援センター運営委員会(法人後見受任の可否等)                                                                                      |
| 権利擁護推進事業運営委員会                                                                                                    |
| 権利擁護センターの運営に関する指導・助言                                                                                             |
| 後見申立、受任の適否、事案現況報告                                                                                                |

|                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 後見業務の経過報告、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行事業                                                        |
| 後見事務の経過報告。また、法人後見受任の適格性については弁護士、司法書士、社会福祉士。3名による月1回の委員会を図っている。                            |
| 後見申立の適否、法人後見受任の適否、法人後見支援員の選定、法人後見受任事業の検証、法人後見支援員の登録の適否、法人後見支援員への相談・助言、支援困難事例の検討等について協議・検討 |
| 後見人候補者への就任の適否                                                                             |
| 後見人候補者欄への社協記載の可否。受任状況報告。                                                                  |
| 後見人等候補者の承認審査に関すること・受任者への後見業務に経過確認すること・個別対応の相談助言                                           |
| 後見人等の受任の可否、支援に対する助言                                                                       |
| 後見センターの運営、家裁からの要請についての受任の可否検討、事例検討、専門職からのアドバイス・助言                                         |
| 後見の受任および報告                                                                                |
| 後見の受任及び報告                                                                                 |
| サポートセンターの運営、法人受任案件について等                                                                   |
| 支援状況の情報共有、新規利用者の受任調整                                                                      |
| 支援状況の審議・助言・困難事例や受任に関する助言                                                                  |
| 支援状況報告等                                                                                   |
| 事業経過、法人後見受任状況、来年度事業計画                                                                     |
| 事業の概要説明、受任ケースの適否の確認                                                                       |
| 事業の実施状況について、市民後見人の活動状況について事例報告等                                                           |
| 事業報告、申立事前確認、課題検討等                                                                         |
| 実施状況、意見交換                                                                                 |
| 執行状況                                                                                      |
| 実施状況と業務への助言等                                                                              |
| 実績報告                                                                                      |
| 事務報告・受任審査                                                                                 |
| 社協法人後見で受任することについて意見をもらう                                                                   |
| 社協を後見候補者としているケースについて、法人後見について等                                                            |
| 首長申立の適否とその後見人候補者に関する審議法人後見活動等センター活動の監査等                                                   |
| 受任状況等                                                                                     |
| 受任の審議・決定、業務に関する指導・助言                                                                      |
| 受任・辞任についての審査。苦情申立に対する調査・調整及び審査、後見業務についての報告と指導・助言等                                         |
| 受任案件の審査                                                                                   |
| 受任依頼があったとき                                                                                |
| 受任可否について(審査)                                                                              |
| 受任希望があったときのみ開催。法人後見受任の可否を決定(受任審査会)                                                        |
| 受任検討委員会                                                                                   |
| 受任ケース・新規相談ケースの支援内容検討、行政機関の情報共有、関係機関の情報共有、処遇困難ケース                                          |
| 受任ケースの支援状況の報告、検討事案の協議等                                                                    |
| 受任ケースの状況報告、対応相談・新規依頼ケースの対応検討                                                              |
| 受任ケースの審査、支援ケースの相談                                                                         |
| 受任ケースの報告・監査                                                                               |
| 受任ケースの報告及び対応内容検討                                                                          |
| 受任ケースの報告等運営                                                                               |
| 受任ケースの問題点等の検討                                                                             |

|                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 受任検討                                                                                   |
| 受任候補者推薦依頼ケース検討、受任ケース支援経過報告                                                             |
| 受任事案の個別対応の相談・助言。業務執行状況の確認。受任可否の決定。市民後見人養成講座、市民後見人候補者の推薦について                            |
| 受任事案の審議                                                                                |
| 受任している被後見人等についての情報共有、事業についての今後の方針についてなど                                                |
| 受任及び辞任に関する審査、苦情に対する調査、調整及び審査、本懐から諮問を受けた事項に関する答申、後見業務に対する監督・指導・助言、その他本会及び運営委員会が必要と認める事項 |
| 受任状況報告、今後の取り組み等                                                                        |
| 受任案件の審査、助言                                                                             |
| 受任審議、ケース報告：相談等                                                                         |
| 受任審査・法人後見事業運営状況及び市民後見人養成講座等の状況報告                                                       |
| 受任審査会                                                                                  |
| 受任審査会（見込）3回                                                                            |
| 事業経過報告会（予定）3回                                                                          |
| 受任審査会 6 回（基本）運営審査委員会 2 回                                                               |
| 受任対象者の検討、受任者の状況報告                                                                      |
| 受任調整                                                                                   |
| 受任調整、運営会議                                                                              |
| 受任調整、事業運営に関わる課題に対する協議                                                                  |
| 受任調整会議及び必要に応じて開催                                                                       |
| 受任調整等                                                                                  |
| 受任等に関わる適否に関する審議等                                                                       |
| 受任に係子検討                                                                                |
| 受任ケースの経過報告                                                                             |
| その他事業運営について                                                                            |
| 受任に関して                                                                                 |
| 受任についての助言、後見業務をするうえでの助言等                                                               |
| 受任の可否、ケース支援相談など                                                                        |
| 受任の可否、後見事務遂行状況について                                                                     |
| 受任の可否、受任されている方の収支報告、困難事例の検討                                                            |
| 受任の可否及び支援内容について                                                                        |
| 受任の可否について                                                                              |
| 受任の適否                                                                                  |
| 受任の適否、ケースの状況に応じた指導、助言等                                                                 |
| 受任の適否、受任状況の確認                                                                          |
| 受任の適否等                                                                                 |
| 受任の適否の審査、業務に対する監督・助言                                                                   |
| 受任の適否の判断、事業の指導等                                                                        |
| 受任の申立に関する審査について                                                                        |
| 後見人候補となることの同意を受けた案件の進捗状況について報告等                                                        |
| 受任会議、報告                                                                                |
| 受任調整他                                                                                  |
| 受任の申立に関する審査、後見業務関する指導と助言                                                               |
| 事例検討・運営                                                                                |
| 新規相談ケース等の受任審議、困難事例等への対応                                                                |
| 新規案件審査及び受任状況報告                                                                         |

|                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規受任(後見人候補者として)の審査・後見業務の指導・助言・法人からの業務上の諮問・答申                                                                                           |
| 新規受任案件の協議、法人後見業務に対する助言等                                                                                                                |
| 新規受任案件の審査、申立案件(報酬付与・代理権付与等)の審査<br>受任者の状況報告等                                                                                            |
| 新規受任ケース 検討                                                                                                                             |
| 新規受任ケースの検討。受任ケースの状況報告。その他                                                                                                              |
| 新規受任相談案件に関する受任可否の判断、受任状況の報告                                                                                                            |
| 新規受任の可否、既受任ケースの実施内容の適切性                                                                                                                |
| 新規受任の可否、後見事務報告等の審議                                                                                                                     |
| 新規受任の適否、生活支援の助言・指導、後見業の監督等                                                                                                             |
| 審査委員会                                                                                                                                  |
| 進捗状況、受任に関する審議等                                                                                                                         |
| 随時。本会が後見人等を受任する際、その可否審査を行う。                                                                                                            |
| 随時開催                                                                                                                                   |
| 推進委員会(12)運営委員会(2)                                                                                                                      |
| 成年後見運営・日常生活自立支援事業・契約者報告・法人後見業務新規受任者の報告・受任者の報告・後見報酬の報告                                                                                  |
| 成年後見運営委員会・運営について、受任ケースについて(報告含む)市民後見人の活用について                                                                                           |
| 成年後見監督人等の受任もしくは辞任に関すること、成年後見人、保佐人又は補助人の受任もしくは辞任に関すること 他                                                                                |
| 成年後見事業運営                                                                                                                               |
| 成年後見人等の受任依頼を受けた場合に当協議会での受任が適当であるか判定するため検討会議を開催している。                                                                                    |
| 成年後見のサービス提供状況の監査他                                                                                                                      |
| センター運営委員会として事業全般についての協議                                                                                                                |
| センター業務の適正な運営を図ることを目的に、法人後見の受任や市民後見人の後見者についてを議題とし、法人後見の受任状況を報告している。                                                                     |
| センター業務報告・法人後見受任審査                                                                                                                      |
| 相談支援に関するスーパーバイズ、法人後見受任の適否、受任ケースの助言、広報・研修会について                                                                                          |
| 相談における困難事例の検討・法人後見人等の受任にかかる適否及び業務管理に関すること・類型移行申立て申請の承認・法人後見人等の辞任申し立て申請の承認・法人後見業務対象者の支援方針に関すること・その他運営に関する重要な事項検討                        |
| 月1回開催予定だが審議案件がない場合注視している。受任および辞任の申立に関する審査、被後見人からの苦情申立に関すること、後見業務に関する監督・指導・助言等                                                          |
| 次に掲げる事項について、審査決定し、当社会福祉協議会に提言する<br>(1)法人受任の適否に関すること<br>(2)成年後見業務についての指導助言に関すること<br>(3)法人後見基金の活用の適否に関すること<br>(4)社会後見型区民後見人の養成及び認定に関すること |
| 定例2回、他持ち回り1～2回、法人後見受任審査、センター業務に対する監督・指導・助言                                                                                             |
| 定例会議月1回 支援状況の共有                                                                                                                        |
| 適宜開催                                                                                                                                   |
| 当法人を候補者とする依頼に対してその適否と審査。受任中ケースの指導・助言                                                                                                   |
| ケース報告、困難ケースの検討、事務内容、時間等の報告                                                                                                             |
| 内部の打合わせはその都度実施                                                                                                                         |
| 年間の事業内容の報告、市における市長申立について等                                                                                                              |
| 判定会議                                                                                                                                   |

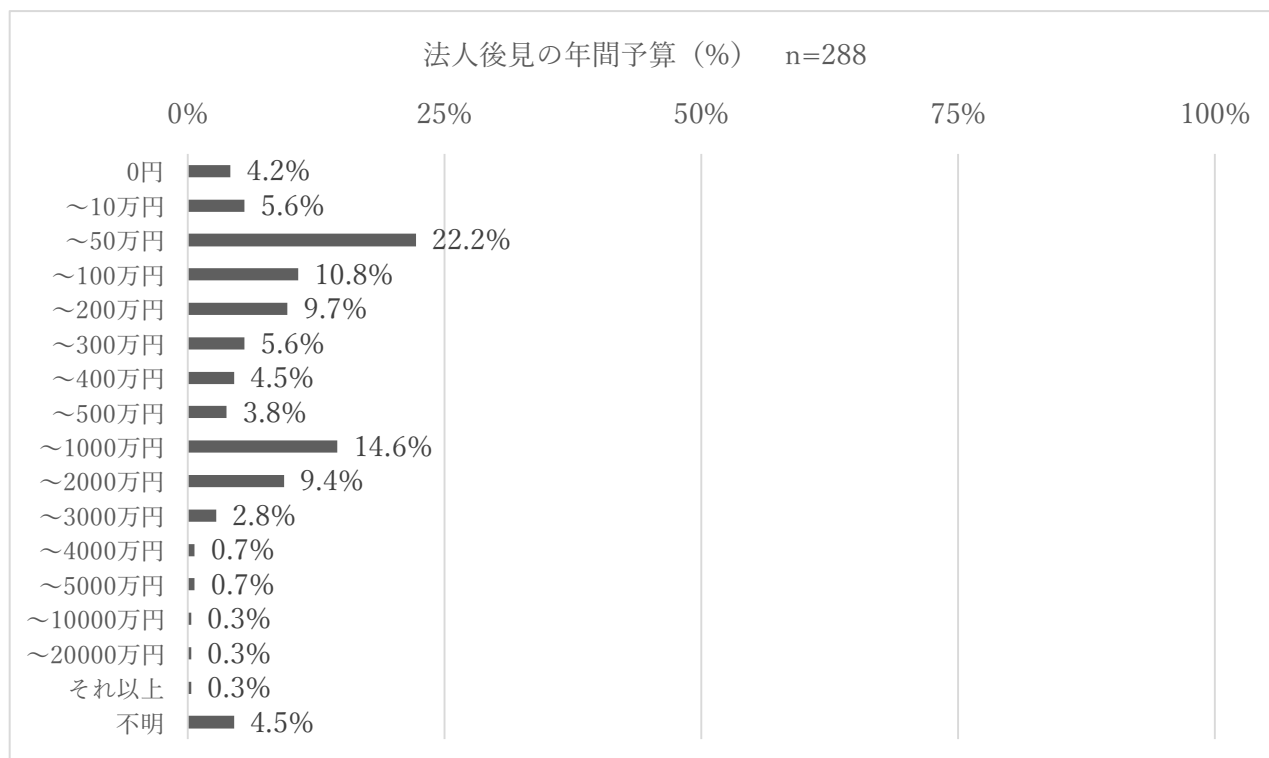
|                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------|
| 必要に応じて開催                                                            |
| 必要に応じて随時                                                            |
| 必要に応じて担当と上司と調整している                                                  |
| 一口後見人プロジェクト実行委員会(市社協事務局)成年後見制度の周知活動 社協に援助者を配置するための助成、募金活動           |
| フォローアップ研修、ケース検討会議                                                   |
| 不定期必要時に開催                                                           |
| 不定期、法人後見受任審査、実施報告                                                   |
| 不定期。法人成年後見人等の受任の適否を判断する際に開催する                                       |
| 不定期、新規受任、様態の変化等があった場合随時                                             |
| 法人後見受任の審査                                                           |
| 報告、受任の可否、研修等                                                        |
| 法人後見審査委員会                                                           |
| 法人後見、市民後見受任に関する審議(センター受任調整部会年6回)。受任ケースの報告、相談(センター内ケース会議年12回)。       |
| 法人後見・後見監督受任に関する事、成年後見センター事業の運営に関する事                                 |
| 法人後見業務執行状況の報告(家裁への報告書の確認等)法人後見業務適正化への指導、助言等                         |
| 法人後見業務についての報告、相談等                                                   |
| 法人後見候補者としての適否について                                                   |
| 法人後見事業、日常生活自立支援事業を通じ権利擁護の視点についての検討と今後の市内における権利擁護システムについての検討         |
| 法人後見事業運営委員会 受任にあたっての審査会は適宜開催                                        |
| 法人後見事業検討委員会は、受任の審議、決定や業務に関する指導、助言を行うとともに、事業の適切な運営を図ることを目的として開催している。 |
| 法人後見事業受任可否会議                                                        |
| 法人後見事業審査委員会                                                         |
| 法人後見事業の概況報告や新規ケース受任に係る協議等                                           |
| 法人後見事業の実施状況について、法人後見事業利用の適否について                                     |
| 法人後見受任協議、ケース検討、法人後見事業実施状況報告、他                                       |
| 法人後見受任検討委員会                                                         |
| 法人後見受任に関する審査、法人後見の状況報告、センター運営等について                                  |
| 法人後見受任の可否及び受任後の状況報告                                                 |
| 法人後見受任の審査等                                                          |
| 法人後見等の受任及び辞任の申立てに関する審査、その他富士見市社協及び運営委員会が必要と認める事項                    |
| 法人後見等の受任の検討                                                         |
| 後見業務の報告。対応の審議                                                       |
| 法人後見の受任、解任等                                                         |
| 法人後見の受任及び辞任の申立てに関する審査                                               |
| 法人後見の受任の可否、その他、受任状況の報告                                              |
| 法人後見の取り組み状況報告                                                       |
| 法人後見の受任について                                                         |
| 法人後見申し立て及び受任に関する審査、受任中の報告                                           |
| 法人後見受任に関する協議、案件の支援方針や処遇に関する事等                                       |
| 法人後見受任検討委員会、業務課題の相談など                                               |
| 法人後見の受任に関する内部審査、実績報告等                                               |
| 法人成年後見事業検討委員会正副委員長の選任について・現在受任中の支援状況について                            |

|                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法人成年後見等の受任及び辞任の申立に関する審査                                                                  |
| 法人として後見人等の候補者になるかどうかを審査                                                                  |
| 法人後見事業に関する必要な審査の実施、苦情解決                                                                  |
| 法人後見受任に関すること                                                                             |
| 法定後見等の受任、辞任の申立に関する審査、成年後見人等からの苦情申し立てに対する調査、調整及び審査、成年後見制度に関する支援、市民後見の育成に関する支援、その他目的に必要な事項 |
| 法定後見等の受任および辞任の申立に関する審議、累計移行申立の承認、後見人等の辞任申立の承認、対象者の支援方針、処遇に関する相談支援、後見業務の監査等               |
| 申立てケースの検討                                                                                |
| 利用者の受任について                                                                               |
| 受任者の状況報告等                                                                                |
| 関係者連絡会(行政や司法書士、弁護士らと)                                                                    |
| 成年後見制度の利用が必要だが、受任候補者が不在な案件について候補者の検討                                                     |

問 4. 社協が法人後見を行うための年間の予算を教えてください。また、収入の内訳を教えてください。

① 平成 29 年度予算

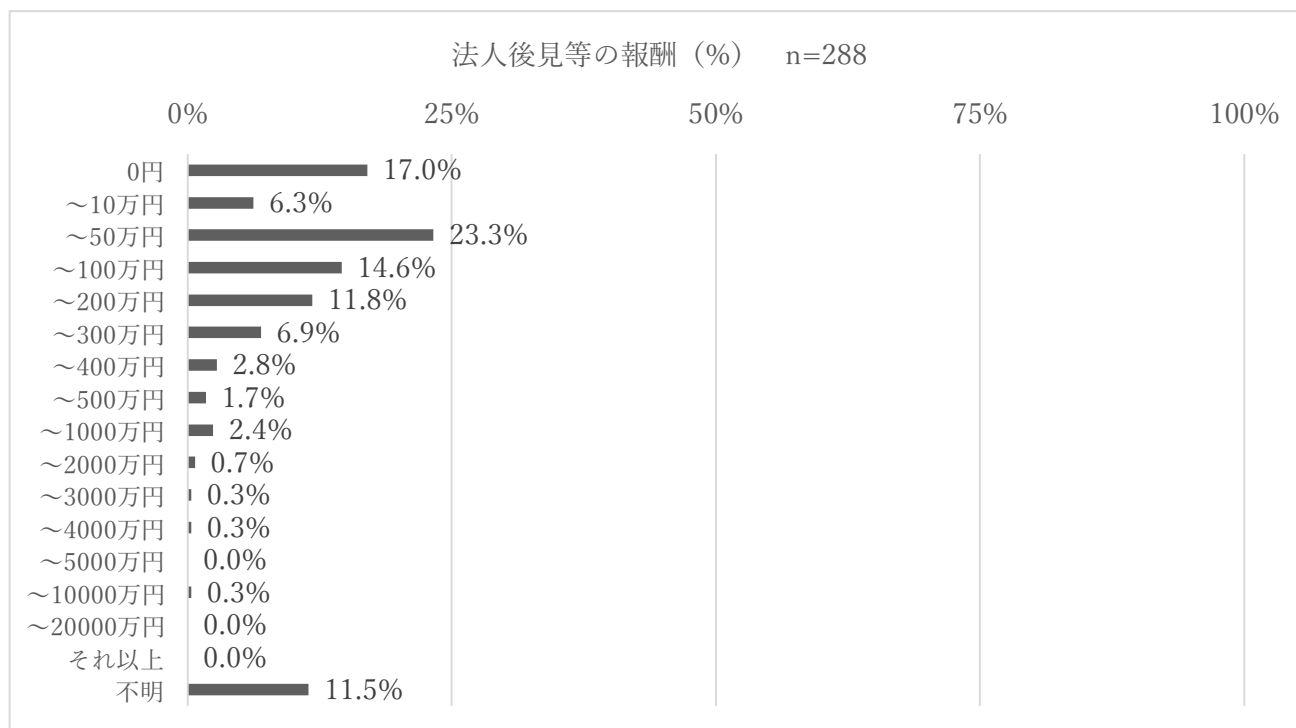
法人後見を実施している 288 社協の平成 29 年度予算額は、50 万円が 22.2%で最多であったが、人件費を含まない事業費の予算額ではないかと思われる。法人後見の受任数が少ない社協においては、法人後見の担当職員が、他の業務を兼任しているために、人件費が計上されていないことが考えられる。1000 万円以上の予算額の社協は 29.1%あった。





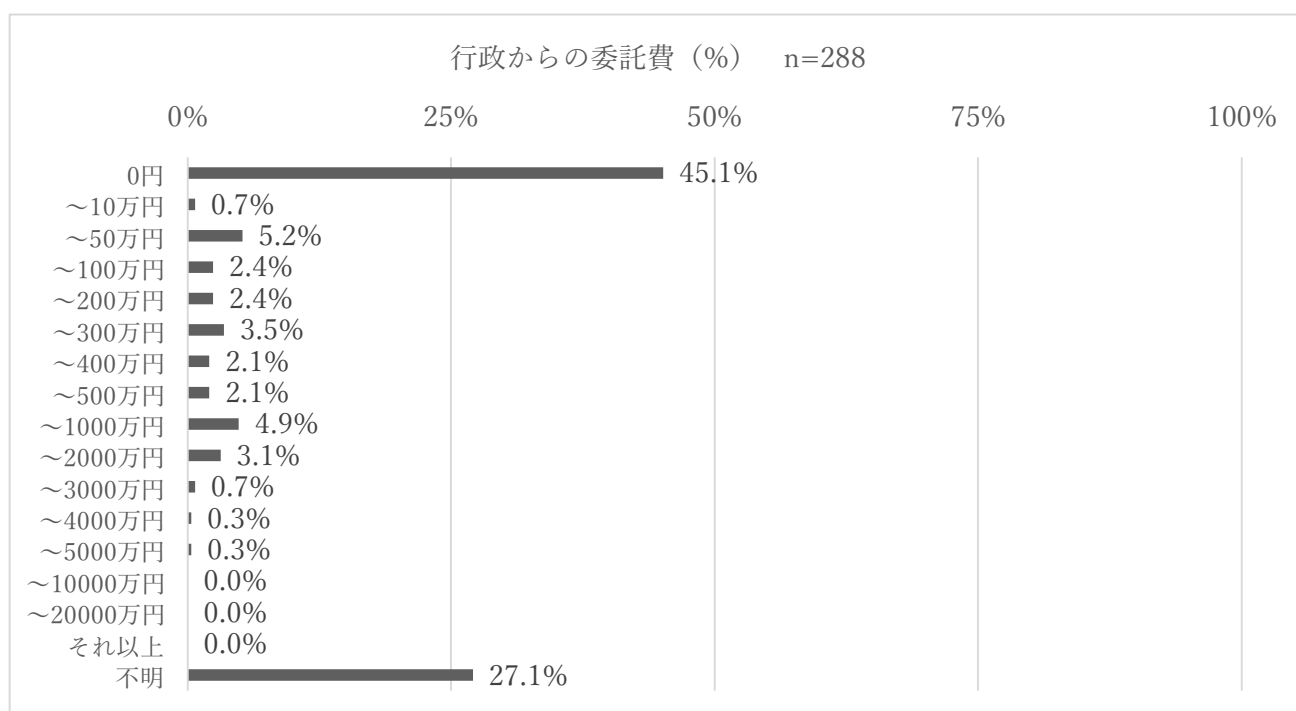
## ② 後見等の報酬

法人後見の後見報酬の収入は、0円を含む50万円以下が46.6%を占めた。100万円台14.6%、200万円台11.8%、300万円台6.9%、400万円台2.8%、500万円台1.7%、それ以上が4%であった。



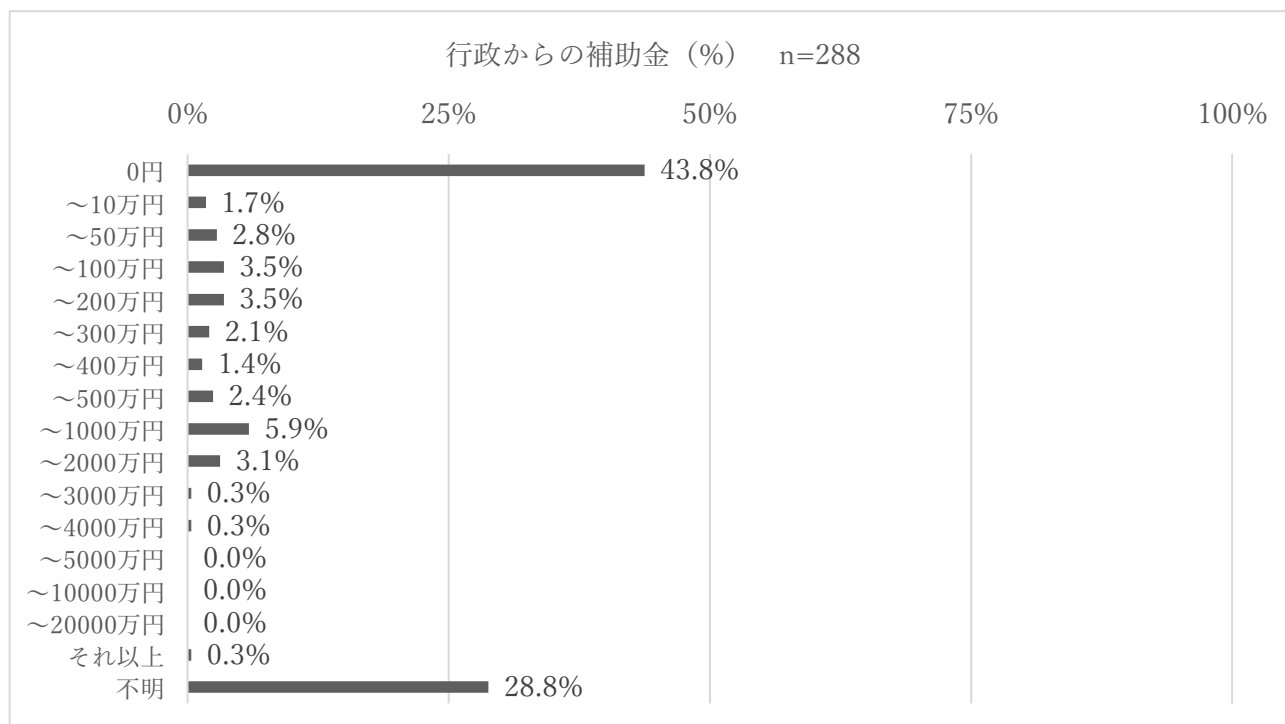
## ③ 行政からの委託費

社協の法人後見に対する行政からの委託費は、0円が45.1%であった。一方、1000万円以上の委託費の社協が9.3%あった。



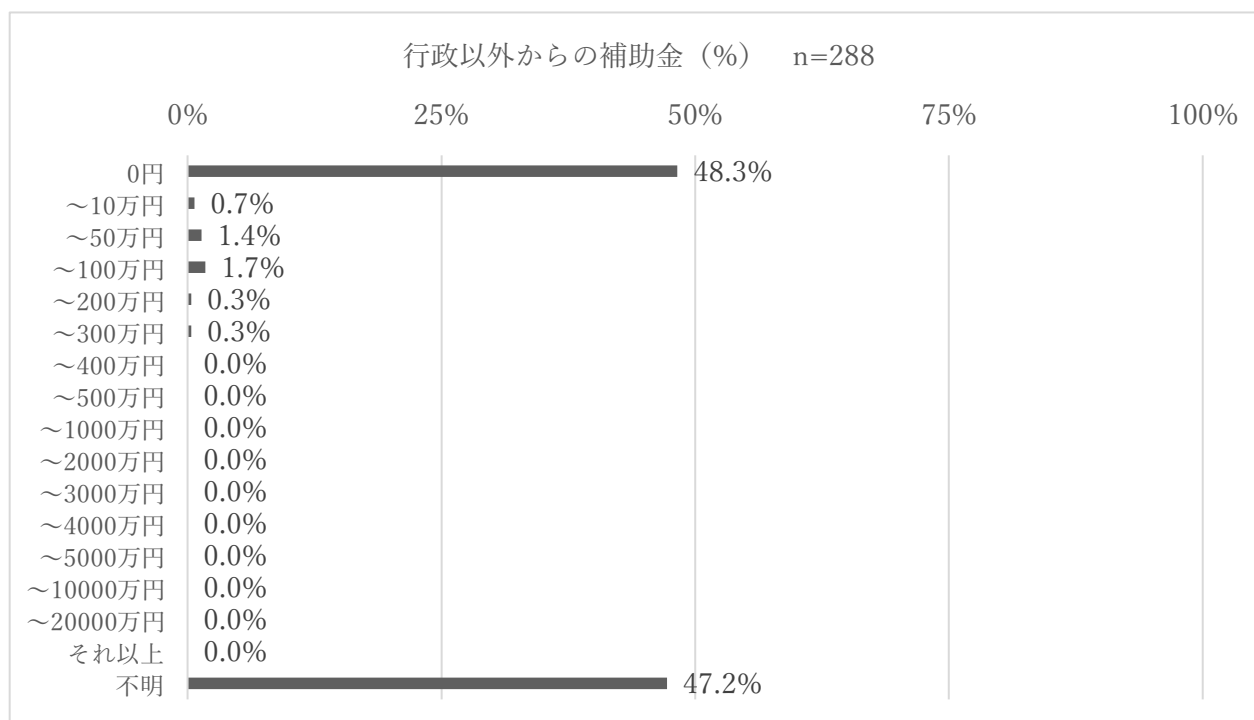
#### ④ 行政からの補助金

社協の法人後見に対する委託費以外の行政からの補助金は、10万円以下が45.5%であった。一方、1000万円以上の補助金を受けている社協も9.9%あった。



#### ⑤ 行政以外からの補助金

社協の法人後見に対する行政以外からの補助金を受けている社協は、52.7%であった。



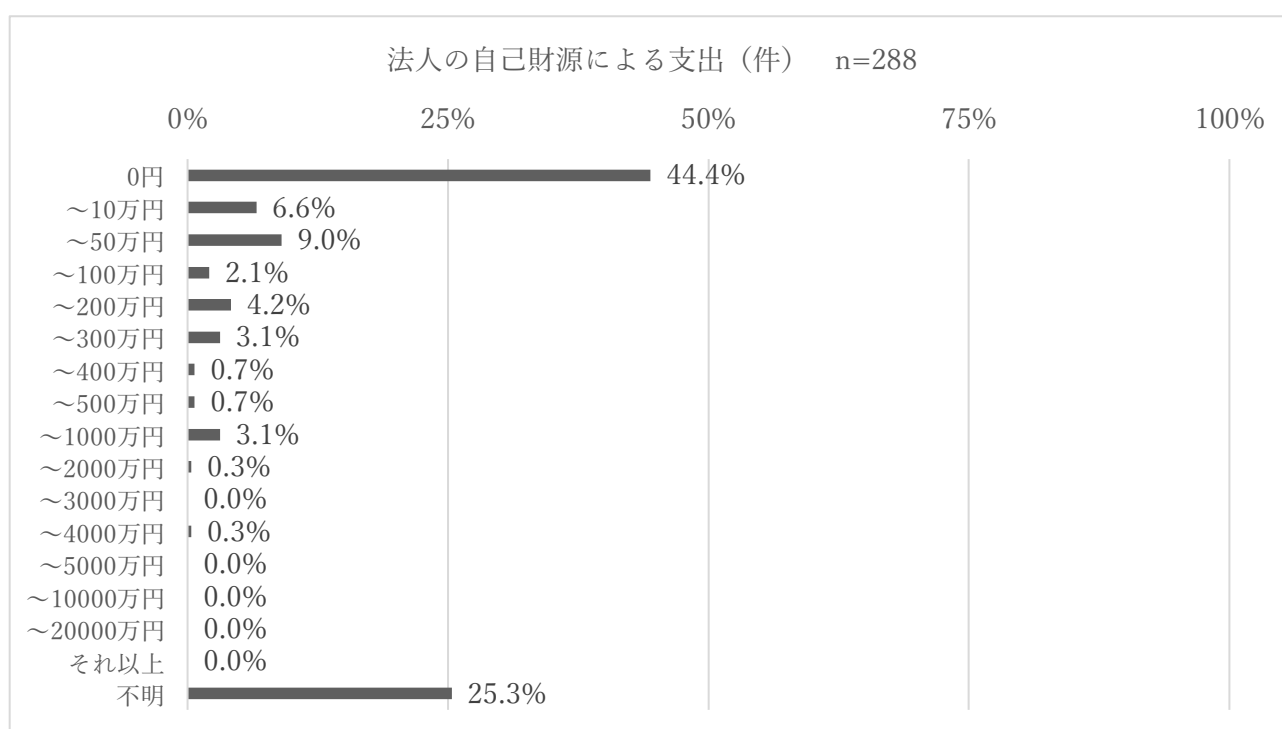
#### 補助金の名称

- ・ 法人後見立ち上げ支援事業

- ・ 一口後見人プロジェクト配分金
- ・ 地域福祉事業補助
- ・ 県社協・市町村社協活動活性化支援事業
- ・ 赤い羽根共同募金助成
- ・ 赤い羽根安心生活支援事業

#### ⑥ 法人の自己資金

法人後見に対する社協の自己資金は、10万円以下が51.0%であった。一方、1000万円という社協も3.7%あった。



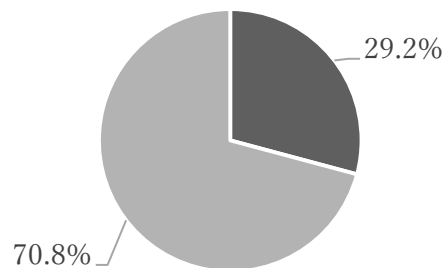
問4. 社協で法人後見を受任している被後見人等のうち、当該社協が提供する障害福祉サービスまたは介護保険サービスを利用している被後見人（利益相反関係に当たる場合）の有無、受任に至った理由、家庭裁判所からの意見等について。

#### （1）利益相反関係にある被後見人等の有無

社協で法人後見を受任している被後見人等のうち、当該社協が提供する障害福祉サービスまたは介護保険サービスを利用している被後見人（利益相反関係に当たる場合）の有無については、84社協（29.2%）が、該当者を受任していた。

利益相反関係にある人の法人後見受任の有無（社協数）

n=288



- 利益相反関係に当たる人の法人後見を受任している
- 利益相反関係に当たる人の法人後見を受任していない（無回答含）

## （２）受任に至った理由

- ・初期相談の前より訪問介護は利用していた。
- ・中核地域生活支援センターからの相談

- ・長年の精神病院での入院歴あり。
- ・退院後は、在宅生活にあたって訪問介護、通所介護、福祉サービス利用援助事業などで生活を支えてきた。
- ・申立時、体調悪化し、在宅生活困難で施設入所の必要な状況だったが、体調持ち直し現在も在宅生活を送っている。

H26.5月よりショートステイ利用開始。母親が一切の関わりを拒否していたため、社協の日常生活自立支援事業で金銭管理をするようになった。その後、判断能力の低下等が見られたので成年後見制度に移行した。

あんしんサポートネット利用から、成年後見制度に移行する際、本人と親族から法人後見の依頼があったため

栄養面と食事の安定的確保が必要となったため。計画相談及び訪問介護は、他の事業所から断られたため。

夫と自宅で介護保険サービスを利用しながら生活していたが、夫婦ともに判断能力が低下、また本人は持病でこれまで度々入院しており、その際の緊急連絡先がないことから成年後見制度の利用が検討された。後見人が選任されるまで福祉サービス利用援助。他に適切な受任者が見つからないことから本会が受任した。

家裁の依頼による

家庭裁判所からの受任依頼により

家庭裁判所より受任の打診があった。在宅で独居の精神障がい者のため身上監護が特に必要だと考えられたのだと思う

家庭裁判所からの依頼

区内入所施設より区内 GH へ転所にあたり入所契約、金銭管理が必要になり当会が後見人に選任された。同時期に GH が通いやすいところ、本人が希望するサービス内容を検討した結果、当会のサービスを利用するに至った。

計画相談（他法人）から後見制度利用についてセンターにつながる。不動産処分が目的。後見候補者検討の結果、法人が受任。（在宅、資力乏しい等が理由）

権利擁護センター支援検討委員会にて紛争性がなく、社協が適切と判断されたため

|                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 後見人を親族(父)が受任していたが、他県(遠方)に居住のため、日常的な金銭管理や身上監護の依頼あり。父との複数後見にて受任。                                                                                                                                          |
| 後見人の変更により受任。<br>※前後見人が高齢であり、また、遠方へ引っ越すことになったため、新たな後見人の選定が必要となった                                                                                                                                         |
| 在宅で一人暮らしをしていたが、認知機能の低下から通帳を紛失するなど、財産管理ができなくなり、家賃の滞納からアパートの退去を求められた。高齢者施設に入居するにあたり、財産管理等行なう成年後見人等の選任が求められたため、当センターに相談があり、本人の状況から専門職による受任は困難との判断から、法人後見の方向となった。本人との関係性などから、在宅から引き続いて当社協のサービスを利用せざるを得なかった。 |
| 在宅で一人暮らしをしており、訪問介護サービスを利用していたが、認知症が進行し、金銭管理ができず、理解力、判断力の低下があった。本人を支援する家族はおらず、在宅生活にも限界ではないかとの見解もあり、各関係者と協議した結果、町長申立てを申立て、受任に至った。                                                                         |
| 施設入所契約が必要となったため                                                                                                                                                                                         |
| 事前に家庭裁判所と協議を行った結果、業務執行理事を置いたとしても同じ法人であることに変わりはなく、なんら意味がないとの回答を得ている。極力、サービス利用者の受任は回避しているが、後見業務が頻回、後見報酬の負担が困難等、士業で受任困難な案件は受任した。なお、サービス部門と後見部門の担当部署は明確に分離している。                                             |
| 市長申し立て                                                                                                                                                                                                  |
| 市長申立、裁判所が決定                                                                                                                                                                                             |
| 市長申立て                                                                                                                                                                                                   |
| 市長申立て                                                                                                                                                                                                   |
| 市長申立により島しょ部在住の認知症高齢者の後見人を受任、その後、本会の介護保険サービスを利用するようになる。島しょ部には本会以外に他の介護保険事業所の参入がなく、本会のみが介護保険サービスを提供している状況。また、被後見人は複数の問題を抱えており、司法書士と本会の複数後見となっており、契約者は司法書士が行ったため問題はなかった。                                   |
| 市長申立てによる後見                                                                                                                                                                                              |
| 市長申立による事前協議で社協による法人後見での受任となる。施設入所が前提で後見業務を行う方向性で支援方法を協議のうえスタート。開始3ヶ月で施設入所(他方人)                                                                                                                          |
| 社協が受任する以前は、ご親族の方が補助人の選任をされていたが、ご親族の諸事情により、ご本人との関わりがあった社協が受任することとなった。                                                                                                                                    |
| 受任以前よりサービスを利用されていた                                                                                                                                                                                      |
| 受任していた被後見人が同法人事業所のエリアに引越しをしたため。受任が先でその後同法人のさーびすを利用することとなった。                                                                                                                                             |
| 受任時には当社協のサービス利用者では無かったが、受任後に本人希望でサービス契約に至った。                                                                                                                                                            |
| 受任当初は地域支援事業(行政)の軽度生活支援事業であった。この事業でのヘルパー派遣は社協のみです。その後転倒して大腿骨頸部骨折後、介護保険サービスでの訪問介護を利用し始めた。軽度の事業のときから社協ヘルパーを利用しており本人の希望により引き続いて社協ヘルパー利用となった                                                                 |
| 受任する前から利用していたため、本人の希望もあり継続している                                                                                                                                                                          |
| 親族からの虐待があり金銭の取り扱いも不明瞭であったが、社協職員の信頼関係によりアプローチして後見受任の中立に至った。                                                                                                                                              |

|                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前任の後見人(姉)が亡くなり本人が申立                                                                                                     |
| 専門職団体において、受任者が見つからなかった。                                                                                                 |
| 相談支援事業所の相談員より依頼があったため                                                                                                   |
| 地域包括支援センターからの相談があり、運営委員会等に諮り受任するに至った。                                                                                   |
| 地権の審査を県社協に依頼したところ、後見申立てが望ましいとの報告を受け、申立てを行なった。                                                                           |
| 知的障害者で以前に消費者被害に遭っており、二度と被害に遭いたくないと自身で申立。委員会において当会が後見人等候補者となるのが適切との結果が付与され受任。また、対象者生活エリアは中山間地で、介護サービスを行っている事業者が社協のみであった。 |
| 町内に当会しか受任できることがなかったため                                                                                                   |
| 当社協で受任してから関係者と協議して、本人の取って良い選択という観点から利用契約となった。                                                                           |
| 当初社会福祉士会推薦の社会福祉士が受任していたが、その者が辞任したため本会に相談がきた                                                                             |
| 当初日常生活自立支援事業を想定して市から相談。金銭管理ができなくなり、市長申立をする中で本人との関係性が崩れた場合でも対応しやすい法人後見とした。(被害妄想があった)                                     |
| 当初の保佐人は本人の母親。本人の母親が高齢により保佐事務を行うことが困難になり家裁の職権で当会へ推薦(依頼)あり。                                                               |
| 当町では、訪問介護事業所が当社協以外になく、保佐人受任する以前に訪問介護サービスを利用していた経緯がある。                                                                   |
| 当法人より親族申立支援を行い候補者を立てずに申し立てしたところ家庭裁判所から市民後見人もしくは法人での受任依頼がある。市民後見人では本人への対応が難しいと事務局にて判断し法人にて受任することになった                     |
| 特筆すべき経緯無し                                                                                                               |
| 独居で認知症で訪問販売等に多額のお金をだまされていたため(本人死亡により終了)                                                                                 |
| 日常生活自立支援事業の契約者で、判断能力の低下により、親族申し立てをされた本会が受任。受任後は当該事業を解約し、法人後見担当が管理している。                                                  |
| 日常生活自立支援事業からの移行                                                                                                         |
| 日常生活自立支援事業での対応が難しくなったため。申立て時に利益相反の関係について上申書を提出。                                                                         |
| 日常生活自立支援事業の利用者。精神病院への入退院を繰り返しているため病院への支払い等が出来ない。                                                                        |
| 日常生活自立支援事業の利用者であった方で、日自の契約と同時に、本会の居宅等の契約となり、その後法人後見に移行。                                                                 |
| 日常生活自立支援事業利用者であった                                                                                                       |
| 日常生活自立支援事業を利用していたが判断能力の低下によりグループホームに入所している。親族と疎遠であり、今後の支援が期待できないため市長申立となった。その後亡くなられた。                                   |
| 判断能力の低下に伴い日常生活自立支援事業では支援が不可能となったため                                                                                      |
| 福祉サービスの利用援助事業の契約者。意思疎通ができなくなってしまったため。                                                                                   |

|                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉サービス利用援助事業からの移行ケースとして受任に至った。                                                                                                                                                                   |
| 法人後見が特定相談より先に受任した。受任後、本人のサービス等利用計画がセルフプランであることが分かった。特定相談支援が本人の居住地では受任できない状況であったため家庭裁判所に確認後、当法人の特定相談支援につながった。                                                                                     |
| 法人後見の開始に伴い、前後見人から引き継いだ                                                                                                                                                                           |
| 法人後見の受任前から外部の居宅介護支援事業所(ケアマネ)の調整の元、当法人の訪問介護事業所を利用して。申立(首長申立)の際に現サービス状況を勘案し、受任調整会議や家庭裁判所から指導・意見を受けた申立受任に至った。                                                                                       |
| 法人後見開始前よりサービスを利用していた                                                                                                                                                                             |
| 他に成年後見制度を積極的に取り組む事業所等もなく、初回相談から本人より対応を求められた。                                                                                                                                                     |
| 法人後見で受任したのが先<br>ヘルパー利用にあたり、外出愛護で2日一体性が必要な状況                                                                                                                                                      |
| 本会日常生活自立支援事業を利用していたが、夫の志望により、保険請求や相続等の法的な手続きが必要になった。本人の判断能力が低下しつつあり、関わってくれる親族は本人よりも高齢の兄姉しかいないことなどから、本人及び親族の希望により、本会の法人後見に移行した。                                                                   |
| 本会実施の日常生活自立支援事業を利用しており、金銭管理等に関する本人との関係が構築されていたため。                                                                                                                                                |
| 本ケースは亡父の遺産分割をきっかけに相談にあがってきたケースである。父死去後母との二人暮らしになったが、母にも知的障害があり、保佐人がついている。姉がいるが姉は適応障害で療育手帳。本人がまだ若く在宅生活であること、母や姉も含めた家族支援の必要性から本会が受任するに至った。                                                         |
| 本協議会の日常生活支援事業利用中の申し立てにより就任依頼を受ける。                                                                                                                                                                |
| 本人希望(対象者は視覚障害があり、長年社会福祉協議会の提供する副菜サービスを利用していた。そのため「信頼できる社会福祉協議会に保佐人を依頼したい」と希望した)                                                                                                                  |
| 本人の希望する地域活動支援センターⅡ型はしないでは当会のみが行っていた。また本人は精神と知的二つの障害があるため軽作業とデイサービスの併用で精神的負担を軽減させるため、サービスの利用に至った。                                                                                                 |
| 本人は在宅で一人暮らし。地域包括支援センターの職員が本人宅を訪問した際、ごみ屋敷で暮らす本人を発見。重度の認知症で物忘れ、被害妄想がひどく、語見出しや買い物等身の回りのことが出来ていなかった。今後、入院、入所の可能性が高く、頼れる親族もいないため、市長申立に至った。本人に対し紛争性はなく今後一人暮らしの方なので十分は見守りや福祉サービスの利用が必要と考えられ本会が受任するに至った。 |
| 本人両親ともに本会の日常生活自立支援事業を利用していた。本人は通販やスカイパーフェクトTV等相談なしに契約をし返済に負われる。収入より支出が上回ることがあるため、取消権のある成年後見制度へ移行。以前より関わりある当会にて受任。                                                                                |
| 本法人が受任する前に介護保険サービスを利用していたが、本町に専門職の後見人がいなかったため本会が受任となった。                                                                                                                                          |
| 申立人が希望した                                                                                                                                                                                         |
| 元々日常生活自立支援事業を利用し、ヘルパーを入れ生活していたが、認知低下し市長申し立てで後見開始、社協が法人後見を行っていたため後見受任した。                                                                                                                          |
| 浪費があり、金銭搾取も疑われたため。社会資源が乏しく後見受任するものがいなかったため                                                                                                                                                       |
| 当法人で運営する施設に入所している方の後見人を受任しました。脳梗塞によって福祉サービス利用援助事業を利用された方の判断力がさらに低下したため成年後見制度の活用を行政に相談し市長申立を行った。後見人の候補者がいなかったため当法人が受任しました。その後は特養に入所しました。                                                          |

日常生活自立支援事業を利用していたが判断能力が不十分となり、後見申立に至った。ある程度の財産を社協が把握しており、親族との関わりもあるため、法人後見で受任することになった。本人も親族も関係者も希望した。

(3) 家庭裁判所からの意見等（他に、「特になし」33）

|                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・利益相反にあたるサービスについては毎月利用票を監督人に提出し確認してもらう。<br>・四半期に1回監督人に報告を行う。                                         |
| 以前から社協のヘルパーを利用していた方であれば問題ない                                                                          |
| 家裁に相談(上申)済み。特に問題ないとの見解。居宅介護支援は他法人を利用するように指示。                                                         |
| 家裁に相談。予備審問でも本人から社会福祉協議会を希望する理由を述べた。                                                                  |
| 家裁の圏域で集まる専門職の話しあいの場になげかけて利益相反を回避しようとした                                                               |
| 家庭裁判所へ相談済み。これまでのサービス状況等を伝え、了解を得ている。                                                                  |
| 既存のサービスは継続可能、新規受任の場合は、サービス利用をしてはならない。                                                                |
| 後見人受任後に同一法人で提供するサービス利用は利益相反となる。または必要性が高ければ検討が必要であるが、すでに同一法人の利用者でその後の同法人が後見人となった場合は利益相反とならないとの助言を受けた。 |
| サービスの種類も無く責任者が違うので特に問題はないという判断であった。                                                                  |
| 再度内部で話し合って報告してほしい                                                                                    |
| 算出根拠を明確にすること                                                                                         |
| 事前に家庭裁判所に利益相反にあたるのではないかと上申した。さしつかえないとの回答があったため契約を行った                                                 |
| 実害はないと思われるので、利益相反には当たらない、という裁判官、書記官の見解                                                               |
| 市の担当者より受任の意向があると伺っているので問題ない。                                                                         |
| 社協事業内容と社協以外福祉サービス事業所がない現状、利益相反に対する対応も記載した上申書を求められた。                                                  |
| 社協の公平性・公共性に鑑み利益相反とはならないという判断でした。                                                                     |
| 社協は色々な福祉サービスをしているので、特に本人に不利益は生じなければ問題ないと思われる。                                                        |
| 住所地が離島であり、他に適当なサービス事業者はなく、ケアマネは他の事業者でもあり利益相反の問題はない。                                                  |
| 受任時の意見書の提出(利益相反なしの場合と同様の対応)                                                                          |
| 受任時既に当会のサービスを利用していたため、利益相反には当たらないと考えます。家庭裁判所からの指導はありません。                                             |
| 受任前から本会が提供する生活介護を利用しておりわざわざやめて別事業所を探すことも困難であり、かえって本人の不利益になるとのことで問題なしと判断。                             |
| すでに本人が利用していたサービスを今後とも利用予定であったため家裁へ上申。家裁の指示で臨時保佐人選任申立を行った。                                            |
| 相談員より計画案が出た時点で家裁へ相談済み。本人が日常生活自立支援事業利用のころより当会への信頼もあったためサービス利用に了承を頂いている。                               |



|                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域の特性(事業所が限られる)を考慮すると理解できる範囲であると考えられる。                                                                                            |
| 日常生活自立支援事業は成年後見制度を利用すると解約になることの確認あり。                                                                                              |
| 複数後見としており、同会の契約等は父で担うなど、役割分担をしており、指導等はなし。                                                                                         |
| 法人後見の受任によって特別養護老人ホームの入所申し込みができ、特養の入所に伴い、数ヶ月後には居宅介護支援は解約となることを家庭裁判所に伝えたところ、原則速やかに利益相反を回避すべきと指導を受けたが、上記の事情を考慮し、一時的な居宅介護支援の利用が認められた。 |
| 訪問介護の事業所を他法人に変更すること                                                                                                               |
| 保佐監督人の選任により社会福祉士が監督人になられた                                                                                                         |
| 補助人として、報酬の請求を行わないことと、当面の間は、代理権も付与しない。                                                                                             |
| 本会が運営する事業所のサービスを受けている経過を説明し了承いただいた。現在のところ特に指導や指摘はない。                                                                              |
| 本人が契約することで利益相反には当たらないと家庭裁判所からの指導助言をいただいている。グループホームを運営している他法人職員立会いのものと契約した。                                                        |
| 本人に不利益がないよう対応するよう指導があったため、県社協に特別代理人になってもらうこととして、支援を行った。                                                                           |
| 申し立て前から利用しているサービスであり問題がない                                                                                                         |
| 利益相反等で相談されたことはない                                                                                                                  |
| 利益相反にあたらないとの回答。                                                                                                                   |
| 利益相反に当たるため、ケアマネジャーの変更を求められた。                                                                                                      |
| 利益相反に関しては問題ないとの意見であった                                                                                                             |

問5. 利益相反による不利益が起らないように工夫していること

社協で利益相反関係による不利益が被後見人等に起らないように工夫していることについて、以下の回答があった。

(回答数 62 (内「特になし」13), 無回答 22)

|                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・外部委員の設置による監視<br>・各サービス事業所における第3社委員の設置                                                               |
| ・受任するために工夫していることはない(利益相反が見込まれるケースは原則受任しない)<br>/本人にとって他の適切な後見が受けられるよう支援している                           |
| 新たに成年後見を受任する方に関しては、社協が提供するサービスの契約を控えるようになる。                                                          |
| 運営委員会にて協議、意見書を添えて申立する予定                                                                              |
| 介護保険サービス契約者の代表を職務代理者にしていた。                                                                           |
| 外部委員も入って構成される「受任調整会議」を持って候補者を検討している。理事会における承認及び報告事項としている。家庭裁判所に事前に相談を行う。サービス調整を行う居宅介護支援事業所は法人外としている。 |

|                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家裁の担当地区内における弁護士、社会福祉士、法人等の後見に携わる者たちで、月1回集まっている。その会議に家裁からの案件を話し合い、受任者を決める流れがある。                                                                                    |
| 基本的には被成年後見人等に対して、同法人によるサービスは入れないようにしている。他の事業所での受け入れができなかったり、当会が成年後見人になる以前からサービスを受けており、障害等の理由で変えることが好ましくない場合のみにしている。                                               |
| 基本的に利益相反が想定される場合は受任しないようにしている。                                                                                                                                    |
| 具体的に工夫していることはないが、本人の意思を無視したサービスを導入することのないよう心掛けている。また、本人の自己決定と本人の保護のバランスについては、担当者同士で話し合ったり、必要に応じて上司も交えて検討したりしている。                                                  |
| 原則、同会のサービスを利用しないこととする。<br>今後どうしても必要となる場合は、要検討とする。                                                                                                                 |
| 検討しているが、今のところ工夫していることはない。保佐人であるので、本人への意思確認は行っている。                                                                                                                 |
| 後見業務に関し業務執行理事(担当理事)を配置している。法人後見に関しては第三者機関として業務監督審査会を設置し利用者等の権利を擁護し事業運営の公正性及び専門性を確保している。                                                                           |
| 後見受任後のサービス利用については、裁判所の判断を仰ぐようにすることが必要だと考えます。                                                                                                                      |
| 後見センター運営委員会において、活動報告を行う中で利益相反にならないよう努める。                                                                                                                          |
| 後見申立の支援の中で後見候補人のところをあえて空欄で提出している。サービスを選択する介護保険のケアマネージャー、障害福祉サービスの相談支援専門員が社協の職員でなければこのサービスは社協の事業所として対応している。このサービスの契約については職務代理者で行っている。                              |
| サービスについては社協以外で代替できるもの他の事業者をお願いする。精神障害者当で代替する事で本人にとってマイナスになってしまうような場合で本人の意志に反しない場合は(医師等の意見も聞き)審査会等での助言をいただき内部で再度受任を検討する。                                           |
| 裁判所に同一法人が提供するサービス利用契約をしている。またはこれからしようとしていることを上申している。                                                                                                              |
| 事業開始時に、家裁に、組織図を持参し、後見を行う部署と福祉サービスを行う部署を分けていることを説明                                                                                                                 |
| 事前に家庭裁判所と協議を行った結果、業務執行理事を置いたとしても同じ法人であることに変わりはなく、なんら意味がないとの回答を得ている。極力、サービス利用者の受任は回避しているが、後見業務が頻回、後見報酬の負担が困難等、土業で受任困難な案件は受任した。なお、サービス部門と後見部門の担当部署は明確に分離している。       |
| 事前に家庭裁判所に上申し確認している。                                                                                                                                               |
| 社協で提供している障害福祉サービス、介護保険サービスともに法人後見の受任前から利用しているものを除き、新たな利益相談関係を作らない。社協の理事が提供しているサービスについても同様。社協しか事業者として存在していないサービスを除き他の事業者を利用することを原則としている。                           |
| 受任者が社協のケアマネージャーが訪問介護、デイサービスを利用する場合に利益相反になるか家裁に確認した際に社協は公平性、公共性があるので、利益相反にはならないとのことでした。過去に実際に社協のケアマネージャーと訪問介護を利用したことがあります。現在はいません。ケアマネージャーは他事業所で訪問介護は社協という事例はあります。 |
| 所管の家庭裁判所との相談・協議により、補助人としての報酬請求や、現在のところ代理権の付与を行っていない。なお、日常生活における金銭管理などについては、日常生活自立支援事業の利用により、支援がなされている。                                                            |

|                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管の家庭裁判所に相談している                                                                                                                                            |
| 成年後見制度の原則に基づき、利益相反を回避する方法を検討・調整すべきであり、利益相反が生じる場合は、その理由を家庭裁判所に報告し、対応について指示を受けることとしている。なお、本会の組織体制としては、法人後見部門に専門職員を配置しており、介護保険・障害福祉サービス提供と法人後見の兼務はない体制となっている。 |
| 組織内でのサービスと法人後見の部署が別になっている                                                                                                                                  |
| その都度、県社協が特別代理人として家庭裁判所に申立をしている。福祉サービス契約者を県社協としている。                                                                                                         |
| 第三者による受任審査会を設けている。監査委員（外部による）監査時に助言をいただいている（年２回）                                                                                                           |
| 担当者を別にしている                                                                                                                                                 |
| 担当する部署が別でサービス提供責任者を配置している。法人後見で受任する以前から本会のサービスを利用されている場合は本人の不利益にならないよう注意してサービスを継続するか、法人後見を受任後、新規で本会とサービス契約を行うことは現時点ではない。                                   |
| 町内に介護サービス事業所・障害福祉サービス（相談）が当会しかなく、利益相反が懸念されたが、受任に関する会議において、関係機関等と情報共有・連絡等を密にして牽制作用としている。                                                                    |
| 同一法人内のサービスについては利用しない                                                                                                                                       |
| 当方が受任する場合は他事業所のサービスに変更する。当方のサービス継続が本人の生活に必須であれば、当方ではない第三者を候補者にして申し立てもらう。日常生活自立支援事業利用者を当方が受任した場合、当該事業契約は解約する。                                               |
| 特にありませんが、サービス契約後の後見受任は特に指導ありません。しかし被後見人がサービスを契約する際には契約の時のみ特別代理人を立てるように言われています。                                                                             |
| 特別な事情がない限り、サービス提供事業所は他事業所に依頼する。本会のサービス事業所のサービスを被後見人等が利用する際は、県社協に特別代理人になってもらい、適切な支援が行えるように対応している。                                                           |
| 日常生活自立支援事業と同様に行政機関や相談支援機関等と連携し対応しております。                                                                                                                    |
| 被後見人等に不利益が起こらないよう、後見候補者を権利擁護センター支援検討委員会で諮っている。                                                                                                             |
| 複数の事業者選択が可能な場合、本人にとって最善の選択である合理的根拠を明確にしている                                                                                                                 |
| 弁護士との複数後見とし、本会サービスの利用に関する手続きについては弁護士が対応している。                                                                                                               |
| 法人後見受任後、新たに契約、利用する場合は本会サービスを利用しないこととしている。                                                                                                                  |
| 法人後見担当部署と介護保険サービス実施部署を別にしている                                                                                                                               |
| 法人後見を行う部門と障害福祉サービスや介護保険サービスを行う部門は別部門としており、それぞれに管理者を配置した中で、管理監督をしている。                                                                                       |
| 他事業所への福祉サービスの変更                                                                                                                                            |
| 保佐類型の方で、福祉サービス利用計画作成を当社協相談支援センターと結ぶ際、契約についての代理権はあったが、本人と契約書を交わす形とした。                                                                                       |

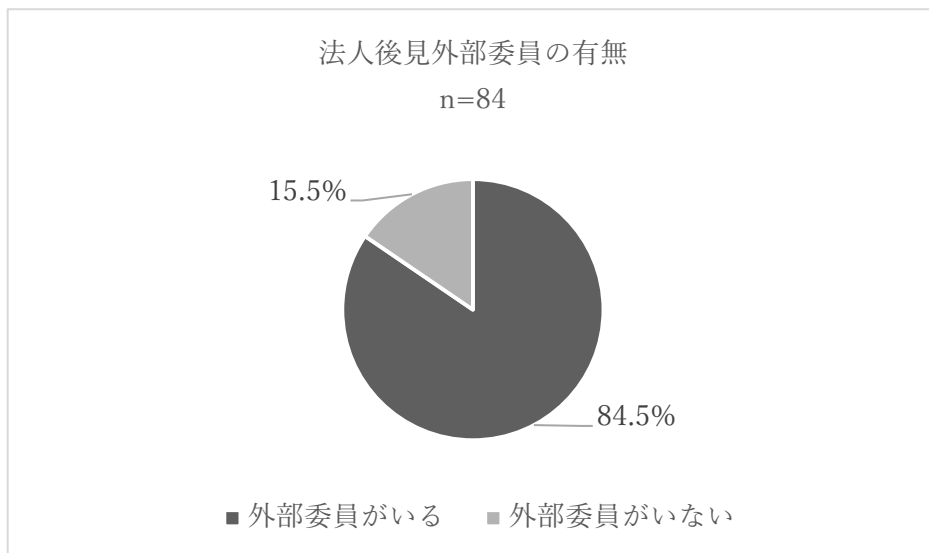
本人の利益を優先し、役職会議等で共通認識をはかるようにしている。

申立ての際、上申書に利益相反による不利益が起らないよう記載している。ケースによっては、本会から他法人に変更している。

利用者に不利益が起らないようにご家族が希望されるサービスを提供するようにしている。

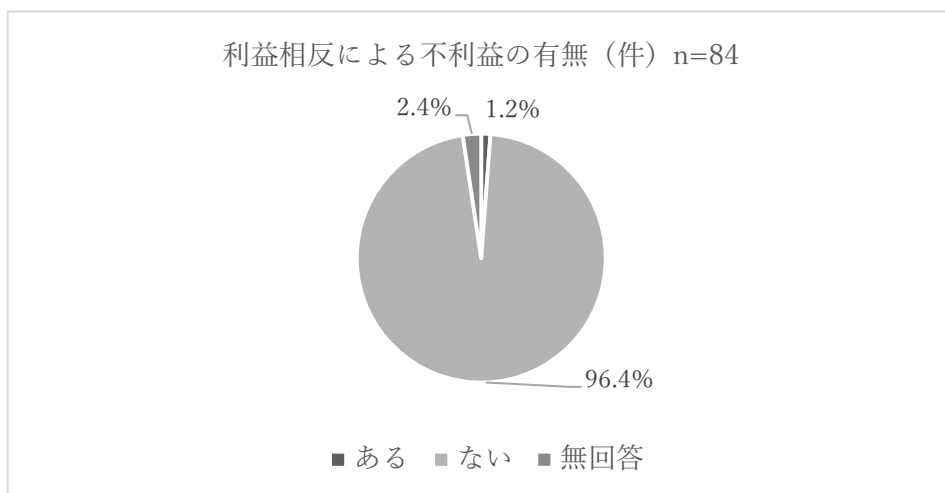
一定の独立性を保つため、権利擁護に関わる事業について、担当理事を置き、事業の公平・中立性の確保を行っている。

外部委員の設置状況（利益相反関係のある人を受任している 84 社協のみ）



問 7. 利益相反関係による不利益が被後見人等に及んだと思われること

社協の法人後見において、利益相反関係による不利益が被後見人等に及んだと思われることについては、「ある」の回答が 1 件あった。その内容は、後見監督人が選任されたため、その報酬が上乘せされたことによる経済的な負担増であった。

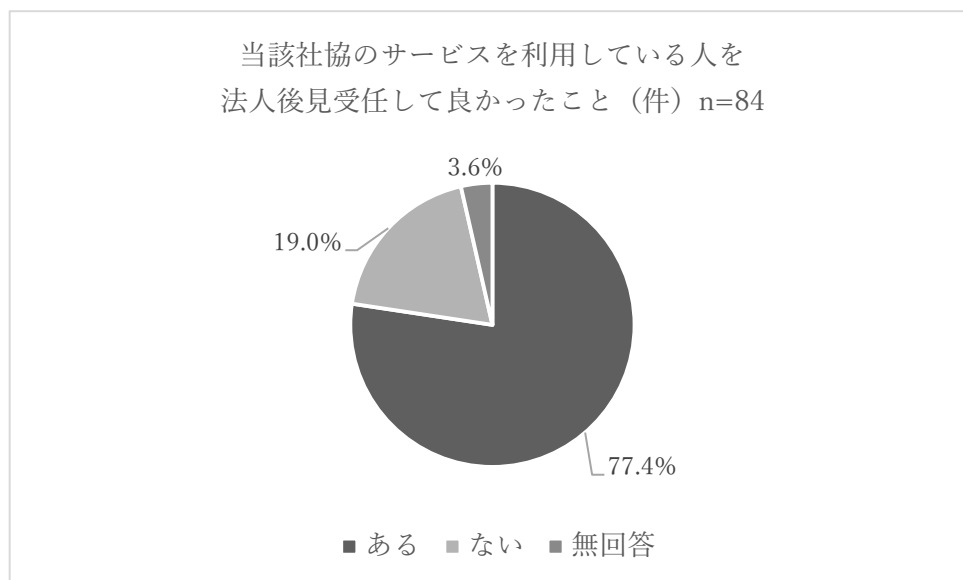


理由

後見報酬、後見監督報酬が、本人の財産上の負担を大きくする。市の助成事業があるが、助成額が少なく、負担軽減になっていない。

問8. 当該社協のサービスを利用している人を法人後見受任したことにより、良かったと思われること

当該社協が提供するサービスを利用している人を法人後見受任して良かったと思われることが「ある」と回答した社協は77%、ないと回答した社協は19%であった。また、その理由としては、法人後見受任前から関りがあり、本人をよく知っていることや、サービス提供することにより、被後見人等の日常生活を把握することができ、身上監護に生かすことができる、信頼関係を築くことができるなどが挙げられた。



#### 「良かった」ことの理由

|                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・長年利用している事業所であり、本人が落ち着いてサービスを利用できている。また、事業所も長年関わっている利用者なので、様々な情報を提供していただき、後見支援の際に役立っている。                                                                                 |
| ・利用者との信頼関係が構築できており移行がスムーズ<br>・利用者の生活全般が把握でき、各支援者間の連携がスムーズ<br>・身上監護にあたっては「多角的な視点で自己決定の支援ができる                                                                              |
| ①後見が必要になった経過や被後見人の若いころからの人となりが分かっている。②本来は後見人は被後見人の利益のみにかかわるが社協では家族支援も重要と考えており、事情を理解してもらって扶養の考え方で家族の生活支援を被後見人の財産より行っている。③法人として組織で関わることができる。出納担当が払い出しを担い、複数の関わりにより不正防止になる。 |
| 同じ法人なので、情報共有しやすい。日常的に関わるサービス担当職員と、成年後見事務で通常は月数回訪問する職員とが共通した意識で利用者に接することができる。                                                                                             |
| 介護等のサービスを行う職員との情報共有が行いやすい                                                                                                                                                |
| 顔なじみの関係から、親類関係を築きやすい。<br>利用者のこれまでの生活状況、親族の関係が把握しやすい。                                                                                                                     |
| 各担当者と情報交換がしやすく身上監護に反映できる。                                                                                                                                                |
| 家族関係のつながりなどがみえてくる。                                                                                                                                                       |
| 緊急時にサービスの調整がすぐに来るため、速やかに対応ができる。                                                                                                                                          |
| 計画相談を他の事業所に変更するが、今まで築いた信頼関係を継続したまま身上監護できる                                                                                                                                |

|                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 後見人を受任する前からサービス提供があり、後見人を受任したことでサービス提供先を変更することは、かえって新しい人間関係を持たなければならず精神障害などで対人関係に不安が強い方は不穏になることにつながる。中山間地域ではサービスを担う社会福祉法人が少ないため、同法人でせざるを得ない。                                             |
| ご本人の意思の尊重により、サービスを利用、継続されているものであり、成年後見人として、ご本人の意思を尊重しながら支援するとともに、ご本人の権利擁護につとめ、ご本人に安心してサービスを利用していただいている。                                                                                  |
| 細かな変化や連絡が、日々の業務の中で情報共有でき、かつ対応できること                                                                                                                                                       |
| これまでの状況が分かり、適切な身上監護ができる。被後見人等からは支援者が変わらないため安心できた。                                                                                                                                        |
| 今後、ご本人の判断能力低下などがみられた場合には、日々の関りにより、代理権の付与や累計変更の検討や、家庭裁判所への相談が速やかに行える。                                                                                                                     |
| 在宅生活の終期には、一日2～3回、社協の事務所に来所していたがケアマネ・ヘルパーが社協であり同じ事務所内であったため、後見担当が不在のときでも被後見人の対応ができた                                                                                                       |
| 受任実績無し                                                                                                                                                                                   |
| 受任はまだないが、そうなった場合、利用者の状態が把握しやすいと思われる。                                                                                                                                                     |
| 上記の例と同様。また、担当者間の連携が密になり、利用者のニーズサービスに迅速な対応可。                                                                                                                                              |
| 上記例にあるように法人内の各担当から本人の状況が素早く把握できるため法人後見事務、身上監護に適切に反映できる。                                                                                                                                  |
| 迅速な連携と対応による身上監護への反映。                                                                                                                                                                     |
| 精神科病院へ受診時、同席しているため、身上監護に深く携われる。通所先が事務局と同一施設であることから本人が安心して通所継続できている。など                                                                                                                    |
| 組織内の連携が取りやすいことは利点であると考え。しかし組織が利用者の全てを支援するとなると閉鎖的な支援体制となり不正を招く恐れがあるため、多様な支援者が連携を図り利用者を支援した方が不正防止につながることも多面的な支援につながると考える。                                                                  |
| 他事業所、自事業所に関係なく連携を取っているため、法人内だから良かったと思われることはない                                                                                                                                            |
| 担当者と顔の見える関係が出来ている上で関われる。反面同一法人の職員だからという馴れ合いも発生しやすい上に、誰もが成年後見制度や成年後見人等の役割を理解し、支援に生かしているとはいえない。介護や福祉の現場からはその人の財産に直接触れられる高度な法律行為を行使することへの期待も大きい。しかし、「金庫番」「お金の運搬約」といった一部の役割しか見られていないのも事実である。 |
| 同一機関での対応のため、個人情報取り扱い上のリスクが低く連携がとれやすい                                                                                                                                                     |
| 同法人内の介護保険サービスを提供しているため、ケアマネ・ヘルパーより順次報告があり、金銭管理・身上監護に反映できる                                                                                                                                |
| 長年にわたり本会の介護サービス、地域福祉権利擁護事業を利用しており、その過程や現在の様子を踏まえたうえでの身上監護、財産管理が行えている。                                                                                                                    |
| 日常生活自立支援事業利用者を受任した場合、(日自は解約となります)途切れのない支援が可能であり、本人にとってもっとも負担が少ないと思われる。                                                                                                                   |
| 日常生活自立支援事業からの持ち上がりがあり2件あり。兄と弟の兄弟で二人とも精神障害を持っている。同じ法人で受任したことによりスムーズな移行が図れた。                                                                                                               |
| 日常生活自立支援事業で支援しているため対応に慣れている。支援者が変更されることによる本人の混乱を防ぐことができる。                                                                                                                                |
| 日常生活自立支援事業の利用者を法人後見で受任した。支援の継続性という点から非常にスムーズに移行でき有益であった。                                                                                                                                 |
| 日常生活自立支援事業より法人後見に切り替えたことにより安心して本人の身上監護をおこなえる                                                                                                                                             |
| 日常生活の収支を滞りなく行うことができた。                                                                                                                                                                    |

|                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 判断能力のある時に、色々と聞き取りができたので身上監護に活かされた。                                                                                                                              |
| 被後見人にコミュニケーションの障害があり、長く関わっているヘルパーやケアマネージャーの支援により安定した生活を送っている。親族の関わりがほとんどできないため、サービス事業者との連携により日々の状況がスムーズに把握できる                                                   |
| 被後見人等が、継続して慣れたサービスを利用できることは、本人の利益となる。                                                                                                                           |
| 被後見人等の身上監護に関わる要望を伝えやすい。また、その要望を実現するプロセスでサービス内容の相談に応じてもらい助言も受けやすい。                                                                                               |
| 被後見人の変化に対応でき身上監護に反映できた                                                                                                                                          |
| 日々の様子が把握できる。記録が共有できる。職員同士のコミュニケーションがとりやすい。                                                                                                                      |
| 福祉サービス利用援助事業を利用しているケースが条件になっており、利用者の支援をスムーズに引き継ぐことができる。                                                                                                         |
| ヘルパーが定期的に介護サービスを実施しているので、本人の体調、要望など適時情報が共有できる                                                                                                                   |
| ヘルパーや法人後見担当職員間でスムーズに情報共有が出来る。                                                                                                                                   |
| 法人内で素早く円滑に被後見人等の情報共有、相談をすることができ、身上監護に反映できる。担当ケアマネージャーは既に本人かその家族と信頼関係が築かれていることが多いため、後見担当者と本人かその家族との間をコーディネートしてもらいやすく、スムーズに後見業務を実施することができる。                       |
| 本会が運営する事業所のサービスを受けることで職員間の連携がとれやすい。また継続して同サービスを受けることで本人も安心して生活することが出来る。                                                                                         |
| 本人の思い、願いを法人全体でサポートできる。                                                                                                                                          |
| 本人の状況報告や連携がとりやすい                                                                                                                                                |
| 本人の日々の容赦支援方針を共有することが出来、チームで本人の生活を支援できる。(身上監護・財産管理とも)法人で受任したことで、担当者以外の社協職員も必要に応じて関わりやすくなり、サービスだけでは対応できない問題や、費用面が不安でサービスが導入できない場合などについても、以前より柔軟な対応が出来るようになってきている。 |
| 見る目が増えたこと。意思の決定を手伝えるようになったこと。                                                                                                                                   |
| もともと日常生活自立支援事業を利用していたが、本人の判断能力の低下や対応しきれなかった課題に対して対応可能になり、本人の生活課題の解消につながった                                                                                       |
| より早く密に連携が図れる                                                                                                                                                    |
| 利用者の状況について情報共有し対応できる                                                                                                                                            |
| 利用者の状態の変化をすぐに連絡し合え速やかに対応できる。利用者からの要望に対し、協議を行ううえで意見を伝えやすい。                                                                                                       |
| 利用者の情報共有を密に行える                                                                                                                                                  |
| 利用者の心身の状況、生活の実態などが分かり、後見業務に活かすことができる。                                                                                                                           |
| 利用者の相続の手伝いが出来た。                                                                                                                                                 |
| 利用者の日々の様子が分かり、身上監護に反映できる。                                                                                                                                       |
| 利用者の日々の様子が分かり、適切な対応が出来る                                                                                                                                         |
| 利用者の日々の様子が分かり身上監護に反映できる                                                                                                                                         |

|                                            |
|--------------------------------------------|
| 利用者の日々の様子が分かりやすい。連携が取れやすく身上監護に反映できる。       |
| 利用者の日々の様子の把握が行えらるとともに、変化が見られた際の早急な対応が可能となる |
| 利用者の日々の様子を把握できる(特に服薬管理状況等)                 |
| 利用者の様子がわかる                                 |
| 利用者の様子について相互に連携がとりやすい                      |
| 利用者を多角的に見ることができる                           |
| 利用者の生活状況を情報共有し、身上監護に反映できる                  |
| 利用者の日常の様子や見守りなど身上監護に反映できる                  |
| 利用者の日々の様子の情報共有がしやすく、身上監護に反映できる             |
| 利用者の日々の様子がわかり身上監護に反映できる                    |
| 連携がしやすい、様子が伝わりやすい                          |
| 連携が取りやすい、情報共有が速やかに行える                      |
| 連携がとりやすい                                   |
| 連携がとりやすい                                   |
| 連携がとりやすい                                   |
| 連携がとりやすい。                                  |
| 連携がとりやすい。サービス担当者会議を開催しやすい。                 |
| 連携して支援しやすい。今まで利用しているところを使うほうが被後見人も安心している。  |
| 連携を取りやすい                                   |
| 連絡を密にすることが出来、すみやかに対応が出来た。                  |



## V 分析・考察

### 1. 成年後見制度申立てに適切に結びつけるための方策

本事業の目的のひとつは、現在成年後見制度を利用している障害者が、どのような事情や背景によって成年後見制度の申し立てが必要となったのか、今後、成年後見制度の申し立てが必要な状況に置かれた障害者を把握する参考となり、成年後見制度の利用に適切に結びつけることができるようになることである。

#### (1) 成年後見制度を利用している被後見人等の障害の状況

市町村及び指定特定相談支援事業所調査（以下、「調査1」という。）によれば、問2⑤主たる障害種別、⑥手帳の種類から明らかな通り、成年後見制度を利用している障害者の7割弱が知的障害者であり、精神障害者も2割弱あった。障害の程度は療育手帳では、重度・最重度で64%を占め、精神障害者保健福祉手帳では、2級が64.4%、1級が29.8%であった。

また、被後見人の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく障害支援区分の認定結果では、区分6が30.2%を占め、以下区分が低くなるごとに割合が低くなることから、これらを勘案すると、主として知的障害、または精神障害があり、障害が重度な人ほど、成年後見制度の利用に結びついていることが推測される。

#### (2) 成年後見制度の申立てをした人と動機

調査1の問2⑫「成年後見制度の申立てをした人」によれば、市町村長が37.7%、親が16.7%、兄弟姉妹が11.3%であった。また、⑬の「成年後見制度申立ての動機」では、預貯金等の管理・解約が73.7%、障害福祉サービスの契約が56.7%、身上監護が40.5%であった。障害者支援施設を対象にした調査（以下、「調査2」という。）の2(11)「申立ての動機」でも、同様の傾向の回答があったため、これら3つが成年後見制度の申立ての動機となっていることが考えられる。

#### (3) 成年後見制度の申立てをした被後見人等の年齢と親の年代

調査1の問2④によれば、被後見人等が成年後見制度の審判を受けた年齢は、40歳～64歳が63.9%を占めており、本人の年齢から推定すると、おおむね親の年齢が60歳代以上になって、成年後見制度の申立てをする場合が多いこと、及び、親や家族が何らかの事情により申立てをすることができず、市町村長が申立てを行う場合が多いことが推測される。

#### (4) 成年後見制度申立ての背景

調査2の2(12)「申立ての背景・きっかけ」の回答によれば、「家族が『親亡き後』を見据えて申立てをした」(40.4%)、「施設として『親亡き後』のために申立てを勧めた」(26.6%)と、「親亡き後」を背景にして成年後見制度の申立てをする場合が7割弱を占めていた。

#### (5) 成年後見制度の利用に適切に結びつけるために

調査1及び調査2の結果から、成年後見制度の申立ての背景には、主として知的障害または精神障害がある障害者の「親亡き後」の対応として、障害のある本人の「預貯金等の管理・解約」や、「障害福祉サ

ービスの契約」、「身上監護」を後見人等に期待し、本人が40歳程度、親が60歳程度以上になって申立てを行う場合が多いことが推測された。

これらのことから、障害のある本人が40歳代を迎える頃に、「親亡き後」を考える親や家族を対象にして、基幹相談支援センターや成年後見制度利用促進基本計画により、市町村に設置の努力義務が定められた「中核機関」等が実施主体となり、成年後見制度申立てのための研修会や相談会を行うことにより、成年後見制度の利用に適切に結びつけることができるようになることが考えられる。

## 2. 入所施設からの地域移行に関して後見人等が果たした役割について

### (1) 後見人等の被後見人の地域移行に関する見解

成年後見制度申立ての動機で明らかとなっており、後見人等には、被後見人等の財産管理のみならず、身上監護に対する期待が高い。障害者総合支援法第1条の2（基本理念）の「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」にあるように、生活の場の選択は、後見人等の身上監護において、重要な機会である。

調査1の問2⑰「施設入所者の地域移行に対する後見人等の関与」によれば、施設入所している被後見人等の地域移行について、後見人等から相談・提案があったという回答は、4634人中223件であったが、地域移行について反対されたという回答も280件あった。

また、調査2の1(3)「施設からグループホーム等へ地域移行した利用者数」では、「地域移行を主導した人」を聞いている。回答で最も多かったのは、「施設側が中心となって、本人の生活支援の観点から地域移行を行った」で、7368人中4432人(60.1%)を占めた。次いで、「本人の意思の尊重の観点から地域移行を行った」の3489人(47.4%)、「家族の希望で地域移行を行った」1674(22.7%)であった。「後見人等が中心となって、本人の身上監護の観点から地域移行を行った」は54人であったが、後見人等が選任されている人487人の中の11.0%となっており、他と比較して低い比率となっていた。

これらの調査結果を見る限り、成年後見人等が被後見人の身上監護において、期待された役割を果たせていないように思われた。

### (2) 後見人等の身上監護の活動実態の把握

調査2では、「成年後見人等が本人に面会する頻度及び面会にかかる時間」を調査した。

調査2の2(9)の被後見人等と後見人等の関係では、兄弟姉妹が25.0%と最も多く、次いで司法書士(18.3%)、親(16.5%)、社会福祉士(13.0%)、弁護士(11.1%)、その他親族(7.7%)等の順であった。

調査2の2(13)の①～⑬では、後見人等と被後見人等との関係別に、被後見人等が本人に面会する頻度及び面会にかかる時間について集計した。その結果を、⑭において関係別で比較したところ、後見人等が被後見人等を月1回以上面会する割合は、社会福祉士(60%)、親(45%)であった一方、司法書士(24%)、兄弟姉妹(22%)、その他親族(17%)であり、弁護士は4%という結果であった。

⑮では、逆に後見人等の被後見人等に対する面会頻度が「年1～2回」「ほぼ面会に来ない」を合計した割合を比較している。その結果、弁護士(77%)、その他親族(54%)、兄弟姉妹(45%)、司法書士(43%)と続き、親(17%)、社会福祉士(14%)という結果であった。

⑯では、後見人等の被後見人等に対する1回の面会時間が10分以下の割合を比較している。その結果によれば、面会時間が10分以下の割合は、弁護士(25%)、司法書士(25%)、社会福祉士(15%)、その他親族(14%)と続き、兄弟姉妹(8%)、親(3%)の順であった。

(18)の後見人等から個別支援計画への要望の有無に対する回答では、「あり」22%に対して「なし」73%であった。

調査から、後見人等は、親族後見人等の立場の違いや、第三者後見人等の職種の違いによって、身上監護の活動実態に違いがあることが確認された。また、同じ立場や職種でも、個別の後見人等によって、活動の実態に大きな違いがあることが確認された。

(13)①の全体集計から、後見人等が本人に月1回以上面会する割合は30%であり、38%は年1~2回又はほぼ面会に来ないことが明らかとなった。また、後見人等が本人との面会にかけ時間は、最も割合が高かったのが30分以内の17%で、次いで10分以内の15%で、20分以内も加えた30分以内の割合の合計は45%、1時間以内を加えた合計が59%、1時間以上かける割合の合計は26%で、②③から、それらがほぼ親や兄弟姉妹の親族後見人であることが分かった。

### (3) 入所施設からの地域移行に関して後見人等が果たした役割について

調査2の後見人等の身上監護の活動実態の結果から、後見人等の多くは本人への面会は月1回行われておらず、面会した際の時間は30分以下が多くを占めていた。調査1及び調査2から、被後見人等の多くは重度の知的障害をもつ者であることが明らかとなっているが、後見人等のこれらの実態を前提に、後見人等が重度知的障害をもつ被後見人等の生活状況を把握し、本人の意思の尊重や意思決定の支援を行うことが可能であるか、本人の地域移行について、期待される役割を果たすことが可能であるかについて、さらに検討を加えることが必要である。

## 3. 社会福祉法人による法人後見のための手引きの検討

### (1) 社会福祉法人が法人後見を行うことの意義

社会福祉法人が法人後見の担い手になることにより、障害者、高齢者に対する支援の実践から蓄積された経験や知識、方法論を活用して、被後見人の身上監護を行うことが期待できる。

また、社会福祉法(昭和26年法律第45号)の平成28年改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。社会福祉法第24条第2項において「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。」とされ、無料又は低額な報酬により、法人後見を行うことにより、経済的な困難を抱える被後見人等の後見報酬の負担を軽減することも期待される。

### (2) 法人後見の実施体制

全国の市町村社会福祉協議会(以下、「社協」という。)に対する法人後見の実施状況調査(以下、「調査3」という。)の結果から、法人後見を行っている288社協が把握され、調査の回答からその実施体制を整理すると次のような結果であった。

#### ①受任数

法人後見の受任数は、10 人未満が 59%を占めた。

#### ②障害者・高齢者の比率

法人後見の被後見人等は、障害者 36.1%、高齢者 63.9%であった。

#### ③担当部署

法人後見の担当部署名では、「あんしん」「権利擁護」「成年後見」「総合相談」などをキーワードにした専門の部署名をつけている社協の他、地域福祉課、総務課、事務局等の、既存の社協組織体制の中に法人後見部門を置いているような社協もあった。

#### ④責任者

社協の法人後見部署の責任者の職名で最も多かったのは「課長」、次いで「局長」「事務局長」「センター長」の順であった。課長級以上の職責の職員が責任者となっている場合が多数を占めていた。

#### ⑤-1 担当職員数

法人後見の担当職員は、2 人が 27.8%で最多、次いで 3 人の 22.6%、1 人の 18.8%で、平均は 2.9 人であった。

#### ⑤-2 正職員数

法人後見の担当職員は、2 人が 35.8%で最多、次いで 1 人の 29.2%、3 人の 16.0%、平均は 2.3 人であった。

⑤-3 法人後見の担当非正規職員は、0 人が 55.6%で最多、次いで 1 人の 19.4%、2 人の 11.5%、平均は 0.7 人であった。

#### ⑥市民後見人養成研修修了者の活用

市民後見人養成講座修了生の活用については、法人後見を実施している 288 社協のうち 61.8%が 0 人と回答した一方、25.2%の社協では活用していた。

#### ⑦外部委員の設置

法人後見に関する外部委員がいる社協は 76%、いない社協は 24%であった。

外部委員の職種の内訳は、専門職では、弁護士 92%、司法書士 79%、社会福祉士 74%、医師 44%、精神保健福祉士 26%、行政書士 12%、民生委員・児童委員 33%であった。行政職員では（障害者関係）14%、（高齢者関係）20%、（それ以外）64%で、行政職員の合計は 98%であった。また、行政機関では福祉事務所 6%、保健所 3%であった。当事者・当事者団体を入れている社協も 5%あった。

#### ⑧-1 会議の回数

法人後見に関する社協内で行う会議の回数では、年間 2～3 回が 31%で最多であり、次いで年間 1 回が 14%、4～5 回が 12%であった。0 回も 11%あった。一方、年間 10 回以上会議を開いている社協も 10%あった。

#### ⑧-2 会議の内容

会議の内容では、法人後見の受任審査、受任したケースに関する検討、法人後見の運営に関する事項などが挙げられた。

#### ⑨予算

法人後見を実施している社協の平成 29 年度予算額は、50 万円が 22.2%で最多であったが、人件費を含まない事業費の予算額ではないかと思われ、法人後見の受任数が少ない社協においては、法人後見の担

当職員が、他の業務を兼任していることで、人件費が計上されていない場合があることが考えられる。

法人後見の後見報酬の収入は、50 万円以下が 46.6%を占めた。100 万円台 14.6%、200 万円台 11.8%、300 万円台 6.9%、400 万円台 2.8%、500 万円台 1.7%、それ以上が 4%であった。

社協の法人後見に対する行政からの委託費は、0 円が 45.1%であった。一方、1000 万円以上の委託費の社協が 9.3%あった。

社協の法人後見に対する委託費以外の行政からの補助金は、0 万円以下が 43.8%であった。一方、1000 万円以上の補助金を受けている社協も 9.9%あった。

法人後見に対する社協の自己資金は、0 円が 44.4%であった。一方、1000 万円という社協も 3.7%あった。

### (3) 社会福祉法人による法人後見のための手引き

調査 3 の結果を踏まえ、社会福祉法人が法人後見を行う場合、次のことに考慮して行うことが考えられる。

#### ① 受任数

法人後見の受任数は、10 人未満の少人数から始める。

#### ② 法人後見の対象者

地域における法人後見のニーズは、障害者のみならず高齢者にもあるため、横断的に受任することが求められる。

#### ③ 担当部署

専門の担当部署を開設して法人後見を開始することも考えられるが、受任数が少人数の段階では、既存の法人組織の中に法人後見部門を置き、受任数が増えていった段階で専門部署を設置するという、段階的な展開も考慮することが有用である。

#### ④ 責任者

法人後見部署の責任者は、その職責から課長級以上の職責とすることが望ましい。

#### ⑤ 担当職員数

法人後見の担当職員は、受任が少数の時点では他の業務と兼務して行うことが考えられる。また、担当者の人数は 1 人ということも考えられるが、支援内容等の相談ができるよう、2 人以上の配置が望ましい。その場合、正職員 1 人とするよりは、正職員 2 人とし、それ以上配置する場合に非正規職員を検討することが望ましい。

#### ⑥ 市民後見人養成研修修了者の活用

市民後見人養成講座修了生を、法人後見で被後見人を個別に担当し、直接面会等を行う支援員として活用することは、被後見人の人間関係を広げることや、身上監護を市民感覚で行うことにつながり、有用である。また、法人後見の支援員の経験を通じて、市民後見人が成年後見業務に対する研鑽を積むことにつながり、個人で受任できるような信頼や力量を獲得する機会ともなり、地域の成年後見の実施体制の充実にもつながる。

#### ⑦ 外部委員の設置

法人後見の活動に専門的な助言を得たり、活動内容をチェックする役割を果たす外部委員を設置することは、必須といえる。

外部委員の職種としては、専門職では、弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、精神保健福祉士、行政書士、民生委員・児童委員等が考えられる。また、障害者福祉や高齢者福祉等を担当する行政職員や、福祉事務所、保健所の職員に加え、当事者・当事者団体の代表に入ってもらふことも考えられる。

#### ⑧ 法人後見の会議

法人後見の受任審査、受任したケースに関する検討、法人後見の運営に関する事項などを協議するための会議を開催する。会議の頻度は、社協においては年間 2～3 回が標準的であるが、必要に応じて検討する。

#### ⑨ 予算

支出としては、法人後見の受任数が少ない社協においては、法人後見の予算額が 50 万円以下という場合があり、法人後見の担当職員が、他の業務を兼任することで、外部委員への謝礼等の事業費のみが予算計上されている場合があることが考えられる。

収入としては、後見報酬が考えられるが、社会福祉法人の地域における公益的活動により無料又は低額で行う場合、報酬による収入も限定的になることが考えられる。ちなみに、社協においては、後見報酬による収入が年間 50 万円以下が 46.6%を占めた。

社協においては、法人後見に対する行政からの委託費、補助金の収入が計上されていない割合が 4 割以上を占めていたことから、社会福祉法人が法人後見を行う場合についても、その社会的使命として行うことを基本として、自己資金により運営することが考えられる。

#### ⑩ 利益相反関係にある被後見人の受任

本稿では、「利益相反関係」を次のように定義する。

民法（明治 29 年法律第 89 号）第 108 条（自己契約及び双方代理）では、「同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。」と定め、代理人による本人に対する、いわゆる「利益相反行為」を禁じている。また、同法第 826 条第 1 項では、（利益相反行為）として、「親権を行う父又は母とその子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。」とし、第 2 項では、「親権を行う者が数人の子に対して親権を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その一方のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。」としている。また、同法第 860 条においては、（利益相反行為）として、「第 826 条の規定は、後見人について準用する。ただし、後見監督人がある場合は、この限りでない。」とし、後見監督人が選任された場合について定めている。

これらの規定から、「利益相反関係」とは、「利益相反行為」が行われる可能性が高い関係にある状態と定義する。法人後見を受任していた被後見人等が、生活支援の必要性から当該社会福祉法人が提供するサービスを利用することになった場合などが、利益相反関係に該当することになる。利益相反関係にある被後見人等を法人後見で受任することについては、否定的な意見や慎重論が多いところである。一方、調査 3 の結果によれば、法人後見を行っている社協の内の 29%が、当該社協が提供するサービスを利用している被後見人を受任していることが明らかとなった。受任に当たっての家庭裁判所の対応としては、後見監督人等が選任されたケースや、ケアマネージャー等一部のサービスを他法人に変更することを求められたケース、離島など人口が少ない地域において、社会資源が限られていることを考慮

されたケース、特に問題はないとされたケースなどが把握された。

最終的には、家庭裁判所の判断となるが、社会資源が限られている場合や、ホームヘルパーなどの訪問系サービス・通所系サービスなどの在宅系サービスの提供の場合（一部入所系サービスも含まれていた）、家庭裁判所の判断に応じて利益相反関係がありながらも受任に至っているケースがあることが分かった。また、社会福祉法人の中でも社会福祉協議会がもつ公益性や、外部委員の配置による客観性や透明性の確保などにより、利益相反行為が起きることに対する防止措置が評価されていることが考えられる。

調査3では、利益相反関係にある被後見人に対して不利益があったかを尋ねたところ、監督人の報酬が上乗せされ、経済的な負担が増えたことが挙げられた一方で、よかった点においては、被後見人等の日常生活の様子が、サービス提供を通じて共有できるため、身上監護に生かすことができという意見が多数あった。

後見人等の身上監護の活動実態については、調査1、調査2を通じて、親族としての立場や専門職の職種、個別の後見人等による活動内容の差が大きいことが明らかとなった。4割近い後見人等が、被後見人等との面会が年1～2回又はほぼない状況であることや、面会時間の15%が10分以内という実態では、本人の意思を尊重した身上監護の活動を行うことが可能であるのか疑問である。

今回の調査によって、毎月後見報酬を支払っている被後見人等に対して、毎月面会に行かない後見人等が多数を占めていることが明らかとなった。成年後見人等を担う専門職の団体からも、後見人等が被後見人等の意思決定支援を行うことの重要性が主張されるようになった。後見人等の身上監護において、本人との面会に関する明確な規定はないが、被後見人等にとって面会頻度が低いことは、本人の意思の尊重がおろそかになるという「不利益」につながる。一方で、後見人等にとっては手間をかけずに後見報酬を受け取ることができる「利益」となる。これは、利益が相反する関係によってもたらされる不利益のひとつと言えるのではないかと。検討委員会では、障害当事者の委員から、「後見人等は、もっと本人に会いに来てほしい。」「後見人等に最も望むことは、自分の意思を尊重してくれること。」という発言が度々あった。後見人等は、成年後見制度を利用する立場の人たちの意見を、真摯に受け止めるべきである。

後見人等の身上監護の機能のひとつとして、福祉サービス事業者が不適切なサービス提供をしないよう監視する役割があると言われるが、福祉サービス事業者は、利用者に代わって後見人等が身上監護を適切に行っているか確認することが望まれる。

成年後見制度の実態把握調査から、後見人等の活動実態の問題についても分析することができた。個人による後見等であれ、法人による後見等であれ、後見人等の活動が利用者の意思の尊重を基礎として適切に行われること及び、利益相反関係により起こり得る利益相反行為に対する防止措置を適切に講じることにより、不利益が被後見人に及ばない体制整備が求められるのではないかと考える。

【調査1】

## 「成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する調査」 調査票

### ＜ご回答に当たってのお願い事項＞

- 本調査は厚生労働省平成29年度障害者総合福祉推進事業により、社会福祉法人昴が補助を受け実施しております。本調査結果は、厚生労働省の今後の成年後見制度の利用促進に関する基礎資料となります。
- 本調査は、現在成年後見制度を利用している障害者がどのような事情や背景によって、成年後見制度の申し立てが必要になったかについて実態把握することを目的としています。このことにより、今後、成年後見制度の申し立てが必要な状況に置かれた障害者を把握する参考となり、成年後見制度の利用に適切に結び付けることができるようになると考えています。
- ご回答いただいた結果は、弊会において集計・分析を行い、報告書として取りまとめを行います。ご回答いただいた調査票は統計分析にのみ使用し、回答された貴団体の許可なく団体名等が特定される情報や個人のお名前が公開されることはありません。
- ご回答をいただいた後、同封の返信用封筒に封入・封緘の上、平成29年11月13日（月）までにご投函ください（切手は不要です）。

### ＜調査実施主体・調査票内容に関するお問い合わせ先＞

社会福祉法人昴 平成29年度障害者総合福祉推進事業 事務局  
担当：丹羽・高良

【住 所】〒355-0008 埼玉県東松山市大字大谷590  
【電 話】0493-39-1131（平日午前9時～午後5時）  
【FAX】0493-39-1248  
【メール】research2017@subaru-swc.com

## 1. 成年後見制度を利用している障害者の有無

問1. 貴事業所で成年後見制度を利用している利用者はいますか。

※平成29年10月1日時点の状況をご回答ください。

1. いる

2. いない

→ 問2以降をご回答ください

→ 調査は終了です。

→ ここまでの回答を上記返信先に返信してください

## 2. 成年後見制度を利用している障害者の実情

問2. 成年後見制度を利用している利用者について、個別に以下の点をお答えください。

※平成29年10月1日時点で利用している利用者についてお答えください。

※2ページ、3ページの表にご記入ください。



|     | ①性別            | ②年齢                      | ③主たる障害種別                                                                                                                     | ④手帳の種類                                                                                                                                                                                                                  | ⑤障害支援区分                                               | ⑥後見人等の類型                | ⑦後見人等のご本人との関係                                                                                                                                                                        | ⑧後見の審判を受けた年 |
|-----|----------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 選択肢 | 1. 男性<br>2. 女性 | 平成29年10月1日時点の年齢を記載してください | 1. 知的障害<br>2. 精神障害<br>3. 発達障害<br>4. 高次脳機能障害<br>5. 認知症<br>6. その他<br><br>※複数の障害がある場合は、全て選び、主たる障害に○をつけてください<br>※その他具体的に記入してください | 1. 療育手帳<br>[最重度、重度、中度、軽度]<br>2. 精神保健福祉手帳<br>[1級、2級、3級]<br>3. 身体障害者手帳<br>[1級、2級、3級、4級以下]<br>4. 所持していない<br><br>※上記数値を記載してください<br>※両方所持の場合は両方の数値を記載してください<br>※回答した保有している手帳の等級を[ ]から選んで、上記回答した数字の右脇に( )書きして記入してください記載してください | 1. 該当<br>2. 非該当<br>3. 未申請<br><br>※1の場合は該当数区分数もご記入ください | 1. 後見<br>2. 補佐<br>3. 補助 | [親族]<br>1. 配偶者 2. 親<br>3. 子 4. 兄弟姉妹<br>5. その他親族<br>[第三者]<br>6. 弁護士<br>7. 司法書士<br>8. 社会福祉士<br>9. 社会福祉協議会<br>10. 税理士<br>11. 行政書士<br>12. 精神保健福祉士<br>13. 市民後見人<br>14. その他法人<br>15. その他個人 | 和暦で記載       |
| 例   | 1              | 41歳                      | 1、②                                                                                                                          | 1(重度)、2(2級)                                                                                                                                                                                                             | 1(区分4)                                                | 1                       | 2                                                                                                                                                                                    | 平成21年3月     |
| 1   |                | 歳                        |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                         |                                                       |                         |                                                                                                                                                                                      | 年 月         |
| 2   |                | 歳                        |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                         |                                                       |                         |                                                                                                                                                                                      | 年 月         |
| 3   |                | 歳                        |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                         |                                                       |                         |                                                                                                                                                                                      | 年 月         |
| 4   |                | 歳                        |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                         |                                                       |                         |                                                                                                                                                                                      | 年 月         |
| 5   |                | 歳                        |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                         |                                                       |                         |                                                                                                                                                                                      | 年 月         |
| 6   |                | 歳                        |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                         |                                                       |                         |                                                                                                                                                                                      | 年 月         |
| 7   |                | 歳                        |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                         |                                                       |                         |                                                                                                                                                                                      | 年 月         |
| 8   |                | 歳                        |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                         |                                                       |                         |                                                                                                                                                                                      | 年 月         |
| 9   |                | 歳                        |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                         |                                                       |                         |                                                                                                                                                                                      | 年 月         |
| 10  |                | 歳                        |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                         |                                                       |                         |                                                                                                                                                                                      | 年 月         |

※成年後見制度を利用している利用者が11人以上いる場合は、紙片を追加して番号列に11からの番号を付番し、ご記入ください。

|          | ⑨<br>後見の申し立てをした人とご本人の関係                                                  | ⑩<br>申し立ての動機<br>[複数回答]                                                                                                                                                     | ⑪<br>後見人等のサービス担当者会議への参加                                    | ⑫後見人等からのサービス等の内容への関与<br>[複数回答]                                                                             | ⑬施設入所者の後見人等の関与<br>[複数回答]                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 選 択<br>肢 | 1. 本人<br>2. 配偶者<br>3. 親 4. 子<br>5. 兄弟姉妹<br>6. その他親族<br>7. 市町村長<br>8. 検察官 | 1. 預貯金等の管理・解約<br>2. 保険金受取<br>3. 不動産の処分<br>4. 相続手続<br>5. 訴訟手続等<br>6. 障害福祉サービスの契約<br>7. 身上監護<br>8. その他<br><br>※該当する選択肢すべてを選んでください(数値と数値の間は「、」で区切ってください)<br>※その他は具体的に記載してください | 1. 参加を求めている、出席している<br>2. 参加を求めているが出席していない<br>3. 参加を求めているない | 1. 後見人等が内容を確認している<br>2. 後見人等から本人にとって有益な希望や意見があった<br>3. 後見人等から、本人にとって不利益と思われる希望や意見があった<br>4. 上記選択肢に該当する者はない | 1. 地域移行について相談・提案があった<br>2. 地域移行について反対された<br>3. 施設入所者ではない<br><br>※施設入所者でない場合は3を選んでください |
| 例        | 2                                                                        | 1、6、8 (〇〇のため)                                                                                                                                                              | 1                                                          | 1、2                                                                                                        | 3                                                                                     |
| 1        |                                                                          |                                                                                                                                                                            |                                                            |                                                                                                            |                                                                                       |
| 2        |                                                                          |                                                                                                                                                                            |                                                            |                                                                                                            |                                                                                       |
| 3        |                                                                          |                                                                                                                                                                            |                                                            |                                                                                                            |                                                                                       |
| 4        |                                                                          |                                                                                                                                                                            |                                                            |                                                                                                            |                                                                                       |
| 5        |                                                                          |                                                                                                                                                                            |                                                            |                                                                                                            |                                                                                       |
| 6        |                                                                          |                                                                                                                                                                            |                                                            |                                                                                                            |                                                                                       |
| 7        |                                                                          |                                                                                                                                                                            |                                                            |                                                                                                            |                                                                                       |
| 8        |                                                                          |                                                                                                                                                                            |                                                            |                                                                                                            |                                                                                       |
| 9        |                                                                          |                                                                                                                                                                            |                                                            |                                                                                                            |                                                                                       |
| 10       |                                                                          |                                                                                                                                                                            |                                                            |                                                                                                            |                                                                                       |

### 3. 「後見人からの意見等について

問3. 問2⑫において、「2. サービス等利用計画に後見人等から本人にとって有益な希望や意見があった」「3. サービス等利用計画に後見人等から本人にとって不利益と思われる希望や意見があった」に○を付けた方にお伺いします。その具体的な内容を以下の表に記載してください。

※上記回答した該当者と最左列の数値と合致する行に内容を記載してください。

|    | 2. サービス等利用計画に後見人等から本人にとって有益な希望や意見があった<br>具体的な内容 | 3. サービス等利用計画に後見人等から本人にとって不利益と思われる希望や意見があった<br>具体的な内容 |
|----|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 1  |                                                 |                                                      |
| 2  |                                                 |                                                      |
| 3  |                                                 |                                                      |
| 4  |                                                 |                                                      |
| 5  |                                                 |                                                      |
| 6  |                                                 |                                                      |
| 7  |                                                 |                                                      |
| 8  |                                                 |                                                      |
| 9  |                                                 |                                                      |
| 10 |                                                 |                                                      |

※成年後見制度を利用している利用者が11人以上いる場合は、紙片を追加してご記入ください。

\*\*\* 調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。 \*\*\*

【調査2】

## 「成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する調査」 調査票

### ＜ご回答に当たってのお願い事項＞

- 本調査は厚生労働省平成29年度障害者総合福祉推進事業により、社会福祉法人昴が補助を受け実施しております。本調査結果は、厚生労働省の今後の成年後見制度の利用促進及び、社会福祉法人による法人後見の活用に関する基礎資料となります。
- 本調査は、現在成年後見制度を利用している障害者がどのような事情や背景によって、成年後見制度の申し立てが必要になった背景や、後見人等の活動実態把握することを目的としています。このことにより、今後、成年後見制度の申し立てが必要な状況に置かれた障害者を把握する参考となり、成年後見制度の利用に適切に結び付けることができるようになることや、成年後見人等の身上監護の参考になると考えています。
- ご回答いただいた結果は、弊会において集計・分析を行い、報告書として取りまとめを行います。ご回答いただいた調査票は統計分析にのみ使用し、回答された貴団体の許可なく団体名等が特定される情報や個人のお名前が公開されることはありません。
- ご回答をいただいた後、同封の返信用封筒に封入・封緘の上、平成29年11月13日（月）までにご投函ください（切手は不要です）。※FAXなども検討

### ＜調査実施主体・調査票内容に関するお問い合わせ先＞

社会福祉法人 昴 平成29年度障害者総合福祉推進事業 事務局  
担当：丹羽・高良

【住 所】〒355-0008 埼玉県東松山市大字大谷590  
【電 話】0493-39-1131（平日午前9時～午後5時）  
【FAX】0493-39-1248  
【メール】research2017@subaru-swc.com

### ＜ご回答にあたって＞

- 本調査は事業所票と個票に分かれています。「事業所票」は貴事業所の概要をお伺いしています。「個票」は貴施設利用者において、後見人等が選任されている方についてお伺いする内容となっています。
- 個票については、お手数ですが該当する人数分をコピーの上、回答をお願いいたします。

【提出期限：平成29年11月13日（月）までに提出をお願いいたします】

## [事業所調査]

問. 貴事業所の概要について伺いたします。以下の各項目についてお答えください。  
平成29年10月1日現在の状況をお答えください

|                                               |           |   |           |   |           |           |
|-----------------------------------------------|-----------|---|-----------|---|-----------|-----------|
| (1) 入所者数 (性別別)                                | 男性        | 人 | 女性        | 人 |           |           |
| (2) 入所者数 (年代別)                                | 19 歳以下    |   | 20 歳～29 歳 |   | 30 歳～39 歳 | 40 歳～49 歳 |
|                                               |           | 人 |           | 人 | 人         | 人         |
|                                               | 50 歳～59 歳 |   | 60 歳～64 歳 |   | 65 歳～69 歳 | 70 歳以上    |
|                                               |           | 人 |           | 人 | 人         | 人         |
| (3)これまで貴施設からグループホーム等へ地域移行した利用者数               |           |   |           |   | 人         |           |
| (3)の人数のうち、後見人等が中心となって、本人に身上監護上の観点から地域移行を行った人数 |           |   |           |   | 人         |           |
| (3)の人数のうち、施設側が中心となって、本人の生活支援の観点から地域移行を行った人数   |           |   |           |   | 人         |           |
| (3)の人数のうち、本人の意思の尊重の観点から地域移行を行った人数             |           |   |           |   | 人         |           |
| (3)の人数のうち、家族の希望で地域移行を行った人数                    |           |   |           |   | 人         |           |
| (3)の人数のうち、後見人等が選任されている人数                      |           |   |           |   | 人         |           |

「後見人等が選任されている人」について以下の手順で調査を行ってください

- ① 「後見人等が選任されている人のリスト」を作成してください
- ② リストに応じ、上から順番に 1 番から番号を振ってください。
- ③ このリストの 1 番から「個票」に記入していただきます  
個票の右上の「該当者番号」に番号を記入します。
- ④ リストにあるすべての人について、個票を記入します。  
例えば、3 人いる場合は、3 人分の個票を作成します。
- ⑤ 「個票」のみを返送し、「リスト」は手元に保管しておいてください。

## 後見人等が選任されている人のリスト

**【ご注意】本票は貴施設・事業所保管用です。返送しないでください。**

[illegible]

**【個票】**※必要な人数分コピーしてご回答ください。

該当者番号

■各設問について、回答してください

|                                                 |                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 性別 [ひとつに○]                                  | 1.男性 2.女性                                                                                                                          |
| (2) 年齢 [数字を記入]                                  | ( ) 歳                                                                                                                              |
| (3) 障害種別 [該当に○ 複数回答可]<br>[主たる障害に◎]              | 1.知的障害 2.精神障害 3.発達障害 4.高次脳機能障害 5.認知症<br>6.その他 ( )                                                                                  |
| (4) 手帳の種類と等級<br>[複数回答可 数字に○]<br>[保有している手帳の等級に○] | 1.療育手帳 (最重度 重度 中度 軽度)<br>2.精神障害者保健福祉手帳 (1級 2級 3級)<br>3.身体障害者福祉手帳 (1級 2級 3級 4級以下)<br>4.いずれも保有していない                                  |
| (5) 障害支援区分 [ひとつに○]<br>[該当の場合は区分に数字記入]           | 1.該当 (区分 )<br>2.非該当<br>3.未申請                                                                                                       |
| (6) 後見類型 [ひとつに○]                                | 1.後見 2.補佐 3.補助                                                                                                                     |
| (7) 本人と後見人の関係<br>[ひとつに○]                        | [親族]1.配偶者 2.親 3.子 4.兄弟姉妹 5.その他親族<br>[第三者]<br>1.弁護士 2.司法書士 3.社会福祉士 4.社会福祉協議会 5.税理士 6.行政書士 7.精神保健福祉士 8.市民後見人 9.その他の法人 10.その他個人       |
| (8) 後見の審判を受けた年<br>[和暦で記載]                       | 年 月                                                                                                                                |
| (9) 法人後見の法人名<br>[(7)で該当する場合のみ記載]                |                                                                                                                                    |
| (10) 申し立ての動機<br>[複数回答可]                         | 1.預貯金等の管理・解約 2.保険金受取 3.不動産の処分 4.相続手続き<br>5.訴訟手続等 6.障害福祉サービスの契約 7.身上監護<br>8.その他 ( )                                                 |
| (11) 申し立ての背景・きっかけ<br>[複数回答可]                    | 1.消費者被害などの社会的トラブルに巻き込まれやすい、巻き込まれた<br>2.養護者による虐待からの保護<br>3.施設として「親亡き後」のために申し立てを勧めた<br>4.家族が、「親亡き後」を見据えて申し和手をした<br>5.不明<br>6.その他 ( ) |
| (12) 後見人が本人に面会する頻度<br>[ひとつに○]                   | 1.月1回以上 2.2～3か月に1回 3.年1～2回<br>4.ほぼ面会に来ない(定期的な電話連絡はある)<br>5.ほぼ面会は来ない(定期的な電話連絡もない)<br>6.その他 ( )                                      |
| (13) 後見人が面会にかける時間<br>[ひとつに○] [平均的な時間を選択]        | 1.10分以内 2.20分以内 3.30分以内<br>4.1時間以内 5.2時間以内                                                                                         |

|                                                   |                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                   | 6.半日以内 7.1 日以内<br>8.それ以上                                                                                                                             |
| (14) 後見人の財産管理<br>[ひとつに○]                          | 1.すべて後見人が管理<br>2.小遣いなど小口は施設が管理し、大口や年金口座は後見人が管理<br>3.すべて施設が管理                                                                                         |
| (15) 後見人の身上監護の活動<br>[複数回答可]                       | 1.後見人は身上監護を行っていない<br>2.本人の意思の聞き取り<br>3.施設職員から本人の様子等の聞き取り<br>4.面接等対面しての契約等の手続き<br>5.郵送等対面によらない契約等の手続き<br>6.面接等対面しての個別支援計画の確認<br>7.郵送等対面によらない個別支援計画の確認 |
| (16) 後見人の施設訪問時の過ごし方 [複数回答可]                       | 1.施設内での面会 2.散歩 3.買い物 4.施設内で一緒に食事 5.外食<br>6.行事への参加 7.その他 ( )                                                                                          |
| (17) 後見人の個別支援会議への参加 [ひとつに○]                       | 1.施設が参加要請し、参加している<br>2.施設が参加要請しているが参加していない<br>3.相談支援専門員が参加要請し、参加している<br>4.相談支援専門員が参加要請しているが参加していない                                                   |
| (18) 後見人から個別支援計画内容への要望 [ひとつに○]                    | 1.なし<br>2.あり → (具体的に )                                                                                                                               |
| (19) 後見人がついてよかったと思う点 [ひとつに○]                      | 1.なし<br>2.あり → (具体的に )                                                                                                                               |
| (20) 後見人がついたことで本人のためにならないと思う点 [ひとつに○]             | 1.なし<br>2.あり → (具体的に )                                                                                                                               |
| (21) 後見人の活動に対して疑問に思う点 [ひとつに○]                     | 1.なし<br>2.あり → (具体的に )                                                                                                                               |
| (22) 後見人の本人の生活状況の把握状況 [ひとつに○]<br>[そのように思う理由記載]    | 1.よく把握している 2.おおむね把握している 3.どちらとみえない<br>4.あまり把握していない 5.まったく把握していない 6.わからない<br>上記回答のように思う理由<br>( )                                                      |
| (23) 後見人は本人の意思決定を支援しているか [ひとつに○]<br>[そのように思う理由記載] | 1.よく支援している 2.おおむね支援している 3.どちらとみえない<br>4.あまり支援していない 5.まったく支援していない 6.わからない<br>上記回答のように思う理由<br>( )                                                      |
| (24) 後見人は本人の意思尊重していると思うか [ひとつに○]<br>[そのように思う理由記載] | 1.そう思う 2.どちらかというと思う 3.どちらともいえない<br>4.あまりそう思わない 5.そう思わない 6.わからない<br>上記回答のように思う理由<br>( )                                                               |



【調査3】

## 「成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する調査」 ご協力のお願い

### ○調査の目的

本調査は、厚生労働省の平成29年度障害者総合福祉推進事業の指定課題9「成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する調査」に基づいて、社会福祉法人昂が補助を受けて行うものです。

平成29年3月24日に閣議決定された、成年後見制度利用促進基本計画において、

- 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

と示されています。

これらから、今後、社会福祉法人が、地域における公益的な取組みによる無償又は低額による福祉サービス等の提供の活用も含めた法人後見の実施が期待されているとともに、当該法人のサービスを利用する障害者等の後見人等を当該法人が受任せざるを得ない場合についての対応について検討することが求められています。

そこで、本調査では、社会福祉法人格を有する市町村社会福祉協議会の法人後見の実施状況について実態把握を行うことを目的とします。

お忙しい中恐縮ですが、**平成30年1月31日投函締切**とさせていただきます。

ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※アンケートの中では、後見人、保佐人、補助人を総称して、「後見人等」と表記します。また、「法人後見」とした場合は、法人が後見、保佐、補助を行う場合の総称とします。

※本調査の結果は統計的に分析し結果を報告書にまとめて公表します。個別の市町村社協名や個人名が公表されることはありません。

※法人後見実施要項等の資料をご提供いただける場合、調査票内に報告書に参考資料として掲載させていただく場合の掲載の可否や社協名の取り扱いにつきまして、ご意向を伺う欄がありますので、ご記入ください。

### <調査実施主体・調査票内容に関するお問い合わせ先>

社会福祉法人昂 平成29年度障害者総合福祉推進事業 事務局（担当：丹羽・高良）

【住 所】〒355-0008 埼玉県東松山市大字大谷590

【電 話】0493-39-1131（平日午前9時～午後5時）【FAX】0493-39-1248

【メール】research2017@subaru-swc.com

# 調査票

問 1. 貴社会福祉協議会では、法人後見を行っていますか？

1. 行っている（平成 年度から）→ 問2以降へ  
2. 行っていない → 問9へ

問2. 貴社会福祉協議会で法人後見を受任している人数は何人ですか？

該当者がいない場合は「0」を記入してください。

- ① 障害者 ( ) 人      ② 高齢者 ( ) 人

問3. 貴社会福祉協議会における法人後見の実施体制を教えてください。

③～⑥について該当がない場合は「0」を記入してください

- ① 法人後見の担当部署名 ( )
- ② 法人後見の担当部署の責任者の職名 ( )
- ③ 法人後見の担当職員数 ( ) 人 内・正職員 ( ) 人、非正規 ( ) 人
- ④ 市民後見人養成講座修了生の活用 ( ) 人
- ⑤ 法人後見に関する外部委員 ( ) 人

職種の内訳 弁護士（ ）人、司法書士（ ）人、社会福祉士（ ）人  
精神保健福祉士（ ）人

その他 ( ) ( ) 人

その他 ( ) ( ) 人

その他 ( ) ( ) 人

その他 ( ) ( ) 人

その他 ( ) ( ) 人

- ⑥ 法人後見に関する貴社会福祉協議会内で行う会議の回数と内容

会議の回数 年 ( ) 回

## 会議の内容

問 4. 貴社会福祉協議会が法人後見を行うための年間の予算を教えてください。また、収入の内訳を教えてください。

平成 29 年度予算 年間 (                      ) 千円

【収入の内訳】

後見等の報酬 ( ) 千円

行政の委託費（ ）千円（国・都道府県・市町村）該当に○

行政の補助金（ ）千円（国・都道府県・市町村）該当に○

行政以外からの補助金（民間の助成団体等）

(補助金の名称： ) ( ) 千円

法人の自己財源による支出（ ）千円

問 5. 貴社会福祉協議会で法人後見を受任している被後見人等のうち、貴社会福祉協議会が提供する障害福祉サービスまたは介護保険サービスを利用している人（利益相反関係に当たる場合）はいますか？また、いる場合、受任に至った理由、家庭裁判所からの意見等ありましたら内訳を別紙 1 で教えてください。

1. いない
2. いる（又はいた） → 内訳を別紙 1 にご記入ください。
3. 当社会福祉協議会では、障害福祉や介護保険サービスを提供していない。

問 6. 貴社会福祉協議会が提供する障害福祉サービスまたは介護保険サービスを利用している人を法人後見で受任するために、利益相反による不利益が起らないように工夫していることがありましたら教えてください。

（例：福祉サービス契約書の代表者を、職務代理者にしている、等）

問 7. 貴社会福祉協議会が提供する障害福祉サービスまたは介護保険サービスを利用している人を法人後見で受任したことにより、利益相反による不利益が被後見人等に及んだと思われることがありましたら教えてください。

1. ある
2. ない

（「1. ある」を選択した場合、その内容をお書きください。例：サービスの契約内容への意見が言いにくそう、等）

問 8. 貴社会福祉協議会が提供する障害福祉サービスまたは介護保険サービスを利用している人を法人後見で受任したことにより、良かったと思われることがありましたら教えてください。

1. ある      2. ない

(「1. ある」を選択した場合、その内容をお書きください。例：利用者の日々の様子が分かり身上監護に反映できる、等)

問 9. (問 1 で②と回答した人のみご回答ください)

今後、貴社会福祉協議会において、法人後見を行う計画はありますか？

① ある (具体的な開始時期：西暦          年          月から開始予定)

② ない

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

※回答内容についてお問合せさせていただく必要が生じた場合のご連絡先 (任意)

市町村社会福祉協議会名 \_\_\_\_\_

部署名 \_\_\_\_\_

ご担当者名 \_\_\_\_\_

ご連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_@\_\_\_\_\_

## VI 検討委員会等の実施状況

### 検討委員会

委員長 曾根 直樹 日本社会事業大学専門職大学院准教授  
久木元 司 社会福祉法人常盤会理事長  
櫻田 なつみ 株式会社マーズ（精神障害当事者）  
代田 秀雄 一般社団法人個人の尊厳を護るための財産管理を考える会専務理事  
菅 富美枝 法政大学経済学部教授  
須田 幸隆 特定非営利活動法人よこはま成年後見センターつばさ理事長  
田中 正博 全国手をつなぐ育成会連合会統括  
東海林 崇 PwCコンサルティング合同会社マネージャー  
誉田 吉明 社会福祉法人昴グループホーム利用者（知的障害当事者）  
丹羽 彩文 社会福祉法人昴

### 厚生労働省担当課・室職員

片桐 公彦 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課  
地域生活支援推進室 虐待防止専門官

### 調査事業担当

事業責任者 高澤 守 社会福祉法人昴理事長  
高良 智 社会福祉法人昴アドヴァンス管理者  
金子 まどか 社会福祉法人昴相談支援事業所イースト  
星川 奈生 社会福祉法人昴西部・比企地域支援センター相談員  
野崎 剛 社会福祉法人昴ハロークリニック臨床心理士  
丹羽 雅子 社会福祉法人昴  
南澤 彩 社会福祉法人昴  
経理責任者 星野 真 社会福祉法人昴事務局長  
北原 知美 社会福祉法人昴

### 第1回検討委員会

日時 平成29年8月25日 13:00～15:00

場所 日本社会事業大学文教キャンパス会議室

### 第2回検討委員会

日時 平成29年12月26日 13:00～15:00

場所 日本社会事業大学文教キャンパス会議室

### 第3回検討委員会

日時 平成30年2月7日 13:00～15:00

場所 日本社会事業大学文教キャンパス会議室

#### 第4回検討委員会

日時 平成30年3月23日 15:00～17:00

場所 日本社会事業大学文教キャンパス会議室

#### VII 成果の公表方法

社会福祉法人昂のホームページに掲載

<http://www.subaru-swc.com/>

厚生労働省 平成 29 年度障害者総合福祉推進事業  
成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する研究  
平成 30 年 3 月  
〒355-0008 埼玉県東松山市大谷 5 9 0  
社会福祉法人 昴  
理事長 高澤 守  
代表電話番号 0 4 9 3 ( 3 9 ) 1 1 3 1

